

鎌ヶ谷市地域防災計画（改訂案）  
新旧対照表

鎌ヶ谷市地域防災計画（改定案） 新旧対照表

【目次】

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
1	目次-1	<p>鎌ヶ谷市地域防災計画</p> <p>目次 (略)</p> <p>第 2 章 計画の基本的な考え方 (略)</p> <p>第 3 節 <u>災害時要援護者</u>及び男女共同参画の視点…………… 3 (略)</p>	目次-1	<p>鎌ヶ谷市地域防災計画</p> <p>目次 (略)</p> <p>第 2 章 計画の基本的な考え方 (略)</p> <p>第 3 節 <u>要配慮者</u>及び男女共同参画の視点…………… 3 (略)</p> <p>文言修正</p>
2	目次-3	<p>第 8 節 <u>災害時要援護者</u>対策のための環境整備… 2- 38</p> <p>第 1 <u>災害時要援護者</u>への対策…………… 2- 38 (略)</p>	目次-3	<p>第 8 節 <u>要配慮者</u>対策のための環境整備… 2- 38</p> <p>第 1 <u>要配慮者</u>への対策…………… 2- 38 (略)</p> <p>文言修正</p>
3	目次-4	<p>(略)</p> <p>第 1 6 節 <u>災害時要援護者</u>対策…………… 3- 95</p> <p>第 1 在宅<u>災害時要援護者</u>への対応…… 3- 95 (略)</p>	目次-4	<p>(略)</p> <p>第 1 6 節 <u>要配慮者</u>対策…………… 3- 95</p> <p>第 1 在宅<u>要配慮者</u>への対応… 3- 95 (略)</p> <p>文言修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
4	目次-8	(略) 第 9 節 <u>災害時要援護者対策のための環境整備</u> …… 2- 41  第 1 <u>災害時要援護者への対策</u> ……………2- 41 (略)	目次-8	(略) 第 9 節 <u>要配慮者対策のための環境整備</u> ……2- 41  第 1 <u>要配慮者への対策</u> …………… 2- 41 (略)
		文言修正		
5	目次-9	(略) 第 1 6 節 <u>災害時要援護者対策</u> …………… 3-101  第 1 <u>在宅災害時要援護者への対応</u> …… 3-101 (略)	目次-9	(略) 第 1 6 節 <u>要配慮者対策</u> …………… 3-101  第 1 <u>在宅要配慮者への対応</u> …………… 3-101 (略)
		文言修正		

【第1編 総則】

No	頁	修正前（平成25年度）	頁	修正後（平成29年度）
6	総-3	<p><b>第2章 計画の基本的な考え方</b> (略)</p> <p><b>第3節 災害時要援護者及び男女共同参画の視点</b></p> <p><b>1 災害時要援護者の視点</b></p> <p>高齢者（特に、ひとり暮らし、要介護等の高齢者）、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人などの<u>災害時要援護者</u>は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。</p> <p>(略)</p> <p>本市でも高齢化が進んでいることから、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、<u>災害時要援護者</u>の視点に立った対策を講じるものとする。</p> <p><b>2 男女共同参画の視点</b></p> <p>(略)</p> <p>これらの被災時や復興段階における女性や<u>要援護者</u>（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）をめぐる諸問題を解決し、男女双方や<u>要援護者</u>の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災・復興に関する施策・方針決定過程等への女性の参画が不可欠であることから、防災・復興に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものと</p>	総-3	<p><b>第2章 計画の基本的な考え方</b> (略)</p> <p><b>第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点</b></p> <p><b>1 要配慮者の視点</b></p> <p>高齢者（特に、ひとり暮らし、要介護等の高齢者）、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人などの<u>要配慮者</u>は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。</p> <p>(略)</p> <p>本市でも高齢化が進んでいることから、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、<u>要配慮者</u>の視点に立った対策を講じるものとする。</p> <p><b>2 男女共同参画の視点</b></p> <p>(略)</p> <p>これらの被災時や復興段階における女性や<u>要配慮者</u>（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）をめぐる諸問題を解決し、男女双方や<u>要配慮者</u>の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災・復興に関する施策・方針決定過程等への女性の参画が不可欠であることから、防災・復興に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものと</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
	総-3	<p>する。</p> <p><b>第 4 節 計画の修正</b></p> <p>本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、鎌ケ谷市防災会議において修正する。したがって、各対策担当課及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を鎌ケ谷市防災会議に提出する。</p> <p>また、防災に関する科学的研究の成果並びに災害による被害の発生状況と災害対策の効果を考え合わせ、恒久的に検討を加える。</p>	総-3	<p>する。</p> <p><b>第 4 節 計画の修正</b></p> <p>本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、鎌ケ谷市防災会議において修正する。したがって、各対策担当課及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を鎌ケ谷市防災会議に提出する。<u>また、市内の自主防災組織等から地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じてこの計画に地区防災計画を定めるものとする。</u></p> <p>また、防災に関する科学的研究の成果並びに災害による被害の発生状況と災害対策の効果を考え合わせ、恒久的に検討を加える。</p> <hr/> <p>地区防災計画の反映について追加【災対法第 4 2 条の 2】</p>
7	総-5	<p><b>第 3 章 防災関係機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第 2 節 千葉県</b></p> <p>（略）</p> <p>6 水道局</p>	総-5	<p><b>第 3 章 防災関係機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第 2 節 千葉県</b></p> <p>（略）</p> <p>6 <u>千葉県水道局</u></p> <hr/> <p>文言追加</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
8	総-7	<p><b>第 3 節 指定地方行政機関</b></p> <p><b>4 関東農政局</b></p> <p><u>(1) 災害予防対策</u></p> <p>① <u>ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること</u></p> <p>② <u>農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること</u></p> <p><u>(2) 応急対策</u></p> <p>① <u>農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</u></p> <p>② <u>災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること</u></p> <p>③ <u>災害時における生鮮食料品等の供給に関すること</u></p> <p>④ <u>災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること</u></p> <p>⑤ <u>土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること</u></p> <p><u>(3) 復旧対策</u></p> <p>① <u>災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る海岸施設及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること</u></p> <p>② <u>災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関すること</u></p> <p><u>(4) その他</u></p> <p>① <u>農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること</u></p> <p>② <u>災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省生産局）</u></p>	総-7	<p><b>第 3 節 指定地方行政機関</b></p> <p><b>4 関東農政局</b></p> <p><u>(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</u></p> <p><u>(2) 応急用食料・物資の支援に関すること</u></p> <p><u>(3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること</u></p> <p><u>(4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</u></p> <p><u>(5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</u></p> <p><u>(6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</u></p> <p><u>(7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</u></p> <p><u>(8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</u></p> <p><u>(9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</u></p> <p><u>(10) 被害農業者に対する金融対策に関すること</u></p>
				文言修正

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
9	総-9	<b>第 5 節 指定公共機関</b> 1 東日本電信電話株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	総-9	<b>第 5 節 指定公共機関</b> 1 東日本電信電話株式会社、 <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 及び <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>  時点修正【千葉県地域防災計画との整合】
10	総-10 ～ 総-11	(略) <b>5 東京電力株式会社</b> (略)  <b>第 6 節 指定地方公共機関</b> (略) 2 新京成電鉄株式会社、東武鉄道株式会社及び北総鉄道株式会社 (略)  <u>6 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム</u>	総-9 ～ 総-11	(略) <b>5 東京電力パワーグリッド株式会社</b> (略) <b>8 ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社</b> <u>(1) 電気通信施設の整備に関すること</u> <u>(2) 災害時における通信サービスの提供に関すること</u> <u>(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</u>  <b>9 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社及び西濃通運株式会社</b> <u>(1) 災害時における物資の輸送に関すること</u>  <b>第 6 節 指定地方公共機関</b> (略) 2 <u>京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、東武鉄道株式会社及び北総鉄道株式会社</u> (略) <b>6 公益社団法人千葉県看護協会</b> <u>(1) 医療救護活動に関すること</u> <u>(2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること</u> <u>7 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム</u>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）								
		7 社団法人千葉県トラック協会及び社団法人千葉県バス協会		8 社団法人千葉県トラック協会及び社団法人千葉県バス協会								
時点修正、関係機関追加【千葉県地域防災計画との整合】												
11	総-11 ～ 総-12	<b>第 7 節 公共的団体等</b> (略) <b>2 公益社団法人千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部</b> (略) 5 鎌ヶ谷市社会福祉協議会	総-11 ～ 総-12	<b>第 7 節 公共的団体等</b> (略) <b>2 公益社団法人千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部</b> (略) 5 <u>社会福祉法人</u> 鎌ヶ谷市社会福祉協議会								
時点修正												
12	総-13	<b>第 4 章 市民及び事業所等の責務</b> <b>第 1 節 市民</b> (略)  <b>■市民の責務</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平常時の備え</th> <th style="width: 50%;">災害時の対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) ② 飲料水や食料の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備 (略) ⑥ <u>災害時要援護者</u>への配慮 (略) ⑨ 過去の災害から得られた教訓の伝承</td> <td>(略) ② 近隣の負傷者、<u>災害時要援護者</u>の救助 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の備え	災害時の対策	(略) ② 飲料水や食料の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備 (略) ⑥ <u>災害時要援護者</u> への配慮 (略) ⑨ 過去の災害から得られた教訓の伝承	(略) ② 近隣の負傷者、 <u>災害時要援護者</u> の救助 (略)	総-13	<b>第 4 章 市民及び事業所等の責務</b> <b>第 1 節 市民</b> (略)  <b>■市民の責務</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平常時の備え</th> <th style="width: 50%;">災害時の対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) ② 飲料水や食料の備蓄（最低 3 日、推奨 <u>1 週間分</u>）、救急用品等の非常持出品の準備 (略) ⑥ <u>要配慮者</u>への配慮 (略) ⑨ 気象警報等発表時や避難勧告等発令時に取るべき行動の確認 ⑩ <u>避難場所等及び避難経路等の確認並びに徒歩による帰宅経路の確認</u> ⑪ 過去の災害から得られた教訓の伝承</td> <td>(略) ② 近隣の負傷者、<u>要配慮者</u>の救助 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の備え	災害時の対策	(略) ② 飲料水や食料の備蓄（最低 3 日、推奨 <u>1 週間分</u> ）、救急用品等の非常持出品の準備 (略) ⑥ <u>要配慮者</u> への配慮 (略) ⑨ 気象警報等発表時や避難勧告等発令時に取るべき行動の確認 ⑩ <u>避難場所等及び避難経路等の確認並びに徒歩による帰宅経路の確認</u> ⑪ 過去の災害から得られた教訓の伝承	(略) ② 近隣の負傷者、 <u>要配慮者</u> の救助 (略)
平常時の備え	災害時の対策											
(略) ② 飲料水や食料の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備 (略) ⑥ <u>災害時要援護者</u> への配慮 (略) ⑨ 過去の災害から得られた教訓の伝承	(略) ② 近隣の負傷者、 <u>災害時要援護者</u> の救助 (略)											
平常時の備え	災害時の対策											
(略) ② 飲料水や食料の備蓄（最低 3 日、推奨 <u>1 週間分</u> ）、救急用品等の非常持出品の準備 (略) ⑥ <u>要配慮者</u> への配慮 (略) ⑨ 気象警報等発表時や避難勧告等発令時に取るべき行動の確認 ⑩ <u>避難場所等及び避難経路等の確認並びに徒歩による帰宅経路の確認</u> ⑪ 過去の災害から得られた教訓の伝承	(略) ② 近隣の負傷者、 <u>要配慮者</u> の救助 (略)											
備蓄、避難勧告等の確認に関する事項を修正・追加												



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																						
13	総-13	<p><b>第 2 節 自主防災組織、住民組織</b> (略)</p> <p>■自主防災活動の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平常時の備え</th> <th>災害時の対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④ 地域住民（災害時要援護者等）の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 防災用資機材等の整備・点検</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 防災体制づくり（多様な住民の参画）</td> <td>⑦ 在宅避難生活支援</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の備え	災害時の対策	(略)	(略)	④ 地域住民（災害時要援護者等）の把握	(略)	⑤ 防災用資機材等の整備・点検	(略)	⑥ 防災体制づくり（多様な住民の参画）	⑦ 在宅避難生活支援	総-13 ～ 総-14	<p><b>第 2 節 自主防災組織、住民組織</b> (略)</p> <p>■自主防災活動の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平常時の備え</th> <th>災害時の対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④ 地域住民（要配慮者等）の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 防災用資機材等の整備・点検</td> <td>⑤ 要配慮者等の避難支援 (略)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 防災体制づくり（多様な住民の参画）</td> <td>⑧ 在宅避難生活支援</td> </tr> <tr> <td>⑦ 行政や地域内の企業・事業所との連携・ 協力体制の整備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><b>第 4 節 ボランティア団体</b></p> <p><u>普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。</u></p> <hr/> <p>文言修正、関係機関との連携体制の整備を追加</p>	平常時の備え	災害時の対策	(略)	(略)	④ 地域住民（要配慮者等）の把握	(略)	⑤ 防災用資機材等の整備・点検	⑤ 要配慮者等の避難支援 (略)	⑥ 防災体制づくり（多様な住民の参画）	⑧ 在宅避難生活支援	⑦ 行政や地域内の企業・事業所との連携・ 協力体制の整備	
平常時の備え	災害時の対策																									
(略)	(略)																									
④ 地域住民（災害時要援護者等）の把握	(略)																									
⑤ 防災用資機材等の整備・点検	(略)																									
⑥ 防災体制づくり（多様な住民の参画）	⑦ 在宅避難生活支援																									
平常時の備え	災害時の対策																									
(略)	(略)																									
④ 地域住民（要配慮者等）の把握	(略)																									
⑤ 防災用資機材等の整備・点検	⑤ 要配慮者等の避難支援 (略)																									
⑥ 防災体制づくり（多様な住民の参画）	⑧ 在宅避難生活支援																									
⑦ 行政や地域内の企業・事業所との連携・ 協力体制の整備																										

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																				
14	総-15	<p><b>第 5 節 防災環境</b></p> <p><b>第 1 節 位置及び概況</b></p> <p>(略)</p> <p>■本市の位置</p> <table border="1"> <tr> <td>市役所の位置</td> <td>北緯35° 46′ 37″ 東経140° 00′ 03″</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>21.11km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>周 囲</td> <td>30.75km</td> </tr> <tr> <td>距 離</td> <td>東西4.97km 南北6.60km</td> </tr> <tr> <td>標 高</td> <td>最高 約30.30m 最低 約7.30m</td> </tr> </table>	市役所の位置	北緯35° 46′ 37″ 東経140° 00′ 03″	面積	21.11km <sup>2</sup>	周 囲	30.75km	距 離	東西4.97km 南北6.60km	標 高	最高 約30.30m 最低 約7.30m	総-15	<p><b>第 5 節 防災環境</b></p> <p><b>第 1 節 位置及び概況</b></p> <p>(略)</p> <p>■本市の位置</p> <table border="1"> <tr> <td>市役所の位置</td> <td>北緯35° 46′ 37″ 東経140° 00′ 03″</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>21.08km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>周 囲</td> <td>30.75km</td> </tr> <tr> <td>距 離</td> <td>東西4.97km 南北6.60km</td> </tr> <tr> <td>標 高</td> <td>最高 約30.30m 最低 約7.30m</td> </tr> </table> <p>市面積の修正</p>	市役所の位置	北緯35° 46′ 37″ 東経140° 00′ 03″	面積	21.08km <sup>2</sup>	周 囲	30.75km	距 離	東西4.97km 南北6.60km	標 高	最高 約30.30m 最低 約7.30m
市役所の位置	北緯35° 46′ 37″ 東経140° 00′ 03″																							
面積	21.11km <sup>2</sup>																							
周 囲	30.75km																							
距 離	東西4.97km 南北6.60km																							
標 高	最高 約30.30m 最低 約7.30m																							
市役所の位置	北緯35° 46′ 37″ 東経140° 00′ 03″																							
面積	21.08km <sup>2</sup>																							
周 囲	30.75km																							
距 離	東西4.97km 南北6.60km																							
標 高	最高 約30.30m 最低 約7.30m																							
15	総-15	<p><b>第 2 節 自然環境</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 気象</b></p> <p>本市の年平均気温は <u>14.8</u>℃ (平成 <u>24</u> 年) である。今までの最高気温は、昭和 46 年に記録した 39.0℃、最低気温は昭和 50 年、53 年に記録した -9.0℃である。</p> <p>年間降水量は <u>1,131</u>mm (平成 <u>24</u> 年) で、全国的に見ても雨量が少ない方である。特に冬季は乾燥した晴天の日が続く。</p>	総-15	<p><b>第 2 節 自然環境</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 気象</b></p> <p>本市の年平均気温は <u>15.7</u>℃ (平成 <u>27</u> 年) である。今までの最高気温は、昭和 46 年に記録した 39.0℃、最低気温は昭和 50 年、53 年に記録した -9.0℃である。</p> <p>年間降水量は <u>1,320.5</u>mm (平成 <u>27</u> 年) で、全国的に見ても雨量が少ない方である。特に冬季は乾燥した晴天の日が続く。</p> <p>時点修正</p>																				

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)
16	総-16	<p><b>第3節 社会環境</b></p> <p><b>1 人口と世帯数</b></p> <p>本市の人口と世帯数は、平成<u>24</u>年3月31日現在、<u>108,814</u>人、<u>45,353</u>世帯（住民基本台帳人口）である。</p> <p>人口は、昭和30年代後半から、都市化に伴い増加を続け、平成8年12月には10万人を越えている。一世帯当たりの人口は約2.4人で、都市化とともに、核家族化も進行している。</p> <p>年齢別人口構成では、平成<u>24</u>年3月31日現在、15歳未満が約<u>13.3</u>%、15歳以上65歳未満が約<u>64.2</u>%、65歳以上が約<u>22.4</u>%となっている。</p> <p><b>2 土地利用</b></p> <p>(略)</p> <p>市全体の土地利用は、平成<u>24</u>年1月1日現在、宅地が約<u>35.0</u>%、畑が約<u>21.8</u>%、山林が約<u>6.9</u>%、田が約<u>2.0</u>%、その他が雑種地等である。</p> <p><b>3 交通</b></p> <p>本市の主要な道路は、国道464号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線等であり、本市と周辺市とを結んでいる。</p> <p>鉄道は、東武野田線、新京成線、北総線が通っている。</p> <p><b>4 ライフライン</b></p> <p>本市の上水道は、昭和46年に県水道局により供用が開始され、給水人口は約8.3万人、普及率は約<u>76.3</u>%（平成<u>23</u>年度末）である。</p> <p>下水道は、昭和59年より供用を開始し、平成<u>24</u>年4月1日現在、処理区域人口は約<u>6.1</u>万人、普及率は約<u>56.2</u>%であり、整備途上にある。</p> <p>ガスは、京葉瓦斯(株)及び戸別プロパンガス、電力は、東京電力(株)によって供給されている。</p>	総-16	<p><b>第3節 社会環境</b></p> <p><b>1 人口と世帯数</b></p> <p>本市の人口と世帯数は、平成<u>27</u>年3月31日現在、<u>109,601</u>人、<u>46,950</u>世帯（住民基本台帳人口）である。</p> <p>人口は、昭和30年代後半から、都市化に伴い増加を続け、平成8年12月には10万人を越えている。一世帯当たりの人口は約2.4人で、都市化とともに、核家族化も進行している。</p> <p>年齢別人口構成では、平成<u>27</u>年3月31日現在、15歳未満が約<u>12.7</u>%、15歳以上65歳未満が約<u>60.8</u>%、65歳以上が約<u>26.5</u>%となっている。</p> <p><b>2 土地利用</b></p> <p>(略)</p> <p>市全体の土地利用は、平成<u>27</u>年1月1日現在、宅地が約<u>35.8</u>%、畑が約<u>21.2</u>%、山林が約<u>6.6</u>%、田が約<u>2.0</u>%、その他が雑種地等である。</p> <p><b>3 交通</b></p> <p>本市の主要な道路は、国道464号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線等であり、本市と周辺市とを結んでいる。</p> <p>鉄道は、東武野田線、新京成線、北総線、<u>成田スカイアクセス線</u>が通っている。</p> <p><b>4 ライフライン</b></p> <p>本市の上水道は、昭和46年に県水道局により供用が開始され、給水人口は約8.3万人、普及率は約<u>76.4</u>%（平成<u>27</u>年3月31日現在）である。</p> <p>下水道は、昭和59年より供用を開始し、平成<u>27</u>年3月31日現在、処理区域人口は約<u>6.5</u>万人、普及率は約<u>59.0</u>%であり、整備途上にある。</p> <p>ガスは、京葉瓦斯(株)及び戸別プロパンガス、電力は、東京電力<u>パワーグリッド</u>(株)によって供給されている。</p>
				時点修正

【第2編 地震編第1章】

No	頁	修正前（平成25年度）	頁	修正後（平成29年度）																																																												
17	地-1-2	<p>第2節 災害履歴（地震）</p> <p>（略）</p> <p>■地震災害一覧（平成25年3月31日時点）</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震名</th> <th>発生年</th> <th>マグニチュード</th> <th>震源</th> <th>被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元禄地震</td> <td>元禄16年(1703年)</td> <td>7.9～8.2</td> <td>相模トラフ</td> <td>記録なし</td> </tr> <tr> <td>安政江戸地震</td> <td>安政2年(1855年)</td> <td>6.9</td> <td>東京湾</td> <td>記録なし</td> </tr> <tr> <td>大正関東地震</td> <td>大正12年(1923年)</td> <td>7.9</td> <td>相模トラフ</td> <td>記録なし</td> </tr> <tr> <td>千葉県東方沖地震</td> <td>昭和62年(1987年)</td> <td>6.7</td> <td>房総半島沖</td> <td>建物一部損壊2棟</td> </tr> <tr> <td>東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)</td> <td>平成23年(2011年)</td> <td>9.0</td> <td>三陸沖</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地震名	発生年	マグニチュード	震源	被害	元禄地震	元禄16年(1703年)	7.9～8.2	相模トラフ	記録なし	安政江戸地震	安政2年(1855年)	6.9	東京湾	記録なし	大正関東地震	大正12年(1923年)	7.9	相模トラフ	記録なし	千葉県東方沖地震	昭和62年(1987年)	6.7	房総半島沖	建物一部損壊2棟	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	平成23年(2011年)	9.0	三陸沖	(略)	地-1-2	<p>第2節 災害履歴（地震）</p> <p>（略）</p> <p>■地震災害一覧（平成28年3月31日時点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震名</th> <th>発生年</th> <th>マグニチュード</th> <th>震源</th> <th>被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元禄地震</td> <td>元禄16年(1703年)</td> <td>7.9～8.2</td> <td>相模トラフ</td> <td>記録なし</td> </tr> <tr> <td>安政江戸地震</td> <td>安政2年(1855年)</td> <td>6.9</td> <td>東京湾</td> <td>記録なし</td> </tr> <tr> <td>大正関東地震</td> <td>大正12年(1923年)</td> <td>7.9</td> <td>神奈川県西部</td> <td>記録なし</td> </tr> <tr> <td>千葉県東方沖地震</td> <td>昭和62年(1987年)</td> <td>6.7</td> <td>千葉県東方沖</td> <td>建物一部損壊2棟</td> </tr> <tr> <td>東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)</td> <td>平成23年(2011年)</td> <td>9.0</td> <td>三陸沖</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>.....</p> <p>時点修正及び文言修正</p>	地震名	発生年	マグニチュード	震源	被害	元禄地震	元禄16年(1703年)	7.9～8.2	相模トラフ	記録なし	安政江戸地震	安政2年(1855年)	6.9	東京湾	記録なし	大正関東地震	大正12年(1923年)	7.9	神奈川県西部	記録なし	千葉県東方沖地震	昭和62年(1987年)	6.7	千葉県東方沖	建物一部損壊2棟	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	平成23年(2011年)	9.0	三陸沖	(略)
地震名	発生年	マグニチュード	震源	被害																																																												
元禄地震	元禄16年(1703年)	7.9～8.2	相模トラフ	記録なし																																																												
安政江戸地震	安政2年(1855年)	6.9	東京湾	記録なし																																																												
大正関東地震	大正12年(1923年)	7.9	相模トラフ	記録なし																																																												
千葉県東方沖地震	昭和62年(1987年)	6.7	房総半島沖	建物一部損壊2棟																																																												
東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	平成23年(2011年)	9.0	三陸沖	(略)																																																												
地震名	発生年	マグニチュード	震源	被害																																																												
元禄地震	元禄16年(1703年)	7.9～8.2	相模トラフ	記録なし																																																												
安政江戸地震	安政2年(1855年)	6.9	東京湾	記録なし																																																												
大正関東地震	大正12年(1923年)	7.9	神奈川県西部	記録なし																																																												
千葉県東方沖地震	昭和62年(1987年)	6.7	千葉県東方沖	建物一部損壊2棟																																																												
東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	平成23年(2011年)	9.0	三陸沖	(略)																																																												

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																								
18	地-1-8	<p><b>第 3 節 災害危険性の予測</b> （略）</p> <p><b>2 地震被害想定</b> （略）</p> <p>(9) その他</p> <p>東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合の地震（M7.3）のその他の被害予測結果を次に示す。</p> <p>1 日後の避難者数は、11,234 人と予測される。避難所を確保しておくことが重要であるが、一方で市民に飲料水や食料等の備蓄を促し、自宅に被害のない人は出来るだけ自宅で生活するよう勧めることも必要である。</p> <p>また、死者数のうち、およそ 4 割が災害時要援護者であると予測される。また、要救出者が多く予測されることから、地域における災害時要援護者の避難支援や倒壊家屋からの救出・救助活動などが重要となる。</p>	地-1-8	<p><b>第 3 節 災害危険性の予測</b> （略）</p> <p><b>2 地震被害想定</b> （略）</p> <p>(9) その他</p> <p>東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合の地震（M7.3）のその他の被害予測結果を次に示す。</p> <p>1 日後の避難者数は、11,234 人と予測される。避難所を確保しておくことが重要であるが、一方で市民に飲料水や食料等の備蓄を促し、自宅に被害のない人は出来るだけ自宅で生活するよう勧めることも必要である。</p> <p>また、死者数のうち、およそ 4 割が要配慮者であると予測される。また、要救出者が多く予測されることから、地域における要配慮者の避難支援や倒壊家屋からの救出・救助活動などが重要となる。</p> <p>-----</p> <p>文言修正</p>																								
19	地-1-9	<p>■その他の被害予測結果</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者の死者数</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	災害時要援護者の死者数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地-1-9	<p>■その他の被害予測結果</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者の死者数</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>-----</p> <p>時点修正、文言修正</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	要配慮者の死者数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
災害時要援護者の死者数	(略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
要配慮者の死者数	(略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											

【第2編 地震編第2章】

No	頁	修正前（平成25年度）	頁	修正後（平成29年度）																														
20	地-2-1	<p>第1節 災害に強い都市づくり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">◆項目と実施担当</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">(略)</th> <th style="width: 20%;">(略)</th> <th style="width: 70%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 ライフライン施設 等の整備</td> <td>                     1 上水道施設の整備                      2 下水道施設の整備                      3 ガス施設の整備                      4 電気施設の整備                      5 電話施設の整備                      6 危険物施設の整備                 </td> <td>                     責任者：都市建設部長、消防長                      担当：下水道課、消防本部                      関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株)、                      東京電力(株)、                      東日本電信電話(株)、                      (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	◆項目と実施担当			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第3 ライフライン施設 等の整備	1 上水道施設の整備 2 下水道施設の整備 3 ガス施設の整備 4 電気施設の整備 5 電話施設の整備 6 危険物施設の整備	責任者：都市建設部長、消防長 担当：下水道課、消防本部 関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株)、 東京電力(株)、 東日本電信電話(株)、 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	(略)	(略)	(略)	地-2-1	<p>第1節 災害に強い都市づくり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">◆項目と実施担当</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">(略)</th> <th style="width: 20%;">(略)</th> <th style="width: 70%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 ライフライン施設 等の整備</td> <td>                     1 上水道施設の整備                      2 下水道施設の整備                      3 ガス施設の整備                      4 電気施設の整備                      5 電話施設の整備                      6 危険物施設の整備                 </td> <td>                     責任者：都市建設部長、消防長                      担当：下水道課、消防本部                      関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株)、                      東京電力パワーグリッド(株)、                      東日本電信電話(株)、                      (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">時点修正</p>	◆項目と実施担当			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第3 ライフライン施設 等の整備	1 上水道施設の整備 2 下水道施設の整備 3 ガス施設の整備 4 電気施設の整備 5 電話施設の整備 6 危険物施設の整備	責任者：都市建設部長、消防長 担当：下水道課、消防本部 関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株)、 東京電力パワーグリッド(株)、 東日本電信電話(株)、 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	(略)	(略)	(略)
◆項目と実施担当																																		
(略)	(略)	(略)																																
(略)	(略)	(略)																																
第3 ライフライン施設 等の整備	1 上水道施設の整備 2 下水道施設の整備 3 ガス施設の整備 4 電気施設の整備 5 電話施設の整備 6 危険物施設の整備	責任者：都市建設部長、消防長 担当：下水道課、消防本部 関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株)、 東京電力(株)、 東日本電信電話(株)、 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ																																
(略)	(略)	(略)																																
◆項目と実施担当																																		
(略)	(略)	(略)																																
(略)	(略)	(略)																																
第3 ライフライン施設 等の整備	1 上水道施設の整備 2 下水道施設の整備 3 ガス施設の整備 4 電気施設の整備 5 電話施設の整備 6 危険物施設の整備	責任者：都市建設部長、消防長 担当：下水道課、消防本部 関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株)、 東京電力パワーグリッド(株)、 東日本電信電話(株)、 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ																																
(略)	(略)	(略)																																
21	地-2-1 ～2-2	<p>第1 災害に強い市街地の整備</p> <p>1 市街地の整備</p> <p>住みよい市街地の形成及び機能的な都市活動の確保を目指すとともに</p>	地-2-1 ～2-2	<p>第1 災害に強い市街地の整備</p> <p>1 市街地の整備</p> <p>住みよい市街地の形成及び機能的な都市活動の確保を目指すとともに</p>																														

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>に、災害を最小限に食い止めるために、<u>市街地整備事業</u>を基本として、地区計画制度や建築協定など地域の特性や実状に応じた都市づくりを推進する。</p> <p>（略）</p> <p><b>2 防災空間の確保</b></p> <p>(1) 良好な緑地の保全</p> <p>都市緑地法に基づく制度を総合的かつ計画的に活用し、良好な緑地の保全によって防災空間の整備、拡大を図る。</p> <p>また、林地や農地も雨水の貯留効果やがけ崩れ等の防止効果を有するため、開発等の規制を行い保全を図る。</p>		<p>に、災害を最小限に食い止めるために、<u>市街地開発事業等</u>を基本として、地区計画制度や建築協定など地域の特性や実状に応じた都市づくりを推進する。</p> <p>（略）</p> <p><b>2 防災空間の確保</b></p> <p>(1) 良好な緑地の保全</p> <p>都市緑地法に基づく制度を総合的かつ計画的に活用し、良好な緑地の保全によって防災空間の整備、拡大を図る。</p> <p>また、林地や農地も雨水の貯留効果やがけ崩れ等の防止効果を有するため、<u>無秩序な開発等</u>の規制を行い保全を図る。</p> <p>文言修正</p>
22	地-2-4	<p><b>第3 ライフライン施設等の整備</b></p> <p>（略）</p> <p><b>4 電気施設の整備</b></p> <p>(1) 災害予防計画目標</p> <p>建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、<u>道路橋設計示方書</u>などの基準水平震度とする。</p> <p>(2) 防災施設の現況</p> <p>① 変電設備</p> <p>最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3～0.5 G、機器基礎の耐震設計は水平加速度0.2 Gを下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各<u>係数</u>により補正している。</p>	地-2-4	<p><b>第3 ライフライン施設等の整備</b></p> <p>（略）</p> <p><b>4 電気施設の整備</b></p> <p>(1) 災害予防計画目標</p> <p>建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、<u>道路橋示方書</u>などの基準水平震度とする。</p> <p>(2) 防災施設の現況</p> <p>① 変電設備</p> <p>最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3～0.5 G、機器基礎の耐震設計は水平加速度0.2 Gを下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各<u>係数</u>により補正している。</p> <p>文言修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
23	地-2-7 ～8	<p><b>第 4 建築物等の耐震化・不燃化</b></p> <p><b>1 建築物の耐震化</b></p> <p>(1) 既存建築物の耐震診断・改修の促進 (略)</p> <p>■ 緊急性の高い施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>② 高齢者、身体障がい者等災害時要援護者が利用する建築物 (社会福祉施設、老人保健施設等)</p> <p>③ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物（百貨店、劇場、映画館等）</p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p> <p><b>2 建築物の不燃化</b></p> <p>(1) 防火、準防火地域の指定</p> <p>木造建物や飲食店が集中し、震災により大きな被害の生じるおそれのある地域においては、耐火建築物、準耐火建築物又は防火建築物の建築を促進するため、防火地域、準防火地域の指定を検討する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 ブロック塀等の安全対策</b></p> <p>(1) ブロック塀等対策</p> <p>ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、所有者による自主的な点検、補強が図れるよう、技術的な相談、指導に努める。</p> <p>また、小学校、幼稚園等の通学路に面したブロック塀等を対象に点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。</p> <p>(略)</p> <p><b>5 家具・大型家電の転倒防止対策</b></p> <p>市は、市ホームページ、<u>広報かまがや</u>、パンフレット及び市民対象</p>	地-2-7 ～8	<p><b>第 4 建築物等の耐震化・不燃化</b></p> <p><b>1 建築物の耐震化</b></p> <p>(1) 既存建築物の耐震診断・改修の促進 (略)</p> <p>■ 緊急性の高い施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>② 高齢者、身体障がい者等要配慮者が利用する建築物 (社会福祉施設、老人保健施設等)</p> <p>③ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定既存耐震不適格建築物</p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p> <p><b>2 建築物の不燃化</b></p> <p>(1) 防火、準防火地域の指定</p> <p>木造建物や飲食店が集中し、震災により大きな被害の生じるおそれのある地域においては、耐火建築物、準耐火建築物等の建築を促進するため、防火地域、準防火地域の指定を検討する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 ブロック塀等の安全対策</b></p> <p>(1) ブロック塀等対策</p> <p>ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、<u>ブロック塀の耐震化や生け垣化が重要であることから</u>、所有者による自主的な点検、補強が図れるよう、技術的な相談、指導に努める。</p> <p>また、小学校、幼稚園等の通学路に面したブロック塀等を対象に点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。</p> <p>(略)</p> <p><b>5 家具・大型家電の転倒防止対策</b></p> <p>市は、市ホームページ、<u>広報紙</u>、パンフレット及び市民対象の各種</p>



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																		
		<p>の各種イベント等において、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。</p> <p><b>6 エレベーターにおける閉じ込め対策</b></p> <p>(1) エレベーターの閉じ込め対策</p> <p>地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。</p> <p>(略)</p>		<p>イベント等において、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。</p> <p><b>6 エレベーター及びエスカレーターの安全対策</b></p> <p>(1) エレベーターの閉じ込め対策</p> <p>地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) エスカレーターの脱落対策</u></p> <p><u>震災時において、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっているため、定期報告等の機会を捉え、建築物の所有者等に対し、安全対策を講ずるよう啓発に努める。</u></p>																																		
				文言修正																																		
24	地-2-9	<p><b>第2節 地盤災害防止対策</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">◆項目と実施担当</th> </tr> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1 土砂災害危険箇所 の調査把握</td> <td>1 土砂災害危険箇所の調査把握</td> <td rowspan="3">責任者：都市建設部長、市民生活部長、消防長 担当：道路河川整備課、道路河川管理課、建築住宅課、安全対策課、消防本部、秘書広報課</td> </tr> <tr> <td>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定</td> </tr> <tr> <td>3 住民への公表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	◆項目と実施担当			項目		実施担当	第1 土砂災害危険箇所 の調査把握	1 土砂災害危険箇所の調査把握	責任者：都市建設部長、市民生活部長、消防長 担当：道路河川整備課、道路河川管理課、建築住宅課、安全対策課、消防本部、秘書広報課	2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定	3 住民への公表	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地-2-9	<p><b>第2節 地盤災害防止対策</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">◆項目と実施担当</th> </tr> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1 土砂災害危険箇所 の調査把握</td> <td>1 土砂災害危険箇所の調査把握</td> <td rowspan="3">責任者：都市建設部長、市民生活部長、消防長、<u>総務企画部長</u> 担当：道路河川整備課、道路河川管理課、建築住宅課、安全対策課、消防本部、秘書広報課</td> </tr> <tr> <td>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定</td> </tr> <tr> <td>3 住民への公表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	◆項目と実施担当			項目		実施担当	第1 土砂災害危険箇所 の調査把握	1 土砂災害危険箇所の調査把握	責任者：都市建設部長、市民生活部長、消防長、 <u>総務企画部長</u> 担当：道路河川整備課、道路河川管理課、建築住宅課、安全対策課、消防本部、秘書広報課	2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定	3 住民への公表	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
◆項目と実施担当																																						
項目		実施担当																																				
第1 土砂災害危険箇所 の調査把握	1 土砂災害危険箇所の調査把握	責任者：都市建設部長、市民生活部長、消防長 担当：道路河川整備課、道路河川管理課、建築住宅課、安全対策課、消防本部、秘書広報課																																				
	2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定																																					
	3 住民への公表																																					
(略)	(略)	(略)																																				
(略)	(略)	(略)																																				
◆項目と実施担当																																						
項目		実施担当																																				
第1 土砂災害危険箇所 の調査把握	1 土砂災害危険箇所の調査把握	責任者：都市建設部長、市民生活部長、消防長、 <u>総務企画部長</u> 担当：道路河川整備課、道路河川管理課、建築住宅課、安全対策課、消防本部、秘書広報課																																				
	2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定																																					
	3 住民への公表																																					
(略)	(略)	(略)																																				
(略)	(略)	(略)																																				

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																																				
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)		(略)	(略)	(略)		(略)			(略)			(略)		(略)	(略)	(略)		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)		(略)	(略)	(略)		(略)			(略)			(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																						
	(略)																																							
	(略)																																							
	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																						
	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																						
	(略)																																							
	(略)																																							
	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																						
				実施担当責任者を追加修正																																				
25	地-2-10	<p><b>第 2 節 地盤災害防止対策</b> (略)</p> <p><b>第 1 土砂災害危険箇所の調査把握</b> (略)</p> <p><b>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域<sup>※</sup>の指定</b> (略)</p> <p>本市では、平成 25 年 4 月現在、土砂災害警戒区域は 3 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 2 箇所）指定されている。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 住民への公表</b></p> <p>土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を次の方法により公表する。</p> <p>■住民への公表の方法</p> <table border="1"> <tr> <td>① 地域防災計画への掲載</td> </tr> <tr> <td>② 防災マップの作成、配布</td> </tr> <tr> <td>③ 広報紙への掲載</td> </tr> <tr> <td>④ 市ホームページ</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	① 地域防災計画への掲載	② 防災マップの作成、配布	③ 広報紙への掲載	④ 市ホームページ	地-2-10	<p><b>第 2 節 地盤災害防止対策</b> (略)</p> <p><b>第 1 土砂災害危険箇所の調査把握</b> (略)</p> <p><b>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域<sup>※</sup>の指定</b> (略)</p> <p>本市では、平成 28 年 4 月現在、土砂災害警戒区域は 3 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 2 箇所）指定されている。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 住民への公表</b></p> <p>土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を次の方法により公表する。</p> <p>■住民への公表の方法</p> <table border="1"> <tr> <td>① 地域防災計画への掲載</td> </tr> <tr> <td>② 防災マップの作成、配布</td> </tr> <tr> <td>③ 広報紙への掲載</td> </tr> <tr> <td>④ 市ホームページ</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> </tr> </table>	① 地域防災計画への掲載	② 防災マップの作成、配布	③ 広報紙への掲載	④ 市ホームページ	⑤ その他																											
① 地域防災計画への掲載																																								
② 防災マップの作成、配布																																								
③ 広報紙への掲載																																								
④ 市ホームページ																																								
① 地域防災計画への掲載																																								
② 防災マップの作成、配布																																								
③ 広報紙への掲載																																								
④ 市ホームページ																																								
⑤ その他																																								

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><b>第 2 急傾斜地対策</b></p> <p><b>1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理</b></p> <p>市は、県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）に基づいて行う急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等について、協力をする。</p> <p>なお、本市では、平成 25 年 4 月現在、急傾斜地崩壊危険区域は 1 箇所（下西山地区）指定されている。</p> <p>（略）</p>		<p>（略）</p> <p><b>第 2 急傾斜地対策</b></p> <p><b>1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理</b></p> <p>市は、県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）に基づいて行う急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等について、協力をする。</p> <p>なお、本市では、平成 28 年 4 月現在、急傾斜地崩壊危険区域は 1 箇所（下西山地区）指定されている。</p> <p>（略）</p> <hr/> <p>文言追加、時点修正</p>
26	地-2-11	<p>（略）</p> <p><b>第 3 警戒避難体制の整備</b></p> <p>（略）</p> <p>■警戒避難体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 避難準備情報、避難勧告等の発令 （略）</p> <p>③ 避難場所、避難路の確保</p> <p>④ 災害時要援護者への情報伝達及び避難体制の確保</p> <p>⑤ 災害時要援護者施設に対する情報伝達方法の明確化 （略）</p> </div>	地-2-11	<p>（略）</p> <p><b>第 3 警戒避難体制の整備</b></p> <p>（略）</p> <p>■警戒避難体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の発令 （略）</p> <p>③ 緊急避難場所、避難路の確保</p> <p>④ 要配慮者への情報伝達及び避難体制の確保</p> <p>⑤ 要配慮者施設に対する情報伝達方法の明確化 （略）</p> </div> <hr/> <p>文言修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
27	地-2-11 ～12	<p><b>第 4 液状化対策</b></p> <p>地震時において液状化現象の発生が予想される地域においては、県が平成 23 年度に実施した液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性等の結果を踏まえ、液状化対策を推進する。</p> <p>（略）</p> <p><b>4 液状化における生活支援</b></p> <p>液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障がい者等の災害時要援護者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。</p> <p>これらの在宅の災害時要援護者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや習志野健康福祉センター（保健所）、市社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。</p> <p>（略）</p>	地-2-11 ～12	<p><b>第 4 液状化対策</b></p> <p>地震時、液状化現象の発生が予想される地域においては、県が平成 23 年度に実施した液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性等の結果を踏まえ、液状化対策を推進する。</p> <p>（略）</p> <p><b>4 液状化における生活支援</b></p> <p>液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障がい者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。</p> <p>これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや習志野健康福祉センター（保健所）、市社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。</p> <p>（略）</p> <hr/> <p>文言修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																											
28	地-2-13	<p><b>第5 地盤沈下の防止</b></p> <p><b>1 法令に基づく地下水汲上げ規制</b></p> <p>(略)</p> <p>■各法令に基づく地下水汲上げ規制の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法令名</th> <th colspan="2">許可基準</th> <th rowspan="2">規制対象</th> </tr> <tr> <th>ストレーナの位置</th> <th>吐出口断面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物用地下水の採取の規制に関する法律</td> <td>650m 以深</td> <td>21cm<sup>2</sup> 以下</td> <td>建築物用地下水（冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計 150 m<sup>2</sup>以上）</td> </tr> <tr> <td>県環境保全条例</td> <td>650m 以深</td> <td>21cm<sup>2</sup> 以下</td> <td>工業用水法、<u>ビル用水法</u>に規定される用水、水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha 以上）での散水。 ただし、<u>ビル用水法</u>の指定地域にあっては、ビル用水を、また工業用水法の指定地域にあっては、工業用水をそれぞれ除く。</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	許可基準		規制対象	ストレーナの位置	吐出口断面積	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	650m 以深	21cm <sup>2</sup> 以下	建築物用地下水（冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計 150 m <sup>2</sup> 以上）	県環境保全条例	650m 以深	21cm <sup>2</sup> 以下	工業用水法、 <u>ビル用水法</u> に規定される用水、水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha 以上）での散水。 ただし、 <u>ビル用水法</u> の指定地域にあっては、ビル用水を、また工業用水法の指定地域にあっては、工業用水をそれぞれ除く。	<p><b>第5 地盤沈下の防止</b></p> <p><b>1 法令に基づく地下水汲上げ規制</b></p> <p>(略)</p> <p>■各法令に基づく地下水汲上げ規制の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法令名</th> <th colspan="2">許可基準</th> <th rowspan="2">規制対象</th> </tr> <tr> <th>ストレーナの位置</th> <th>吐出口断面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物用地下水の採取の規制に関する法律</td> <td>650m 以深</td> <td>21cm<sup>2</sup> 以下</td> <td>建築物用地下水（冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計 150 m<sup>2</sup>を超えるもの）</td> </tr> <tr> <td>県環境保全条例</td> <td>650m 以深</td> <td>21cm<sup>2</sup> 以下</td> <td>工業用水法、<u>建築物用地下水の採取の規制に関する法律</u>に規定される用水、水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha 以上）での散水。 ただし、<u>建築物用地下水の採取の規制に関する法律</u>の指定地域にあっては、ビル用水を、また工業用水法の指定地域にあっては、工業用水をそれぞれ除く。</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	許可基準		規制対象	ストレーナの位置	吐出口断面積	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	650m 以深	21cm <sup>2</sup> 以下	建築物用地下水（冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計 150 m <sup>2</sup> を超えるもの）	県環境保全条例	650m 以深	21cm <sup>2</sup> 以下	工業用水法、 <u>建築物用地下水の採取の規制に関する法律</u> に規定される用水、水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha 以上）での散水。 ただし、 <u>建築物用地下水の採取の規制に関する法律</u> の指定地域にあっては、ビル用水を、また工業用水法の指定地域にあっては、工業用水をそれぞれ除く。
法令名	許可基準			規制対象																											
	ストレーナの位置	吐出口断面積																													
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	650m 以深	21cm <sup>2</sup> 以下	建築物用地下水（冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計 150 m <sup>2</sup> 以上）																												
県環境保全条例	650m 以深	21cm <sup>2</sup> 以下	工業用水法、 <u>ビル用水法</u> に規定される用水、水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha 以上）での散水。 ただし、 <u>ビル用水法</u> の指定地域にあっては、ビル用水を、また工業用水法の指定地域にあっては、工業用水をそれぞれ除く。																												
法令名	許可基準		規制対象																												
	ストレーナの位置	吐出口断面積																													
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	650m 以深	21cm <sup>2</sup> 以下	建築物用地下水（冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計 150 m <sup>2</sup> を超えるもの）																												
県環境保全条例	650m 以深	21cm <sup>2</sup> 以下	工業用水法、 <u>建築物用地下水の採取の規制に関する法律</u> に規定される用水、水道用水、農業用水、鉱業用水、ゴルフ場（10ha 以上）での散水。 ただし、 <u>建築物用地下水の採取の規制に関する法律</u> の指定地域にあっては、ビル用水を、また工業用水法の指定地域にあっては、工業用水をそれぞれ除く。																												
				訂正及び文言修正																											

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																														
29	地-2-14	<b>第 3 節 防災拠点の整備</b>  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">◆項目と実施担当</th> </tr> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 防災拠点施 設の整備</td> <td>1 本部施設の整備</td> <td rowspan="3">責任者：市民生活部長 担 当：安全対策課、契約管財課</td> </tr> <tr> <td>2 代替施設の確保</td> </tr> <tr> <td>3 地域拠点の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 通信体制の 整備</td> <td>1 通信施設の整備</td> <td rowspan="2">責任者：市民生活部長 担 当：安全対策課</td> </tr> <tr> <td>2 情報通信体制の 整備</td> </tr> </tbody> </table>	◆項目と実施担当			項 目		実施担当	第 1 防災拠点施 設の整備	1 本部施設の整備	責任者：市民生活部長 担 当：安全対策課、契約管財課	2 代替施設の確保	3 地域拠点の整備	第 2 通信体制の 整備	1 通信施設の整備	責任者：市民生活部長 担 当：安全対策課	2 情報通信体制の 整備	地-2-14	<b>第 3 節 防災拠点の整備</b>  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">◆項目と実施担当</th> </tr> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 防災拠点施 設の整備</td> <td>1 本部施設の整備</td> <td rowspan="3">責任者：市民生活部長、<u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、契約管財課</td> </tr> <tr> <td>2 代替施設の確保</td> </tr> <tr> <td>3 地域拠点の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 通信体制の 整備</td> <td>1 通信施設の整備</td> <td rowspan="2">責任者：市民生活部長、<u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、契約管財課</td> </tr> <tr> <td>2 情報通信体制の 整備</td> </tr> </tbody> </table>	◆項目と実施担当			項 目		実施担当	第 1 防災拠点施 設の整備	1 本部施設の整備	責任者：市民生活部長、 <u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、契約管財課	2 代替施設の確保	3 地域拠点の整備	第 2 通信体制の 整備	1 通信施設の整備	責任者：市民生活部長、 <u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、契約管財課	2 情報通信体制の 整備
◆項目と実施担当																																		
項 目		実施担当																																
第 1 防災拠点施 設の整備	1 本部施設の整備	責任者：市民生活部長 担 当：安全対策課、契約管財課																																
	2 代替施設の確保																																	
	3 地域拠点の整備																																	
第 2 通信体制の 整備	1 通信施設の整備	責任者：市民生活部長 担 当：安全対策課																																
	2 情報通信体制の 整備																																	
◆項目と実施担当																																		
項 目		実施担当																																
第 1 防災拠点施 設の整備	1 本部施設の整備	責任者：市民生活部長、 <u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、契約管財課																																
	2 代替施設の確保																																	
	3 地域拠点の整備																																	
第 2 通信体制の 整備	1 通信施設の整備	責任者：市民生活部長、 <u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、契約管財課																																
	2 情報通信体制の 整備																																	
30	地-2-18	<b>第 4 節 災害に強い組織・人づくり</b> <b>◆項目と実施担当</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">責 任 者：市民生活部長、消防長、 担 当：安全対策課、消防本部、 担 当：商工振興課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 防災広報</td> <td></td> <td>責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、 生涯学習部長、消防長 担 当：安全対策課、秘書広報課、 教育総務課、消防本部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	責 任 者：市民生活部長、消防長、 担 当：安全対策課、消防本部、 担 当：商工振興課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 3 防災広報		責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、 生涯学習部長、消防長 担 当：安全対策課、秘書広報課、 教育総務課、消防本部	(略)	(略)	(略)	地-2-18	<b>第 4 節 災害に強い組織・人づくり</b> <b>◆項目と実施担当</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">責 任 者：市民生活部長、消防長、<u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、消防本部、 担 当：商工振興課、総務課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 防災広報</td> <td></td> <td>責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、 生涯学習部長、消防長 担 当：安全対策課、秘書広報課、 学校教育課、消防本部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>市業務継続計画（BCP）の運用について、現実的には、通常業務の行政管理を総務課で、災害業務の管理を安全対策課で担うこととなることから、担当課に総務課を追記</p>	(略)	(略)	責 任 者：市民生活部長、消防長、 <u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、消防本部、 担 当：商工振興課、総務課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 3 防災広報		責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、 生涯学習部長、消防長 担 当：安全対策課、秘書広報課、 学校教育課、消防本部	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	責 任 者：市民生活部長、消防長、 担 当：安全対策課、消防本部、 担 当：商工振興課																																
	(略)																																	
	(略)																																	
(略)	(略)	(略)																																
第 3 防災広報		責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、 生涯学習部長、消防長 担 当：安全対策課、秘書広報課、 教育総務課、消防本部																																
(略)	(略)	(略)																																
(略)	(略)	責 任 者：市民生活部長、消防長、 <u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、消防本部、 担 当：商工振興課、総務課																																
	(略)																																	
	(略)																																	
(略)	(略)	(略)																																
第 3 防災広報		責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、 生涯学習部長、消防長 担 当：安全対策課、秘書広報課、 学校教育課、消防本部																																
(略)	(略)	(略)																																

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
31	地-2-19	<p><b>第 1 組織の整備</b></p> <p><b>1 防災組織の整備</b></p> <p>（略）</p> <p>(4) 市業務継続計画（BCP）の策定</p> <p><u>市は、大規模地震等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、市業務継続計画（BCP）を策定し、災害発生時の行政機能の確保等に努める。</u></p> <p>（略）</p> <p><b>2 自主防災組織の育成</b></p> <p>(1) 自主防災組織の結成</p> <p>地域における防災は、住民一人ひとりが、自分の住む地域は自分が守るとの観点から、自主防災組織を結成し、出火防止、初期消火、救出救護、避難等を行うことが大切である。特に、高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>の所在を把握し、災害時には救出、避難等の支援活動が必要である。</p> <p>そこで、地域の防災活動の推進を図るため、障がい者団体等とのコミュニケーションの機会の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を踏まえ、自治会等を単位に自主防災組織（平成 24 年度末 92 組織）の育成を促進する。</p> <p>(2) 活動支援</p> <p>自主防災組織の活動を行ううえで必要な資機材について、予算の範囲内において購入を助成し、譲渡又は貸与することにより支援する。</p> <p>（略）</p>	地-2-19	<p><b>第 1 組織の整備</b></p> <p><b>1 防災組織の整備</b></p> <p>（略）</p> <p>(4) 市業務継続計画（BCP）の発動及び改訂</p> <p><u>市は、大規模地震等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持するため、市業務継続計画（BCP）を発動基準に則り発動する。</u></p> <p><u>また、組織の改編や事務分掌の変更等により必要があるときは、市業務継続計画（BCP）の見直しや改訂を行う。</u></p> <p>（略）</p> <p><b>2 自主防災組織の育成</b></p> <p>(1) 自主防災組織の結成</p> <p>地域における防災は、住民一人ひとりが、自分の住む地域は自分が守るとの観点から、自主防災組織を結成し、出火防止、初期消火、救出救護、避難等を行うことが大切である。特に、高齢者、障がい者等の<u>要配慮者</u>の所在を把握し、災害時には救出、避難等の支援活動が必要である。</p> <p>そこで、地域の防災活動の推進を図るため、障がい者団体等とのコミュニケーションの機会の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を踏まえ、自治会等を単位に自主防災組織（平成 28 年度末 94 組織）の育成を促進する。</p> <p>(2) 活動支援</p> <p>自主防災組織の活動を行ううえで必要な資器材について、予算の範囲内において購入を助成し、譲渡又は貸与することにより支援する。</p> <p>（略）</p> <hr/> <p>策定の終了した市業務継続計画（BCP）の発動及び改訂について、</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）								
				明記 文言修正 時点修正 資器材交付要綱に基づき、「器」に字句修正								
32	地-2-20	<p>■自主防災組織の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>平常時</td> <td>(略) ⑥ 災害時要援護者対策(災害時要援護者の把握、支援方法の整理など) (略)</td> </tr> <tr> <td>発災時</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	平常時	(略) ⑥ 災害時要援護者対策(災害時要援護者の把握、支援方法の整理など) (略)	発災時	(略)	地-2-20	<p>■自主防災組織の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>平常時</td> <td>(略) ⑥ 要配慮者対策(要配慮者の把握、支援方法の整理など) (略)</td> </tr> <tr> <td>発災時</td> <td>(略) ⑧ 避難行動要支援者の避難支援</td> </tr> </table> <p>文言修正</p>	平常時	(略) ⑥ 要配慮者対策(要配慮者の把握、支援方法の整理など) (略)	発災時	(略) ⑧ 避難行動要支援者の避難支援
平常時	(略) ⑥ 災害時要援護者対策(災害時要援護者の把握、支援方法の整理など) (略)											
発災時	(略)											
平常時	(略) ⑥ 要配慮者対策(要配慮者の把握、支援方法の整理など) (略)											
発災時	(略) ⑧ 避難行動要支援者の避難支援											
33	地-2-21	<p>(略)</p> <p><b>第2 防災訓練</b></p> <p><b>1 総合防災訓練</b></p> <p>市は、災害時の円滑な活動が図れるよう、大規模地震等の発生を想定して、国、県、各防災関係機関、協定締結市町村、教育機関、企業及び住民との協力のもと、総合訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、多くの防災関係機関や自主防災組織、企業等の参加を求めるとともに、<u>災害時要援護者</u>や多様な世代が参加できるよう工夫を行うものとする。</p> <p>■総合防災訓練の訓練項目</p> <table border="1"> <tr> <td>(略) ⑤ 応援要請訓練 (略)</td> <td>⑪ 帰宅困難者訓練</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略) ⑤ 応援要請訓練 (略)	⑪ 帰宅困難者訓練	地-2-21	<p>(略)</p> <p><b>第2 防災訓練</b></p> <p><b>1 総合防災訓練</b></p> <p>市は、災害時の円滑な活動が図れるよう、大規模地震等の発生を想定して、国、県、各防災関係機関、協定締結市町村、教育機関、企業及び住民との協力のもと、総合訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、多くの防災関係機関や自主防災組織、企業等の参加を求めるとともに、<u>要配慮者</u>や多様な世代が参加できるよう工夫を行うものとする。</p> <p>■総合防災訓練の訓練項目</p> <table border="1"> <tr> <td>(略) ⑤ 応 (略)</td> <td>⑪ 帰宅困難者訓練_等</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略) ⑤ 応 (略)	⑪ 帰宅困難者訓練_等				
(略) ⑤ 応援要請訓練 (略)	⑪ 帰宅困難者訓練											
(略) ⑤ 応 (略)	⑪ 帰宅困難者訓練_等											



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><b>2 個別防災訓練</b> （略） （3）職員の訓練</p> <p>市役所の各部各課単位に、非常招集訓練、避難誘導訓練、無線通信訓練等、災害応急対策で担当する業務について、必要な訓練を実施する。</p>		<p><b>2 個別防災訓練</b> （略） （3）職員の訓練</p> <p>市役所の各部各課単位に、非常<u>参集</u>訓練、避難誘導訓練、無線通信訓練等、災害応急対策で担当する業務について、必要な訓練を実施する。</p> <p>----- 文言修正及び加筆</p>
34	地-2-22	<p><b>第3 防災広報</b></p> <p>平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、次のような様々な手段を活用して、防災に関する広報の充実を図る。</p> <p>なお、広報にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等の<u>災害時要援護者</u>に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料を作成する。</p> <p>（1）講習会の開催</p> <p>防災全般の知識等について、市職員をはじめ、自主防災組織のリーダーや事業所、学校、病院等の防火管理者を対象として防災講習会を開催し、防災知識の修得を図る。また、防災関係者が<u>災害時要援護者</u>や女性等多様な視点の重要性と、当事者の参加の必要性について認識するよう指導を図る。</p> <p>（2）広報及び印刷物</p> <p>豪雨や台風シーズン、防災の日（9月1日）、<u>防災とボランティアの日</u>（1月17日）等に合わせて、「<u>広報かまがや</u>」を通じて防災知識の啓発を図る。</p>	地-2-22	<p><b>第3 防災広報</b></p> <p>平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、次のような様々な手段を活用して、防災に関する広報の充実を図る。</p> <p>なお、広報にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等の<u>要配慮者</u>に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料を作成する。</p> <p>（1）講習会の開催</p> <p>防災全般の知識等について、市職員をはじめ、自主防災組織のリーダーや事業所、学校、病院等の防火管理者を対象として防災講習会を開催し、防災知識の修得を図る。また、防災関係者が<u>要配慮者</u>や女性等多様な視点の重要性と、当事者の参加の必要性について認識するよう指導を図る。</p> <p>（2）広報及び印刷物</p> <p>豪雨や台風シーズン、防災の日（9月1日）等に合わせて、「<u>広報紙</u>」を通じて防災知識の啓発を図る。</p> <p>また、防災ハンドブック、防災マップ等を作成、<u>または改訂し</u>、防</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>また、防災ハンドブック、防災マップ等を作成し、防災知識の普及に努める。</p> <p>市ホームページにも、災害発生情報や防災に関する<u>広報</u>を掲載する。</p>		<p>災知識の普及に努める。</p> <p>市ホームページにも、災害発生情報や防災に関する<u>情報</u>を掲載する。</p>
				文言修正
35	地-2-23	<p>(略)</p> <p>■防災広報の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【自らの身を守るための知識】</p> <p>① 3日分の食料・飲料水の備蓄 (略)</p> <p>【地域防災力を向上させるための知識】 (略)</p> <p>④ 要援護者や男女双方の支援ニーズの違い 【その他一般的な知識】 (略)</p> </div> <p>(略)</p>	地-2-23	<p>(略)</p> <p>■防災広報の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【自らの身を守るための知識】</p> <p>① 食料・飲料水の備蓄（最低3日、推奨1週間分） (略)</p> <p>【地域防災力を向上させるための知識】 (略)</p> <p>④ 要配慮者や男女双方の支援ニーズの違い 【その他一般的な知識】 (略)</p> </div> <p>(略)</p>
				文言修正
36	地-2-26	<p><b>第5節 消防体制の整備</b> (略)</p> <p>第2 消防力の整備 (略)</p> <p><b>3 救急体制の整備</b> (1) 救命率の向上</p> <p>災害事故による傷病者の早期救命を図るため、<u>高規格救急車の導入を図る。</u></p> <p><u>また、救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施する。</u></p>	地-2-26	<p><b>第5節 消防体制の整備</b> (略)</p> <p>第2 消防力の整備 (略)</p> <p><b>3 救急体制の整備</b> (1) 救命率の向上</p> <p>災害事故による傷病者の早期救命を図るため、救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施する。</p>
				文言修正

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																						
37	地-2-28	<p><b>第 6 節 避難環境の整備</b></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">第 1 避難場所の整備</td> <td style="width: 50%;">1 避難場所の指定・解除</td> <td rowspan="3" style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 避難場所の整備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 2 避難体制の整備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">責 任 者：市民生活部長、健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全対策課 社会福祉課、高齢者支援課 障がい福祉課、こども課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第 1 避難場所の整備</b></p> <p><b>1 避難場所の指定・解除</b></p> <p>人口の増加や市街地の拡大、避難場所周辺の防災的環境の変化に応じて、県が策定した「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」により、適切な施設に対して<u>新たな避難場所</u>の指定を行う。</p> <p>また、<u>緊急避難所</u>の指定を受けた施設管理者は、災害時に迅速な開設が行えるよう、鍵の保管・管理方法等を所属職員に周知徹底しておく。</p> <p>一方、避難場所点検調査結果等に基づき、災害時の安全度等により避難場所として適切でない施設については、避難場所の指定を解除する。</p>	(略)		(略)	第 1 避難場所の整備	1 避難場所の指定・解除	(略)	2 避難場所の整備	(略)	第 2 避難体制の整備	(略)	責 任 者：市民生活部長、健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全対策課 社会福祉課、高齢者支援課 障がい福祉課、こども課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地-2-28	<p><b>第 6 節 避難環境の整備</b></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">第 1 指定緊急避難場所の整備</td> <td style="width: 50%;">1 指定緊急避難場所の指定・解除</td> <td rowspan="3" style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 指定緊急避難場所の整備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 2 避難体制の整備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">責 任 者：市民生活部長、健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全対策課 社会福祉課、高齢者支援課 障がい福祉課、こども支援課、<u>幼児保育課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第 1 指定緊急避難場所の整備</b></p> <p><b>1 指定緊急避難場所の指定・解除</b></p> <p>人口の増加や市街地の拡大、避難場所周辺の防災的環境の変化に応じて、県が策定した「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」により、適切な施設に対して<u>指定緊急避難場所</u>の指定を行う。</p> <p>また、<u>指定避難所</u>の指定を受けた施設管理者は、災害時に迅速な開設が行えるよう、鍵の保管・管理方法等を所属職員に周知徹底しておく。</p> <p>一方、<u>指定緊急避難場所</u>点検調査結果等に基づき、災害時の安全度等により<u>指定緊急避難場所</u>として適切でない施設については、<u>指定緊急避難場所</u>の指定を解除する。</p>	(略)		(略)	第 1 指定緊急避難場所の整備	1 指定緊急避難場所の指定・解除	(略)	2 指定緊急避難場所の整備	(略)	第 2 避難体制の整備	(略)	責 任 者：市民生活部長、健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全対策課 社会福祉課、高齢者支援課 障がい福祉課、こども支援課、 <u>幼児保育課</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)																																								
第 1 避難場所の整備	1 避難場所の指定・解除	(略)																																								
	2 避難場所の整備																																									
	(略)																																									
第 2 避難体制の整備	(略)	責 任 者：市民生活部長、健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全対策課 社会福祉課、高齢者支援課 障がい福祉課、こども課																																								
	(略)																																									
	(略)																																									
	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																								
	(略)																																									
	(略)																																									
(略)		(略)																																								
第 1 指定緊急避難場所の整備	1 指定緊急避難場所の指定・解除	(略)																																								
	2 指定緊急避難場所の整備																																									
	(略)																																									
第 2 避難体制の整備	(略)	責 任 者：市民生活部長、健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全対策課 社会福祉課、高齢者支援課 障がい福祉課、こども支援課、 <u>幼児保育課</u>																																								
	(略)																																									
	(略)																																									
	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																								
	(略)																																									
	(略)																																									

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）												
		<p>なお、指定の追加・解除等により避難場所に変更等が生じた場合は、速やかに市広報紙等で市民への周知を図る。</p> <p>■避難場所の位置づけ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>位 置 づ け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難場所</td> <td>災害時に安全を確保するために一時的に避難する場所。グラウンド、建物等を含めた全体をいう。</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>災害により居住する場所を失った被災者が生活を行う場所。避難場所の中から災害の状況に応じて建物等を指定する。</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	位 置 づ け	避難場所	災害時に安全を確保するために一時的に避難する場所。グラウンド、建物等を含めた全体をいう。	避難所	災害により居住する場所を失った被災者が生活を行う場所。避難場所の中から災害の状況に応じて建物等を指定する。		<p>なお、指定の追加・解除等により<u>指定緊急避難場所</u>に変更等が生じた場合は、速やかに市広報紙等で市民への周知を図る。</p> <p>■<u>指定緊急避難場所</u>の位置づけ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>位 置 づ け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>指定緊急避難場所</u></td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。（<u>災対法49条の4</u>）</td> </tr> <tr> <td><u>指定避難所</u></td> <td>災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで、に必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設として指定する。（<u>災対法49条の7</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>指定緊急避難場所及び指定避難所について、文言修正</p>	種 別	位 置 づ け	<u>指定緊急避難場所</u>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。（ <u>災対法49条の4</u> ）	<u>指定避難所</u>	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで、に必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設として指定する。（ <u>災対法49条の7</u> ）
種 別	位 置 づ け															
避難場所	災害時に安全を確保するために一時的に避難する場所。グラウンド、建物等を含めた全体をいう。															
避難所	災害により居住する場所を失った被災者が生活を行う場所。避難場所の中から災害の状況に応じて建物等を指定する。															
種 別	位 置 づ け															
<u>指定緊急避難場所</u>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。（ <u>災対法49条の4</u> ）															
<u>指定避難所</u>	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで、に必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設として指定する。（ <u>災対法49条の7</u> ）															
38	地-2-29	<p><b>2 避難場所の整備</b></p> <p>(1) 避難設備の整備</p> <p>避難所に指定した建物については、県が策定した「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」及び「災害時における避難所運営の手引き」により、次のような設備の整備及び物資等を備蓄する。</p> <p>■避難所の設備</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>② 避難生活の長期化、季節、<u>災害時要援護者</u>や女性等に対応するための、さまざまな生活施設設備の整備やケア策の整備を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	① 避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。	② 避難生活の長期化、季節、 <u>災害時要援護者</u> や女性等に対応するための、さまざまな生活施設設備の整備やケア策の整備を図る。	地-2-29	<p><b>2 <u>指定緊急避難場所</u>及び<u>指定避難所</u>の整備</b></p> <p>(1) <u>指定避難所</u>の設備の整備</p> <p><u>指定避難所</u>に指定した建物については、県が策定した「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」及び「災害時における避難所運営の手引き」により、次のような設備の整備及び物資等を備蓄する。</p> <p>■<u>指定避難所</u>の設備</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① <u>指定避難所</u>に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>② 避難生活の長期化、季節、<u>要配慮者</u>や女性等に対応するための、さまざまな生活施設設備の整備やケア策の整備を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	① <u>指定避難所</u> に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。	② 避難生活の長期化、季節、 <u>要配慮者</u> や女性等に対応するための、さまざまな生活施設設備の整備やケア策の整備を図る。								
① 避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。																
② 避難生活の長期化、季節、 <u>災害時要援護者</u> や女性等に対応するための、さまざまな生活施設設備の整備やケア策の整備を図る。																
① <u>指定避難所</u> に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。																
② 避難生活の長期化、季節、 <u>要配慮者</u> や女性等に対応するための、さまざまな生活施設設備の整備やケア策の整備を図る。																

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>(略)</p> <p>④ 避難所における救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。</p> <p>⑤ 避難所に備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 飲料水の確保を図るため、耐震性井戸付貯水槽等の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難場所の周知</p> <p>避難場所には、避難場所を示す標識等を設置する。</p> <p>また、防災マップや広報紙等に防災知識とともに避難場所の位置を掲載し、住民への周知を図る。</p> <p>(略)</p> <p>・資料 5 - 1 避難場所一覧</p>		<p>(略)</p> <p>④ <u>指定避難所</u>における救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。</p> <p>⑤ <u>指定避難所</u>に備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 飲料水の確保を図るため、<u>井戸付耐震性貯水槽</u>等の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>指定緊急避難場所</u>の周知</p> <p><u>指定緊急避難場所</u>には、<u>指定緊急避難場所</u>を示す標識等を設置する。</p> <p>また、防災マップや広報紙等に防災知識とともに<u>指定緊急避難場所</u>の位置を掲載し、住民への周知を図る。</p> <p>(略)</p> <p>・資料 5 - 1 <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>一覧</p>
39	地-2-29 ～30	<p><b>第 2 避難体制の整備</b></p> <p><b>1 市の状況判断基準の確立</b></p> <p>市は、災害時において<u>避難の準備情報、避難の勧告、避難の指示</u>を適切に発令するために、火災の発生状況や浸水状況等を迅速に把握し、住民に対する情報伝達体制及び避難誘導體制等の確立を図る。</p> <p>また、防災関係機関等との連携強化を図り、適切な避難誘導を行うための体制の整備を進める。</p> <p><b>2 避難計画</b></p> <p>国の作成した「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」及び県の作成した「<u>震災時における避難所運営の手引き</u>」を活用し、特に<u>災害</u></p>	地-2-29 ～31	<p><b>第 2 避難体制の整備</b></p> <p><b>1 市の状況判断基準の確立</b></p> <p>市は、災害時において<u>避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））</u>を適切に発令するために、火災の発生状況や浸水状況等を迅速に把握し、住民に対する情報伝達体制及び避難誘導體制等の確立を図る。</p> <p>また、防災関係機関等との連携強化を図り、適切な避難誘導を行うための体制の整備を進める。</p> <p><b>2 避難計画</b></p> <p>国の作成した「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」及び県の作成した「<u>震災時における避難所運営の手引き</u>」を活用</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><u>時要援護者</u>に配慮した避難誘導體制を図る。</p> <p>避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>■避難誘導の優先順位</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 介護や<u>援護</u>を要する高齢者及び障がい者 (略)</p> </div> <p>(略)</p> <p><b>4 住民の避難誘導</b></p> <p>住民の避難誘導を自主防災活動の一つとして位置づけ、地域の<u>災害時要援護者</u>等を助け自主的に避難誘導するような体制づくりや訓練を実施する。</p> <p><b>第3 避難所運営体制の整備</b></p> <p><b>1 避難所運営体制の整備</b></p> <p>市は、避難所の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行うため、平常時から避難所の運営体制の整備を進める。</p> <p>避難所運営体制は、市職員、施設管理者、各避難所に主に避難する自治会等で構成し、避難所運営マニュアルについては、避難所ごとの個別計画策定に努め、それをもとに関係者が避難所運営訓練等を実施する。</p> <p>また、避難所運営組織に男女双方が入るようにする。</p> <p><b>2 避難所運営マニュアルの作成</b></p> <p>県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、鎌ヶ谷市避難所運営マニュアルを作成する。また、市が作成した避難所運営マニュアルを手引きとして、避難所ごとに構成した避難所運営体制において避難所運営について話し合い、地域における生活者の多様</p>		<p>し、特に<u>要配慮者</u>に配慮した避難誘導體制を図る。</p> <p>避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>■避難誘導の優先順位</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 介護や<u>配慮</u>を要する高齢者及び障がい者 (略)</p> </div> <p>(略)</p> <p><b>4 住民の避難誘導</b></p> <p>住民の避難誘導を自主防災活動の一つとして位置づけ、地域の<u>要配慮者</u>等を助け自主的に避難誘導するような体制づくりや訓練を実施する。</p> <p><b>第3 避難所運営体制の整備</b></p> <p><b>1 避難所運営体制の整備</b></p> <p>市は、<u>指定避難所</u>の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行うため、平常時から<u>指定避難所</u>の運営体制の整備を進める。</p> <p>避難所運営体制は、市職員、施設管理者、各<u>指定避難所</u>に主に避難する自治会等で構成し、避難所運営マニュアルについては、避難所ごとの個別計画策定に努め、それをもとに関係者が避難所運営訓練等を実施する。</p> <p>また、避難所運営組織に男女双方が入るようにする。</p> <p><b>2 避難所運営マニュアルの作成及び改訂</b></p> <p>県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、鎌ヶ谷市避難所運営マニュアルを作成し、必要に応じて<u>適宜改訂</u>する。また、市が作成した避難所運営マニュアルを手引きとして、<u>指定避難所</u>ごとに構成した避難所運営体制において避難所運営について話し</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>な視点を取り入れたマニュアルの作成について検討する。</p> <p>避難所運営マニュアルには、<u>災害時要援護者</u>や女性等地域の生活者の多様な視点を反映するとともに、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、プライバシーの確保、安全の確保、相談体制、ペットの同行避難等について反映させる。</p> <p><b>3 ペット対策</b></p> <p>避難所におけるペットの取扱いについては、衛生面、鳴き声、臭い、アレルギー等の問題があり、ペットの存在は、飼主以外の者にとっては、多大なストレスとなるケースがある。一方で、飼主にとっては癒しの存在であり、他の避難者にとっても同様に癒しとなる可能性を十分に含んでいる。</p> <p>そのため、県の「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難者とペット双方にとって望ましい対応方法を検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。</p>		<p>合い、地域における生活者の多様な視点を取り入れたマニュアルの作成について検討する。</p> <p>避難所運営マニュアルには、<u>要配慮者</u>や女性等地域の生活者の多様な視点を反映するとともに、<u>指定避難所</u>での生活環境を常に良好なものとするため、プライバシーの確保、安全の確保、相談体制、ペットの同行避難等について反映させる。</p> <p><b>3 ペット対策</b></p> <p><u>指定避難所</u>におけるペットの取扱いについては、衛生面、鳴き声、臭い、アレルギー等の問題があり、ペットの存在は、飼主以外の者にとっては、多大なストレスとなるケースがある。一方で、飼主にとっては癒しの存在であり、他の避難者にとっても同様に癒しとなる可能性を十分に含んでいる。</p> <p>そのため、県の「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難者とペット双方にとって望ましい対応方法を検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。</p> <hr/> <p>文言修正            避難所運営マニュアル作成に加え改訂を明記</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																																																										
40	地-2-31	<p><b>第 7 節 応急対策のための環境整備</b></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 (略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第 2 (略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 (略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 4 (略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 5 (略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 6 建物対策の 推進</td> <td>1 被災建築物応急危険 度判定体制の確保</td> <td rowspan="2">責 任 者：都市建設部 長 担 当：建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>2 仮設住宅予定地の確 保</td> </tr> <tr> <td>第 7 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 8 (略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目		実施担当	第 1 (略)	(略)	(略)	(略)	第 2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 3 (略)	(略)	(略)	(略)	第 4 (略)	(略)	(略)	(略)	第 5 (略)	(略)	(略)	(略)	第 6 建物対策の 推進	1 被災建築物応急危険 度判定体制の確保	責 任 者：都市建設部 長 担 当：建築住宅課	2 仮設住宅予定地の確 保	第 7 (略)	(略)	(略)	第 8 (略)	(略)	(略)	(略)	地-2-31	<p><b>第 7 節 応急対策のための環境整備</b></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 (略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第 2 (略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 (略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 4 (略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 5 (略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 6 建物対策の 推進</td> <td>1 被災建築物応急危険 度判定体制の確立</td> <td rowspan="2">責 任 者：都市建設部 長 担 当：建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>2 仮設住宅予定地の確 保</td> </tr> <tr> <td>第 7 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 8 (略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>文言修正</p>	項 目		実施担当	第 1 (略)	(略)	(略)	(略)	第 2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 3 (略)	(略)	(略)	(略)	第 4 (略)	(略)	(略)	(略)	第 5 (略)	(略)	(略)	(略)	第 6 建物対策の 推進	1 被災建築物応急危険 度判定体制の確立	責 任 者：都市建設部 長 担 当：建築住宅課	2 仮設住宅予定地の確 保	第 7 (略)	(略)	(略)	第 8 (略)	(略)	(略)	(略)
項 目		実施担当																																																																												
第 1 (略)	(略)	(略)																																																																												
	(略)																																																																													
第 2 (略)	(略)	(略)																																																																												
	(略)																																																																													
	(略)																																																																													
	(略)																																																																													
	(略)																																																																													
第 3 (略)	(略)	(略)																																																																												
	(略)																																																																													
第 4 (略)	(略)	(略)																																																																												
	(略)																																																																													
第 5 (略)	(略)	(略)																																																																												
	(略)																																																																													
第 6 建物対策の 推進	1 被災建築物応急危険 度判定体制の確保	責 任 者：都市建設部 長 担 当：建築住宅課																																																																												
	2 仮設住宅予定地の確 保																																																																													
第 7 (略)	(略)	(略)																																																																												
第 8 (略)	(略)	(略)																																																																												
	(略)																																																																													
項 目		実施担当																																																																												
第 1 (略)	(略)	(略)																																																																												
	(略)																																																																													
第 2 (略)	(略)	(略)																																																																												
	(略)																																																																													
	(略)																																																																													
	(略)																																																																													
	(略)																																																																													
第 3 (略)	(略)	(略)																																																																												
	(略)																																																																													
第 4 (略)	(略)	(略)																																																																												
	(略)																																																																													
第 5 (略)	(略)	(略)																																																																												
	(略)																																																																													
第 6 建物対策の 推進	1 被災建築物応急危険 度判定体制の確立	責 任 者：都市建設部 長 担 当：建築住宅課																																																																												
	2 仮設住宅予定地の確 保																																																																													
第 7 (略)	(略)	(略)																																																																												
第 8 (略)	(略)	(略)																																																																												
	(略)																																																																													



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
41	地-2-32	<p><b>第 7 節 応急対策のための環境整備</b> （略）</p> <p><b>第 1 救助・医療体制の整備</b> （略）</p> <p><b>2 医療体制の整備</b></p> <p>(1) 緊急時の連携強化</p> <p>災害時の応急医療について、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部等と、災害時の救護班の編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。</p>	地-2-33	<p><b>第 7 節 応急対策のための環境整備</b> （略）</p> <p><b>第 1 救助・医療体制の整備</b> （略）</p> <p><b>2 医療体制の整備</b></p> <p>(1) 緊急時の連携強化</p> <p>災害時の応急医療について、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部等と、災害時の救護班の編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。</p>
				----- 時点修正
42	地-2-33	<p><b>第 3 給水体制の整備</b></p> <p><b>1 水の確保</b> （略）</p> <p>(2) 井戸付耐震性貯水槽等の整備</p> <p>災害時に水道施設が被災し断水した場合に備え、飲料水等を確保できるように避難場所等に井戸付耐震性貯水槽等の整備を図る。</p> <p>(3) 民間井戸の活用</p> <p>市内にある個人等が所有する井戸を調査、登録し、災害時協力井戸として活用できるようにする。</p> <p>(4) 家庭における備蓄の促進</p> <p>住民・自治会・事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、<u>3日間分</u>を目安として各家庭における非常用飲料水の備蓄を促進する。</p>	地-2-34	<p><b>第 3 給水体制の整備</b></p> <p><b>1 水の確保</b> （略）</p> <p>(2) 井戸付耐震性貯水槽等の整備</p> <p>災害時に水道施設が被災し断水した場合に備え、飲料水等を確保できるように指定避難所等に井戸付耐震性貯水槽等の整備を図る。</p> <p>(3) 民間井戸の活用</p> <p>市内にある個人等が所有する井戸を登録し、災害時協力井戸として活用できるようにする。</p> <p>(4) 家庭における備蓄の促進</p> <p>住民・自治会・事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、<u>最低3日、推奨1週間分</u>を目安として各家庭における非常用飲料水の備蓄を促進する。</p>
				----- 調査が終了したことによる文言削除

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
43	地-2-34	<p>第 4 防疫体制の整備 （略）</p> <p>2 し尿・廃棄物処理体制の整備 （略）</p> <p>(2) 廃棄物処理体制の整備 災害時に大量に発生する廃棄物を処理するために、収集処理の人員や資機材等の確保等、廃棄物の収集・運搬・処理体制を整備する。 また、大量の廃棄物の仮置き場の設置場所等についても検討する。</p> <p><b>第 5 物資供給体制の整備</b></p> <p><b>1 備蓄の推進</b> （略）</p> <p>(1) 備蓄物資の整備 災害に備えて、次の物資を備蓄する。耐用年数のある備蓄物資は、適宜入れ替えを行う。また、備蓄物資の選定に際しては、<u>災害時要援護者</u>や女性等の避難生活等に配慮する。 資機材等については、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検、整備を行う。</p>	地-2-35	<p>第 4 防疫体制の整備 （略）</p> <p>2 し尿・廃棄物処理体制の整備 （略）</p> <p>(2) 廃棄物処理体制の整備 災害時に大量に発生する廃棄物を処理するために、<u>災害廃棄物処理計画</u>を策定し、収集処理の人員や資機材等の確保等、廃棄物の収集・運搬・処理体制を整備する。 また、大量の廃棄物の仮置き場の設置場所等についても検討する。</p> <p><b>第 5 物資供給体制の整備</b></p> <p><b>1 備蓄の推進</b> （略）</p> <p>(1) 備蓄物資の整備 災害に備えて、次の物資を備蓄する。耐用年数のある備蓄物資は、適宜入れ替えを行う。また、備蓄物資の選定に際しては、<u>要配慮者</u>や女性等の避難生活等に配慮する。 資機材等については、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検、整備を行う。</p> <p>-----</p> <p>文言修正</p>
44	地-2-35	<p>(2) 備蓄倉庫の整備 避難所となる学校等に備蓄倉庫を整備すると同時に、空き教室等を利用した備蓄を推進し、各備蓄倉庫へ備蓄品を分散して配置するよう順次整備を行う。</p> <p>(3) 千葉県防災情報システムの活用 県は、市町村の備品を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下 10 箇所（平成 24 年 8 月現在）の備蓄拠点に分散備蓄しているところである。</p>	地-2-36	<p>(2) 備蓄倉庫の整備 指定避難所となる学校等に備蓄倉庫を整備すると同時に、空き教室等を利用した備蓄を推進し、各備蓄倉庫へ備蓄品を分散して配置するよう順次整備を行う。</p> <p>(3) 千葉県防災情報システムの活用 県は、市町村の備品を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下 10 箇所（平成 28 年 12 月現在）の備蓄拠点に分散備蓄しているところである。</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>本市においては、防災情報システムにより、県、他の市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図り、これを活用する。</p> <p>（略）</p> <p>（4）家庭における備蓄の促進</p> <p>住民・自治会・事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、災害発生後<u>3日間分</u>を目安として食料の備蓄や生活必需品の備蓄を促進する。</p>		<p>本市においては、防災情報システムにより、県、他の市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図り、これを活用する。</p> <p>（略）</p> <p>（4）家庭における備蓄の促進</p> <p>住民・自治会・事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、災害発生後<u>最低3日、推奨1週間分</u>を目安として食料の備蓄や生活必需品の備蓄を促進する。</p>
				時点修正
45	地-2-36	<p>第6 建物対策の推進</p> <p><b>1 被災建築物応急危険度判定体制の確保</b></p> <p>被災建築物応急危険度判定活動を適切に行える体制を関係機関と連携していく必要があるため、千葉県被災建築物応急危険度判定要綱等を踏まえ応急危険度判定体制の<u>整備を図る</u>。</p>	地-2-37	<p>第6 建物対策の推進</p> <p><b>1 被災建築物応急危険度判定体制の確立</b></p> <p>被災建築物応急危険度判定活動を適切に行える体制を関係機関と連携していく必要があるため、千葉県被災建築物応急危険度判定要綱等を踏まえ応急危険度判定体制を<u>確立する</u>。</p>
				文言修正
46	地-2-36	<p>第7 宅地対策の推進</p> <p><b>1 被災宅地危険度判定体制の確保</b></p> <p>被災宅地の余震等による二次災害を防止するため県が中心となって被災宅地危険度判定士制度を整備し、判定士の認定・登録を実施している。</p> <p>そこで、被災宅地危険度判定体制の確立について連絡調整を図るため、千葉県被災宅地地域連絡協議会を通じて活動の充実・民間団体との連携を強化する。</p> <p>市は、建築・土木等の技術者に対し、被災宅地危険度判定士養成講習会等への参加を働きかけ、<u>応急危険度判定士の養成に努めるとともに</u>、</p>	地-2-37	<p>第7 宅地対策の推進</p> <p><b>1 被災宅地危険度判定体制の確立</b></p> <p>被災宅地の余震等による二次災害を防止するため県が中心となって被災宅地危険度判定士制度を整備し、判定士の認定・登録を実施している。</p> <p>そこで、被災宅地危険度判定体制の確立について連絡調整を図るため、千葉県被災宅地地域連絡協議会を通じて活動の充実・民間団体との連携を強化する。</p> <p>市は、建築・土木等の技術者に対し、被災宅地危険度判定士養成講習会等への参加を働きかけ、<u>被災宅地危険度判定士の養成に努めるととも</u></p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																						
		被災宅地危険度判定士の登録名簿を整理する。また、市は、県と協力し判定に必要な資機材等の整備を行う。		に、判定士の登録名簿を整理する。また、市は、県と協力し判定に必要な資機材等の整備を行う。 文言修正																						
47	地-2-37	<p>第 8 学校の対策</p> <p><b>1 学校における防災体制の整備</b></p> <p>災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校で危機管理マニュアルを作成し、初期対応及び分担、応急手当、保護者への連絡体制等について確立を図るとともに、地域の防災組織、PTAなどとの連携による訓練を行う。</p> <p>また、保護者への引渡しができず帰宅困難児童・生徒が発生することを想定し、飲料水や食料、毛布等必要な備蓄を行う。</p> <p>さらに、児童・生徒の引渡し等については、保護者等に周知するとともに、<u>広報かまがや</u>等において市民に広報する。</p>	地-2-38	<p>第 8 学校の対策</p> <p><b>1 学校における防災体制の整備</b></p> <p>災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校で危機管理マニュアルを作成し、初期対応及び分担、応急手当、保護者への連絡体制等について確立を図るとともに、地域の防災組織、PTAなどとの連携による訓練を行う。</p> <p>また、保護者への引渡しができず帰宅困難児童・生徒が発生することを想定し、飲料水や食料、毛布等必要な備蓄を行う。</p> <p>さらに、児童・生徒の引渡し等については、保護者等に周知するとともに、<u>広報紙</u>等において市民に広報する。</p> <p>文言修正</p>																						
48	地-2-38 ～39	<p>第 8 節 <u>災害時要援護者対策のための環境整備</u></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 <u>災害時要援護者への対策</u></td> <td>1 <u>災害時の支援体制の整備</u></td> <td rowspan="3">責任者：健康福祉部長 担当：社会福祉課、障がい福祉課、こども課、高齢者支援課</td> </tr> <tr> <td>2 <u>避難体制等の整備</u></td> </tr> <tr> <td>3 <u>被災した災害時要援護者の生活確保</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 社会福祉施設における</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 組織体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	項目		(略)	第 1 <u>災害時要援護者への対策</u>	1 <u>災害時の支援体制の整備</u>	責任者：健康福祉部長 担当：社会福祉課、障がい福祉課、こども課、高齢者支援課	2 <u>避難体制等の整備</u>	3 <u>被災した災害時要援護者の生活確保</u>	第 2 社会福祉施設における	(略)	(略)	2 組織体制の整備	地-2-38 ～39	<p>第 8 節 <u>要配慮者対策のための環境整備</u></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第 1 <u>要配慮者への対策</u></td> <td>1 <u>基本的な要配慮者の範囲</u></td> <td rowspan="5">責任者：市民生活部長、健康福祉部長 担当：市民活動推進課、安全対策課、社会福祉課、障がい福祉課、こども支援課、幼児保育課、高齢者支援課、健康増進課 関係機関：社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>2 <u>要配慮者支援における自助・共助・公助の役割</u></td> </tr> <tr> <td>3 <u>要配慮者への支援</u></td> </tr> <tr> <td>4 <u>避難体制等の整備</u></td> </tr> <tr> <td>5 <u>被災した要配慮者の生活支援</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目		(略)	第 1 <u>要配慮者への対策</u>	1 <u>基本的な要配慮者の範囲</u>	責任者：市民生活部長、健康福祉部長 担当：市民活動推進課、安全対策課、社会福祉課、障がい福祉課、こども支援課、幼児保育課、高齢者支援課、健康増進課 関係機関：社会福祉協議会	2 <u>要配慮者支援における自助・共助・公助の役割</u>	3 <u>要配慮者への支援</u>	4 <u>避難体制等の整備</u>	5 <u>被災した要配慮者の生活支援</u>
項目		(略)																								
第 1 <u>災害時要援護者への対策</u>	1 <u>災害時の支援体制の整備</u>	責任者：健康福祉部長 担当：社会福祉課、障がい福祉課、こども課、高齢者支援課																								
	2 <u>避難体制等の整備</u>																									
	3 <u>被災した災害時要援護者の生活確保</u>																									
第 2 社会福祉施設における	(略)	(略)																								
	2 組織体制の整備																									
項目		(略)																								
第 1 <u>要配慮者への対策</u>	1 <u>基本的な要配慮者の範囲</u>	責任者：市民生活部長、健康福祉部長 担当：市民活動推進課、安全対策課、社会福祉課、障がい福祉課、こども支援課、幼児保育課、高齢者支援課、健康増進課 関係機関：社会福祉協議会																								
	2 <u>要配慮者支援における自助・共助・公助の役割</u>																									
	3 <u>要配慮者への支援</u>																									
	4 <u>避難体制等の整備</u>																									
	5 <u>被災した要配慮者の生活支援</u>																									

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																								
		<table border="1"> <tr> <td>防災対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>第 1 災害時要援護者への対策</b></p> <p>近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、外国人など災害対応能力の低い人々の犠牲が目立っており、国は、<u>梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かし、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」</u>を策定した。市は、「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」に基づき、<u>災害から要援護者の生命・身体を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。</u></p> <p><b>1 基本的な災害時要援護者の範囲</b></p> <p>災害時に危険回避行動や避難行動を行うことが困難であり、環境変化の影響を受けやすい、避難生活も含めて、支援を必要とする方について、主に次のような人を対象とする。</p> <p>(1) 高齢者の方</p> <p>一人暮らし、高齢者のみの世帯、<u>寝たきり、認知症の方等</u></p> <p>(2) 心身に障がいのある方</p> <p>肢体不自由、内部障害、視覚・聴覚・言語・音声障害、知的・精神・発達障害、難病患者等</p> <p>(略)</p>	防災対策	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)			<table border="1"> <tr> <td>第 2 社会福祉施設等における対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 組織体制・計画の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>第 1 要配慮者への対策</b></p> <p>近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、外国人など災害対応能力の低い人々、<u>いわゆる要配慮者の犠牲が目立っており、国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」</u>を策定した。市は、「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」に基づき、<u>災害時だけでなく、日ごろからの見守りを含め、可能な限りの情報伝達、安否確認を含めて行う体制を構築する。</u></p> <p><b>1 基本的な要配慮者の範囲</b></p> <p>災害時に危険回避行動や避難行動を行うことが困難であり、環境変化の影響を受けやすい、避難生活も含めて、支援を必要とする方について、主に次のような人を対象とする。</p> <p>(1) 高齢者の方</p> <p>一人暮らし、高齢者のみの世帯、<u>要介護者等の高齢者</u></p> <p>(2) 心身に障がいのある方</p> <p>肢体不自由、内部障害、視覚・聴覚・言語・音声障害、知的・精神・発達障害、<u>難病患者、小児慢性特定疾病児童等</u></p> <p>(略)</p>	第 2 社会福祉施設等における対策	(略)	(略)		2 組織体制・計画の整備	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	
防災対策	(略)																											
(略)	(略)	(略)																										
	(略)																											
第 2 社会福祉施設等における対策	(略)	(略)																										
	2 組織体制・計画の整備	(略)																										
	(略)																											
(略)	(略)	(略)																										
	(略)																											

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><b>2 要援護者支援における自助・共助・公助の役割</b></p> <p>(1) 自助の役割（<u>要援護者自身や家族</u>）</p> <p>(2) 共助の役割 自分たちの地域は地域のみんで守ることを基本とし、個々人の防災行動を支援する地域防災力の向上に努める。</p> <p>(3) 公助の役割（市や消防など） <u>要援護者</u>の避難支援活動の促進を基本とし、防災情報の伝達等の体制整備に努める。</p>		<p><b>2 要配慮者支援における自助・共助・公助の役割</b></p> <p>(1) 自助の役割（<u>要配慮者自身や家族</u>）</p> <p>(2) 共助の役割（<u>地域や自主防災組織</u>） 自分たちの地域は地域のみんで守ることを基本とし、個々人の防災行動を支援する地域防災力の向上に努める。</p> <p>(3) 公助の役割（市や消防など） <u>要配慮者</u>の避難支援活動の促進を基本とし、防災情報の伝達等の体制整備に努める。</p> <p>----- 文言修正</p>
49	地-2-39	<p><b>3 災害時の支援体制の整備</b></p> <p>(1) <u>災害時要援護者の把握</u> 災害による犠牲者となりやすい高齢者や障がい者等いわゆる「<u>要配慮者</u>」について、<u>要配慮者のプライバシーに配慮しつつ、地区単位で把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるための資料とする。</u></p> <p>(2) <u>災害時要援護者支援体制の整備</u> <u>自治会や自主防災組織などへの防災教育等を通じ、また、障がい者団体等と連携を図り、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導など地域全体での要配慮者の避難への支援体制づくりを行う。特に、市のガイドラインとするため、各種支援体制については、国の作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を活用し、支援計画の策定など体制整備に努める。</u> <u>また、災害時における避難指示等の情報伝達手段の検討については、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置づけるなどの体制づくりを推進し、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、カウ</u></p>	地-2-40 ～ 地-2-42	<p><b>3 要配慮者への支援</b></p> <p>(1) <u>地域ぐるみの支援協力体制</u> <u>自治会、自主防災組織、社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、民生委員児童委員、民間ボランティア団体等と連携し、在宅の高齢者・障がい者等に対する声かけや安否確認など、平常時から支援・協力体制づくりを行う。</u> <u>市は、災害時における情報伝達や安全の確認、救助、避難誘導等について、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりに努める。体制づくりにあたっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付けるとともに、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、児童相談員、カウンセラー等の確保など、災害時の支援体制を構築する。</u></p> <p>(2) <u>避難行動要支援者名簿の作成</u> <u>市は、災害発生時において、要配慮者のうち、避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難な者について名簿を</u></p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><u>セラー等の確保など、要配慮者の支援体制を確保する。</u></p> <p><u>(3) 災害時要援護者避難支援プランの策定</u></p> <p><u>市は、自治会や自主防災組織など地域社会全体で一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な要配慮者避難支援プランの個別計画の策定に努める。</u></p>		<p><u>作成し、年 1 回更新する。</u></p> <p><u>また、避難支援等関係者への名簿の提供に当たっては、本人の同意確認、情報漏えい防止措置等を適切に行ったうえで、日ごろから災害時の対策に備えることで安否確認や避難支援体制を構築する。</u></p> <p><u>ア 避難行動要支援者名簿の対象者</u></p> <p><u>自宅で生活している、以下の要件に該当する者（施設や病院、サービス付き高齢者向け住宅などに長期に入所、入院や居住している者は対象としない。）</u></p> <p><u>① 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で要支援 1 から要介護 2 の者</u></p> <p><u>② 65 歳以上の高齢者のみの世帯で要支援 1 から要介護 2 の者</u></p> <p><u>③ 介護保険の要介護 3 ～ 5 の認定を受けている者</u></p> <p><u>④ 身体障害者手帳所持者（1・2 級）ただし免疫機能障害を除く。</u></p> <p><u>⑤ 療育手帳所持者（A 判定）</u></p> <p><u>⑥ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1 級）</u></p> <p><u>⑦ 難病患者（重症認定患者、筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者）</u></p> <p><u>⑧ 小児慢性特定疾病児童（人工呼吸器装着者）</u></p> <p><u>⑨ その他市長が認めた者</u></p> <p><u>・①から⑧に該当しないが、相応の支援を必要とすると認められる者</u></p> <p><u>イ 避難支援等関係者</u></p> <p><u>① 行政機関</u></p> <p><u>・災害対策本部（市役所）、消防本部、鎌ヶ谷警察署等</u></p> <p><u>② 防災機関・団体</u></p> <p><u>・避難支援に関する協定を締結した自主防災組織・自治会等</u></p> <p><u>③ 社会福祉機関</u></p> <p><u>・市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、市内の社会福祉施設等</u></p> <p><u>④その他</u></p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
				<p>・民生委員児童委員協議会等</p> <p>ウ 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p><u>次に掲げる通常業務等を通じて情報を把握する。</u></p> <p>① <u>ひとり暮らしの高齢者世帯などの情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳の活用等により把握する。</u></p> <p>② <u>要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。</u></p> <p>③ <u>障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害支援区分情報等により把握する。</u></p> <p>④ <u>民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、その他の社会福祉事業者、福祉団体などからの情報収集により把握する。</u></p> <p>⑤ <u>災害時の避難支援を希望し、避難支援等関係者に個人情報を開示することに同意して提出した申請書により把握する。</u></p> <p><u>また、名簿には次の事項を記載する。</u></p> <p>① <u>氏名</u></p> <p>② <u>生年月日</u></p> <p>③ <u>性別</u></p> <p>④ <u>住所又は居所</u></p> <p>⑤ <u>電話番号その他連絡先</u></p> <p>⑥ <u>避難支援等を必要とする理由（名簿に登載する者の要件）</u></p> <p>⑦ <u>前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</u></p> <p>エ 名簿の提供</p> <p>① <u>平常時</u></p> <p><u>名簿は、避難行動要支援者本人や家族の同意を得て避難支援等関係者に示し、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。</u></p> <p>② <u>災害時</u></p> <p><u>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行</u></p>



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>(4) <u>災害時要援護者</u>自身の備え</p>		<p><u>動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に提供できる。</u></p> <p>オ <u>名簿情報の提供における情報漏えい防止措置</u></p> <p><u>市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿を適正に管理できるよう、次の事項を遵守するよう徹底する。</u></p> <p>① <u>計画に定めた者以外の者</u>に閲覧させ、または伝達しないこと。</p> <p>② <u>計画に定めた場合のほか、写しを作成しないこと。</u></p> <p>③ <u>紙媒体により管理すること。（市が管理する場合を除く。）</u></p> <p>④ <u>個人情報を含む紙媒体は、原則、施錠可能な場所に保管すること。</u></p> <p>⑤ <u>市が電子媒体により管理する場合は、暗号化等のセキュリティ対策を講じること。</u></p> <p>⑥ <u>市は、情報の更新、災害応急対策の完了等によって不要になった個人情報を、市以外の者が保有するものは返納させ、確実かつ速やかに廃棄すること。</u></p> <p><u>なお、自治会、自主防災組織等に避難行動要支援者の個人情報を提供するにあたり、使用目的（災害時、日ごろの見守り）以外で使</u> <u>用しない旨の協定を結び、その情報管理に万全の注意を払うものとする。</u></p> <p>(3) <u>個別計画の整備</u></p> <p><u>市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難支援等関係者と連携して一人ひとりの避難行動要支援者に対する支援方法や支援主体等を具体化した個別計画の作成を推進する。</u></p> <p>(4) <u>要配慮者自身の備え</u></p> <p><u>要配慮者自身においても、平常時から、隣近所に顔を知ってもらい</u></p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）				
		<p><u>災害時要援護者</u>自身においても、平常時から、隣近所に顔を知ってもらい助け合える関係づくりに努めるとともに、水や食料等の備蓄対策、避難訓練への参加等、出来る範囲での自助の実施に努める。</p>		<p>助け合える関係づくりに努めるとともに、水や食料等の備蓄対策、避難訓練への参加等、出来る範囲での自助の実施に努める。</p> <p>-----</p> <p>文言修正</p>				
50	地-2-39 ～ 地-2-40	<p><b>4 避難体制等の整備</b></p> <p>(1) 防災設備の整備</p> <p><u>一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がい者等の安全を確保するため、次の設備の整備を検討する。</u></p> <p>■災害時要援護者のための防災設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">① 緊急通報システム</td> <td style="padding: 2px;">③ 自動消火装置</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② 文字放送受信装置</td> <td style="padding: 2px;">④ 火災報知器</td> </tr> </table>	① 緊急通報システム	③ 自動消火装置	② 文字放送受信装置	④ 火災報知器	地-2-42 ～ 地-2-43	<p><b>4 避難体制等の整備</b></p> <p>(1) <u>住宅の安全性向上</u></p> <p><u>高齢者や障がい者等にとって避難は容易でないため、要配慮者の住宅の安全性の向上を目的に、住宅の耐震診断・耐震改修等の制度について周知する。</u></p> <p><u>また、家の中の安全対策として家具転倒防止金具等の設置は有効な手段であることから、金具等の設置について周知する。</u></p> <p>(2) <u>情報伝達・避難誘導</u></p> <p>ア <u>情報の伝達</u></p> <p><u>震災発生直後の避難行動要支援者への情報伝達・安全の確認・避難誘導等は、迅速性が特に重要なので、近隣住民や自主防災組織が担う必要がある。自治会、自主防災組織、民生委員等が中心となり、日ごろより避難行動要支援者の保護を優先とした共助意識の向上に努め、<u>確実な情報伝達を行う。</u></u></p> <p>イ <u>伝達の手段</u></p> <p><u>情報の伝達手段は、電子メールや受信メールを読み上げる携帯電話、フリーハンド用機器を備えた携帯電話等、障がいの状況に応じた手段により伝達する。</u></p> <p><u>なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動支援者宅を直接訪問して、情報を伝達する。</u></p> <p>ウ <u>避難の優先性</u></p> <p><u>避難の実施にあたっては、避難行動要支援者の避難を優先して行うが、特に①歩行や移動の困難な者、②介助が必要な高齢者、障がい者、</u></p>
① 緊急通報システム	③ 自動消火装置							
② 文字放送受信装置	④ 火災報知器							

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>(2) 避難施設等の整備</p> <p><u>災害時要援護者に対し特別な配慮をするために、福祉避難所を指定するとともに、避難所生活に必要な備品等の整備を図る。</u></p> <p><u>ただし、個別の事情による医薬品等については、本人又は支援者で備える。</u></p> <p><u>また、災害時に緊急入所が可能な社会福祉施設の整備を図るとともに、普段から入所可能状況等の把握に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>■災害時要援護者のための備蓄</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① トイレ、成人用おむつ、おしりふき、ホワイトボード、紙、マジックペン、車椅子、簡易ベッド、ストーマ用具等の障がい者・高齢者用備品の整備</p> <p>② 児童遊具、粉ミルク、ほ乳瓶、小児用おむつ、おしりふき、等乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備</p> </div>		<p><u>病弱者、③乳幼児とその母親、妊婦、④高齢者、児童・生徒等といった順位で適宜判断して行う。</u></p> <p><u>エ 避難支援等関係者の安全措置</u></p> <p><u>避難支援等関係者の安全を確保するため、自治会、自主防災組織、民生委員等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性があること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。</u></p> <p>(3) 防災設備の整備</p> <p><u>ひとり暮らしや要介護等の高齢者・障がい者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を確実にするための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努める。</u></p> <p><u>また、在宅での安全性を高めるため、自動消火装置、火災報知器等の設置、点検の推進に努める。</u></p> <p>(4) 避難施設等の整備</p> <p><u>要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者・障がい者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備などの避難施設への配備に努める。</u></p> <p><u>また、要配慮者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するよう努める。</u></p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>(3) 防災知識の普及、防災訓練の<u>充実</u>  <u>災害時要援護者及びその家族</u>に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識や避難方法等の普及を図るとともに、地域の防災訓練への参加を呼びかける。</p>		<p>(5) 防災知識の普及、防災訓練の<u>実施等</u>  <u>要配慮者及びその家族</u>に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識や避難方法等の普及を図るとともに、地域の防災訓練への<u>積極的な参加</u>を呼びかけ、<u>災害に対する基礎知識等の理解を深められるよう努める。</u>  <u>また、自主防災組織が必要とされる避難行動要支援者のための防災資機材等の充実を図る。</u></p> <p>-----            文言修正、文言追加</p>
51	地-2-40	<p><b>5 被災した災害時要援護者の生活支援</b>            (1) 被災した<u>災害時要援護者</u>への支援            災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行うよう体制づくりを行う。            また、<u>災害時要援護者</u>は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点異なるため、それぞれの特性を踏まえた体制づくりを行う。            (2) 避難所などでの生活支援            過去の災害から、避難生活が被災者の心身に大きな負担をかけることが明らかであり、特に<u>要援護者</u>は、適応力が十分でないことから、特別な配慮が必要となる。            また、避難できない状況があり、在宅での避難生活される場合も想定されることから、<u>要援護者</u>の避難状況やニーズを的確に把握し、避難生活の支援に努める。            また、要援護者本人及び介護している家族の要望が、避難所運営や被災者支援に確実に反映される体制を構築する。</p>	地-2-43	<p><b>5 被災した要配慮者の生活支援</b>            (1) 被災した<u>要配慮者</u>への支援            災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行うよう体制づくりを行う。            また、<u>要配慮者</u>は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点異なるため、それぞれの特性を踏まえた体制づくりを行う。            (2) <u>指定避難所</u>などでの生活支援            過去の災害から、避難生活が被災者の心身に大きな負担をかけることが明らかであり、特に<u>要配慮者</u>は、適応力が十分でないことから、特別な配慮が必要となる。            また、避難できない状況があり、在宅での避難生活される場合も想定されることから、<u>要配慮者</u>の避難状況やニーズを的確に把握し、避難生活の支援に努める。            また、要配慮者本人及び介護している家族の要望が、避難所運営や被災者支援に確実に反映される体制を構築する。</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>■<u>災害時要援護者のケア</u> (略)</p>		<p>■<u>要配慮者のケア</u> (略)</p>
				<p>文言修正</p>
52	地-2-40 ～41	<p><b>第 2 社会福祉施設における<u>防災対策</u></b></p> <p><b>1 施設の安全対策</b></p> <p>各社会福祉施設等の管理者は、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、ライフライン等の停止に備え、入所者所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。</p> <p>また、応急復旧や施設入居者の在宅酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備を整備する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 防災教育、防災訓練の充実</b></p> <p>各社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害知識や災害時の行動について、理解や関心を高めるため防災教育を実施する。</p> <p>また、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にし、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた訓練の実施に努める。</p> <p>【資料編】</p> <p>・資料 5 - 5 <u>災害時要援護者施設一覧</u></p> <p><b>第 3 外国人への対策</b></p> <p><b>1 防災知識の普及・防災訓練の実施</b></p> <p>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「<u>災害時要援護者</u>」と</p>	地-2-44 ～45	<p><b>第 2 社会福祉施設等における対策</b></p> <p><b>1 施設の安全対策</b></p> <p>各社会福祉施設等の管理者は、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、ライフライン等の停止に備え、入所者等所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。</p> <p>また、応急復旧や施設入居者等の在宅酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備を整備する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 防災教育、防災訓練の充実</b></p> <p>各社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者等が災害知識や災害時の行動について、理解や関心を高めるため防災教育を実施する。</p> <p>また、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にし、施設の構造や入所者等の行動能力等の実態に応じた訓練の実施に努める。</p> <p>【資料編】</p> <p>・資料 5 - 5 <u>要配慮者施設等一覧</u></p> <p><b>第 3 外国人への対策</b></p> <p><b>1 防災知識の普及・防災訓練の実施</b></p> <p>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「<u>要配慮者</u>」として位</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																
		<p>して位置づけ、災害時に的確な対応ができるよう次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会を捉えて防災対策の周知に努める。</p> <p>■外国人への対策</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>多国語による避難所・避難路標識等の表示板の明示</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>外国人を含めた防災訓練・防災教育の推進</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>多国語による<u>やさしい</u>表現、イラスト・挿絵やふりがな等を入れた防災パンフレット等の配布</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>避難所でのやさしい日本語の使用、イラスト・挿絵やふりがなの併記</td> </tr> </table> <p>2 避難所等における対応</p> <p>避難所等において外国人に対する情報の提供を行うため、通訳等に関して、市内の通訳者及び派遣ボランティア等の確保、県への語学ボランティアの派遣要請等を行える体制づくりを行う。</p> <p>また、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」及び「避難所運営マニュアル（鎌ヶ谷市）」に基づき、避難所等の整備に努める。</p>	①	多国語による避難所・避難路標識等の表示板の明示	②	外国人を含めた防災訓練・防災教育の推進	③	多国語による <u>やさしい</u> 表現、イラスト・挿絵やふりがな等を入れた防災パンフレット等の配布	④	避難所でのやさしい日本語の使用、イラスト・挿絵やふりがなの併記		<p>置づけ、災害時に的確な対応ができるよう次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会を捉えて防災対策の周知に努める。</p> <p>■外国人への対策</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>避難所・避難路標識等の<u>多言語</u>表示板の明示</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>外国人を含めた防災訓練・防災教育の推進</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>多言語による<u>簡単な</u>表現、イラスト・挿絵やふりがな等を入れた防災パンフレット等の配布</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td><u>指定</u>避難所でのやさしい日本語の使用、イラスト・挿絵やふりがなの併記</td> </tr> </table> <p>2 <u>指定</u>避難所等における対応</p> <p><u>指定</u>避難所等において外国人に対する情報の提供を行うため、通訳等に関して、市内の通訳者及び派遣ボランティア等の確保、県への語学ボランティアの派遣要請等を行える体制づくりを行う。</p> <p>また、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」及び「避難所運営マニュアル（鎌ヶ谷市）」に基づき、<u>指定</u>避難所等の整備に努める。</p>	①	避難所・避難路標識等の <u>多言語</u> 表示板の明示	②	外国人を含めた防災訓練・防災教育の推進	③	多言語による <u>簡単な</u> 表現、イラスト・挿絵やふりがな等を入れた防災パンフレット等の配布	④	<u>指定</u> 避難所でのやさしい日本語の使用、イラスト・挿絵やふりがなの併記
①	多国語による避難所・避難路標識等の表示板の明示																			
②	外国人を含めた防災訓練・防災教育の推進																			
③	多国語による <u>やさしい</u> 表現、イラスト・挿絵やふりがな等を入れた防災パンフレット等の配布																			
④	避難所でのやさしい日本語の使用、イラスト・挿絵やふりがなの併記																			
①	避難所・避難路標識等の <u>多言語</u> 表示板の明示																			
②	外国人を含めた防災訓練・防災教育の推進																			
③	多言語による <u>簡単な</u> 表現、イラスト・挿絵やふりがな等を入れた防災パンフレット等の配布																			
④	<u>指定</u> 避難所でのやさしい日本語の使用、イラスト・挿絵やふりがなの併記																			
53	地-2-43	<p>■ボランティアの種類</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 災害時要援護者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) 高齢者や障がい者等災害時要援護者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 災害時要援護者等への生活支援、精神面の補助 避難所の運営補助 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） (略)</td> </tr> </table>	(略)	(略) 災害時要援護者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) 高齢者や障がい者等災害時要援護者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)	(略)	(略) 災害時要援護者等への生活支援、精神面の補助 避難所の運営補助 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） (略)	地-2-47	<p>■ボランティアの種類</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 要配慮者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) 高齢者や障がい者等要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 要配慮者への生活支援、精神面の補助 指定避難所の運営補助 指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） (略)</td> </tr> </table> <p>文言修正</p>	(略)	(略) 要配慮者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) 高齢者や障がい者等要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)	(略)	(略) 要配慮者への生活支援、精神面の補助 指定避難所の運営補助 指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） (略)								
(略)	(略) 災害時要援護者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) 高齢者や障がい者等災害時要援護者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)																			
(略)	(略) 災害時要援護者等への生活支援、精神面の補助 避難所の運営補助 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） (略)																			
(略)	(略) 要配慮者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) 高齢者や障がい者等要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)																			
(略)	(略) 要配慮者への生活支援、精神面の補助 指定避難所の運営補助 指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） (略)																			

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																																													
				文言修正																																													
54	地-2-48	<p>■日本赤十字社千葉県支部のボランティアの養成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ボランティア説明会</td> <td>一般市民</td> <td>防災ボランティアの概要</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア新規登録者研修会</td> <td>新規登録者</td> <td>防災ボランティア</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア研修会</td> <td>登録者全員</td> <td>グループワーク、講演等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア・リーダー養成講習会</td> <td>候補者</td> <td>ボランティアセンターの運営方法等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア地区リーダー養成講習会</td> <td>候補者</td> <td>地区におけるボランティアセンターの運営方法等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア・リーダー研修会</td> <td>リーダー</td> <td>グループワーク、研修会の運営等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会</td> <td>地区リーダー</td> <td>グループワーク、地区研修会の運営等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象	実施内容	防災ボランティア説明会	一般市民	防災ボランティアの概要	防災ボランティア新規登録者研修会	新規登録者	防災ボランティア	防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等	防災ボランティア・リーダー養成講習会	候補者	ボランティアセンターの運営方法等	防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等	防災ボランティア・リーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等	防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等	地-2-48	<p>■日本赤十字社千葉県支部のボランティアの養成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ボランティア一般説明会</td> <td>一般市民</td> <td>防災ボランティアの概要</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア研修会</td> <td>登録者全員</td> <td>グループワーク、講演等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティアリーダー養成講習会(本社)</td> <td>候補者</td> <td>ボランティアセンターの運営方法等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア地区リーダー養成講習会</td> <td>候補者</td> <td>地区におけるボランティアセンターの運営方法等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティアリーダー研修会</td> <td>リーダー</td> <td>グループワーク、研修会の運営等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会</td> <td>地区リーダー</td> <td>グループワーク、地区研修会の運営等</td> </tr> </tbody> </table> <p>文言修正及び削除</p>	項目	対象	実施内容	防災ボランティア一般説明会	一般市民	防災ボランティアの概要	防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等	防災ボランティアリーダー養成講習会(本社)	候補者	ボランティアセンターの運営方法等	防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等	防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等	防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等
項目	対象	実施内容																																															
防災ボランティア説明会	一般市民	防災ボランティアの概要																																															
防災ボランティア新規登録者研修会	新規登録者	防災ボランティア																																															
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等																																															
防災ボランティア・リーダー養成講習会	候補者	ボランティアセンターの運営方法等																																															
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等																																															
防災ボランティア・リーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等																																															
防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等																																															
項目	対象	実施内容																																															
防災ボランティア一般説明会	一般市民	防災ボランティアの概要																																															
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等																																															
防災ボランティアリーダー養成講習会(本社)	候補者	ボランティアセンターの運営方法等																																															
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等																																															
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等																																															
防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等																																															

55	地-2-45	<b>第10節 帰宅困難者等対策</b> <b>◆項目と実施担当</b>	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">責任者：市民生活部長 担当：安全対策課、学校教育課、商工振興課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="5">責任者：市民生活部長 担当：安全対策課、生涯学習部全課、こども課、社会福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 災害時要援護者等の視点からの帰宅支援対策</td> </tr> </table>	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	責任者：市民生活部長 担当：安全対策課、学校教育課、商工振興課	(略)	(略)	(略)	(略)	責任者：市民生活部長 担当：安全対策課、生涯学習部全課、こども課、社会福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課	(略)	(略)	(略)	5 災害時要援護者等の視点からの帰宅支援対策
		(略)																				
(略)	(略)	(略)																				
	(略)																					
(略)	(略)	責任者：市民生活部長 担当：安全対策課、学校教育課、商工振興課																				
	(略)																					
	(略)																					
(略)	(略)	責任者：市民生活部長 担当：安全対策課、生涯学習部全課、こども課、社会福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課																				
	(略)																					
	(略)																					
	(略)																					
	5 災害時要援護者等の視点からの帰宅支援対策																					
(略)																						

地-2-49	<b>第10節 帰宅困難者等対策</b> <b>◆項目と実施担当</b>	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">責任者：市民生活部長、生涯学習部長 担当：安全対策課、学校教育課、商工振興課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="5">責任者：市民生活部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：安全対策課、生涯学習部全課、こども支援課、幼児保育課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 要配慮者等の視点からの 5 帰宅支援対策</td> </tr> </table>	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	責任者：市民生活部長、生涯学習部長 担当：安全対策課、学校教育課、商工振興課	(略)	(略)	(略)	(略)	責任者：市民生活部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：安全対策課、生涯学習部全課、こども支援課、幼児保育課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課	(略)	(略)	(略)	5 要配慮者等の視点からの 5 帰宅支援対策
	(略)																				
(略)	(略)	(略)																			
	(略)																				
(略)	(略)	責任者：市民生活部長、生涯学習部長 担当：安全対策課、学校教育課、商工振興課																			
	(略)																				
	(略)																				
(略)	(略)	責任者：市民生活部長、生涯学習部長、健康福祉部長 担当：安全対策課、生涯学習部全課、こども支援課、幼児保育課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課																			
	(略)																				
	(略)																				
	(略)																				
	5 要配慮者等の視点からの 5 帰宅支援対策																				
(略)																					

文言修正

56	地-2-46	<b>第2 一斉帰宅の抑制</b> <b>1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底</b> 帰宅困難者等対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、 <u>広報かまがや</u> 、市ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。
----	--------	--

地-2-50	<b>第2 一斉帰宅の抑制</b> <b>1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底</b> 帰宅困難者等対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、 <u>広報紙</u> 、市ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。
--------	---

文言修正

57	地-2-46 ~47	<b>第3 帰宅困難者等への支援対策</b> (略) <b>4 帰宅支援対策</b>
----	---------------	--

地-2-51	<b>第3 帰宅困難者等への支援対策</b> (略) <b>4 帰宅支援対策</b>
--------	--



	<p>(略)</p> <p>(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知  九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。</p> <p>また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、県や事業者と連携して、市ホームページや<u>広報かまがや</u>、パンフレット等を活用した広報を実施する。</p> <p>(3) 搬送手段の確保</p> <p><u>災害時要援護者</u>など徒歩帰宅が困難な方の搬送手段として、臨時バスやタクシーなどの確保等、県、関係機関と連携して搬送手段の確保について検討する。</p> <p><b>5 災害時要援護者等の視点からの帰宅支援対策</b></p> <p>帰宅困難者対策においても、<u>災害要援護者</u>（特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人）や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知  九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。</p> <p>また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、県や事業者と連携して、市ホームページや<u>広報紙</u>、パンフレット等を活用した広報を実施する。</p> <p>(3) 搬送手段の確保</p> <p><u>要配慮者</u>など徒歩帰宅が困難な方の搬送手段として、臨時バスやタクシーなどの確保等、県、関係機関と連携して搬送手段の確保について検討する。</p> <p><b>5 要配慮者等の視点からの帰宅支援対策</b></p> <p>帰宅困難者対策においても、<u>要配慮者</u>（特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人）や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。</p> <hr/> <p>文言修正</p>
--	---	--

【第2編 地震編第3章】

No	頁	修正前（平成25年度）	頁	修正後（平成29年度）																		
58	地-3-1 ~2	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害体制の確立</p> <p>第1 災害警戒本部</p> <p>（略）</p> <p>1 災害警戒本部の設置</p> <p>(1) 設置配備基準</p> <p>市民生活部長（<u>災害警戒本部長</u>）は、次の配備基準に基づき、災害警戒本部を設置する。</p> <p>本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、災害警戒本部長が指名した者をその代理者とする。</p> <p>■災害警戒本部の配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備</td> <td>（略）</td> <td>・安全対策課、消防部（通常勤務者）</td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td>（略）</td> <td>・本部員 ・本部事務局</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	配備要員	注意配備	（略）	・安全対策課、消防部（通常勤務者）	警戒配備	（略）	・本部員 ・本部事務局	地-3-1 ~2	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害体制の確立</p> <p>第1 災害警戒本部</p> <p>（略）</p> <p>1 災害警戒本部の設置</p> <p>(1) 設置配備基準</p> <p>市民生活部長は、次の配備基準に基づき、災害警戒本部を設置し、<u>災害警戒本部長</u>となる。</p> <p>本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、災害警戒本部長が指名した者をその代理者とする。</p> <p>■災害警戒本部の配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備</td> <td>（略）</td> <td>・本部事務局（安全対策課員） ・消防部（通常勤務者）</td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td>（略）</td> <td>・本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員） ・本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員）</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	配備要員	注意配備	（略）	・本部事務局（安全対策課員） ・消防部（通常勤務者）	警戒配備	（略）	・本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員） ・本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員）
配備体制	配備基準	配備要員																				
注意配備	（略）	・安全対策課、消防部（通常勤務者）																				
警戒配備	（略）	・本部員 ・本部事務局																				
配備体制	配備基準	配備要員																				
注意配備	（略）	・本部事務局（安全対策課員） ・消防部（通常勤務者）																				
警戒配備	（略）	・本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員） ・本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員）																				
				文言修正																		

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																		
59	地-3-3	<p><b>第 2 災害対策本部</b></p> <p><b>1 災害対策本部の設置</b></p> <p>(1) 設置・配備基準</p> <p>市長は、気象庁により市域の震度が震度 5 強以上と発表された場合、及び東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたときは、災害対策本部を設置する。</p> <p>なお、本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、本部長が指名した者をその代理者とする。</p> <p>■災害対策本部の配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 配備</td> <td>(略)</td> <td>全班（要員は各班で定める）</td> </tr> <tr> <td>第 2 配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 動員方法</p> <p>職員は、気象庁により市域の震度が震度 5 強以上と発表された場合、及び東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたときは勤務時間内外にかかわらず、<u>市長</u>の指示があったものとして、所属場所に自動参集する。</p> <p>(略)</p>	配備体制	配備基準	配備要員	第 1 配備	(略)	全班（要員は各班で定める）	第 2 配備	(略)	(略)	地-3-3	<p><b>第 2 災害対策本部</b></p> <p><b>1 災害対策本部の設置</b></p> <p>(1) 設置・配備基準</p> <p>市長は、気象庁により市域の震度が震度 5 強以上と発表された場合、及び東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたときは、災害対策本部を設置し、<u>本部長</u>となる。</p> <p>なお、本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、本部長が指名した者をその代理者とする。</p> <p>■災害対策本部の配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 配備</td> <td>(略)</td> <td>・本部員、本部事務局 ・全班（要員は各班で定める）</td> </tr> <tr> <td>第 2 配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 動員方法</p> <p>職員は、気象庁により市域の震度が震度 5 強以上と発表された場合、及び東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたときは勤務時間内外にかかわらず、<u>本部長（市長）</u>の指示があったものとして、所属場所に自動参集する。</p> <p>(略)</p> <p>文言修正</p>	配備体制	配備基準	配備要員	第 1 配備	(略)	・本部員、本部事務局 ・全班（要員は各班で定める）	第 2 配備	(略)	(略)
配備体制	配備基準	配備要員																				
第 1 配備	(略)	全班（要員は各班で定める）																				
第 2 配備	(略)	(略)																				
配備体制	配備基準	配備要員																				
第 1 配備	(略)	・本部員、本部事務局 ・全班（要員は各班で定める）																				
第 2 配備	(略)	(略)																				

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)												
60	地-3-7	<p>災害対策本部組織図 第 1・第 2 配備体制 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>           健康福祉 1 班 (社会福祉課)            健康福祉 2 班 (障がい福祉課)            避難所支援班 (こども課)             高齢者福祉班 (高齢者支援課)            衛生医療班 (健康増進課)         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>           避難所 1 班 (教育総務課)            避難所 2 班 (学校教育課)            避難所 3 班 (生涯学習推進課)            避難所 4 班 (きらり鎌ヶ谷市民会館)            避難所 5 班 (文化・スポーツ課) 健康福祉 1 班 (社会福祉課)         </td> </tr> </table>	健康福祉部	健康福祉 1 班 (社会福祉課) 健康福祉 2 班 (障がい福祉課) 避難所支援班 (こども課)  高齢者福祉班 (高齢者支援課) 衛生医療班 (健康増進課)	(略)		生涯学習部	避難所 1 班 (教育総務課) 避難所 2 班 (学校教育課) 避難所 3 班 (生涯学習推進課) 避難所 4 班 (きらり鎌ヶ谷市民会館) 避難所 5 班 (文化・スポーツ課) 健康福祉 1 班 (社会福祉課)	地-3-7	<p>災害対策本部組織図 第 1・第 2 配備体制 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>           健康福祉 1 班 (社会福祉課)            健康福祉 2 班 (障がい福祉課)            避難所支援 1 班 (こども支援課)            避難所支援 2 班 (幼児保育課)            高齢者福祉班 (高齢者支援課)            衛生医療班 (健康増進課)         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>           避難所 1 班 (教育総務課)            避難所 2 班 (学校教育課)            避難所 3 班 (生涯学習推進課)            避難所 4 班 (市民会館)            避難所 5 班 (文化・スポーツ課) 健康福祉 1 班 (社会福祉課)         </td> </tr> </table> <p>-----</p> <p>組織改正による時点修正</p>	健康福祉部	健康福祉 1 班 (社会福祉課) 健康福祉 2 班 (障がい福祉課) 避難所支援 1 班 (こども支援課) 避難所支援 2 班 (幼児保育課) 高齢者福祉班 (高齢者支援課) 衛生医療班 (健康増進課)	(略)		生涯学習部	避難所 1 班 (教育総務課) 避難所 2 班 (学校教育課) 避難所 3 班 (生涯学習推進課) 避難所 4 班 (市民会館) 避難所 5 班 (文化・スポーツ課) 健康福祉 1 班 (社会福祉課)
健康福祉部	健康福祉 1 班 (社会福祉課) 健康福祉 2 班 (障がい福祉課) 避難所支援班 (こども課)  高齢者福祉班 (高齢者支援課) 衛生医療班 (健康増進課)															
(略)																
生涯学習部	避難所 1 班 (教育総務課) 避難所 2 班 (学校教育課) 避難所 3 班 (生涯学習推進課) 避難所 4 班 (きらり鎌ヶ谷市民会館) 避難所 5 班 (文化・スポーツ課) 健康福祉 1 班 (社会福祉課)															
健康福祉部	健康福祉 1 班 (社会福祉課) 健康福祉 2 班 (障がい福祉課) 避難所支援 1 班 (こども支援課) 避難所支援 2 班 (幼児保育課) 高齢者福祉班 (高齢者支援課) 衛生医療班 (健康増進課)															
(略)																
生涯学習部	避難所 1 班 (教育総務課) 避難所 2 班 (学校教育課) 避難所 3 班 (生涯学習推進課) 避難所 4 班 (市民会館) 避難所 5 班 (文化・スポーツ課) 健康福祉 1 班 (社会福祉課)															

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																																												
61	地-3-10	<p>災害対策本部事務分掌 第 1・第 2 配備体制 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">健康福祉部 (健康福祉部 長)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉 1 班 (社会福祉課長)</td> <td>4 災 害時要 援護者 の保護 に關す ること (略)</td> <td>(略) 7 その他部内外の応援に關すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 2 災害時要援護者の支援に關すること (略) 4 その他部内外の応援に關すること</td> </tr> <tr> <td>避難所支援班 (こども課長)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 2 保育施設の被害状況調査及び安全管理に 關すること (略) 4 避難所における災害時要援護者の支援に 關すること (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>3 災害時要援護者の支援に關すること 4 その他部内外の応援に關すること</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	健康福祉部 (健康福祉部 長)	(略)	(略)	(略)	健康福祉 1 班 (社会福祉課長)	4 災 害時要 援護者 の保護 に關す ること (略)	(略) 7 その他部内外の応援に關すること	(略)	(略)	(略) 2 災害時要援護者の支援に關すること (略) 4 その他部内外の応援に關すること	避難所支援班 (こども課長)	(略)	(略) 2 保育施設の被害状況調査及び安全管理に 關すること (略) 4 避難所における災害時要援護者の支援に 關すること (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3 災害時要援護者の支援に關すること 4 その他部内外の応援に關すること	(略)	(略)	(略)	(略)	地-3-10	<p>災害対策本部事務分掌 第 1・第 2 配備体制 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">健康福祉部 (健康福祉部 長)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉 1 班 (社会福祉課長)</td> <td>4 要 配慮者 の保護 に關す ること (略)</td> <td>(略) 7 要配慮者の支援に關すること 8 その他部内外の応援に關すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 2 要配慮者の支援に關すること (略) 4 福祉避難所の開設に關すること 5 その他部内外の応援に關すること</td> </tr> <tr> <td>避難所支援 1 班 (こども支援課 長)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 2 児童施設の被害状況調査及び安全管理に 關すること (略) 4 避難所における要配慮者等の支援に關す ること (略)</td> </tr> <tr> <td>避難所支援 2 班 (幼児保育課長)</td> <td>(略)</td> <td>1 園児の安全確保に關すること 2 保育施設の被害状況調査及び安全管理に 關すること 3 避難所における食料、飲料水、物資の供給 に關すること 4 避難所における要配慮者等の支援に關す ること 5 その他部内外の応援に關すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 3 要配慮者の支援に關すること 4 福祉避難所の開設に關すること 5 その他部内外の応援に關すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>文言修正、組織改正による時点修正</p>	健康福祉部 (健康福祉部 長)	(略)	(略)	(略)	健康福祉 1 班 (社会福祉課長)	4 要 配慮者 の保護 に關す ること (略)	(略) 7 要配慮者の支援に關すること 8 その他部内外の応援に關すること	(略)	(略)	(略) 2 要配慮者の支援に關すること (略) 4 福祉避難所の開設に關すること 5 その他部内外の応援に關すること	避難所支援 1 班 (こども支援課 長)	(略)	(略) 2 児童施設の被害状況調査及び安全管理に 關すること (略) 4 避難所における要配慮者等の支援に關す ること (略)	避難所支援 2 班 (幼児保育課長)	(略)	1 園児の安全確保に關すること 2 保育施設の被害状況調査及び安全管理に 關すること 3 避難所における食料、飲料水、物資の供給 に關すること 4 避難所における要配慮者等の支援に關す ること 5 その他部内外の応援に關すること	(略)	(略)	(略) 3 要配慮者の支援に關すること 4 福祉避難所の開設に關すること 5 その他部内外の応援に關すること	(略)	(略)	(略)
健康福祉部 (健康福祉部 長)	(略)	(略)		(略)																																												
	健康福祉 1 班 (社会福祉課長)	4 災 害時要 援護者 の保護 に關す ること (略)		(略) 7 その他部内外の応援に關すること																																												
	(略)	(略)		(略) 2 災害時要援護者の支援に關すること (略) 4 その他部内外の応援に關すること																																												
	避難所支援班 (こども課長)	(略)		(略) 2 保育施設の被害状況調査及び安全管理に 關すること (略) 4 避難所における災害時要援護者の支援に 關すること (略)																																												
	(略)	(略)		(略)																																												
	(略)	3 災害時要援護者の支援に關すること 4 その他部内外の応援に關すること		(略)																																												
	(略)	(略)	(略)																																													
健康福祉部 (健康福祉部 長)	(略)	(略)	(略)																																													
	健康福祉 1 班 (社会福祉課長)	4 要 配慮者 の保護 に關す ること (略)	(略) 7 要配慮者の支援に關すること 8 その他部内外の応援に關すること																																													
	(略)	(略)	(略) 2 要配慮者の支援に關すること (略) 4 福祉避難所の開設に關すること 5 その他部内外の応援に關すること																																													
	避難所支援 1 班 (こども支援課 長)	(略)	(略) 2 児童施設の被害状況調査及び安全管理に 關すること (略) 4 避難所における要配慮者等の支援に關す ること (略)																																													
	避難所支援 2 班 (幼児保育課長)	(略)	1 園児の安全確保に關すること 2 保育施設の被害状況調査及び安全管理に 關すること 3 避難所における食料、飲料水、物資の供給 に關すること 4 避難所における要配慮者等の支援に關す ること 5 その他部内外の応援に關すること																																													
	(略)	(略)	(略) 3 要配慮者の支援に關すること 4 福祉避難所の開設に關すること 5 その他部内外の応援に關すること																																													
	(略)	(略)	(略)																																													

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																
62	地-3-12	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">都市建設部 (都市建設部 長)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅班 (建築住宅課長)</td> <td>6 急傾斜地の安全対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	都市建設部 (都市建設部 長)	(略)	(略)	(略)	住宅班 (建築住宅課長)	6 急傾斜地の安全対策に関すること	(略)	(略)	地-3-12	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">都市建設部 (都市建設部 長)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅班 (建築住宅課長)</td> <td>6 急傾斜地の被害状況調査及び安全対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	都市建設部 (都市建設部 長)	(略)	(略)	(略)	住宅班 (建築住宅課長)	6 急傾斜地の被害状況調査及び安全対策に関すること	(略)	(略)
	都市建設部 (都市建設部 長)	(略)		(略)		(略)														
住宅班 (建築住宅課長)		6 急傾斜地の安全対策に関すること																		
(略)		(略)																		
都市建設部 (都市建設部 長)	(略)	(略)	(略)																	
	住宅班 (建築住宅課長)		6 急傾斜地の被害状況調査及び安全対策に関すること																	
	(略)		(略)																	
	地-3-13	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">生涯学習部 (生涯学習部 長)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所4班 (きらり鎌ヶ谷 市民会館長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	生涯学習部 (生涯学習部 長)	(略)	(略)	(略)	避難所4班 (きらり鎌ヶ谷 市民会館長)	(略)	(略)	(略)	地-3-13	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">生涯学習部 (生涯学習部 長)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所4班 (市民会館長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>文言修正</p>	生涯学習部 (生涯学習部 長)	(略)	(略)	(略)	避難所4班 (市民会館長)	(略)	(略)	(略)
生涯学習部 (生涯学習部 長)	(略)	(略)		(略)																
	避難所4班 (きらり鎌ヶ谷 市民会館長)			(略)																
	(略)		(略)																	
生涯学習部 (生涯学習部 長)	(略)	(略)	(略)																	
	避難所4班 (市民会館長)		(略)																	
	(略)		(略)																	
63	地-3-14	<p>第1 地震に関する情報の伝達</p> <p>1 地震情報等の発表</p> <p>銚子地方気象台等から発表される地震に関する情報の種類、内容は、次のとおりである。</p> <p>なお、千葉県震度情報ネットワークと気象庁とがオンライン化により、気象庁設置の<u>地震計</u>の震度に加え、市町村で観測された計測震度（震度1以上）が気象庁から発表される。</p>	地-3-14	<p>第1 地震に関する情報の伝達</p> <p>1 地震情報等の発表</p> <p>銚子地方気象台等から発表される地震に関する情報の種類、内容は、次のとおりである。</p> <p>なお、千葉県震度情報ネットワークと気象庁とがオンライン化により、気象庁設置の<u>震度計</u>の震度に加え、市町村で観測された計測震度（震度1以上）が気象庁から発表される。</p> <p>文言修正</p>																

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																				
64	地-3-15	<p>■地震情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上の地域名と地震の発生時刻を発表する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部と発表する。この情報は、気象庁より防災情報提供装置及び放送機関等を通じて伝達される。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	震度速報	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上の地域名と地震の発生時刻を発表する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部と発表する。この情報は、気象庁より防災情報提供装置及び放送機関等を通じて伝達される。	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	地-3-15	<p>■地震情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の発生時刻揺れの発言時刻を速報する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度 3 以上で発表する。（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度 3 以上。 ・津波警報または注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表する。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	震度速報	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の発生時刻揺れの発言時刻を速報する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。	震源に関する情報	震度 3 以上で発表する。（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度 3 以上。 ・津波警報または注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表する。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。	各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
種 類	内 容																							
震度速報	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上の地域名と地震の発生時刻を発表する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部と発表する。この情報は、気象庁より防災情報提供装置及び放送機関等を通じて伝達される。																							
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																							
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																							
各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																							
種 類	内 容																							
震度速報	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の発生時刻揺れの発言時刻を速報する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。																							
震源に関する情報	震度 3 以上で発表する。（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。																							
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度 3 以上。 ・津波警報または注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表する。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。																							
各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。																							

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>その他の情報</p> <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>その他の情報</p> <p>地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表する。</p> </div>
				文言修正
65	地-3-15	<p>(図：略)</p> <pre> graph LR     A[銚子地方气象台] --&gt; B[東日本電信電話株式会社]     A --&gt; C[千葉県防災危機管理部消防課]     B --&gt; D[鎌ヶ谷市]     C --&gt; D </pre>	地-3-16	<p>(図：略)</p> <pre> graph LR     A[銚子地方气象台] --&gt; B[千葉県防災危機管理部危機管理課]     B --&gt; C[鎌ヶ谷市] </pre>
				<p>図の修正</p> <p>※千葉県防災計画では伝達していないため、銚子气象台から東日本電信電話株式会社への伝達の流れは削除。</p>



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																				
66	地-3-17	<p>第 2 節 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>第 2 被害情報の収集・調査・報告 (略)</p> <p>■部門別調査の担当及び対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査担当班</th> <th>調査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>農業作物、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>河川、道路被害、橋梁被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>急傾斜地、市営住宅被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉 1 班、社会福祉 2 班</td> <td>福祉施設被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	調査担当班	調査対象	(略)	コミュニティセンター	(略)	(略)	(略)	農業作物、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害	(略)	河川、道路被害、橋梁被害	(略)	急傾斜地、市営住宅被害	(略)	(略)	社会福祉 1 班、社会福祉 2 班	福祉施設被害	(略)	(略)	地-3-18	<p>第 2 節 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>第 2 被害情報の収集・調査・報告 (略)</p> <p>■部門別調査の担当及び対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査担当班</th> <th>調査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>コミュニティセンター被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>農業作物被害、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>河川被害、道路被害、橋梁被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>急傾斜地被害、市営住宅被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉 1 班、健康福祉 2 班、避難 所支援 1 班、避難所支援 2 班、高齢 者福祉班</td> <td>総合福祉保健センター被害、福祉施設被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>文言修正、組織改正による時点修正、字句訂正</p>	調査担当班	調査対象	(略)	コミュニティセンター被害	(略)	(略)	(略)	農業作物被害、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害	(略)	河川被害、道路被害、橋梁被害	(略)	急傾斜地被害、市営住宅被害	(略)	(略)	健康福祉 1 班、健康福祉 2 班、避難 所支援 1 班、避難所支援 2 班、高齢 者福祉班	総合福祉保健センター被害、福祉施設被害	(略)	(略)
調査担当班	調査対象																																							
(略)	コミュニティセンター																																							
(略)	(略)																																							
(略)	農業作物、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害																																							
(略)	河川、道路被害、橋梁被害																																							
(略)	急傾斜地、市営住宅被害																																							
(略)	(略)																																							
社会福祉 1 班、社会福祉 2 班	福祉施設被害																																							
(略)	(略)																																							
調査担当班	調査対象																																							
(略)	コミュニティセンター被害																																							
(略)	(略)																																							
(略)	農業作物被害、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害																																							
(略)	河川被害、道路被害、橋梁被害																																							
(略)	急傾斜地被害、市営住宅被害																																							
(略)	(略)																																							
健康福祉 1 班、健康福祉 2 班、避難 所支援 1 班、避難所支援 2 班、高齢 者福祉班	総合福祉保健センター被害、福祉施設被害																																							
(略)	(略)																																							

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																		
67	地-3-18	<p>■ 県への報告区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>報告時期[方法]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害緊急報告</td> <td>(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示灯の状況、避難所の開設状況等について報告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	報告時期[方法]	災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示灯の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)	(略)	(略)	(略)	地-3-19	<p>■ 県への報告区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>報告時期[方法]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害緊急報告</td> <td>(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の開設状況等について報告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>字句訂正</p>	区 分	内 容	報告時期[方法]	災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)	(略)	(略)	(略)
区 分	内 容	報告時期[方法]																				
災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示灯の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)																				
(略)	(略)	(略)																				
区 分	内 容	報告時期[方法]																				
災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)																				
(略)	(略)	(略)																				
68	地-3-20	<p>第3 通信機能が使用不能となった場合の措置</p> <p>(略)</p> <p>■ 関東地方非常通信協議会構成機関 (※印は市内機関)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 東京電力 (株) 通信施設</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	(略)	⑥ 東京電力 (株) 通信施設	(略)	地-3-21	<p>第3 通信機能が使用不能となった場合の措置</p> <p>(略)</p> <p>■ 関東地方非常通信協議会構成機関 (※印は市内機関)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 東京電力パワーグリッド(株) (千葉通信ネットワークセンター) 通信施設</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>時点修正</p>	(略)	⑥ 東京電力パワーグリッド(株) (千葉通信ネットワークセンター) 通信施設	(略)												
(略)																						
⑥ 東京電力 (株) 通信施設																						
(略)																						
(略)																						
⑥ 東京電力パワーグリッド(株) (千葉通信ネットワークセンター) 通信施設																						
(略)																						

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																						
69	地-3-22	<p><b>第3節 災害広報・広聴活動</b></p> <p><b>1 災害時の広報</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急活動期の広報</p> <p>応急対策活動時における広報は、防災行政無線、市ホームページ、かまがや安心eメール、ツイッター、テレビ、ラジオ、災害広報紙等にて行う。</p> <p>(略)</p> <p>■広報の手段と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>手 段</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) インターネット による指示</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応急対策活動時</td> <td>(略)</td> <td>(略) ④ 住民の取るべき防災対策</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	時 期	手 段	内 容	(略)	(略) インターネット による指示	(略)	応急対策活動時	(略)	(略) ④ 住民の取るべき防災対策	(略)	(略)	地-3-23	<p><b>第3節 災害広報・広聴活動</b></p> <p><b>1 災害時の広報</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急<b>対策</b>活動期の広報</p> <p>応急対策活動期における広報は、防災行政無線、市ホームページ、かまがや安心eメール、ツイッター、テレビ、ラジオ、災害広報紙等にて行う。</p> <p>(略)</p> <p>■広報の手段と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>手 段</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) インターネット</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応急対策活動期</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) ④ 住民の取るべき対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>文言修正</p>	時 期	手 段	内 容	(略)	(略) インターネット	(略)	応急対策活動期	(略)	(略)	(略)	(略) ④ 住民の取るべき対策
時 期	手 段	内 容																								
(略)	(略) インターネット による指示	(略)																								
応急対策活動時	(略)	(略) ④ 住民の取るべき防災対策																								
	(略)	(略)																								
時 期	手 段	内 容																								
(略)	(略) インターネット	(略)																								
応急対策活動期	(略)	(略)																								
	(略)	(略) ④ 住民の取るべき対策																								

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																																																							
70	地-3-23	<p><b>第2 報道機関への対応</b></p> <p><b>1 記者発表</b></p> <p>(略)</p> <p>■報道機関一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報道機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話(NTT) FAX(NTT)</th> <th>e-mail</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>千葉テレビ放送(株)</td> <td>報道局報道部</td> <td>電話043-223-6681 FAX 043-231-4999</td> <td>press@chiba-tv.com</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市川記者クラブ*</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>船橋記者クラブ*</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>松戸記者クラブ*</td> <td>松戸市役所内</td> <td>電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-4622</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*朝日、毎日、読売、産経、東京、千葉日報の新聞社</p>	報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail	(略)	(略)	(略)	(略)	千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話043-223-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com	(略)	(略)	(略)	(略)	市川記者クラブ*	(略)	(略)	(略)	船橋記者クラブ*	(略)	(略)	(略)	松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-4622		<p>地-3-24</p> <p><b>第2 報道機関への対応</b></p> <p><b>1 記者発表</b></p> <p>(略)</p> <p>■報道機関一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報道機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話(NTT) FAX(NTT)</th> <th>e-mail</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>千葉テレビ放送(株)</td> <td>報道局報道部</td> <td>電話043-233-6681 FAX 043-231-4999</td> <td>press@chiba-tv.com</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市川記者クラブ*★</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>船橋記者クラブ*◆</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>松戸記者クラブ*</td> <td>松戸市役所内</td> <td>電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*朝日、毎日、読売、産経、東京、千葉日報の新聞社 ★共同通信 ◆時事通信</p> <p>字句訂正、文言追加</p>	報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail	(略)	(略)	(略)	(略)	千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com	(略)	(略)	(略)	(略)	市川記者クラブ*★	(略)	(略)	(略)	船橋記者クラブ*◆	(略)	(略)	(略)	松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162	
報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話043-223-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
市川記者クラブ*	(略)	(略)	(略)																																																								
船橋記者クラブ*	(略)	(略)	(略)																																																								
松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-4622																																																									
報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
市川記者クラブ*★	(略)	(略)	(略)																																																								
船橋記者クラブ*◆	(略)	(略)	(略)																																																								
松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162																																																									

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)								
71	地-3-24	<p><b>第3 被災者相談・広聴活動</b></p> <p>(略)</p> <p>■相談窓口の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>庁舎1階ロビー</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) ⑫ <u>災害時要援護者</u>相談窓口 (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	設置場所	庁舎1階ロビー	(略)	(略) ⑫ <u>災害時要援護者</u> 相談窓口 (略)	地-3-24	<p><b>第3 被災者相談・広聴活動</b></p> <p>(略)</p> <p>■相談窓口の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>庁舎1階ロビー</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) ⑫ <u>要配慮者</u>相談窓口 (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <hr/> <p>文言修正</p>	設置場所	庁舎1階ロビー	(略)	(略) ⑫ <u>要配慮者</u> 相談窓口 (略)
設置場所	庁舎1階ロビー											
(略)	(略) ⑫ <u>災害時要援護者</u> 相談窓口 (略)											
設置場所	庁舎1階ロビー											
(略)	(略) ⑫ <u>要配慮者</u> 相談窓口 (略)											

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）								
72	地-3-39	<p><b>第 6 節 応急医療救護</b></p> <p>(略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野健康福祉センター (保健所)、鎌ヶ谷総合病院</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会 千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院</td> </tr> </table> <p><b>第 1 応急医療活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1 救護所の設置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 救護所の設置</p> <p>衛生医療班は、救護所となる施設に医療用資機材、電源等、応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。停電のときは、東京電力株式会社に早期復旧を要請する。断水しているときは、総務企画 1 班・2 班に給水を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 救護所の派遣</b></p> <p>(略)</p> <p>また、船橋歯科医師会に対し「災害時における歯科医師会の協力に関する協定書」、千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部に対し「災害時における接骨師会の協力に関する協定」、船橋薬剤師会に対し「災害時における薬剤師会の協力に関する協定」に基づき、救護所への派遣、協力を要請する。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野健康福祉センター (保健所)、鎌ヶ谷総合病院	(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会 千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院	地-3-39	<p><b>第 6 節 応急医療救護</b></p> <p>(略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野健康福祉センター (保健所)、鎌ヶ谷総合病院</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院</td> </tr> </table> <p><b>第 1 応急医療活動</b></p> <p>(略)</p> <p>1 救護所の設置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 救護所の設置</p> <p>衛生医療班は、救護所となる施設に医療用資機材、電源等、応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。停電のときは、東京電力パワーグリッド株式会社に早期復旧を要請する。断水しているときは、総務企画 1 班・2 班に給水を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 救護所の派遣</b></p> <p>(略)</p> <p>また、船橋歯科医師会に対し「災害時における歯科医師会の協力に関する協定書」、千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部に対し「災害時における接骨師会の協力に関する協定」、船橋薬剤師会に対し「災害時における薬剤師会の協力に関する協定」に基づき、救護所への派遣、協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>時点修正</p>	(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野健康福祉センター (保健所)、鎌ヶ谷総合病院	(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院
(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野健康福祉センター (保健所)、鎌ヶ谷総合病院											
(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会 千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院											
(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野健康福祉センター (保健所)、鎌ヶ谷総合病院											
(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院											

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																				
73	地-3-41	<p><b>5 後方医療体制の確立</b> (略)</p> <p><b>(3) 後方医療施設への搬送</b> (略)</p> <p>■後方医療施設</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">市内病院</td> <td>初富保険病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、 第2北総病院、鎌ヶ谷総合病院 鎌ヶ谷総合病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害拠点病院</td> <td>基幹災害医療センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	市内病院		初富保険病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、 第2北総病院、鎌ヶ谷総合病院 鎌ヶ谷総合病院	災害拠点病院	基幹災害医療センター	(略)		(略)	(略)	(略)	地-3-41	<p><b>5 後方医療体制の確立</b> (略)</p> <p><b>(3) 後方医療施設への搬送</b> (略)</p> <p>■後方医療施設</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">市内病院</td> <td>初富保健病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、 第2北総病院、鎌ヶ谷総合病院 鎌ヶ谷総合病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害拠点病院</td> <td>基幹災害医療センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>文言訂正</p>	市内病院		初富保健病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、 第2北総病院、鎌ヶ谷総合病院 鎌ヶ谷総合病院	災害拠点病院	基幹災害医療センター	(略)		(略)	(略)	(略)
市内病院		初富保険病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、 第2北総病院、鎌ヶ谷総合病院 鎌ヶ谷総合病院																						
災害拠点病院	基幹災害医療センター	(略)																						
		(略)																						
	(略)	(略)																						
市内病院		初富保健病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、 第2北総病院、鎌ヶ谷総合病院 鎌ヶ谷総合病院																						
災害拠点病院	基幹災害医療センター	(略)																						
		(略)																						
	(略)	(略)																						
74	地-3-42	<p><b>第2 被災者等への医療</b></p> <p><b>1 避難所での医療活動</b> (略)</p> <p>(2) 巡回医療の実施</p> <p>衛生医療班は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部等に巡回医療班の編成を要請し、健康診断や精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。 また、必要に応じて被災地の巡回活動を行う。</p> <p><b>2 心の医療活動</b></p> <p>衛生医療班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や災害時要援護者の精神的負担の軽減に努める。</p>	地-3-42	<p><b>第2 被災者等への医療</b></p> <p><b>1 避難所での医療活動</b> (略)</p> <p>(2) 巡回医療の実施</p> <p>衛生医療班は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部等に巡回医療班の編成を要請し、健康診断や精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。 また、必要に応じて被災地の巡回活動を行う。</p> <p><b>2 心の医療活動</b></p> <p>衛生医療班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。</p>																				

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																		
		<p>また、必要に応じて被災地の巡回活動を行う。            なお、心のケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等に対しても必要となるため、メンタルケアを実施する。            (略)</p>		<p>また、必要に応じて被災地の巡回活動を行う。            なお、心のケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等に対しても必要となるため、メンタルケアを実施する。            (略)</p>																																		
				時点修正																																		
75	地-3-43	<p><b>第7節 避難</b>            (略)  <b>◆項目と活動時期</b>            (略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="8">第3 避難所の運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 災害時要援護者への配慮</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p><b>◆実施担当</b></p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難所の開設</td> <td>(略) 担 当：事務局、避難所1班～5班、避難所支援班</td> </tr> <tr> <td>第3 避難所の運営</td> <td>担 当：市民生活3班、避難所1班～5班、避難所支援班、健康福祉2班、高齢者福祉班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第3 避難所の運営	(略)	(略)	(略)	4 災害時要援護者への配慮	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第2 避難所の開設	(略) 担 当：事務局、避難所1班～5班、避難所支援班	第3 避難所の運営	担 当：市民生活3班、避難所1班～5班、避難所支援班、健康福祉2班、高齢者福祉班	(略)	(略)	地-3-43	<p><b>第7節 避難</b>            (略)  <b>◆項目と活動時期</b>            (略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="8">第3 避難所の運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 要配慮者への配慮</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p><b>◆実施担当</b></p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難所の開設</td> <td>(略) 担 当：事務局、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班</td> </tr> <tr> <td>第3 避難所の運営</td> <td>担 当：市民生活3班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班、健康福祉2班、高齢者福祉班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第3 避難所の運営	(略)	(略)	(略)	4 要配慮者への配慮	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第2 避難所の開設	(略) 担 当：事務局、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班	第3 避難所の運営	担 当：市民生活3班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班、健康福祉2班、高齢者福祉班	(略)	(略)
第3 避難所の運営	(略)																																					
	(略)																																					
	(略)																																					
	4 災害時要援護者への配慮																																					
	(略)																																					
	(略)																																					
	(略)																																					
	(略)																																					
(略)	(略)																																					
第2 避難所の開設	(略) 担 当：事務局、避難所1班～5班、避難所支援班																																					
第3 避難所の運営	担 当：市民生活3班、避難所1班～5班、避難所支援班、健康福祉2班、高齢者福祉班																																					
(略)	(略)																																					
第3 避難所の運営	(略)																																					
	(略)																																					
	(略)																																					
	4 要配慮者への配慮																																					
	(略)																																					
	(略)																																					
	(略)																																					
	(略)																																					
(略)	(略)																																					
第2 避難所の開設	(略) 担 当：事務局、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班																																					
第3 避難所の運営	担 当：市民生活3班、避難所1班～5班、避難所支援1班・2班、健康福祉2班、高齢者福祉班																																					
(略)	(略)																																					
				文言修正、時点修正																																		



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
76	地-3-44	<p><b>第 1 避難活動</b></p> <p><b>1 避難勧告・指示</b></p> <p>（略）</p> <p>(2) 避難指示の発令</p> <p>災害の前兆現象が確認された場合や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態又は、人的被害が発生した状態。</p> <p>「避難勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告等を尊重することを期待して避難の準備、立ち退きを勧め、又は促すものである。</p> <p>「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く住民等を立ち退かせるものである。</p> <p>■<u>避難の勧告・指示</u>をする場合のめやす （略）</p> <p>■<u>避難の勧告・指示の発令権者及び内容</u> （略）</p>	地-3-44	<p><b>第 1 避難活動</b></p> <p><b>1 避難勧告・避難指示</b></p> <p>（略）</p> <p>(2) 避難指示の発令</p> <p>災害の前兆現象が確認された場合や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態又は、人的被害が発生した状態。</p> <p>「避難勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告等を尊重することを期待して避難の準備、立ち退きや<u>屋内での退避等の安全確保措置</u>を勧め、又は促すものである。</p> <p>「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く住民等を立ち退かせる<u>等安全確保措置をとらせる</u>ものである。</p> <p>■<u>避難勧告・指示</u>をする場合のめやす （略）</p> <p>■<u>避難勧告・避難指示の発令権者及び内容</u> （略）</p> <hr/> <p>屋内での退避等の安全確保措置を加筆【<u>災対法第 6 0 条</u>】</p> <p>災害応急対策従事者の安全確保について加筆【<u>災対法第 5 0 条</u>】</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																								
77	地-3-45	<p>(3) 避難の<u>勧告・指示</u>の伝達</p> <p>事務局は、関係各班に避難の<u>勧告・指示</u>を伝達する。各班は次の方法で、避難の<u>勧告・指示</u>を住民等に伝達する。</p> <p>■避難の<u>勧告・指示</u>の方法及び伝達事項</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">担当・方法</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伝達事項</td> <td>① (略) ② (略) ③ (略)</td> <td>④ 避難勧告・指示の理由 ⑤ (略)</td> </tr> </table> <p>(4) 県への報告</p> <p>事務局は、避難の<u>勧告・指示</u>が発令された場合は、県にその旨を報告する。</p> <p>(5) 関係機関への連絡</p> <p>事務局は、避難の<u>勧告・指示</u>が発令された場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 避難誘導</b></p> <p>(1) 避難誘導</p>	担当・方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	伝達事項	① (略) ② (略) ③ (略)	④ 避難勧告・指示の理由 ⑤ (略)	地-3-45	<p>(3) 避難<u>勧告等</u>の伝達</p> <p>事務局は、関係各班に避難<u>勧告等</u>を伝達する。各班は次の方法で、避難<u>勧告等</u>を住民等に伝達する。</p> <p>■避難<u>勧告等</u>の方法及び伝達事項</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">担当・方法</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伝達事項</td> <td>① (略) ② (略) ③ (略)</td> <td>④ 避難勧告等の発令理由 ⑤ (略)</td> </tr> </table> <p>(4) 県への報告</p> <p>事務局は、避難<u>勧告等</u>が発令された場合は、県にその旨を報告する。</p> <p>(5) 関係機関への連絡</p> <p>事務局は、避難<u>勧告等</u>が発令された場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 避難誘導</b></p> <p>(1) 避難誘導</p>	担当・方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	伝達事項	① (略) ② (略) ③ (略)	④ 避難勧告等の発令理由 ⑤ (略)
担当・方法	(略)	(略)																										
	(略)	(略)																										
	(略)	(略)																										
	(略)	(略)																										
伝達事項	① (略) ② (略) ③ (略)	④ 避難勧告・指示の理由 ⑤ (略)																										
担当・方法	(略)	(略)																										
	(略)	(略)																										
	(略)	(略)																										
	(略)	(略)																										
伝達事項	① (略) ② (略) ③ (略)	④ 避難勧告等の発令理由 ⑤ (略)																										

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																				
		避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、最も近い避難場所まで次のとおり行う。避難は原則として徒歩とする。できるだけ自主防災組織ごとの集団避難を行うものとし、 <u>災害時要援護者の避難を優先する。</u>		避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、最も近い避難場所まで次のとおり行う。避難は原則として徒歩とする。できるだけ自主防災組織ごとの集団避難を行うものとし、 <u>要配慮者の避難を優先する。この時、避難誘導者（災害応急対策従事者）の安全確保を十分に図る。</u>																				
				文言修正 災害応急対策従事者の安全確保について加筆【災対法第50条】																				
78	地-3-46	<p>■避難誘導者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難対象</th> <th>避難誘導担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>消防班、警察官、自主防災組織等 在宅の<u>災害時要援護者</u>は、地域の住民の協力により行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) <u>災害時要援護者の誘導</u></p> <p>在宅の<u>災害時要援護者</u>の避難は、原則として地区の自治会、自主防災組織等が行うが、地域で避難支援が困難な場合は、高齢者福祉班が車両等を用いて輸送する。</p> <p>施設入所者は、施設の管理者が車両等を用いて輸送する。健康福祉1班・2班は、車両等の手配など支援を行う。</p>	避難対象	避難誘導担当者	(略)	消防班、警察官、自主防災組織等 在宅の <u>災害時要援護者</u> は、地域の住民の協力により行う。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地-3-46	<p>■避難誘導者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難対象</th> <th>避難誘導担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>消防班、警察官、自主防災組織等 在宅の<u>要配慮者</u>は、地域の住民の協力により行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) <u>要配慮者の誘導</u></p> <p>在宅の<u>要配慮者</u>の避難は、原則として地区の自治会、自主防災組織等が行うが、地域で避難支援が困難な場合は、高齢者福祉班が車両等を用いて輸送する。</p> <p>施設入所者は、施設の管理者が車両等を用いて輸送する。健康福祉1班・2班は、車両等の手配など支援を行う。</p>	避難対象	避難誘導担当者	(略)	消防班、警察官、自主防災組織等 在宅の <u>要配慮者</u> は、地域の住民の協力により行う。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
避難対象	避難誘導担当者																							
(略)	消防班、警察官、自主防災組織等 在宅の <u>災害時要援護者</u> は、地域の住民の協力により行う。																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
避難対象	避難誘導担当者																							
(略)	消防班、警察官、自主防災組織等 在宅の <u>要配慮者</u> は、地域の住民の協力により行う。																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
				文言修正																				

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
79	地-3-47	<p><b>第 2 避難所の開設</b></p> <p><b>1 避難所の開設</b></p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>事務局は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。</p> <p>勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開設する。勤務時間外の場合には、避難所 1 班～5 班が開設する避難所に職員を派遣し開設する。</p> <p>なお、災害の状況により、直接、避難所へ職員を派遣することができる。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 避難者の受入</b></p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、職員を避難所に派遣し、施設管理者と協力して避難者の受入れを行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 避難所の運営</b></p> <p><b>1 避難所運営体制</b></p> <p>(1) 避難所運営組織</p> <p>避難所の運営は、避難所運営マニュアル（鎌ヶ谷市）に基づき実施するものとし、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織は、組織のリーダーからなる避難所自主運営組織を作り、自主的な運営を行う。その際、男女それぞれの要望や意見を反映させるため、男女双方が避難所運営組織に入るようにする。また、役割分担は、男女問わず出来る人が担当し、清掃や食事の準備等の役割において女性のみあるいは男性のみに負担を集中させないようにする。</p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、避難所自主運営組織を確立し、自主防災組織やボランティア等との協議・調整を行う。</p>	地-3-47	<p><b>第 2 避難所の開設</b></p> <p><b>1 避難所の開設</b></p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>事務局は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。</p> <p>勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開設する。勤務時間外の場合には、避難所 1 班～5 班が、開設する避難所に職員を派遣し開設する。</p> <p>なお、災害の状況により、直接、避難所へ職員を派遣することができる。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 避難者の受入</b></p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>は、職員を避難所に派遣し、施設管理者と協力して避難者の受入れを行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 避難所の運営</b></p> <p><b>1 避難所運営体制</b></p> <p>(1) 避難所運営組織</p> <p>避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき実施するものとし、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織は、組織のリーダーからなる避難所自主運営組織を作り、自主的な運営を行う。その際、男女それぞれの要望や意見を反映させるため、男女双方が<u>避難所自主運営組織</u>に入るようにする。また、役割分担は、男女問わず出来る人が担当し、清掃や食事の準備等の役割において女性のみあるいは男性のみに負担を集中させないようにする。</p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>は、避難所自主運営組織を確立し、自主防災組織やボランティア等との協議・調整を行う。</p> <p>-----</p> <p>文言修正、組織改正による時点修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）								
80	地-3-48	<p>(略)</p> <p>■避難所運営担当者の役割</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 避難所運営組織 (略) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (略) </td> </tr> </table> <p>■避難所における課題</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (略)  ③ 災害時要援護者への支援 (略) </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>(2) 避難者の把握</p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、避難所自主運営組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。避難者名簿の取扱いについては、個人情報に配慮する。(例：DV被害者等で本人が希望する場合には、避難者名簿を貼りだす場合に名前を載せない、外部からの問い合わせに応じない。)</p> <p>(3) ボランティアへの協力要請</p> <p>避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請し、避難所において、ボランティアリーダーとの調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所運営記録の作成</p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1 日に 1 度、避難所 1 班から災害対策本部へ報告する。</p> <p>また、病人発生等、特別な事情のある時は、そのつど必要に応じて報告する。</p>	<input type="checkbox"/> 避難所運営組織 (略)	(略)	(略) ③ 災害時要援護者への支援 (略)		地-3-48	<p>(略)</p> <p>■避難所運営担当者の役割</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 避難所自主運営組織 (略) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (略) </td> </tr> </table> <p>■避難所における課題</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (略)  ③ 要配慮者への支援 (略) </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>(2) 避難者の把握</p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u> は、避難所自主運営組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。避難者名簿の取扱いについては、個人情報に配慮する。(例：DV被害者等で本人が希望する場合には、避難者名簿を貼りだす場合に名前を載せない、外部からの問い合わせに応じない。)</p> <p>(3) ボランティアへの協力要請</p> <p>避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u> は、災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請し、避難所において、ボランティアリーダーとの調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所運営記録の作成</p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u> は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1 日に 1 度、避難所 1 班から災害対策本部へ報告する。</p> <p>また、病人発生等、特別な事情のある時は、その<u>都度</u>必要に応じて報告する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>文言修正、組織改正による時点修正</p>	<input type="checkbox"/> 避難所自主運営組織 (略)	(略)	(略) ③ 要配慮者への支援 (略)	
<input type="checkbox"/> 避難所運営組織 (略)	(略)											
(略) ③ 災害時要援護者への支援 (略)												
<input type="checkbox"/> 避難所自主運営組織 (略)	(略)											
(略) ③ 要配慮者への支援 (略)												

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
81	地-3-49	<p><b>2 食料・物資の供給</b></p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に請求する。食料、物資等を受け取ったときは、避難所自主運営組織、ボランティア等との協力により避難者に配給する。</p> <p><b>3 避難設備の整備</b></p> <p>避難所には、季節の特性に配慮し、生活環境を向上させるため、次の設備を整備する。避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、必要な設備を本部に要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 災害時要援護者への配慮</b></p> <p>(1) 避難所での配慮</p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、<u>災害時要援護者専用設備の整備や介護ボランティア支援要請など</u>行い、できる限り生活に支障とならないよう配慮する。</p> <p>また、<u>災害時要援護者の支援にあたっては、女性に配慮して行う。</u></p> <p>■避難所での災害時要援護者支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 災害時要援護者専用スペースや椅子等の設置 (略)</p> <p>⑧ 災害時要援護者の個別ニーズ、意見の把握体制の整備</p> <p>⑨ <u>災害時要援護者相談窓口の設置</u></p> </div>	地-3-49	<p><b>2 食料・物資の供給</b></p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援<u>1 班・2 班</u>は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に請求する。食料、物資等を受け取ったときは、避難所自主運営組織、ボランティア等との協力により避難者に配給する。</p> <p><b>3 避難設備の整備</b></p> <p>避難所には、季節の特性に配慮し、生活環境を向上させるため、次の設備を整備する。避難所 1 班～5 班、避難所支援<u>1 班・2 班</u>は、必要な設備を本部に要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 要配慮者への配慮</b></p> <p>(1) 避難所での配慮</p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援<u>1 班・2 班</u>は、<u>要配慮者専用設備の整備や介護ボランティア支援要請など</u>行い、できる限り生活に支障とならないよう配慮する。</p> <p>また、<u>要配慮者の支援にあたっては、女性に配慮して行うとともに当事者、家族、支援者の意見を取り入れて支援を進める。</u></p> <p>■避難所での要配慮者支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① <u>要配慮者専用スペースや椅子等の設置</u> (略)</p> <p>⑧ <u>要配慮者の個別ニーズ、意見の把握体制の整備</u></p> <p>⑨ <u>要配慮者相談窓口の設置</u></p> </div>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>(2) 福祉避難所の開設</p> <p>健康福祉 2 班及び高齢者福祉班は、<u>災害時要援護者等</u>の避難状況等により必要な場合は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、<u>災害時要援護者等</u>を収容する。</p> <p><b>5 女性や子どもへの配慮</b></p> <p>市民生活 3 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、避難所における男女のニーズの違いに応じた支援や女性や子どもが犯罪等に巻き込まれないよう、避難所運営において女性や子どもへの配慮に努める。</p> <p>(略)</p>		<p>(2) 福祉避難所の開設</p> <p>健康福祉 2 班及び高齢者福祉班は、<u>要配慮者等</u>の避難状況等により必要な場合は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、<u>要配慮者等</u>を収容する。</p> <p><b>5 女性や子どもへの配慮</b></p> <p>市民生活 3 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>は、避難所における男女のニーズの違いに応じた支援や女性や子どもが犯罪等に巻き込まれないよう、避難所運営において女性や子どもへの配慮に努める。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>文言修正、組織改正による時点修正</p>

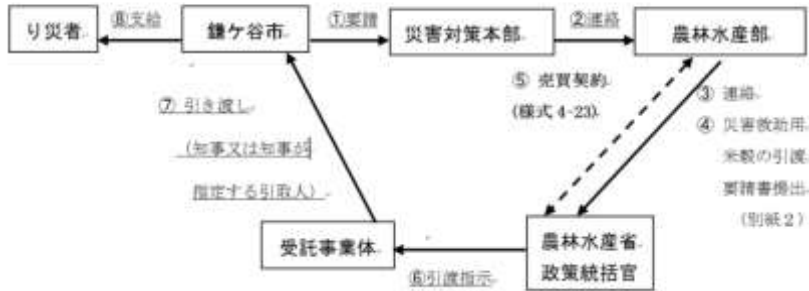
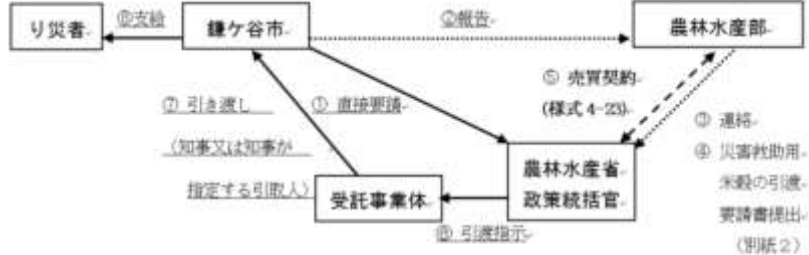
No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
82	地-3-50	<p>(略)</p> <p><b>7 中・長期にわたる避難所生活への対応</b></p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援班、衛生医療班は、避難所生活が長期化する場合、必要な設備等を協定締結団体等から調達するとともに、必要なスペースの確保や支援を実施する。</p> <p><b>■中・長期化への対応</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>⑤ 特に高齢者の身体機能低下の防止（簡易ベッドの導入、移動やトイレ等の生活環境改善、運動指導等）</p> <p>(略)</p> </div> <p><b>8 ペット対策</b></p> <p>避難所でのペットの受入れは、避難所運営マニュアルに基づき実施する。</p> <p>また、各避難所のニーズを把握した上で、必要に応じて災害時のペット対策を専門とする NPO 団体等に支援を要請する。</p> <p>なお、<u>要援護者</u>を支援する補助犬については、受け入れを前提として、避難所での生活環境に配慮する。</p> <p><b>■避難所でのペット対策（災害時要援護者が必要とする補助犬は除外する。）</b></p> <p>(略)</p>	地-3-50	<p>(略)</p> <p><b>7 中・長期にわたる避難所生活への対応</b></p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>、衛生医療班は、避難所生活が長期化する場合、必要な設備等を協定締結団体等から調達するとともに、必要なスペースの確保や支援を実施する。</p> <p><b>■中・長期化への対応</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>⑤ 特に高齢者の身体機能低下の防止（簡易ベッドの導入、移動やトイレ等の生活環境改善、運動指導等）</p> <p>(略)</p> </div> <p><b>8 ペット対策</b></p> <p>避難所でのペットの受入れは、避難所運営マニュアルに基づき実施する。</p> <p>また、各避難所のニーズを把握した上で、必要に応じて災害時のペット対策を専門とする NPO 団体等に支援を要請する。</p> <p>なお、<u>要配慮者</u>を支援する補助犬については、受け入れを前提として、避難所での生活環境に配慮する。</p> <p><b>■避難所でのペット対策（要配慮者が必要とする補助犬は除外する。）</b></p> <p>(略)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>字句訂正、文言修正</p>



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）				
83	地-3-51	<p>(略)</p> <p><b>第 4 避難所外避難者の把握及び支援</b></p> <p><b>1 避難所外にいる市内避難者への対応</b></p> <p>(略)</p>	地-3-51	<p>(略)</p> <p><b>第 4 避難所外避難者の把握及び支援</b></p> <p><b>1 避難所外にいる市内避難者、<u>車中泊避難者</u>への対応</b></p> <p>(略)</p> <hr/> <p>車中泊避難者を追記</p>				
84	地-3-52	<p><b>第 8 節 生活救援</b></p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>第 3 物資の供給</td> <td>           責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、            担 当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、            総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援班             関係機関：関東農政局（農林水産省生産局）         </td> </tr> </table>	第 3 物資の供給	責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担 当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援班  関係機関：関東農政局（農林水産省生産局）	地-3-52	<p><b>第 8 節 生活救援</b></p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>第 3 物資の供給</td> <td>           責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、            担 当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、            総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>            関係機関：関東農政局（農林水産省政策統括官）         </td> </tr> </table> <hr/> <p>組織改正による時点修正</p>	第 3 物資の供給	責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担 当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u> 関係機関：関東農政局（農林水産省政策統括官）
第 3 物資の供給	責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担 当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援班  関係機関：関東農政局（農林水産省生産局）							
第 3 物資の供給	責 任 者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担 当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u> 関係機関：関東農政局（農林水産省政策統括官）							
85	地-3-52	<p><b>第 1 給水活動</b></p> <p><b>1 優先給水</b></p> <p>(1) 井戸付耐震性貯水槽の開設</p> <p>総務企画 1 班・2 班は、水道施設の破損等により断水した場合は、井戸付耐震性貯水槽を開設し、<u>市所有の資機材等</u>で飲料水を供給する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 給水活動</p> <p>災害当初の給水は、避難所を給水拠点として耐震性井戸付貯水槽から供給する。<u>給水拠点では、住民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。</u></p> <p>(略)</p>	地-3-53	<p><b>第 1 給水活動</b></p> <p><b>1 優先給水</b></p> <p>(1) 井戸付耐震性貯水槽の開設</p> <p>総務企画 1 班・2 班は、水道施設の破損等により断水した場合は、井戸付耐震性貯水槽を開設し、飲料水を供給する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 給水活動</p> <p>災害当初の給水は、避難所を給水拠点として耐震性井戸付貯水槽から供給する。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>文言修正</p>				

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）												
86	地-3-54	<p><b>第 2 食料の供給</b> (略)</p> <p><b>2 食料の確保</b> (1) 食料供給の対象 (略)</p> <p>■食料供給の対象者</p> <table border="1"> <tr> <td>① 避難指示等に基づき避難所に収容された人 (略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>■需要の把握</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所 1 班～5 班、 避難所支援班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	① 避難指示等に基づき避難所に収容された人 (略)		避難所 1 班～5 班、 避難所支援班	(略)	(略)	(略)	地-3-54	<p><b>第 2 食料の供給</b> (略)</p> <p><b>2 食料の確保</b> (1) 食料供給の対象 (略)</p> <p>■食料供給の対象者</p> <table border="1"> <tr> <td>① 避難勧告等に基づき避難所に避難された人 (略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>■需要の把握</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所 1 班～5 班、 避難所支援 1 班・2 班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>文言修正、組織改正による時点修正</p>	① 避難勧告等に基づき避難所に避難された人 (略)		避難所 1 班～5 班、 避難所支援 1 班・2 班	(略)	(略)	(略)
① 避難指示等に基づき避難所に収容された人 (略)																
避難所 1 班～5 班、 避難所支援班	(略)															
(略)	(略)															
① 避難勧告等に基づき避難所に避難された人 (略)																
避難所 1 班～5 班、 避難所支援 1 班・2 班	(略)															
(略)	(略)															

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
87	地-3-55	<p><b>(4) 政府所有米穀の調達</b></p> <p>本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等給食に必要な政府所有米穀の数量を知事に申請する。知事は、農林水産省<u>生産局長</u>に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行い、<u>局長</u>と売買契約を締結している受託事業体から当該米穀の引渡しを受ける。</p> <p>また、知事と連絡がつかない場合は、本部長は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて、直接農林水産省<u>生産局長</u>に政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。</p> <p>(略)</p>	地-3-55	<p><b>(4) 政府所有米穀の調達</b></p> <p>本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等給食に必要な政府所有米穀の数量を知事に申請する。知事は、農林水産省<u>政策統括官</u>に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行い、<u>政策統括官</u>と売買契約を締結している受託事業体から当該米穀の引渡しを受ける。</p> <p>また、知事と連絡がつかない場合は、本部長は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて、直接農林水産省<u>政策統括官</u>に政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>文言修正</p>

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)
88	地-3-55		地-3-55	<p>(4) 政府所有米穀の調達 (略)</p> <p>1 市町村からの要請を受け、県が要請する場合-</p>  <p>2 市町村が直接要請する場合-</p> <p>市町村が直接、農林水産省政策統括官に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省政策統括官に連絡する。</p>  <p>【資料欄】-</p> <p>・資料10-6 米穀等調達関係書類の様式</p> <p>対応フロー図の挿入</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
89	地-3-55	<p>3 食料の供給 (略)</p> <p>(2) 食料の分配 避難所 1 班～ 5 班、避難所支援班は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等を通じて分配する。</p> <p>4 炊き出し 避難所 1 班・ 2 班は、<u>学校給食共同調理場にて炊き出し</u>を行う。炊き出しに必要な食材は、総務企画 1 班・ 2 班が協定に基づき業者に要請する。 (略)</p>	地-3-56	<p>3 食料の供給 (略)</p> <p>(2) 食料の分配 避難所 1 班～ 5 班、避難所支援 <u>1 班・ 2 班</u>は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等を通じて分配する。</p> <p>4 炊き出し 避難所 1 班・ 2 班は、<u>必要に応じて炊き出し</u>を行う。炊き出しに必要な食材は、総務企画 1 班・ 2 班が協定に基づき業者に要請する。 (略)</p> <hr/> <p>組織改正による時点修正、文言修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
90	地-3-57	<p>(略)</p> <p>(3) 物資の分配</p> <p>避難所 1 班～ 5 班、避難所支援班は、各避難所等を配給場所として、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等が分配する。</p>	地-3-57	<p>(略)</p> <p>(3) 物資の分配</p> <p>避難所 1 班～ 5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u> は、各避難所等を配給場所として、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等が分配する。</p> <hr/> <p>組織改正による時点修正</p>
91	地-3-58	<p><b>第 9 節 交通対策・緊急輸送</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 緊急輸送</b></p> <p>(略)</p> <p>■ 緊急輸送の範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>(略)</p> <p>⑥ 避難を要する災害時要援護者</p> </div>	地-3-59	<p><b>第 9 節 交通対策・緊急輸送</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 緊急輸送</b></p> <p>(略)</p> <p>■ 緊急輸送の範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>(略)</p> <p>⑥ 避難を要する要配慮者</p> </div> <hr/> <p>文言修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																
92	地-3-65	<p><b>第 1 1 節 土地・建物対策</b></p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 被災宅地危険度判定</td> <td>責 任 者：都市部長 担 当：住宅班</td> </tr> <tr> <td>第 3 応急仮設住宅等の設置</td> <td>責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設 1 班</td> </tr> <tr> <td>第 4 住宅の応急修理</td> <td>責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設 1 班</td> </tr> </table>	(略)	(略)	第 2 被災宅地危険度判定	責 任 者：都市部長 担 当：住宅班	第 3 応急仮設住宅等の設置	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設 1 班	第 4 住宅の応急修理	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設 1 班	地-3-66	<p><b>第 1 1 節 土地・建物対策</b></p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 被災宅地危険度判定</td> <td>責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班</td> </tr> <tr> <td>第 3 応急仮設住宅等の設置</td> <td>責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉 1 班</td> </tr> <tr> <td>第 4 住宅の応急修理</td> <td>責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉 1 班</td> </tr> </table> <p>組織改正による時点修正</p>	(略)	(略)	第 2 被災宅地危険度判定	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班	第 3 応急仮設住宅等の設置	責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉 1 班	第 4 住宅の応急修理	責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉 1 班
(略)	(略)																			
第 2 被災宅地危険度判定	責 任 者：都市部長 担 当：住宅班																			
第 3 応急仮設住宅等の設置	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設 1 班																			
第 4 住宅の応急修理	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設 1 班																			
(略)	(略)																			
第 2 被災宅地危険度判定	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班																			
第 3 応急仮設住宅等の設置	責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉 1 班																			
第 4 住宅の応急修理	責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉 1 班																			
93	地-3-66	<p><b>第 2 被災宅地危険度判定</b> (略)</p> <p><b>1 被災宅地危険度判定の準備</b></p> <p>住宅班は、<u>千葉県被災宅地危険度判定実施要領</u>に基づき、<u>応急危険度判定体制</u>を確立する。</p>	地-3-67	<p><b>第 2 被災宅地危険度判定</b> (略)</p> <p><b>1 被災宅地危険度判定の準備</b></p> <p>住宅班は、<u>鎌ヶ谷市被災宅地危険度判定実施要綱</u>に基づき、<u>被災宅地危険度判定体制</u>を確立する。</p> <p>文言修正</p>																

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																																								
94	地-3-67	<p>(略)</p> <p><b>第3 応急仮設住宅等の設置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 仮設住宅の建設</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 仮設住宅の建設</p> <p>本部長は、仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、適当な土地を選定し、「応急仮設住宅建設マニュアル」（千葉県県土整備部住宅課）に基づき、仮設住宅の建設を要請する。仮設住宅の仕様は、原則として「応急仮設住宅仕様」による。</p> <p>なお、気象条件や<u>災害時要援護者</u>に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>■応急仮設住宅の建設予定地</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>市制記念公園</td> <td>(60 棟)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第一新田公園</td> <td>(13 棟)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>東初富公園</td> <td>(10 棟)</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>新鎌ふれあい公園</td> <td>(25 棟)</td> </tr> </table>	①	市制記念公園	(60 棟)	②	第一新田公園	(13 棟)	③	東初富公園	(10 棟)	④	新鎌ふれあい公園	(25 棟)	<p>地-3-68</p> <p>~69</p> <p>(略)</p> <p><b>第3 応急仮設住宅等の設置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 仮設住宅の建設</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 仮設住宅の建設</p> <p>本部長は、仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、適当な土地を選定し、「応急仮設住宅建設マニュアル」（千葉県県土整備部住宅課）に基づき、仮設住宅の建設を要請する。仮設住宅の仕様は、原則として「応急仮設住宅仕様」による。</p> <p>なお、気象条件や<u>要配慮者</u>に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>■応急仮設住宅の建設予定地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>候補地の名称（通称）</th> <th>所在地（地名地番）</th> <th>建設可能区域 面積（㎡）</th> <th>建設可能戸数 （戸）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>市制記念公園</td> <td>初富924-6他</td> <td>7,870</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第一新田公園</td> <td>東初富3-744-857</td> <td>1,050</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>東初富公園</td> <td>東初富3-783-1</td> <td>650</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>新鎌ふれあい公園</td> <td>新鎌ヶ谷2-20-1</td> <td>2,270</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>くぬぎ山公園</td> <td>くぬぎ山4-18-67他</td> <td>1,125</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>井草橋公園</td> <td>東鎌ヶ谷3-644-14</td> <td>725</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>第二新田公園</td> <td>東初富4-744-848</td> <td>915</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>新鎌ヶ谷三丁目第一公園</td> <td>新鎌ヶ谷3-100</td> <td>830</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		候補地の名称（通称）	所在地（地名地番）	建設可能区域 面積（㎡）	建設可能戸数 （戸）	①	市制記念公園	初富924-6他	7,870	100	②	第一新田公園	東初富3-744-857	1,050	13	③	東初富公園	東初富3-783-1	650	10	④	新鎌ふれあい公園	新鎌ヶ谷2-20-1	2,270	25	⑤	くぬぎ山公園	くぬぎ山4-18-67他	1,125	12	⑥	井草橋公園	東鎌ヶ谷3-644-14	725	12	⑦	第二新田公園	東初富4-744-848	915	20	⑧	新鎌ヶ谷三丁目第一公園	新鎌ヶ谷3-100	830	12
①	市制記念公園	(60 棟)																																																										
②	第一新田公園	(13 棟)																																																										
③	東初富公園	(10 棟)																																																										
④	新鎌ふれあい公園	(25 棟)																																																										
	候補地の名称（通称）	所在地（地名地番）	建設可能区域 面積（㎡）	建設可能戸数 （戸）																																																								
①	市制記念公園	初富924-6他	7,870	100																																																								
②	第一新田公園	東初富3-744-857	1,050	13																																																								
③	東初富公園	東初富3-783-1	650	10																																																								
④	新鎌ふれあい公園	新鎌ヶ谷2-20-1	2,270	25																																																								
⑤	くぬぎ山公園	くぬぎ山4-18-67他	1,125	12																																																								
⑥	井草橋公園	東鎌ヶ谷3-644-14	725	12																																																								
⑦	第二新田公園	東初富4-744-848	915	20																																																								
⑧	新鎌ヶ谷三丁目第一公園	新鎌ヶ谷3-100	830	12																																																								



No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)				
				⑨	藤台中央公園	西道野辺4-16-121	930	10
				⑩	横下第 1、第 2 公園	道野辺字横下1031,1040	1,245	17
				⑪	道野辺本町公園	道野辺本町1-106	384	8
				⑫	川慈公園	丸山1-503-10他	1,247	18
				⑬	東野少年野球場	東野806-15他	9,093	90
				⑭	西本田公園	鎌ヶ谷8-448-43	525	8
				⑮	貝柄山公園	初富本町2-1476-2他	800	12
				⑯	民有地		3,650	38
				⑰	鎌ヶ谷小学校	中央2-648-28	4,794	36
				⑱	東部小学校	鎌ヶ谷8-392-1	2,520	20
				⑲	北部小学校	粟野735-1他	3,300	24
				⑳	南部小学校	中沢726-2他	2,597	16
				㉑	西部小学校	初富110-1	2,244	20
				㉒	中部小学校	道野辺中央3-982-1	1,840	16
				㉓	初富小学校	東初富1-808-13他	2,340	24
				㉔	道野辺小学校	東道野辺5-563	2,365	20
				㉕	五本松小学校	南初富1-924-185、-187	2,109	12
				㉖	鎌ヶ谷中学校	富岡1-617-1他	1,305	12
				㉗	第二中学校	東道野辺4-522-8	4,650	30
				----- 文言修正、応急仮設住宅の建設予定地改正				

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）												
95	地-3-70	<p><b>第 1 2 節 防疫・清掃</b> (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 5 動物対策</td> <td>責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(社) 千葉県獣医師会</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	第 5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(社) 千葉県獣医師会	地-3-72	<p><b>第 1 2 節 防疫・清掃</b> (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 5 動物対策</td> <td>責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(公社) 千葉県獣医師会</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	第 5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(公社) 千葉県獣医師会
(略)	(略)															
(略)	(略)															
第 5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(社) 千葉県獣医師会															
(略)	(略)															
(略)	(略)															
第 5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(公社) 千葉県獣医師会															
				時点修正												
96	地-3-75	<p><b>第 5 動物対策</b> (略)</p> <p><b>2 逸走動物への対応</b></p> <p>動物保護班は、習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(社) 千葉県獣医師会等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	地-3-77	<p><b>第 5 動物対策</b> (略)</p> <p><b>2 逸走動物への対応</b></p> <p>動物保護班は、習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(公社) 千葉県獣医師会等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>												
				時点修正												

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）								
97	地-3-79	<p><b>第 1 4 節 公共施設等の応急復旧対策</b></p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 関係機関：県水道局、東京電力株式会社、 京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、鎌ヶ谷郵便局</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略) 関係機関：県水道局、東京電力株式会社、 京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、鎌ヶ谷郵便局	(略)	(略)	地-3-81	<p><b>第 1 4 節 公共施設等の応急復旧対策</b></p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 関係機関：県水道局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、鎌ヶ谷郵便局</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>時点修正</p>	(略)	(略) 関係機関：県水道局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、鎌ヶ谷郵便局	(略)	(略)
(略)	(略) 関係機関：県水道局、東京電力株式会社、 京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、鎌ヶ谷郵便局											
(略)	(略)											
(略)	(略) 関係機関：県水道局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、鎌ヶ谷郵便局											
(略)	(略)											
98	地-3-81	<p><b>3 電気施設</b></p> <p>(1) 震災時の活動体制</p> <p>地震災害が発生したとき、東京電力(株)は、<u>次により非常災害対策本部を千葉支店内に設置する。本部の下に情報班、復旧班、給電班、資材班、厚生班、システム班、カスタマーセンター班及び総務班の 8 班を置く。</u></p> <p><u>また、支部を各支社に設置する。</u></p> <p><u>なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。</u></p> <p><u>さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。</u></p>	地-3-83	<p><b>3 電気施設</b></p> <p>(1) 震災時の活動体制</p> <p>地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は、<u>非常災害対策本部を本社に設置、また支部を各支社に設置し、電力設備の応急対策が実施できる体制をとる。</u></p> <p>時点修正及び対応内容の修正</p>								

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
99	地-3-81	<p>(2) 震災時の応急措置</p> <p>① 資機材の調達            第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により<u>可及的速やかに確保する。</u></p> <p>ア 第一線機関等相互の流用            イ 現地調達            ウ <u>支店対策本部に対する応急資機材の請求</u>  <u>なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、支店対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。</u></p> <p>② 人員の動員、連絡の徹底            ア <u>災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。</u>            イ <u>社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。</u></p> <p>③ 震災時における危険予防措置  <u>災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。</u></p>	地-3-83	<p>(2) 震災時の応急措置</p> <p>① 資機材の調達            第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により<u>速やかな確保に努める。</u></p> <p>ア 第一線機関等相互の流用            イ 現地調達            ウ <u>非常災害対策本部に対する応急資機材の請求</u></p> <p>② 人員の動員、連絡の徹底  <u>災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。</u></p> <p>③ 震災時における危険予防措置  <u>災害発生時、原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により送電が危険であり、事故を誘発するおそれがあると判断した場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じることがある。</u></p> <hr/> <p>対応内容の修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
100	地-3-81	<p>(3) 応急復旧対策</p> <p>① 被害状況の早期把握  <u>全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。</u></p> <p>② 復旧の順位  <u>各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。</u></p>	地-3-83	<p>(3) 応急復旧対策</p> <p>① 被害状況の早期把握  <u>迅速な応急措置を行うため、被害状況の早期把握に努める。</u></p> <p>② 感電事故、漏電による出火を防止するため、広報車等により広報を行うほか、「鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書」に基づき、停電広報を依頼する。</p> <p>③ 電力施設の被害状況、復旧状況、復旧予定についての的確な広報を行う。</p> <hr/> <p>対応内容修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
101	地-3-84 ～85	<p><b>5 通信施設</b></p> <p>(1) 東日本電信電話株式会社 (略)</p> <p>② 発災時の応急措置 (略)</p> <p>イ 応急処置</p> <p>通信設備に被害が生じた場合又は異常輻そう等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、応急措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (略)</p> <p>② 発災時の応急措置</p> <p>地震災害により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。</p> <p>(略)</p>	地-3-85 ～86	<p><b>5 通信施設</b></p> <p>(1) 東日本電信電話株式会社 (略)</p> <p>② 発災時の応急措置 (略)</p> <p>イ 応急処置</p> <p>通信設備に被害が生じた場合又は異常輻そう等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、応急措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (略)</p> <p>② 発災時の応急措置</p> <p>地震災害により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。</p> <p>(略)</p>
				文言修正

No	頁	修正前（平成25年度）	頁	修正後（平成29年度）
102	地-3-87	<p><b>第2 交通施設等</b></p> <p><b>1 道路</b></p> <p>(略)</p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p>(3) 道路の復旧対策</p> <p>(略)</p>	地-3-89	<p><b>第2 交通施設等</b></p> <p><b>1 道路</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 緊急車両の通行ルートの確保</u></p> <p><u>都市建設2班～4班は、道路上に放置車両や立ち往生した車両が発生した場合に災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急車両の通行を確保するために緊急の必要があると認められるときは、災害対策基本法に基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>① 放置車両対策</u></p> <p><u>あらかじめ区間を指定して以下を実施する。</u></p> <p><u>・緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転手等に対して移動を命令。</u></p> <p><u>・運転者不在時等は、道路管理者が自ら車両を移動。(やむを得ない限度で破損することができる。)</u></p> <p><u>② 土地の一時使用</u></p> <p><u>①の措置のためやむを得ない場合、道路管理者は沿道等の他人の土地の一時使用、及び、竹木その他の障害物の処分ができる。</u></p> <p><u>③ 国・県との連携・調整</u></p> <p><u>災害対策基本法に基づき、国・県からの指示を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ道路管理者等に対し道路啓開を要請する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 道路の復旧対策</p> <p>(略)</p> <p>-----</p> <p>道路管理者による放置車両及び立ち往生車両対策について追加</p> <p><b>【災対法第76条の6】</b></p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）												
103	地-3-90 ～91	<p><b>第 1 5 節 文教・保育対策</b> (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>第1 応急保育</td> <td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援班</td> </tr> <tr> <td>第2 応急教育</td> <td>責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所1班・2班</td> </tr> <tr> <td>第3 社会教育施設等の 対策</td> <td>責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所3班～5班</td> </tr> </table> <p><b>第 1 応急保育</b> (略)</p> <p><b>2 園児の安否確認</b> 保育時間以外に地震等が発生した場合は、避難所支援班は、N T T 災害伝言ダイヤル（「1 7 1」）等により、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。 (略)</p> <p><b>4 応急保育等の実施</b> 避難所支援班は、施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育園を設け、応急保育等を実施する。 (略)</p>	第1 応急保育	責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援班	第2 応急教育	責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所1班・2班	第3 社会教育施設等の 対策	責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所3班～5班	地-3-92 ～93	<p><b>第 1 5 節 文教・保育対策</b> (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>第1 応急保育</td> <td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援1班・2班</td> </tr> <tr> <td>第2 応急教育</td> <td>責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所1班・2班</td> </tr> <tr> <td>第3 社会教育施設等の 対策</td> <td>責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所3班～5班</td> </tr> </table> <p><b>第 1 応急保育</b> (略)</p> <p><b>2 園児の安否確認</b> 保育時間以外に地震等が発生した場合は、避難所支援2班は、N T T 災害伝言ダイヤル（「1 7 1」）等により、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。 (略)</p> <p><b>4 応急保育等の実施</b> 避難所支援2班は、施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育園を設け、応急保育等を実施するよう体制の構築を図る。 (略)</p> <p>組織改正による時点修正、文言修正</p>	第1 応急保育	責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援1班・2班	第2 応急教育	責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所1班・2班	第3 社会教育施設等の 対策	責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所3班～5班
第1 応急保育	責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援班															
第2 応急教育	責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所1班・2班															
第3 社会教育施設等の 対策	責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所3班～5班															
第1 応急保育	責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援1班・2班															
第2 応急教育	責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所1班・2班															
第3 社会教育施設等の 対策	責 任 者：生涯学習部長 担 当：避難所3班～5班															



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
104	地-3-92 ～93	<p><b>第 2 応急教育</b> (略)</p> <p><b>3 避難所開設への協力</b> 避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、強い地震があった場合は、避難所を開設し、避難者を体育館等へ案内する。 また、施設の職員等は、避難所 1 班～5 班、避難所支援班と連携して避難所の運営に協力する。</p>	地-3-94 ～95	<p><b>第 2 応急教育</b> (略)</p> <p><b>3 避難所開設への協力</b> 避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、強い地震があった場合は、避難所を開設し、避難者を体育館等へ案内する。 また、施設の職員等は、避難所 1 班～5 班、<u>避難所支援 1 班・2 班</u>と連携して避難所の運営に協力する。</p> <hr/> <p>組織改正による時点修正</p>
105	地-3-94	<p><b>第 3 社会教育施設等の対策</b> (略)</p> <p><b>2 文化財に対する措置</b> 文化財に被害が発生したときには、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報し、災害の拡大防止に努める。 避難所 5 班は、文化財に被害が発生したときには、県教育委員会へ報告し、必要な応急措置を講ずる。</p>	地-3-95	<p><b>第 3 社会教育施設等の対策</b> (略)</p> <p><b>2 文化財に対する措置</b> 文化財に被害が発生したときには、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報し、災害の拡大防止に努める。 避難所 5 班は、文化財に被害が発生したときには、県教育委員会へ報告し、必要な応急措置を講ずる。 <u>災害により、歴史・民俗資料が被災した場合には、廃棄や散逸を防ぐため、迅速・的確な情報収集をはかり、市民に対して保全についての周知をはかるとともに、深刻な被災である場合は、関係機関と連携した上で救出する。</u></p> <hr/> <p>文言追加</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																								
106	地-3-95	<p><b>第 16 節 災害時要援護者対策</b></p> <p>◆項目と活動時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 災害時要援護者要配慮者 への対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 1 在宅災害時要援護者 への対応</td> <td>1 災害時要援護者の安全 確認</td> </tr> <tr> <td>2 避難所等での支援</td> </tr> <tr> <td>3 災害時要援護者への在宅 での支援</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第 1 在宅災害時要援護者 への対応</td> <td>(略) 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班、秘書広報班、総務企画 1 班・2 班、 担 当：避難所 1 班～5 班 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、衛生医療班 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目		第 1 災害時要援護者要配慮者 への対策	(略)	第 1 在宅災害時要援護者 への対応	1 災害時要援護者の安全 確認	2 避難所等での支援	3 災害時要援護者への在宅 での支援	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 1 在宅災害時要援護者 への対応	(略) 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班、秘書広報班、総務企画 1 班・2 班、 担 当：避難所 1 班～5 班 (略)	(略)	(略) 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、衛生医療班 (略)	(略)	(略)	地-3-97	<p><b>第 16 節 要配慮者対策</b></p> <p>◆項目と活動時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 要配慮者への対応</td> <td>1 在宅要配慮者の安全 確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>2 避難所等での支援</td> </tr> <tr> <td>3 要配慮者への在宅 での支援</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第 1 要配慮者への対応</td> <td>(略) 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班、秘書広報班、総務企画 1 班・2 班、 担 当：避難所 1 班～5 班 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目		第 1 要配慮者への対応	1 在宅要配慮者の安全 確認	(略)	2 避難所等での支援	3 要配慮者への在宅 での支援	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 1 要配慮者への対応	(略) 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班、秘書広報班、総務企画 1 班・2 班、 担 当：避難所 1 班～5 班 (略)	(略)	(略) 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班 (略)	(略)	(略)
項 目																																												
第 1 災害時要援護者要配慮者 への対策	(略)																																											
第 1 在宅災害時要援護者 への対応	1 災害時要援護者の安全 確認																																											
	2 避難所等での支援																																											
	3 災害時要援護者への在宅 での支援																																											
(略)	(略)																																											
(略)	(略)																																											
(略)	(略)																																											
第 1 在宅災害時要援護者 への対応	(略) 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班、秘書広報班、総務企画 1 班・2 班、 担 当：避難所 1 班～5 班 (略)																																											
(略)	(略) 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、衛生医療班 (略)																																											
(略)	(略)																																											
項 目																																												
第 1 要配慮者への対応	1 在宅要配慮者の安全 確認																																											
(略)	2 避難所等での支援																																											
	3 要配慮者への在宅 での支援																																											
	(略)																																											
(略)	(略)																																											
(略)	(略)																																											
(略)	(略)																																											
第 1 要配慮者への対応	(略) 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班、秘書広報班、総務企画 1 班・2 班、 担 当：避難所 1 班～5 班 (略)																																											
(略)	(略) 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班 (略)																																											
(略)	(略)																																											

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><b>第 1 <u>在宅災害時要援護者への対応</u></b></p> <p><b>1 <u>災害時要援護者の安全確認</u></b></p> <p>(1) 安否確認</p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、自治会、自主防災組織及び福祉関係団体等と協力して、被災地区の在宅災害時要援護者の安否確認を行う。災害状況によっては、移送の可否等を検討する。</p>		<p><b>第 1 <u>要配慮者への対応</u></b></p> <p><b>1 <u>在宅要配慮者の安全確認</u></b></p> <p>(1) 安否確認</p> <p>健康福祉 1 班、健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、自治会、自主防災組織及び福祉関係団体等と協力して、被災地区の在宅要配慮者の安否確認を行う。災害状況によっては、移送の可否等を検討する。</p> <p>-----</p> <p>文言修正、組織改正による時点修正</p>
107	地-3-95 ~96	<p>(2) 避難誘導</p> <p><u>災害時要援護者の避難は、原則として</u>地区の自治会、自主防災組織等が誘導する。</p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、<u>高齢者・幼児・傷病者等</u>が避難困難な状況にある場合、市有車両等で輸送する。</p> <p><b>2 <u>避難所等での支援</u></b></p> <p>(1) 避難所における援護対策</p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援班は、避難所において、避難所 1 班～5 班と連携し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次にあげる対策を行う。</p>	地-3-97 ~98	<p>(2) 避難誘導</p> <p><u>在宅要配慮者の避難は、家族、近隣住民及び</u>地区の自治会、自主防災組織等が誘導する。</p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、<u>要配慮者等</u>が避難困難な状況にある場合、市有車両等で輸送する。</p> <p>(3) <u>被災した要配慮者への支援</u></p> <p><u>市は県及び関係機関等と協力し、被災した要配慮者について速やかに適切な支援を実施する。</u></p> <p><u>ア 市内での対応が困難な場合、国、県又は近隣市の施設等へ緊急入所等の要請</u></p> <p><u>イ 身内による引取り等の対応</u></p> <p><u>ウ 介護ボランティアを活用したケア体制の確保と実施</u></p> <p><b>2 <u>避難所等での支援</u></b></p> <p>(1) 避難所における援護対策</p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班は、避難所において、避難所 1 班～5 班と連携し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次にあげる対策を行う。</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）												
		<p>■避難所における<u>災害時要援護者</u>への支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>災害時要援護者</u>専用スペースの確保</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2) 広報活動への配慮  秘書広報班は、総務企画 1 班・2 班に対し手話ボランティアや移動等介助ボランティア等の派遣を要請し、避難所にて視聴覚障がい者に対し手話等で広報活動を行う。  また、避難所運営組織やボランティア等を介して、直接、<u>災害時要援護者</u>に情報を伝達するなど配慮する。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>災害時要援護者</u> 専用スペースの確保	(略)		<p>■避難所における<u>要配慮者</u>への支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>要配慮者</u>専用スペースの確保</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2) 広報活動への配慮  秘書広報班は、総務企画 1 班・2 班に対し手話ボランティアや移動等介助ボランティア等の派遣を要請し、避難所にて視聴覚障がい者に対し手話等で広報活動を行う。  また、避難所運営組織やボランティア等を介して、直接、<u>要配慮者</u>に情報を伝達するなど配慮する。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>要配慮者</u> 専用スペースの確保	(略)
(略)	(略)															
(略)	(略)															
<u>災害時要援護者</u> 専用スペースの確保	(略)															
(略)	(略)															
(略)	(略)															
<u>要配慮者</u> 専用スペースの確保	(略)															

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
	地-3-96	<p>(3) 巡回ケアサービス等の実施</p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、衛生医療班は、避難所の<u>災害時要援護者</u>に対して、医師や保健師等による巡回ケアサービスを行うとともに、ヘルパー、ボランティア等による相談、介助等を行う。</p> <p>(4) 相談窓口の設置</p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、衛生医療班は、<u>災害時要援護者</u>のための相談窓口を設置し、保健、福祉等総合的な相談に応じる。</p> <p>(5) 社会福祉施設等への入所</p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、社会福祉施設等を福祉避難所に指定し、避難所で介護等が困難な<u>災害時要援護者</u>を可能な限り入所させる。</p> <p>(6) <u>災害時要援護者</u>の特性を踏まえた支援の実施</p> <p><u>災害時要援護者</u>は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点が異なる。集団で生活を営むことが困難な<u>災害時要援護者</u>に対しては空き教室を利用する等の対応をとり、新生児・乳児・妊産婦へは保健師の巡回によるきめ細やかな支援を行う等、それぞれの特徴を踏まえた対応及び支援を行う。</p> <p>また、廃用性症候群の予防など、避難所生活における<u>災害時要援護者</u>の身体機能の低下を防ぐための対応及び支援についても配慮する。</p>	地-3-98 ～99	<p>(3) 巡回ケアサービス等の実施</p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>、高齢者福祉班、衛生医療班は、避難所の<u>要配慮者</u>に対して、医師や保健師等による巡回ケアサービスを行うとともに、ヘルパー、ボランティア等による相談、介助等を行う。</p> <p>(4) 相談窓口の設置</p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>、高齢者福祉班、衛生医療班は、<u>要配慮者</u>のための相談窓口を設置し、保健、福祉等総合的な相談に応じる。</p> <p>(5) 社会福祉施設等への入所</p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、社会福祉施設等を福祉避難所に指定し、避難所で介護等が困難な<u>要配慮者</u>を可能な限り入所させる。</p> <p>(6) <u>要配慮者</u>の特性を踏まえた支援の実施</p> <p><u>要配慮者</u>は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点が異なる。集団で生活を営むことが困難な<u>要配慮者</u>に対しては空き教室を利用する等の対応をとり、新生児・乳児・妊産婦へは保健師の巡回によるきめ細やかな支援を行う等、それぞれの特徴を踏まえた対応及び支援を行う。</p> <p>また、廃用性症候群の予防など、避難所生活における<u>要配慮者</u>の身体機能の低下を防ぐための対応及び支援についても配慮する。</p>
				文言修正、組織改正による時点修正

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
108	地-3-97	<p><b>3 災害時要援護者要配慮者の在宅での支援</b></p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、<u>被災地等</u>において、<u>災害時要援護者</u>に対し、ケースワーカー、ケアマネージャー、ホームヘルパー等による居宅生活支援による巡回相談等に努める。</p> <p><b>4 仮設住宅での支援</b></p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班は、仮設住宅においても、巡回ケアサービス、広報活動等を行い、<u>災害時要援護者</u>の生活を支援する。</p> <p>（略）</p> <p><b>第 2 社会福祉施設入所者への対策</b></p> <p><b>1 地震発生時の安全確保</b></p> <p>社会福祉施設の管理者及び健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、入所者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。</p> <p>また、火災が発生した場合、社会福祉施設の職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。</p>	地-3-99	<p><b>3 在宅での支援</b></p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、<u>要配慮者</u>に対し、ケースワーカー、ケアマネージャー、ホームヘルパー等による居宅生活支援による巡回相談等に努める。</p> <p><b>4 仮設住宅での支援</b></p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>、高齢者福祉班は、仮設住宅においても、巡回ケアサービス、広報活動等を行い、<u>要配慮者</u>の生活を支援する。</p> <p>（略）</p> <p><b>第 2 社会福祉施設入所者等への対策</b></p> <p><b>1 地震発生時の安全確保</b></p> <p>社会福祉施設の管理者及び健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、入所者等の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。</p> <p>また、火災が発生した場合、社会福祉施設の職員は<u>消防署に通報するとともに</u>初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。</p>
				文言修正、組織改正による時点修正

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）												
109	地-3-98	<p><b>第 17 節 災害ボランティアへの協力</b> (略)</p> <p>第 1 ボランティアの受入れ</p> <p>1 活動拠点の設置</p> <p>総務企画 1 班・2 班は、社会福祉協議会と協力して、総合福祉保健センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け付け、登録を行う。</p> <p>また、市又は県で登録をせずに、直接、避難所で申し出のあるボランティアは、ボランティア活動センターに誘導する。</p> <p>なお、専門ボランティアについては、各活動担当が中心となって対応する。</p>	地-3-101	<p><b>第 17 節 災害ボランティアへの協力</b> (略)</p> <p>第 1 ボランティアの受入れ</p> <p>1 活動拠点の設置</p> <p>総務企画 1 班・2 班は、社会福祉協議会と協力して、総合福祉保健センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け付け、登録を行う。</p> <p>また、市又は県で登録をせずに、直接、避難所で申し出のあるボランティアは、<u>災害</u>ボランティアセンターに誘導する。</p> <p>なお、専門ボランティアについては、各活動担当が中心となって対応する。</p> <p>文言修正</p>												
110	地-3-99	<p><b>第 17 節 災害ボランティアへの協力</b> (略)</p> <p>第 2 ボランティアへの活動支援 (略)</p> <p>■ボランティアの種類</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) ③ 災害時要援護者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) ⑩ 高齢者や障がい者等災害時要援護者要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) ④ 災害時要援護者の介護、生活支援、精神面の補助 (略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略) ③ 災害時要援護者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) ⑩ 高齢者や障がい者等災害時要援護者要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)	(略)	(略) ④ 災害時要援護者の介護、生活支援、精神面の補助 (略)	地-3-102	<p><b>第 17 節 災害ボランティアへの協力</b> (略)</p> <p>第 2 ボランティアへの活動支援 (略)</p> <p>■ボランティアの種類</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) ③ 要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略) ⑩ 通訳（手話通訳、外国語通訳等） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) ④ 要配慮者の介護、生活支援、精神面の補助 (略)</td> </tr> </table> <p>文言修正</p>	(略)	(略)	(略)	(略) ③ 要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略) ⑩ 通訳（手話通訳、外国語通訳等） (略)	(略)	(略) ④ 要配慮者の介護、生活支援、精神面の補助 (略)
(略)	(略)															
(略)	(略) ③ 災害時要援護者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) ⑩ 高齢者や障がい者等災害時要援護者要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)															
(略)	(略) ④ 災害時要援護者の介護、生活支援、精神面の補助 (略)															
(略)	(略)															
(略)	(略) ③ 要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略) ⑩ 通訳（手話通訳、外国語通訳等） (略)															
(略)	(略) ④ 要配慮者の介護、生活支援、精神面の補助 (略)															

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																				
111	地-3-101	<p><b>第 18 節 帰宅困難者等対策</b></p> <p>◆項目と活動時期</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">第2 帰宅困難者等 に対する支援</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 災害時要援護者等の視点 からの対策</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 帰宅困難者等に対する支援</td> <td>責 任 者：市民生活部長 担 当：事務局、秘書広報班、避難所1班～5班、避 難所支援班、健康福祉1班・2班、高齢者福 祉班 関係機関：防災関係機関</td> </tr> </table>	第2 帰宅困難者等 に対する支援	(略)	(略)	(略)	(略)	5 災害時要援護者等の視点 からの対策	(略)	(略)	第2 帰宅困難者等に対する支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：事務局、秘書広報班、避難所1班～5班、避 難所支援班、健康福祉1班・2班、高齢者福 祉班 関係機関：防災関係機関	地-3-104	<p><b>第 18 節 帰宅困難者等対策</b></p> <p>◆項目と活動時期</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">第2 帰宅困難者等 に対する支援</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 要配慮者等の視点 からの対策</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 帰宅困難者等に対する支援</td> <td>責 任 者：市民生活部長 担 当：事務局、秘書広報班、避難所1班～5班、避 難所支援1班・2班健康福祉1班・2班、高 齢者福祉班 関係機関：防災関係機関</td> </tr> </table> <p>-----</p> <p>組織改正による時点修正</p>	第2 帰宅困難者等 に対する支援	(略)	(略)	(略)	(略)	5 要配慮者等の視点 からの対策	(略)	(略)	第2 帰宅困難者等に対する支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：事務局、秘書広報班、避難所1班～5班、避 難所支援1班・2班健康福祉1班・2班、高 齢者福祉班 関係機関：防災関係機関
第2 帰宅困難者等 に対する支援	(略)																							
	(略)																							
	(略)																							
	(略)																							
	5 災害時要援護者等の視点 からの対策																							
(略)	(略)																							
第2 帰宅困難者等に対する支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：事務局、秘書広報班、避難所1班～5班、避 難所支援班、健康福祉1班・2班、高齢者福 祉班 関係機関：防災関係機関																							
第2 帰宅困難者等 に対する支援	(略)																							
	(略)																							
	(略)																							
	(略)																							
	5 要配慮者等の視点 からの対策																							
(略)	(略)																							
第2 帰宅困難者等に対する支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：事務局、秘書広報班、避難所1班～5班、避 難所支援1班・2班健康福祉1班・2班、高 齢者福祉班 関係機関：防災関係機関																							



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
112	地-3-102	<p><b>第 2 帰宅困難者等に対する支援</b> （略）</p> <p><b>2 一時滞在施設への誘導</b> （略）</p> <p>(2) 一時滞在施設の運営 避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。 （略）</p>	地-3-105	<p><b>第 2 帰宅困難者等に対する支援</b> （略）</p> <p><b>2 一時滞在施設への誘導</b> （略）</p> <p>(2) 一時滞在施設の運営 避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u> は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。 （略）</p> <hr/> <p>組織改正による時点修正</p>
113	地-3-103	<p><b>第 2 帰宅困難者等に対する支援</b> （略）</p> <p><b>5 災害時要援護者等の視点からの対策</b> 帰宅困難者対策においても、<u>災害時要援護者（特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人）</u>や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。 （略）</p>	地-3-106	<p><b>第 2 帰宅困難者等に対する支援</b> （略）</p> <p><b>5 要配慮者等の視点からの対策</b> 帰宅困難者対策においても、<u>特に要配慮者</u>や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。 （略）</p> <hr/> <p>文言修正</p>

【第2編 地震編第4章】

No	頁	修正前（平成25年度）	頁	修正後（平成29年度）
114	地-4-2	<p>・(4) 被災者生活再建<u>資金</u></p> <p>社会福祉課は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。</p>	地-4-2	<p>・(4) 被災者生活再建<u>支援金</u></p> <p>社会福祉課は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。</p> <p>・(5) 千葉県被災者生活再建支援金</p> <p><u>社会福祉課は、同一の災害による住宅の全壊被害が10世帯に満たないなど、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない場合で、原則として、練炭した市町村の区域内の被害が合計10世帯において、被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。</u></p> <p><u>支援金の内容は、(4) 被災者生活再建支援金に準ずる。</u></p>
115	地-4-2	<p>■被災者生活再建<u>資金</u>の内容</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 20px auto; text-align: center;">(表略)</div>	地-4-3	<p>■被災者生活再建<u>支援金</u>の内容</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 20px auto; text-align: center;">(表略)</div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>文言修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																		
116	地-4-5	<p>■税の減免の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税 目</th> <th>減免の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税</td> <td>被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。</td> </tr> <tr> <td>固定資産税・都市計画税</td> <td>災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。</td> </tr> <tr> <td>特別土地保有税</td> <td>災害により著しく価値を減じた土地について行う。</td> </tr> </tbody> </table>	税 目	減免の内容	市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。	固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。	軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。	特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。	地-4-6	<p>■税の減免の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税 目</th> <th>減免の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税</td> <td>被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。</td> </tr> <tr> <td>固定資産税・都市計画税</td> <td>災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>課税対象及び新規課税がなくなったため削除。</p>	税 目	減免の内容	市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。	固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。	軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
税 目	減免の内容																					
市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。																					
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。																					
軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。																					
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。																					
税 目	減免の内容																					
市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。																					
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。																					
軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。																					

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
117	地-4-9	<p><b>第 4 章 災害復旧計画</b> （略）</p> <p><b>第 3 節 災害復興</b> <b>第 1 基本的な考え方</b></p> <p>大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携することなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとし、併せて、障がい者等<u>災害時要援護者</u>の参画を促進する。</p> <p>（略）</p>	地-4-11	<p><b>第 4 章 災害復旧計画</b> （略）</p> <p><b>第 3 節 災害復興</b> <b>第 1 基本的な考え方</b></p> <p>大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携することなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとし、併せて、障がい者等<u>要配慮者</u>の参画を促進する。</p> <p>（略）</p> <hr/> <p>文言修正</p>

## 鎌ヶ谷市地域防災計画 新旧対照表

### 【第2編 地震編附編】

No	頁	修正前（平成25年度）	頁	修正後（平成29年度）
118	東-3-1	<p><b>第3章 東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令までの対応措置</b></p> <p><b>第1節 東海地震注意情報の伝達</b></p> <p>（略）</p> <p><b>1 伝達系統及び伝達手段</b></p> <p>市は、県等から東海地震注意情報を受けた場合、又は報道機関の報道に接した場合の役所内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段を、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>（図：略）</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[銚子地方気象台] -.- B[防災情報提供システム]     B -.- C[県防災危機管理部 危機管理課]             </pre> </div> <p style="text-align: right;">                 - - - 無線                  ——— 有線             </p>	東-3-1	<p><b>第3章 東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令までの対応措置</b></p> <p><b>第1節 東海地震注意情報の伝達</b></p> <p>（略）</p> <p><b>1 伝達系統及び伝達手段</b></p> <p>市は、県等から東海地震注意情報を受けた場合、又は報道機関の報道に接した場合の役所内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段を、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>（図：略）</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[銚子地方気象台] — B[防災情報提供システム]     B — C[県防災危機管理部 危機管理課]             </pre> </div> <p style="text-align: right;">                 - - - 無線                  ——— 有線             </p>
<p>図の修正</p> <p>※銚子地方気象台から千葉県防災危機管理部危機管理課への伝達系統及び伝達手段は、有線の防災情報提供システムとなっているため、破線から実線に修正。</p>				

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
119	東-4-1	<p><b>第 4 章 警戒宣言発令に伴う対応措置</b> （略）</p> <p><b>第 2 節 警戒宣言の伝達及び広報</b> <b>1 警戒宣言の伝達</b> (1) 伝達方法</p> <p>警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統は、第 3 章第 2 節の伝達経路によるものとする。</p> <p>市は、防災行政無線、サイレン、広報車、市ホームページ、かまがや安心 e メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、ツイッター等により住民等に伝達する。</p> <p>（略）</p>	東-4-1	<p><b>第 4 章 警戒宣言発令に伴う対応措置</b> （略）</p> <p><b>第 2 節 警戒宣言の伝達及び広報</b> <b>1 警戒宣言の伝達</b> (1) 伝達方法</p> <p>警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統は、第 3 章第 2 節の伝達経路によるものとする。</p> <p>市は、防災行政無線、サイレン、広報車、市ホームページ、かまがや安心 e メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、ツイッター、<u>フェイスブック</u>等により住民等に伝達する。</p> <p>（略）</p> <hr/> <p>文言追加</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
120	東-4-2	<p><b>2 警戒宣言等の広報</b></p> <p>警戒宣言が発令された場合、駅、道路等における混乱や電話回線の混雑等の発生が予想される。これらに対処するため、市及び防災関係機関は、積極的に広報活動を実施する。</p> <p>なお、各現場において、混乱発生の恐れが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。</p> <p>市は、警戒宣言が発令されたときは、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。</p> <p>なお、広報文は、あらかじめ用意したものをを用いる。広報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、かまがや安心 e メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、ツイッター、自治会、自主防災組織等を通じて行う。</p>	東-4-2	<p><b>2 警戒宣言等の広報</b></p> <p>警戒宣言が発令された場合、駅、道路等における混乱や電話回線の混雑等の発生が予想される。これらに対処するため、市及び防災関係機関は、積極的に広報活動を実施する。</p> <p>なお、各現場において、混乱発生の恐れが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。</p> <p>市は、警戒宣言が発令されたときは、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。</p> <p>なお、広報文は、あらかじめ用意したものをを用いる。広報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、かまがや安心 e メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、ツイッター、<u>フェイスブック</u>、自治会、自主防災組織等を通じて行う。</p> <p>文言追加</p>
121	東-4-5	<p><b>第 5 節 公共輸送対策</b> (略)</p> <p><b>2 バス、タクシー等対策</b></p> <p>バス会社及びタクシー会社は、(社)千葉県バス協会、(社)千葉県タクシー協会及び関東運輸局<u>千葉陸運支局</u>の指導のもと、地域の実情に応じ可能な限り運行を確保する。</p> <p>(略)</p>	東-4-5	<p><b>第 5 節 公共輸送対策</b> (略)</p> <p><b>2 バス、タクシー等対策</b></p> <p>バス会社及びタクシー会社は、(社)千葉県バス協会、(社)千葉県タクシー協会及び関東運輸局<u>千葉運輸支局</u>の指導のもと、地域の実情に応じ可能な限り運行を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>時点修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
122	東-4-7	<p><b>第 7 節 上水道・電気・ガス・通信等対策</b> (略)</p> <p><b>2 電気</b></p> <p>東京電力株式会社は、原則として電力の供給は継続し、次の措置をとる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 人員・資機材の点検確保</p> <p>② 施設の予防措置</p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>特別巡視及び特別点検等</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>通信網の確保</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>保安通信設備の点検、整備を実施し関係機関と連絡をとる。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ウ <u>応急安全措施</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>作業仕掛け工事及び作業中の箇所は、事故防止のため設備保全及び人身の安全を図る。</u></p> <p>③ 広報</p> <p>感電事故、漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオや広報車等を通じ広報を行うほか、鎌ヶ谷市に対して「大規模停電時における鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書」に基づき、当該地域に対し停電広報を依頼する。</p> </div>	東-4-7	<p><b>第 7 節 上水道・電気・ガス・通信等対策</b> (略)</p> <p><b>2 電気</b></p> <p>東京電力パワーグリッド株式会社は、原則として電力の供給は継続し、次の措置をとる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 人員・資機材の点検確保</p> <p>② 施設の予防措置</p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>巡視及び点検等</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>連絡手段の確保</u></p> <p>③ 広報</p> <p>感電事故、漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオや広報車等を通じ広報を行うほか、鎌ヶ谷市に対して「大規模停電時における鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書」に基づき、当該地域に対し停電広報を依頼する。</p> </div>
				時点修正、文言修正



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
123	東-4-11	<p><b>第 9 節 避難対策</b></p> <p><b>1 警戒宣言発令時の措置</b></p> <p>(1) 避難勧告・指示</p> <p>市長は、消防本部等関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。</p> <p>(2) 収容施設（避難所）の確認</p> <p>（略）</p> <p>(3) 情報伝達体制の確認</p> <p>収容施設（避難所）におけるラジオ、防災行政無線等による情報伝達体制を確認する。</p> <p>(4) 関係機関に対する通知</p> <p>収容施設（避難所）を開設した場合は、速やかに、県、消防署等関係機関に通知する。</p> <p>(5) 職員の派遣</p> <p>収容施設（避難所）を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。</p> <p>(6) <u>要援護者</u>に対する支援措置</p> <p><u>幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者</u>に対して必要な支援を行う。</p> <p>（略）</p>	東-4-11	<p><b>第 9 節 避難対策</b></p> <p><b>1 警戒宣言発令時の措置</b></p> <p>(1) 避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u></p> <p>市長は、消防本部等関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに避難勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>を行う。</p> <p>(2) 収容施設（<u>指定避難所</u>）の確認</p> <p>（略）</p> <p>(3) 情報伝達体制の確認</p> <p>収容施設（<u>指定避難所</u>）におけるラジオ、防災行政無線等による情報伝達体制を確認する。</p> <p>(4) 関係機関に対する通知</p> <p>収容施設（<u>指定避難所</u>）を開設した場合は、速やかに、県、消防署等関係機関に通知する。</p> <p>(5) 職員の派遣</p> <p>収容施設（<u>指定避難所</u>）を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。</p> <p>(6) <u>要配慮者</u>に対する支援措置</p> <p><u>高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する者</u>に対して必要な支援を行う。</p> <p>（略）</p> <hr/> <p>文言修正</p> <p>屋内での退避等の安全確保措置を加筆【<b>災対法第 6 0 条</b>】</p> <p>災害時要援護者から要配慮者への変更に伴う修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
124	東-4-12	<p><b>2 事前措置</b> （略）</p> <p>(2) 収容施設（避難所）の指定 避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を収容施設（避難所）として指定する。</p> <p>(3) 避難勧告・指示体制の確立 防災行政無線、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。</p> <p>(4) 情報伝達体制の確立 収容施設（避難所）におけるラジオ、防災行政無線等による情報伝達体制を確立しておく。</p> <p>(5) 要援護者に対する支援体制の確立 <u>幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者の把握</u>に努めるとともに、警戒宣言発令時における支援体制を確立しておく。</p>	東-4-12	<p><b>2 事前措置</b> （略）</p> <p>(2) 収容施設（<u>指定避難所</u>）の指定 避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を収容施設（<u>指定避難所</u>）として指定する。</p> <p>(3) 避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>体制の確立 防災行政無線、広報車等による避難勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>体制を確立しておく。</p> <p>(4) 情報伝達体制の確立 収容施設（<u>指定避難所</u>）におけるラジオ、防災行政無線等による情報伝達体制を確立しておく。</p> <p>(5) 要<u>配慮者</u>に対する支援体制の確立 <u>高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する者の把握</u>に努めるとともに、警戒宣言発令時における支援体制を確立しておく。</p> <hr/> <p>文言修正 屋内での退避等の安全確保措置を加筆【<b>災対法第60条</b>】 災害時要援護者から要配慮者への変更に伴う修正</p>

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																				
125	東-4-12	<p><b>第 10 節 救護救援、防疫対策</b></p> <p><b>1 救護救援対策</b></p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>千葉県接骨師会 船橋鎌ヶ谷支部</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	千葉県接骨師会 船橋鎌ヶ谷支部	(略)	東-4-12	<p><b>第 10 節 救護救援、防疫対策、保健活動対策</b></p> <p><b>1 救護救援対策</b></p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>千葉県柔道整復師会 船橋鎌ヶ谷支部</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>文言追加、時点修正</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	千葉県柔道整復師会 船橋鎌ヶ谷支部	(略)
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
千葉県接骨師会 船橋鎌ヶ谷支部	(略)																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
千葉県柔道整復師会 船橋鎌ヶ谷支部	(略)																							

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
126	東-4-13	<p><b>3 保健活動対策</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・災害時要援護者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、災害時要援護者の健康状態の把握等情報収集を行う。災害時要援護者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。</p> <p>② 避難者の健康管理及び災害時要援護者への処遇調整を行う。 (略)</p> <p>④ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。</p> </div> <p>(略)</p> <p><b>第 1 1 節 その他の対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 危険な動物の逃走防止</b></p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。 (略)</p> </div>	東-4-13	<p><b>3 保健活動対策</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。</p> <p>② 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。 (略)</p> <p>④ 指定避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。</p> </div> <p>(略)</p> <p><b>第 1 1 節 その他の対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 危険な動物の逃走防止</b></p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 環境省が告示した「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。 (略)</p> </div>
				文言修正

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																				
127	東-5-1	<p><b>第 5 章 住民等のとるべき措置</b> (略)</p> <p><b>第 1 節 住民のとるべき措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>とるべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時</td> <td> <p>(略)</p> <p>⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の<u>生命水</u>、約3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など）を3日分程度準備しておく。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</td> <td> <p>(略)</p> <p>⑫ <u>幼児、児童・生徒、高齢者、病弱者の安全を確認するとともに、登園・登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により、対応措置をとる。</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	とるべき措置	平常時	<p>(略)</p> <p>⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の<u>生命水</u>、約3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など）を3日分程度準備しておく。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(略)</p> <p>⑫ <u>幼児、児童・生徒、高齢者、病弱者の安全を確認するとともに、登園・登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により、対応措置をとる。</u></p> <p>(略)</p>	東-5-1	<p><b>第 5 章 住民等のとるべき措置</b> (略)</p> <p><b>第 1 節 住民のとるべき措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>とるべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時</td> <td> <p>(略)</p> <p>⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて<u>最低3日分、推奨1週間分</u>程度準備しておく（1人1日分の<u>生活水</u>、約3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など）を<u>最低3日分、推奨1週間分</u>程度準備しておく。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</td> <td> <p>(略)</p> <p>⑫ <u>要配慮者および児童・生徒などの安全を確認するとともに、登園・登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により、対応措置をとる。</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>文言追加 災害時要援護者から要配慮者への変更に伴う文言修正</p>	区 分	とるべき措置	平常時	<p>(略)</p> <p>⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて<u>最低3日分、推奨1週間分</u>程度準備しておく（1人1日分の<u>生活水</u>、約3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など）を<u>最低3日分、推奨1週間分</u>程度準備しておく。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(略)</p> <p>⑫ <u>要配慮者および児童・生徒などの安全を確認するとともに、登園・登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により、対応措置をとる。</u></p> <p>(略)</p>
区 分	とるべき措置																							
平常時	<p>(略)</p> <p>⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の<u>生命水</u>、約3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など）を3日分程度準備しておく。</p> <p>(略)</p>																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(略)</p> <p>⑫ <u>幼児、児童・生徒、高齢者、病弱者の安全を確認するとともに、登園・登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により、対応措置をとる。</u></p> <p>(略)</p>																							
区 分	とるべき措置																							
平常時	<p>(略)</p> <p>⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて<u>最低3日分、推奨1週間分</u>程度準備しておく（1人1日分の<u>生活水</u>、約3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など）を<u>最低3日分、推奨1週間分</u>程度準備しておく。</p> <p>(略)</p>																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(略)</p> <p>⑫ <u>要配慮者および児童・生徒などの安全を確認するとともに、登園・登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により、対応措置をとる。</u></p> <p>(略)</p>																							

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																
128	東-5-3	<p><b>第 2 節 自主防災組織のとりべき措置</b> (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>とりべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで</td> <td>① テレビ、ラジオ等で、正しい判定会情報を入手する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</td> <td>(略) ⑤ 幼児、児童・生徒、高齢者、病弱者の安全対策措置の呼びかけを実施する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	とりべき措置	平常時	(略)	東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	① テレビ、ラジオ等で、正しい判定会情報を入手する。 (略)	警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(略) ⑤ 幼児、児童・生徒、高齢者、病弱者の安全対策措置の呼びかけを実施する。 (略)	東-5-3	<p><b>第 2 節 自主防災組織のとりべき措置</b> (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>とりべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時</td> <td>(略) ⑦ 要配慮者に関する情報を把握する。</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで</td> <td>① テレビ、ラジオ等で、正しい地震防災対策強化地域判定会情報を入手する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</td> <td>(略) ⑤ 要配慮者および児童・生徒などの安全対策措置の呼びかけを実施する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>文言追加 災害時要援護者から要配慮者への変更に伴う修正</p>	区 分	とりべき措置	平常時	(略) ⑦ 要配慮者に関する情報を把握する。	東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	① テレビ、ラジオ等で、正しい地震防災対策強化地域判定会情報を入手する。 (略)	警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(略) ⑤ 要配慮者および児童・生徒などの安全対策措置の呼びかけを実施する。 (略)
区 分	とりべき措置																			
平常時	(略)																			
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	① テレビ、ラジオ等で、正しい判定会情報を入手する。 (略)																			
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(略) ⑤ 幼児、児童・生徒、高齢者、病弱者の安全対策措置の呼びかけを実施する。 (略)																			
区 分	とりべき措置																			
平常時	(略) ⑦ 要配慮者に関する情報を把握する。																			
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	① テレビ、ラジオ等で、正しい地震防災対策強化地域判定会情報を入手する。 (略)																			
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(略) ⑤ 要配慮者および児童・生徒などの安全対策措置の呼びかけを実施する。 (略)																			
129	東-5-4	<p><b>第 3 節 事業所のとりべき措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>とりべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>① テレビ、ラジオ等で、正しい判定会招集情報を入手する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	とりべき措置	(略)	(略)	(略)	① テレビ、ラジオ等で、正しい判定会招集情報を入手する。 (略)	(略)	(略)	東-5-4	<p><b>第 3 節 事業所のとりべき措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>とりべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで</td> <td>① テレビ、ラジオ等で、正しい地震防災対策強化地域判定会招集情報を入手する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>文言追加</p>	区 分	とりべき措置	(略)	(略)	東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	① テレビ、ラジオ等で、正しい地震防災対策強化地域判定会招集情報を入手する。 (略)	(略)	(略)
区 分	とりべき措置																			
(略)	(略)																			
(略)	① テレビ、ラジオ等で、正しい判定会招集情報を入手する。 (略)																			
(略)	(略)																			
区 分	とりべき措置																			
(略)	(略)																			
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	① テレビ、ラジオ等で、正しい地震防災対策強化地域判定会招集情報を入手する。 (略)																			
(略)	(略)																			

【第3編 風水害編 第1章】

No	頁	修正前（平成25年度）	頁	修正後（平成29年度）
130	風-1-1	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 災害履歴（風水害等）</b></p> <p>本市の風水害は、長雨や集中豪雨によって河川や水路の水がはけきらないために発生するものである。水害の発生しやすい場所は、河川や水路の状況、地形などが関係しており、毎年、同じような場所で発生している。</p> <p>過去においても、2～3年に数回の頻度で浸水被害が発生している。特に、平成3年の台風18号、平成5年の台風11号、平成8年の台風17号、平成16年の台風22号による被害は半壊、床上浸水等大きなものであった。</p> <p>（略）</p>	風-1-1	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 災害履歴（風水害等）</b></p> <p>本市の風水害は、長雨や集中豪雨によって河川や水路の水がはけきらないために発生するものである。水害の発生しやすい場所は、河川や水路の状況、地形などが関係しており、毎年、同じような場所で発生している。</p> <p>過去においても、2～3年に数回の頻度で浸水被害が発生している。特に、平成3年の台風18号、平成5年の台風11号、平成8年の台風17号、平成16年の台風22号、<u>平成25年の台風26号</u>による被害は半壊、床上浸水等大きなものであった。</p> <p>（略）</p> <hr/> <p>平成25年の台風26号を加筆</p>

【第3編 風水害編 第2章】

No	頁	修正前（平成25年度）	頁	修正後（平成29年度）																																																						
131	風-2-1	<p>第1節 災害に強い都市づくり</p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 ライフライン施設等の整備</td> <td>                     責任者：都市建設部長、消防長                      担当：下水道課、消防本部                      関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株)、東京電力(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ                 </td> </tr> <tr> <td>1 上水道施設の整備</td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>2 下水道施設の整備</td> </tr> <tr> <td>3 ガス施設の整備</td> </tr> <tr> <td>4 電気施設の整備</td> </tr> <tr> <td>5 電話施設の整備</td> </tr> <tr> <td>6 危険物施設の整備</td> </tr> <tr> <td>第4 建築物等の耐震化・不燃化</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 建築物の耐震化</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施担当	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第3 ライフライン施設等の整備	責任者：都市建設部長、消防長 担当：下水道課、消防本部 関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株)、東京電力(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1 上水道施設の整備		2 下水道施設の整備	3 ガス施設の整備	4 電気施設の整備	5 電話施設の整備	6 危険物施設の整備	第4 建築物等の耐震化・不燃化	(略)	1 建築物の耐震化	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	風-2-1	<p>第1節 災害に強い都市づくり</p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 ライフライン施設等の整備</td> <td>                     責任者：都市建設部長、消防長                      担当：下水道課、消防本部                      関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ                 </td> </tr> <tr> <td>1 上水道施設の整備</td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>2 下水道施設の整備</td> </tr> <tr> <td>3 ガス施設の整備</td> </tr> <tr> <td>4 電気施設の整備</td> </tr> <tr> <td>5 電話施設の整備</td> </tr> <tr> <td>6 危険物施設の整備</td> </tr> <tr> <td>第4 建築物等の風害対策等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 建築物の風害対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>耐震化から風害化へ文言修正</p>	項目	実施担当	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第3 ライフライン施設等の整備	責任者：都市建設部長、消防長 担当：下水道課、消防本部 関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1 上水道施設の整備		2 下水道施設の整備	3 ガス施設の整備	4 電気施設の整備	5 電話施設の整備	6 危険物施設の整備	第4 建築物等の風害対策等	(略)	1 建築物の風害対策	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
項目	実施担当																																																									
(略)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
第3 ライフライン施設等の整備	責任者：都市建設部長、消防長 担当：下水道課、消防本部 関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株)、東京電力(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ																																																									
1 上水道施設の整備																																																										
2 下水道施設の整備																																																										
3 ガス施設の整備																																																										
4 電気施設の整備																																																										
5 電話施設の整備																																																										
6 危険物施設の整備																																																										
第4 建築物等の耐震化・不燃化	(略)																																																									
1 建築物の耐震化	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
項目	実施担当																																																									
(略)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
第3 ライフライン施設等の整備	責任者：都市建設部長、消防長 担当：下水道課、消防本部 関係機関：県水道局、京葉瓦斯(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ																																																									
1 上水道施設の整備																																																										
2 下水道施設の整備																																																										
3 ガス施設の整備																																																										
4 電気施設の整備																																																										
5 電話施設の整備																																																										
6 危険物施設の整備																																																										
第4 建築物等の風害対策等	(略)																																																									
1 建築物の風害対策	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
				時点修正
132	風-2-1	<p><b>第 1 災害に強い市街地の整備</b></p> <p><b>1 市街地の整備</b></p> <p>住みよい市街地の形成及び機能的な都市活動の確保を目指すとともに、災害を最小限に食い止めるために、<u>市街地整備事業</u>を基本として、地区計画制度や建築協定など地域の特性や実状に応じた都市づくりを推進する。</p> <p>（略）</p> <p><b>2 防災空間の確保</b></p> <p>(1) 良好な緑地の保全</p> <p>都市緑地法に基づく制度を総合的かつ計画的に活用し、良好な緑地の保全によって防災空間の整備、拡大を図る。</p> <p>また、林地や農地も雨水の貯留効果やがけ崩れ等の防止効果を有するため、開発等の規制を行い保全を図る。</p>	風-2-1	<p><b>第 1 災害に強い市街地の整備</b></p> <p><b>1 市街地の整備</b></p> <p>住みよい市街地の形成及び機能的な都市活動の確保を目指すとともに、災害を最小限に食い止めるために、<u>市街地開発事業等</u>を基本として、地区計画制度や建築協定など地域の特性や実状に応じた都市づくりを推進する。</p> <p>（略）</p> <p><b>2 防災空間の確保</b></p> <p>(1) 良好な緑地の保全</p> <p>都市緑地法に基づく制度を総合的かつ計画的に活用し、良好な緑地の保全によって防災空間の整備、拡大を図る。</p> <p>また、林地や農地も雨水の貯留効果やがけ崩れ等の防止効果を有するため、<u>無秩序な開発等</u>の規制を行い保全を図る。</p> <hr/> <p>文言修正及び文言追加</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
133	風-2-6	<p><b>第 4 建築物等の耐震化・不燃化</b></p> <p>1 建築物の耐震化</p> <p>(1) 既存建築物の耐震診断・改修の促進</p> <p>県と連携して、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修促進のための施策を推進する。</p> <p>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号）及び同法に基づく「鎌ヶ谷市耐震改修促進計画」に沿い、下記に定める緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導を図るとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。</p> <p>■ 緊急性の高い施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 避難時にその機能確保が求められる建築物 (避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等)</p> <p>② 高齢者、身体障がい者等災害時要援護者要配慮者が利用する建築物 (社会福祉施設、老人保健施設等)</p> <p>③ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物（百貨店、劇場、映画館等）</p> </div> <p>(2) 連絡協議体制の整備と普及・啓発</p> <p>各種の災害対策を総合的、効率的に推進するため、県・市町村等行政機関の連絡協議体制の確立に参加し、既存建築物の地震対策等に関する住民等への普及・啓発のための施策等を推進する。</p>	風-2-6	<p><b>第 4 建築物等の風害対策等</b></p> <p>1 建築物の風害対策</p> <p>(1) 台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による住家等の建物被害が発生する。過去の台風や竜巻等における建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発に努める。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>耐震化を風害対策に訂正及び文言修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
134	風-2-7	<p>2 建築物の不燃化</p> <p>(1) 防火、準防火地域の指定</p> <p>木造建物や飲食店が集中し、災害により大きな被害の生じるおそれのある地域においては、耐火建築物、準耐火建築物又は防火建築物の建築を促進するため、防火地域、準防火地域の指定を検討する。</p> <p>なお、これらの防火地域、準防火地域の指定にあたっては、市が該当地域の選定を行った上で、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行う。</p> <p>(2) 屋根及び外壁の不燃区域指定</p> <p>防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条及び同法第 23 条により、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。</p> <p>(3) 都市防災不燃化促進事業</p> <p>大規模な地震等に伴い発生する火災等から住民の生命・財産を守るため、避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。</p>	風-2-6	<p>2 建築物の不燃化</p> <p>(1) 防火、準防火地域の指定</p> <p>木造建物や飲食店が集中し、災害により大きな被害の生じるおそれのある地域においては、耐火建築物、準耐火建築物等の建築を促進するため、防火地域、準防火地域の指定を検討する。</p> <p>なお、これらの防火地域、準防火地域の指定にあたっては、市が該当地域の選定を行った上で、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行う。</p> <p>(2) 屋根及び外壁の不燃区域指定</p> <p>防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条及び同法第 23 条により、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。</p> <p>(3) 都市防災不燃化促進事業</p> <p>大規模な火災等から住民の生命・財産を守るため、避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。</p> <hr/> <p>文言修正</p>

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																																			
135	風-2-8	<p><b>第 2 節 土砂災害防止対策</b></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 土砂災害危 険箇 所の調査把 握</td> <td>1 土砂災害危険箇 所の調査把握</td> <td rowspan="3">責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、 消防長 担 当：道路河川整備課、道路河川管 理課、 建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課</td> </tr> <tr> <td>2 土砂災害警戒区 域・土砂 災害特別警戒区 域の指定</td> </tr> <tr> <td>3 住民への公表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 急傾斜地对 策</td> <td>1 急傾斜地崩壊危険 区域に関する管 理</td> <td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>2 防止工事の実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 3 警戒避難体 制の 整備</td> <td>1 土砂災害警戒情 報の周知</td> <td rowspan="4">責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>2 防災知識の普 及・啓発</td> </tr> <tr> <td>3 警戒避難体制の 確立</td> </tr> <tr> <td>4 危険箇所の点検</td> </tr> </tbody> </table>	項 目		実施担当	第 1 土砂災害危 険箇 所の調査把 握	1 土砂災害危険箇 所の調査把握	責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、 消防長 担 当：道路河川整備課、道路河川管 理課、 建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課	2 土砂災害警戒区 域・土砂 災害特別警戒区 域の指定	3 住民への公表	第 2 急傾斜地对 策	1 急傾斜地崩壊危険 区域に関する管 理	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課	2 防止工事の実施	第 3 警戒避難体 制の 整備	1 土砂災害警戒情 報の周知	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課	2 防災知識の普 及・啓発	3 警戒避難体制の 確立	4 危険箇所の点検	<p>風-2-8</p> <p><b>第 2 節 土砂災害防止対策</b></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 土砂災害危 険箇 所の調査把 握</td> <td>1 土砂災害危険箇 所の調査把握</td> <td rowspan="3">責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、 消防長、総務企画部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理 課、建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課</td> </tr> <tr> <td>2 土砂災害警戒区 域・土砂 災害特別警戒区 域の指定</td> </tr> <tr> <td>3 住民への公表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 急傾斜地对 策</td> <td>1 急傾斜地崩壊危険 区域に関する管 理</td> <td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>2 防止工事の実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 3 警戒避難体 制の 整備</td> <td>1 土砂災害警戒情 報の周知</td> <td rowspan="4">責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>2 防災知識の普 及・啓発</td> </tr> <tr> <td>3 警戒避難体制の 確立</td> </tr> <tr> <td>4 危険箇所の点検</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>実施担当、責任者を追加修正</p>	項 目		実施担当	第 1 土砂災害危 険箇 所の調査把 握	1 土砂災害危険箇 所の調査把握	責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、 消防長、総務企画部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理 課、建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課	2 土砂災害警戒区 域・土砂 災害特別警戒区 域の指定	3 住民への公表	第 2 急傾斜地对 策	1 急傾斜地崩壊危険 区域に関する管 理	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課	2 防止工事の実施	第 3 警戒避難体 制の 整備	1 土砂災害警戒情 報の周知	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課	2 防災知識の普 及・啓発	3 警戒避難体制の 確立	4 危険箇所の点検
項 目		実施担当																																					
第 1 土砂災害危 険箇 所の調査把 握	1 土砂災害危険箇 所の調査把握	責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、 消防長 担 当：道路河川整備課、道路河川管 理課、 建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課																																					
	2 土砂災害警戒区 域・土砂 災害特別警戒区 域の指定																																						
	3 住民への公表																																						
第 2 急傾斜地对 策	1 急傾斜地崩壊危険 区域に関する管 理	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課																																					
	2 防止工事の実施																																						
第 3 警戒避難体 制の 整備	1 土砂災害警戒情 報の周知	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課																																					
	2 防災知識の普 及・啓発																																						
	3 警戒避難体制の 確立																																						
	4 危険箇所の点検																																						
項 目		実施担当																																					
第 1 土砂災害危 険箇 所の調査把 握	1 土砂災害危険箇 所の調査把握	責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、 消防長、総務企画部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理 課、建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課																																					
	2 土砂災害警戒区 域・土砂 災害特別警戒区 域の指定																																						
	3 住民への公表																																						
第 2 急傾斜地对 策	1 急傾斜地崩壊危険 区域に関する管 理	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課																																					
	2 防止工事の実施																																						
第 3 警戒避難体 制の 整備	1 土砂災害警戒情 報の周知	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課																																					
	2 防災知識の普 及・啓発																																						
	3 警戒避難体制の 確立																																						
	4 危険箇所の点検																																						
136	風-2-8	<p><b>第 2 節 土砂災害防止対策</b> (略)</p> <p><b>第 1 土砂災害危険箇所の調査把握</b> (略)</p> <p><b>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域※の指定</b> 県は、土砂災害危険箇所のうち、土砂災害が発生した場合、建築物</p>	<p>風-2-8</p> <p><b>第 2 節 土砂災害防止対策</b> (略)</p> <p><b>第 1 土砂災害危険箇所の調査把握</b> (略)</p> <p><b>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域※の指定</b> 県は、土砂災害危険箇所のうち、土砂災害が発生した場合、建築物</p>																																				

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)
		<p>の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。</p> <p>本市では、平成 25 年 4 月現在、土砂災害警戒区域は 3 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 2 箇所）指定されている。</p> <p>（略）</p>		<p>の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。</p> <p>本市では、平成 28 年 4 月現在、土砂災害警戒区域は 3 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 2 箇所）指定されている。</p> <p>（略）</p>
				<p>時点修正</p>
137	風-2-9	<p>3 住民への公表</p> <p>土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を次の方法により公表する。</p> <p>■住民への公表の方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域防災計画への掲載</li> <li>② 防災マップの作成、配布</li> <li>③ 広報紙への掲載</li> <li>④ 市ホームページ</li> </ul> </div>	風-2-9	<p>3 住民への公表</p> <p>土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を次の方法により公表する。</p> <p>■住民への公表の方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域防災計画への掲載</li> <li>② 防災マップの作成、配布</li> <li>③ 広報紙への掲載</li> <li>④ 市ホームページ</li> <li>⑤ その他</li> </ul> </div>
				<p>⑤その他を追記</p>
138	風-2-9	<p>（略）</p> <p><b>第2 急傾斜地対策</b></p> <p><b>1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理</b></p> <p>市は、県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）に基づいて行う急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等について、協力をする。</p>	風-2-9	<p>（略）</p> <p><b>第2 急傾斜地対策</b></p> <p><b>1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理</b></p> <p>市は、県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）に基づいて行う急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等について、協力をする。</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>なお、本市では、平成 25 年 4 月現在、急傾斜地崩壊危険区域は 1 箇所（下西山地区）指定されている。</p>		<p>なお、本市では、平成 28 年 4 月現在、急傾斜地崩壊危険区域は 1 箇所（下西山地区）指定されている。</p>
				<p>時点修正</p>
139	風-2-10	<p><b>第 3 警戒避難体制の整備</b></p> <p><b>1 土砂災害警戒情報の周知</b></p> <p>(1) 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報が発令され、土砂災害発生の危険性が高まったときに、県と銚子地方気象台が共同で発表する。</p> <p>市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、避難勧告及び避難指示の発令の判断をする。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 警戒避難体制の確立</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略) ■警戒避難体制</p> <p>① 避難準備情報、避難勧告等の発令</p> <p>② 警戒、避難誘導、救護の方法の明確化及び住民への周知徹底</p> <p>③ 避難場所、避難路の確保</p> <p>④ 災害時要援護者への情報伝達及び避難体制の確保</p> <p>⑤ 災害時要援護者施設に対する情報伝達方法の明確化</p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p>	風-2-10	<p><b>第 3 警戒避難体制の整備</b></p> <p><b>1 土砂災害警戒情報の周知</b></p> <p>(1) 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報が発令され、土砂災害発生の危険性が高まったときに、県と銚子地方気象台が共同で発表する。</p> <p>市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、避難勧告<u>または</u>避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 警戒避難体制の確立</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■警戒避難体制</p> <p>① 避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の発令</p> <p>② 警戒、避難誘導、救護の方法の明確化及び住民への周知徹底</p> <p>③ 緊急避難場所、避難路の確保</p> <p>④ 要配慮者への情報伝達及び避難体制の確保</p> <p>⑤ 要配慮者施設に対する情報伝達方法の明確化</p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>法改正による文言修正等</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																														
140	風-2-14	<p>第 3 節 風水害等防止対策 (略)</p> <p>第 3 風害予防対策 (略)</p> <p>2 農作物対策</p> <p>農作物に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他局地的な強風などがある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥させ風による土壌浸食を生じさせる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没させ被害を与える。</p> <p>(略)</p>	風-2-14	<p>第 3 節 風水害等防止対策 (略)</p> <p>第 3 風害予防対策 (略)</p> <p>2 農作物対策</p> <p>農作物に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他局地的な強風などがある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥させ風による土壌浸食を生じさせる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没させ被害を与<u>たりする</u>。</p> <p>(略)</p>																														
-----																																		
文言修正																																		
141	風-2-18	<p>第 4 節 防災拠点の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">◆項目と実施担当</th> </tr> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 防災拠点施設 の 整備</td> <td>1 本部施設の整備</td> <td rowspan="3">責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課、契約管財課</td> </tr> <tr> <td>2 代替施設の確保</td> </tr> <tr> <td>3 地域拠点の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 通信体制の整 備</td> <td>1 通信施設の整備</td> <td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課</td> </tr> <tr> <td>2 情報通信体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	◆項目と実施担当			項 目		実施担当	第 1 防災拠点施設 の 整備	1 本部施設の整備	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課、契約管財課	2 代替施設の確保	3 地域拠点の整備	第 2 通信体制の整 備	1 通信施設の整備	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課	2 情報通信体制の整備	風-2-18	<p>第 4 節 防災拠点の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">◆項目と実施担当</th> </tr> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 防災拠点施設 の 整備</td> <td>1 本部施設の整備</td> <td rowspan="3">責 任 者：市民生活部長、<u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、契約管財課</td> </tr> <tr> <td>2 代替施設の確保</td> </tr> <tr> <td>3 地域拠点の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 通信体制の整 備</td> <td>1 通信施設の整備</td> <td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長、<u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、契約管財課</td> </tr> <tr> <td>2 情報通信体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	◆項目と実施担当			項 目		実施担当	第 1 防災拠点施設 の 整備	1 本部施設の整備	責 任 者：市民生活部長、 <u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、契約管財課	2 代替施設の確保	3 地域拠点の整備	第 2 通信体制の整 備	1 通信施設の整備	責 任 者：市民生活部長、 <u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、契約管財課	2 情報通信体制の整備
◆項目と実施担当																																		
項 目		実施担当																																
第 1 防災拠点施設 の 整備	1 本部施設の整備	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課、契約管財課																																
	2 代替施設の確保																																	
	3 地域拠点の整備																																	
第 2 通信体制の整 備	1 通信施設の整備	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課																																
	2 情報通信体制の整備																																	
◆項目と実施担当																																		
項 目		実施担当																																
第 1 防災拠点施設 の 整備	1 本部施設の整備	責 任 者：市民生活部長、 <u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、契約管財課																																
	2 代替施設の確保																																	
	3 地域拠点の整備																																	
第 2 通信体制の整 備	1 通信施設の整備	責 任 者：市民生活部長、 <u>総務企画部長</u> 担 当：安全対策課、契約管財課																																
	2 情報通信体制の整備																																	
-----																																		
実施担当欄追加修正																																		

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																																										
142	風-2-18	<p><b>第 1 防災拠点施設の整備</b> (略)</p> <p>■市役所の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>① 建物の耐震性の確保</td> </tr> <tr> <td>② 非常電源装置</td> </tr> <tr> <td>③ 耐震性貯水槽</td> </tr> <tr> <td>④ 備蓄物資及び備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td>⑤ 庁舎内機器、設備の耐震性の確保</td> </tr> </table>	① 建物の耐震性の確保	② 非常電源装置	③ 耐震性貯水槽	④ 備蓄物資及び備蓄倉庫	⑤ 庁舎内機器、設備の耐震性の確保	風-2-18	<p><b>第 1 防災拠点施設の整備</b> (略)</p> <p>■市役所の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>① 建物の耐震性の確保</td> </tr> <tr> <td>② 非常電源装置</td> </tr> <tr> <td>③ 貯水槽の耐震性の確保</td> </tr> <tr> <td>④ 備蓄物資及び備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td>⑤ 庁舎内機器、設備の耐震性の確保</td> </tr> </table> <p>-----</p> <p>文言修正</p>	① 建物の耐震性の確保	② 非常電源装置	③ 貯水槽の耐震性の確保	④ 備蓄物資及び備蓄倉庫	⑤ 庁舎内機器、設備の耐震性の確保																																
① 建物の耐震性の確保																																														
② 非常電源装置																																														
③ 耐震性貯水槽																																														
④ 備蓄物資及び備蓄倉庫																																														
⑤ 庁舎内機器、設備の耐震性の確保																																														
① 建物の耐震性の確保																																														
② 非常電源装置																																														
③ 貯水槽の耐震性の確保																																														
④ 備蓄物資及び備蓄倉庫																																														
⑤ 庁舎内機器、設備の耐震性の確保																																														
143	風-2-22	<p><b>第 5 節 災害に強い組織・人づくり</b></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">責任者：市民生活部長、消防長、 担当：安全対策課、消防本部、 担当：商工振興課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 防災広報</td> <td></td> <td>責任者：市民生活部長、総務企画 部長、生涯学習部長、消 防長 担当：安全対策課、秘書広報課、 教育総務課、消防本部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	項目		実施担当	(略)	(略)	責任者：市民生活部長、消防長、 担当：安全対策課、消防本部、 担当：商工振興課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 3 防災広報		責任者：市民生活部長、総務企画 部長、生涯学習部長、消 防長 担当：安全対策課、秘書広報課、 教育総務課、消防本部	(略)	(略)	(略)	(略)	風-2-22	<p><b>第 5 節 災害に強い組織・人づくり</b></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">責任者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担当：安全対策課、消防本部、 担当：商工振興課、総務課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 防災広報</td> <td></td> <td>責任者：市民生活部長、総務企画 部長、生涯学習部長、消 防長 担当：安全対策課、秘書広報課、 学校教育課、消防本部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>-----</p> <p>市業務継続計画（BCP）の運用について、現実的には、通常業務の行政管理を総務課で、災害業務の管理を安全対策課で担うこととなることから、担当課に総務課を追記</p>	項目		実施担当	(略)	(略)	責任者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担当：安全対策課、消防本部、 担当：商工振興課、総務課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 3 防災広報		責任者：市民生活部長、総務企画 部長、生涯学習部長、消 防長 担当：安全対策課、秘書広報課、 学校教育課、消防本部	(略)	(略)	(略)	(略)
項目		実施担当																																												
(略)	(略)	責任者：市民生活部長、消防長、 担当：安全対策課、消防本部、 担当：商工振興課																																												
	(略)																																													
	(略)																																													
(略)	(略)	(略)																																												
	(略)																																													
	(略)																																													
	(略)																																													
第 3 防災広報		責任者：市民生活部長、総務企画 部長、生涯学習部長、消 防長 担当：安全対策課、秘書広報課、 教育総務課、消防本部																																												
(略)	(略)	(略)																																												
	(略)																																													
項目		実施担当																																												
(略)	(略)	責任者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担当：安全対策課、消防本部、 担当：商工振興課、総務課																																												
	(略)																																													
	(略)																																													
(略)	(略)	(略)																																												
	(略)																																													
	(略)																																													
	(略)																																													
第 3 防災広報		責任者：市民生活部長、総務企画 部長、生涯学習部長、消 防長 担当：安全対策課、秘書広報課、 学校教育課、消防本部																																												
(略)	(略)	(略)																																												
	(略)																																													



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
144	風-2-23	<p><b>第 1 組織の整備</b> （略）</p> <p>(4) 市業務継続計画（BCP）の策定 市は、大規模地震等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、市業務継続計画（BCP）を策定し、災害発生時の行政機能の確保等に努める。</p> <p>（略）</p> <p><b>2 自主防災組織の育成</b> (1) 自主防災組織の結成 地域における防災は、住民一人ひとりが、自分の住む地域は自分が守るとの観点から、自主防災組織を結成し、出火防止、初期消火、救出救護、避難等を行うことが大切である。特に、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の所在を把握し、災害時には救出、避難等の支援活動が必要である。</p> <p>そこで、地域の防災活動の推進を図るため、障がい者団体等とのコミュニケーションの機会の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を踏まえ、自治会等を単位に自主防災組織（平成 24 年度末 92 組織）の育成を促進する。</p> <p>（略）</p>	風-2-23	<p><b>第 1 組織の整備</b> （略）</p> <p>(4) 市業務継続計画（BCP）の発動及び改訂 市は、大規模地震等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持するため、市業務継続計画（BCP）を発動基準に則り発動する。</p> <p>また、組織の改編や事務分掌の変更等により必要があるときは、市業務継続計画（BCP）の見直しや改訂を行う。</p> <p>（略）</p> <p><b>2 自主防災組織の育成</b> (1) 自主防災組織の結成 地域における防災は、住民一人ひとりが、自分の住む地域は自分が守るとの観点から、自主防災組織を結成し、出火防止、初期消火、救出救護、避難等を行うことが大切である。特に、高齢者、障がい者等の要配慮者の所在を把握し、災害時には救出、避難等の支援活動が必要である。</p> <p>そこで、地域の防災活動の推進を図るため、障がい者団体等とのコミュニケーションの機会の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を踏まえ、自治会等を単位に自主防災組織（平成 28 年度末 94 組織）の育成を促進する。</p> <p>（略）</p> <hr/> <p>策定の終了した市業務継続計画（BCP）の発動及び改訂について、明記。 要配慮者に文言修正 時点修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）								
145	風-2-24	<p>■ 自主防災組織の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>平常時</td> <td>(略) ⑥ 災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	平常時	(略) ⑥ 災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など） (略)	(略)	(略)	風-2-24	<p>■ 自主防災組織の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>平常時</td> <td>(略) ⑥ 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) ⑧ 避難行動要支援者の避難支援</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>-----</p> <p>文言修正及び追記</p>	平常時	(略) ⑥ 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） (略)	(略)	(略) ⑧ 避難行動要支援者の避難支援
平常時	(略) ⑥ 災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など） (略)											
(略)	(略)											
平常時	(略) ⑥ 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） (略)											
(略)	(略) ⑧ 避難行動要支援者の避難支援											
146	風-2-25	<p>(略)</p> <p><b>第2 防災訓練</b></p> <p><b>1 総合防災訓練</b></p> <p>市は、災害時の円滑な活動が図れるよう、大規模地震等の発生を想定して、国、県、各防災関係機関協定締結市町村、教育機関、企業及び住民との協力体制のもと、総合訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、多くの防災関係機関や自主防災組織、企業等の参加を求めるとともに、<u>災害時要援護者</u>や多様な世代が参加できるよう工夫を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 個別防災訓練</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 職員の訓練</p> <p>市役所の各部各課に、非常<u>招集</u>訓練、避難誘導訓練、無線通信訓練等、災害応急対策で担当する業務について、必要な訓練を実施する。</p>	風-2-25	<p>(略)</p> <p><b>第2 防災訓練</b></p> <p><b>1 総合防災訓練</b></p> <p>市は、災害時の円滑な活動が図れるよう、大規模地震等の発生を想定して、国、県、各防災関係機関協定締結市町村、教育機関、企業及び住民との協力体制のもと、総合訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、多くの防災関係機関や自主防災組織、企業等の参加を求めるとともに、<u>要配慮者</u>や多様な世代が参加できるよう工夫を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 個別防災訓練</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 職員の訓練</p> <p>市役所の各部各課に、非常<u>参集</u>訓練、避難誘導訓練、無線通信訓練等、災害応急対策で担当する業務について、必要な訓練を実施する。</p> <p>-----</p> <p>文言修正</p>								

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
147	風-2-26	<p>(略)</p> <p><b>第 3 防災広報</b></p> <p>平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、次のような様々な手段を活用して、防災に関する広報の充実を図る。</p> <p>なお、広報にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等の<u>災害時要援護者</u>に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料を作成する。</p> <p>(1) 講習会の開催</p> <p>防災全般の知識等について、市職員をはじめ、自主防災組織のリーダーや事業所、学校、病院等の防火管理者を対象として防災講習会を開催し、防災知識の修得を図る。また、防災関係者が<u>災害時要援護者</u>や女性等多様な視点の重要性と、当事者の参加の必要性について認識するよう指導を図る。</p> <p>(2) 広報及び印刷物</p> <p>豪雨や台風シーズン、防災の日（9月1日）、<u>防災とボランティアの日（1月17日）</u>等に合わせて、<u>広報かまがや</u>を通じて防災知識の啓発を図る。</p> <p>また、防災ハンドブック、防災マップ等を作成し、防災知識の普及に努める。</p> <p>市ホームページにも、災害発生情報や防災に関する情報を掲載する。</p> <p>(略)</p>	風-2-26	<p>(略)</p> <p><b>第 3 防災広報</b></p> <p>平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、次のような様々な手段を活用して、防災に関する広報の充実を図る。</p> <p>なお、広報にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等の<u>要配慮者</u>に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料を作成する。</p> <p>(1) 講習会の開催</p> <p>防災全般の知識等について、市職員をはじめ、自主防災組織のリーダーや事業所、学校、病院等の防火管理者を対象として防災講習会を開催し、防災知識の修得を図る。また、防災関係者が<u>要配慮者</u>や女性等多様な視点の重要性と、当事者の参加の必要性について認識するよう指導を図る。</p> <p>(2) 広報及び印刷物</p> <p>豪雨や台風シーズン、防災の日（9月1日）等に合わせて、<u>広報紙</u>を通じて防災知識の啓発を図る。</p> <p>また、防災ハンドブック、防災マップ等を作成、<u>または改訂</u>し、防災知識の普及に努める。</p> <p>市ホームページにも、災害発生情報や防災に関する情報を掲載する。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>文言修正 防災マップ等の改訂を加筆</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
148	風-2-27	<p>(略)</p> <p>■防災広報の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【自らの身を守るための知識】</p> <p>① 3日分の食料・飲料水の備蓄 (略)</p> <p>【地域防災力を向上させるための知識】 (略)</p> <p>④ 要援護者や男女双方の支援ニーズの違い</p> <p>【その他一般的な知識】 (略)</p> </div> <p>(略)</p>	風-2-27	<p>(略)</p> <p>■防災広報の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【自らの身を守るための知識】</p> <p>① 食料・飲料水の備蓄（最低3日、推奨1週間分） (略)</p> <p>【地域防災力を向上させるための知識】 (略)</p> <p>④ 要配慮者や男女双方の支援ニーズの違い</p> <p>【その他一般的な知識】 (略)</p> </div> <p>(略)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>文言修正</p>
149	風-2-28	<p><b>第6節 消防体制の整備</b></p> <p><b>第2 消防力の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>2 救急体制の整備</p> <p>(1) 救命率の向上</p> <p>災害事故による傷病者の早期救命を図るため、<u>高規格救急車の導入を図る。</u></p> <p><u>また、救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施する。</u></p> <p>(略)</p>	風-3-31	<p><b>第6節 消防体制の整備</b></p> <p><b>第2 消防力の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>2 救急体制の整備</p> <p>(1) 救命率の向上</p> <p>災害事故による傷病者の早期救命を図るため、救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>導入済みのため文言削除</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																					
150	風-2-31	<p><b>第 7 節 避難環境の整備</b></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 避難場所の整備</td> <td>1 避難場所の指定・解除</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 避難場所の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="4">責 任 者：市民生活部長、 健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全対 策課、社会福祉課、 高齢者支援課、障が い福祉課、こども課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第 1 避難場所の整備</b></p> <p><b>1 避難場所の指定・解除</b></p> <p>人口の増加や市街地の拡大、避難場所周辺の防災的環境の変化に応じて、県が策定した「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」により、適切な施設に対して避難場所の指定を行う。</p> <p>また、避難所の指定を受けた施設管理者は、災害時に迅速な開設が行えるよう、鍵の保管・管理方法等を所属職員に周知徹底しておく。</p> <p>一方、避難場所点検調査結果等に基づき、災害時の安全度等により避難場所として適切でない施設については、避難場所の指定を解除する。</p>	項目		実施担当	第 1 避難場所の整備	1 避難場所の指定・解除	(略)	2 避難場所の整備	(略)	(略)	(略)	責 任 者：市民生活部長、 健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全対 策課、社会福祉課、 高齢者支援課、障が い福祉課、こども課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>風-2-32 ～33</p> <p><b>第 7 節 避難環境の整備</b></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 指定緊急避難場所の 整備</td> <td>1 指定緊急避難場所の指定・ 解除</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 指定緊急避難場所の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="4">責 任 者：市民生活部長、 健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全 対策課、社会福祉 課、高齢者支援課 障がい福祉課、こ ども支援課、幼児 保育課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第 1 指定緊急避難場所の整備</b></p> <p><b>1 指定緊急避難場所の指定・解除</b></p> <p>人口の増加や市街地の拡大、避難場所周辺の防災的環境の変化に応じて、県が策定した「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」により、適切な施設に対して<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の指定を行う。</p> <p>また、<u>指定避難所</u>の指定を受けた施設管理者は、災害時に迅速な開設が行えるよう、鍵の保管・管理方法等を所属職員に周知徹底しておく。</p> <p>一方、<u>指定緊急避難場所</u>点検調査結果等に基づき、災害時の安全度</p>	項目		実施担当	第 1 指定緊急避難場所の 整備	1 指定緊急避難場所の指定・ 解除	(略)	2 指定緊急避難場所の整備	(略)	(略)	(略)	責 任 者：市民生活部長、 健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全 対策課、社会福祉 課、高齢者支援課 障がい福祉課、こ ども支援課、幼児 保育課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
項目		実施担当																																							
第 1 避難場所の整備	1 避難場所の指定・解除	(略)																																							
	2 避難場所の整備																																								
	(略)																																								
(略)	(略)	責 任 者：市民生活部長、 健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全対 策課、社会福祉課、 高齢者支援課、障が い福祉課、こども課																																							
	(略)																																								
	(略)																																								
	(略)																																								
(略)	(略)	(略)																																							
	(略)																																								
	(略)																																								
項目		実施担当																																							
第 1 指定緊急避難場所の 整備	1 指定緊急避難場所の指定・ 解除	(略)																																							
	2 指定緊急避難場所の整備																																								
	(略)																																								
(略)	(略)	責 任 者：市民生活部長、 健康福祉部長 担 当：施設管理者、安全 対策課、社会福祉 課、高齢者支援課 障がい福祉課、こ ども支援課、幼児 保育課																																							
	(略)																																								
	(略)																																								
	(略)																																								
(略)	(略)	(略)																																							
	(略)																																								
	(略)																																								

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）												
		<p>なお、指定の追加・解除等により避難場所に変更等が生じた場合は、速やかに市広報紙等で市民への周知を図る。</p> <p>S</p> <p>■避難場所の位置づけ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>位 置 づ け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難場所</td> <td>災害時に安全を確保するために一時的に避難する場所。グラウンド、建物等を含めた全体をいう。</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>災害により居住する場所を失った被災者が生活を行う場所。避難場所の中から災害の状況に応じて建物等を指定する。</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	位 置 づ け	避難場所	災害時に安全を確保するために一時的に避難する場所。グラウンド、建物等を含めた全体をいう。	避難所	災害により居住する場所を失った被災者が生活を行う場所。避難場所の中から災害の状況に応じて建物等を指定する。		<p>等により<u>指定緊急避難場所等</u>として適切でない施設については、<u>指定緊急避難場所等</u>の指定を解除する。</p> <p>なお、指定の追加・解除等により<u>指定緊急避難場所等</u>に変更等が生じた場合は、速やかに市広報紙等で市民への周知を図る。</p> <p>■<u>指定緊急避難場所</u>の位置づけ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>位 置 づ け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定緊急避難場所</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。（<u>災対法49条の4</u>）</td> </tr> <tr> <td>指定避難所</td> <td>災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設として指定する。（<u>災対法49条の7</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>指定緊急避難場所及び指定避難所について、文言修正</p>	種 別	位 置 づ け	指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。（ <u>災対法49条の4</u> ）	指定避難所	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設として指定する。（ <u>災対法49条の7</u> ）
種 別	位 置 づ け															
避難場所	災害時に安全を確保するために一時的に避難する場所。グラウンド、建物等を含めた全体をいう。															
避難所	災害により居住する場所を失った被災者が生活を行う場所。避難場所の中から災害の状況に応じて建物等を指定する。															
種 別	位 置 づ け															
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。（ <u>災対法49条の4</u> ）															
指定避難所	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設として指定する。（ <u>災対法49条の7</u> ）															

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
151	風-2-32	<p><b>2 避難場所の整備</b></p> <p>(1) 避難設備の整備</p> <p>避難所に指定した建物については、県が策定した「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」及び「災害時における避難所運営の手引き」により、次のような設備の整備及び物資等を備蓄する。</p> <p>■避難所の設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。</li> <li>② 避難生活の長期化、季節、災害時要援護者や女性等に対応するための、さまざまな生活施設設備の整備やケア策の整備を図る。</li> <li>③ 避難者の安全を確保するため、施設の耐震化や出来る限りの液状化対策を実施する。</li> <li>④ 避難所における救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。</li> <li>⑤ 避難所に備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。 (略)</li> <li>⑥ 飲料水の確保を図るため、耐震性井戸付貯水槽等の整備を図る。 (略)</li> </ul> </div> <p>(2) 避難場所の周知</p> <p>避難場所には、避難場所を示す標識等を設置する。</p> <p>また、防災マップや広報紙等に防災知識とともに避難場所の位置を掲載し、住民への周知を図る。</p> <p><b>3 避難経路の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>【資料編】</p> <p>・資料 5 - 1 避難場所一覧 (略)</p>	風-2-33	<p><b>2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備</b></p> <p>(1) 指定避難所の設備の整備</p> <p>指定避難所に指定した建物については、県が策定した「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」及び「災害時における避難所運営の手引き」により、次のような設備の整備及び物資等を備蓄する。</p> <p>■指定避難所の設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。</li> <li>② 避難生活の長期化、季節、要配慮者や女性等に対応するための、さまざまな生活施設設備の整備やケア策の整備を図る。</li> <li>③ 避難者の安全を確保するため、施設の耐震化や出来る限りの液状化対策を実施する。</li> <li>④ 指定避難所における救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。</li> <li>⑤ 指定避難所に備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。 (略)</li> <li>⑥ 飲料水の確保を図るため、井戸付耐震性貯水槽等の整備を図る。 (略)</li> </ul> </div> <p>(2) 指定緊急避難場所の周知</p> <p>指定緊急避難場所には、指定緊急避難場所を示す標識等を設置する。</p> <p>また、防災マップや広報紙等に防災知識とともに指定緊急避難場所の位置を掲載し、住民への周知を図る。</p> <p><b>3 避難経路の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>【資料編】</p> <p>・資料 5 - 1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧 (略)</p> <p>----- 文言修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
152	風-2-32 ～33	<p>第2 避難体制の整備</p> <p><b>1 市の状況判断基準の確立</b></p> <p>市は、災害時において<u>避難の準備情報、避難の勧告、避難の指示</u>を適切に発令するために、火災の発生状況や浸水状況等を迅速に把握し、住民に対する情報伝達体制及び避難誘導體制等の確立を図る。</p> <p>（略）</p> <p><b>2 避難計画</b></p> <p>国の作成した「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」及び県の作成した「<u>震災時における避難所運営の手引き</u>」を活用し、特に<u>災害時要援護者</u>に配慮した避難誘導體制を図る。</p> <p>（略）</p> <p>■避難誘導の優先順位</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>① 介護や<u>援護</u>を要する高齢者及び障がい者 （略）</p> </div> <p>（略）</p> <p><b>4 住民の避難誘導</b></p> <p>住民の避難誘導を自主防災活動の一つとして位置づけ、地域の<u>災害時要援護者</u>を助け自主的に避難誘導するような体制づくりや訓練を実施する。</p>	風-2-34	<p>第2 避難体制の整備</p> <p><b>1 市の状況判断基準の確立</b></p> <p>市は、災害時において<u>避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））</u>を適切に発令するために、火災の発生状況や浸水状況等を迅速に把握し、住民に対する情報伝達体制及び避難誘導體制等の確立を図る。</p> <p>（略）</p> <p><b>2 避難計画</b></p> <p>国の作成した「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」及び県の作成した「<u>震災時における避難所運営の手引き</u>」を活用し、特に<u>要配慮者</u>に配慮した避難誘導體制を図る。</p> <p>（略）</p> <p>■避難誘導の優先順位</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>① 介護や<u>配慮</u>を要する高齢者及び障がい者 （略）</p> </div> <p>（略）</p> <p><b>4 住民の避難誘導</b></p> <p>住民の避難誘導を自主防災活動の一つとして位置づけ、地域の<u>要配慮者</u>を助け自主的に避難誘導するような体制づくりや訓練を実施する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>法改正等による文言修正</p>



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
153	風-2-33 ～34	<p><b>第 3 避難所運営体制の整備</b></p> <p>1 避難所運営体制の整備</p> <p>市は、避難所の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行うため、平常時から避難所の運営体制の整備を進める。</p> <p>避難所運営体制は、市職員、施設管理者、各避難所に主に避難する自治会等で構成し、避難所運営マニュアルについては、避難所ごとの個別計画策定に努め、それをもとに関係者が避難所運営訓練等を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>2 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、鎌ケ谷市避難所運営マニュアルを作成する。また、市が作成した避難所運営マニュアルを手引きとして、避難所ごとに構成した避難所運営体制において避難所運営について話し合い、地域における生活者の多様な視点を取り入れたマニュアルの作成について検討する。</p> <p>避難所運営マニュアルには、<u>災害時要援護者</u>や女性等地域の生活者の多様な視点を反映するとともに、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、プライバシーの確保、安全の確保、相談体制、ペットの同行避難等について反映させる。</p> <p>3 ペット対策</p> <p>避難所におけるペットの取扱いについては、衛生面、鳴き声、臭い、アレルギー等の問題があり、ペットの存在は、飼主以外の者にとっては、多大なストレスとなるケースがある。一方で、飼主にとっては癒しの存在であり、他の避難者にとっても同様に癒しとなる可能性を十分に含んでいる。</p>	風-2-34 ～35	<p><b>第 3 避難所運営体制の整備</b></p> <p>1 避難所運営体制の整備</p> <p>市は、<u>指定避難所</u>の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行うため、平常時から<u>指定避難所</u>の運営体制の整備を進める。</p> <p>避難所運営体制は、市職員、施設管理者、各避難所に主に避難する自治会等で構成し、避難所運営マニュアルについては、<u>指定避難所</u>ごとの個別計画策定に努め、それをもとに関係者が避難所運営訓練等を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>2 避難所運営マニュアルの作成<u>及び改訂</u></p> <p>県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、鎌ケ谷市避難所運営マニュアルを作成し、<u>必要に応じて適宜改訂</u>する。また、市が作成した避難所運営マニュアルを手引きとして、<u>指定避難所</u>ごとに構成した避難所運営体制において避難所運営について話し合い、地域における生活者の多様な視点を取り入れたマニュアルの作成について検討する。</p> <p>避難所運営マニュアルには、<u>要配慮者</u>や女性等地域の生活者の多様な視点を反映するとともに、<u>指定避難所</u>での生活環境を常に良好なものとするため、プライバシーの確保、安全の確保、相談体制、ペットの同行避難等について反映させる。</p> <p>3 ペット対策</p> <p><u>指定避難所</u>におけるペットの取扱いについては、衛生面、鳴き声、臭い、アレルギー等の問題があり、ペットの存在は、飼主以外の者にとっては、多大なストレスとなるケースがある。一方で、飼主にとっては癒しの存在であり、他の避難者にとっても同様に癒しとなる可能性を十分に含んでいる。</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																								
		(略)		(略)																								
				文言修正 避難所運営マニュアル作成に加え改訂を明記																								
154	風-2-35 ～36	<b>第 8 節 応急対策のための環境整備</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 6 建物対策の推 進</td> <td>1 被災建築物応急危険 度判定体制の確保</td> <td rowspan="2">責 任 者：都市建設部長 担 当：建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>2 仮設住宅予定地の確 保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(略)</p> <p><b>第 1 救助・医療体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 医療体制の整備</b></p> <p>(1) 緊急時の連携強化</p> <p>災害時の応急医療について、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部等と、災害時の救護班の編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。</p>	項 目		実施担当	(略)	(略)	(略)	第 6 建物対策の推 進	1 被災建築物応急危険 度判定体制の確保	責 任 者：都市建設部長 担 当：建築住宅課	2 仮設住宅予定地の確 保	(略)	(略)	(略)	風-2-36 ～37	<b>第 8 節 応急対策のための環境整備</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 6 建物対策の推 進</td> <td>1 仮設住宅予定地の確 保</td> <td rowspan="2">責 任 者：都市建設部長 担 当：建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(略)</p> <p><b>第 1 救助・医療体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 医療体制の整備</b></p> <p>(1) 緊急時の連携強化</p> <p>災害時の応急医療について、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部等と、災害時の救護班の編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。</p>	項 目		実施担当	(略)	(略)	(略)	第 6 建物対策の推 進	1 仮設住宅予定地の確 保	責 任 者：都市建設部長 担 当：建築住宅課	(略)	(略)
項 目		実施担当																										
(略)	(略)	(略)																										
第 6 建物対策の推 進	1 被災建築物応急危険 度判定体制の確保	責 任 者：都市建設部長 担 当：建築住宅課																										
	2 仮設住宅予定地の確 保																											
(略)	(略)	(略)																										
項 目		実施担当																										
(略)	(略)	(略)																										
第 6 建物対策の推 進	1 仮設住宅予定地の確 保	責 任 者：都市建設部長 担 当：建築住宅課																										
	(略)		(略)																									
155	風-2-37	<p>(略)</p> <p><b>第 3 給水体制の整備</b></p> <p><b>1 水の確保</b></p> <p>(略)</p>	風-2-38	<p>(略)</p> <p><b>第 3 給水体制の整備</b></p> <p><b>1 水の確保</b></p> <p>(略)</p>																								

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>(2) 井戸付耐震性貯水槽等の整備 災害時に水道施設が被災し断水した場合に備え、飲料水等を確保できるように<u>避難場所</u>等に井戸付耐震性貯水槽等の整備を図る。</p> <p>(3) 民間井戸の活用 市内にある個人等が所有する井戸を<u>調査、登録</u>し、災害時協力井戸として活用できるようにする。</p> <p>(4) 家庭における備蓄の促進 住民・自治会・事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、<u>3日間分</u>を目安として各家庭における非常用飲料水の備蓄を促進する。 (略)</p>		<p>(2) 井戸付耐震性貯水槽等の整備 災害時に水道施設が被災し断水した場合に備え、飲料水等を確保できるように<u>指定避難所</u>等に井戸付耐震性貯水槽等の整備を図る。</p> <p>(3) 民間井戸の活用 市内にある個人等が所有する井戸を登録し、災害時協力井戸として活用できるようにする。</p> <p>(4) 家庭における備蓄の促進 住民・自治会・事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、<u>最低3日、推奨1週間分</u>を目安として各家庭における非常用飲料水の備蓄を促進する。 (略)</p> <p>文言修正 「調査」は終了したことから文言削除</p>
156	風-2-38	<p>第4 防疫体制の整備 (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理体制の整備 災害時に大量に発生する廃棄物を処理するために、収集処理の人員や資機材等の確保等、廃棄物の収集・運搬・処理体制を整備する。 (略)</p> <p>第5 物資供給体制の整備 1 備蓄の推進 (略)</p> <p>(1) 備蓄物資の整備 災害に備えて、次の物資を備蓄する。耐用年数のある備蓄物資は、適宜入れ替えを行う。</p>	風-2-39	<p>第4 防疫体制の整備 (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理体制の整備 災害時に大量に発生する廃棄物を処理するために、<u>災害廃棄物処理計画</u>を策定し、収集処理の人員や資機材等の確保等、廃棄物の収集・運搬・処理体制を整備する。 (略)</p> <p>第5 物資供給体制の整備 1 備蓄の推進 (略)</p> <p>(1) 備蓄物資の整備 災害に備えて、次の物資を備蓄する。耐用年数のある備蓄物資は、適宜入れ替えを行う。</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>また、備蓄物資の選定に際しては、<u>災害時要援護者</u>や女性等の避難生活等に配慮する。</p> <p>資機材等については、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検、整備を行う。</p> <p>（略）</p>		<p>また、備蓄物資の選定に際しては、<u>要配慮者</u>や女性等の避難生活等に配慮する。</p> <p>資機材等については、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検、整備を行う。</p> <p>（略）</p>
				文言追記及び修正
157	風-2-39	<p>(2) 備蓄倉庫の整備</p> <p>避難所となる学校等に備蓄倉庫を整備すると同時に、空き教室等を利用した備蓄を推進し、各備蓄倉庫へ備蓄品を分散して配置するよう順次整備を行う</p> <p>(3) 千葉県防災情報システムの活用</p> <p>県は、市町村の備品を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下 10 箇所（平成 24 年 8 月現在）の備蓄拠点に分散備蓄しているところである。</p> <p>本市においては、防災情報システムにより、県、他の市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図り、これを活用する。</p> <p>（略）</p> <p>(4) 家庭における備蓄の促進</p> <p>住民・自治会・事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、災害発生後 3 日間分を目安として食料の備蓄や生活必需品の備蓄を促進する。</p>	風-2-40	<p>(2) 備蓄倉庫の整備</p> <p><u>指定避難所</u>となる学校等に備蓄倉庫を整備すると同時に、空き教室等を利用した備蓄を推進し、各備蓄倉庫へ備蓄品を分散して配置するよう順次整備を行う</p> <p>(3) 千葉県防災情報システムの活用</p> <p>県は、市町村の備品を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下 10 箇所（平成 28 年 12 月現在）の備蓄拠点に分散備蓄しているところである。</p> <p>本市においては、防災情報システムにより、県、他の市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図り、これを活用する。</p> <p>（略）</p> <p>(4) 家庭における備蓄の促進</p> <p>住民・自治会・事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、災害発生後最低 3 日、推奨 1 週間分を目安として食料の備蓄や生活必需品の備蓄を促進する。</p>
				文言修正及び時点修正

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																				
158	風-2-40	<p>第 7 宅地対策の推進</p> <p>1 被災宅地危険度判定体制の確保 (略)</p> <p>第 8 学校の対策</p> <p>1 学校における防災体制の整備 (略)</p> <p>さらに、児童・生徒の引渡し等については、保護者等に周知するとともに、<u>広報かまがや</u>等において市民に広報する。</p>	風-2-41	<p>第 7 宅地対策の推進</p> <p>1 被災宅地危険度判定体制の<u>確立</u> (略)</p> <p>第 8 学校の対策</p> <p>1 学校における防災体制の整備 (略)</p> <p>さらに、児童・生徒の引渡し等については、保護者等に周知するとともに、<u>広報紙</u>等において市民に広報する。</p>																																				
				文言修正																																				
159	風-2-41	<p>第 9 節 <u>災害時要援護者対策のための環境整備</u></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 災害時要援護者 への対策</td> <td>1 基本的な災害時要援護者の範囲</td> <td rowspan="4">責 任 者：健康福祉部長 担 当：社会福祉課、障がい福祉課、こども課、高齢者支援課</td> </tr> <tr> <td>2 要援護者支援における自助・共助・公助の役割 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 被災した災害時要援護者の生活確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 <u>災害時要援護者への対策</u> 近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、</p>	項目		実施担当	第 1 災害時要援護者 への対策	1 基本的な災害時要援護者の範囲	責 任 者：健康福祉部長 担 当：社会福祉課、障がい福祉課、こども課、高齢者支援課	2 要援護者支援における自助・共助・公助の役割 (略)	(略)	5 被災した災害時要援護者の生活確保	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	風-2-42	<p>第 9 節 <u>要配慮者対策のための環境整備</u></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 要配慮者への 対策</td> <td>1 基本的な要配慮者の範囲</td> <td rowspan="4">責 任 者：健康福祉部長 担 当：社会福祉課、障がい福祉課、こども支援課、幼児保育課、高齢者支援課</td> </tr> <tr> <td>2 要配慮者支援における自助・共助・公助の役割 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 被災した要配慮者の生活確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 <u>要配慮者への対策</u> 近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、</p>	項目		実施担当	第 1 要配慮者への 対策	1 基本的な要配慮者の範囲	責 任 者：健康福祉部長 担 当：社会福祉課、障がい福祉課、こども支援課、幼児保育課、高齢者支援課	2 要配慮者支援における自助・共助・公助の役割 (略)	(略)	5 被災した要配慮者の生活確保	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
項目		実施担当																																						
第 1 災害時要援護者 への対策	1 基本的な災害時要援護者の範囲	責 任 者：健康福祉部長 担 当：社会福祉課、障がい福祉課、こども課、高齢者支援課																																						
	2 要援護者支援における自助・共助・公助の役割 (略)																																							
	(略)																																							
	5 被災した災害時要援護者の生活確保																																							
(略)	(略)	(略)																																						
(略)	(略)	(略)																																						
(略)	(略)	(略)																																						
項目		実施担当																																						
第 1 要配慮者への 対策	1 基本的な要配慮者の範囲	責 任 者：健康福祉部長 担 当：社会福祉課、障がい福祉課、こども支援課、幼児保育課、高齢者支援課																																						
	2 要配慮者支援における自助・共助・公助の役割 (略)																																							
	(略)																																							
	5 被災した要配慮者の生活確保																																							
(略)	(略)	(略)																																						
(略)	(略)	(略)																																						
(略)	(略)	(略)																																						

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>障がい者、乳幼児、外国人など災害対応能力の低い人々の犠牲が目立っており、国は、<u>梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かし、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」</u>を策定した。市は、「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」に基づき、<u>災害から災害時要援護者の生命・身体を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。</u></p> <p><b>1 基本的な災害時要援護者の範囲</b>  (略)  (1) 高齢者の方  一人暮らし、高齢者のみの世帯、<u>寝たきり、認知症の方等</u>  (2) 心身に障がいのある方  肢体不自由、内部障害、視覚・聴覚・言語・音声障害、知的・精神・発達障害、難病患者等</p>		<p>障がい者、乳幼児、外国人など災害対応能力の低い人々、<u>いわゆる要配慮者の犠牲が目立っており、国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」</u>を策定した。市は、「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」に基づき、<u>災害時だけでなく、日ごろからの見守りを含め、可能な限りの情報伝達、安否確認を含めて行う体制を構築する。</u></p> <p><b>1 基本的な要配慮者の範囲</b>  (略)  (1) 高齢者の方  一人暮らし、高齢者のみの世帯、<u>要介護者等の高齢者</u>  (2) 心身に障がいのある方  肢体不自由、内部障害、視覚・聴覚・言語・音声障害、知的・精神・発達障害、難病患者、<u>小児慢性特定疾病児童等</u>  (略)</p> <p>-----</p> <p>文言修正及び追記</p>
160	風-2-41 ～42	<p><b>2 要援護者支援における自助・共助・公助の役割</b>  (1) 自助の役割（<u>要援護者自身や家族</u>）  (略)  (2) 共助の役割  (略)  (3) 公助の役割（市や消防など）  <u>要援護者の避難支援活動の促進を基本とし、防災情報の伝達等の体制整備に努める。</u></p> <p><b>3 災害時の支援体制の整備</b>  (1) 災害時要援護者の把握</p>	風-2-43 ～45	<p><b>2 要配慮者支援における自助・共助・公助の役割</b>  (1) 自助の役割（<u>要配慮者自身や家族</u>）  (略)  (2) 共助の役割（<u>地域や自主防災組織</u>）  (略)  (3) 公助の役割（市や消防など）  <u>要配慮者の避難支援活動の促進を基本とし、防災情報の伝達等の体制整備に努める。</u></p> <p><b>3 要配慮者への支援</b>  (1) 地域ぐるみの支援協力体制</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><u>災害により犠牲者となりやすい高齢者や障がい者等いわゆる「災害時要援護者」について、災害時要援護者のプライバシーに配慮しつつ、地区単位で把握に努め、発災時に迅速な対応をとるための資料とする。</u></p> <p>(2) 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p><u>自治会や自主防災組織などへの防災教育等を通じ、また、障がい者団体等と連携を図り、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導など地域全体での災害時要援護者の避難への支援体制づくりを行う。特に、市のガイドラインとするため、各種支援体制については、国の作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を活用し、支援計画の策定など体制整備に努める。</u></p> <p><u>また、災害時における避難指示等の情報伝達手段の検討については、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置づけるなどの体制づくりを推進し、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、カウンセラー等の確保など、災害時要援護者の支援体制を確保する。</u></p>		<p><u>自治会、自主防災組織、社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、民生委員児童委員、民間ボランティア団体等と連携し、在宅の高齢者・障がい者等に対する声かけや安否確認など、平常時から支援・協力体制づくりを行う。</u></p> <p><u>市は、災害時における情報伝達や安全の確認、救助、避難誘導等について、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりに努める。体制づくりにあたっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付けるとともに、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、児童相談員、カウンセラー等の確保など、災害時の支援体制を構築する。</u></p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p><u>市は、災害発生時において、要配慮者のうち、避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難な者について名簿を作成し、年1回更新する。</u></p> <p><u>また、避難支援等関係者への名簿の提供に当たっては、本人の同意確認、情報漏えい防止措置等を適切に行ったうえで、日ごろから災害時の対策に備えることで安否確認や避難支援体制を構築する。</u></p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の対象者</p> <p><u>自宅で生活している、以下の要件に該当する者（施設や病院、サービス付き高齢者向け住宅などに長期に入所、入院や居住している者は対象としない。）</u></p> <p>① 65歳以上のひとり暮らし高齢者で要支援1から要介護2の者</p> <p>② 65歳以上の高齢者のみの世帯で要支援1から要介護2の者</p> <p>③ 介護保険の要介護3～5の認定を受けている者</p> <p>④ 身体障害者手帳所持者（1・2級）ただし免疫機能障害を除く。</p> <p>⑤ 療育手帳所持者（A判定）</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
				<p>⑥ <u>精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）</u></p> <p>⑦ <u>難病患者（重症認定患者、筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者）</u></p> <p>⑧ <u>小児慢性特定疾病児童（人工呼吸器装着者）</u></p> <p>⑨ <u>その他市長が認めた者</u></p> <p>・①から⑧に該当しないが、相応の支援を必要とすると認められる者</p> <p>イ <u>避難支援等関係者</u></p> <p>① <u>行政機関</u></p> <p>・<u>災害対策本部（市役所）、消防本部、鎌ヶ谷警察署等</u></p> <p>② <u>防災機関・団体</u></p> <p>・<u>避難支援に関する協定を締結した自主防災組織・自治会等</u></p> <p>③ <u>社会福祉機関</u></p> <p>・<u>市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、市内の社会福祉施設等</u></p> <p>④<u>その他</u></p> <p>・<u>民生委員児童委員協議会等</u></p> <p>ウ <u>名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法</u></p> <p><u>次に掲げる通常業務等を通じて情報を把握する。</u></p> <p>① <u>ひとり暮らしの高齢者世帯などの情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳の活用等により把握する。</u></p> <p>② <u>要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。</u></p> <p>③ <u>障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害支援区分情報等により把握する。</u></p> <p>④ <u>民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、その他の社会福祉事業者、福祉団体などからの情報収集により把握する。</u></p> <p>⑤ <u>災害時の避難支援を希望し、避難支援等関係者に個人情報を開示することに同意して提出した申請書により把握する。</u></p> <p><u>また、名簿には次の事項を記載する。</u></p>



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
				<p>① 氏名</p> <p>② 生年月日</p> <p>③ 性別</p> <p>④ 住所又は居所</p> <p>⑤ 電話番号その他連絡先</p> <p>⑥ 避難支援等を必要とする理由（名簿に登載する者の要件）</p> <p>⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</p> <p>エ 名簿の提供</p> <p>① 平常時</p> <p>名簿は、避難行動要支援者本人や家族の同意を得て避難支援等関係者に示し、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。</p> <p>② 災害時</p> <p>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に提供できる。</p> <p>オ 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置</p> <p>市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿を適正に管理できるよう、次の事項を遵守するよう徹底する。</p> <p>① 計画に定めた者以外の者に閲覧させ、または伝達しないこと。</p> <p>② 計画に定めた場合のほか、写しを作成しないこと。</p> <p>③ 紙媒体により管理すること。（市が管理する場合を除く。）</p> <p>④ 個人情報を含む紙媒体は、原則、施錠可能な場所に保管すること。</p> <p>⑤ 市が電子媒体により管理する場合は、暗号化等のセキュリティ対策を講じること。</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
				<p>⑥ 市は、情報の更新、災害応急対策の完了等によって不要になった個人情報、市以外の者が保有するものは返納させ、確実に速やかに廃棄すること。</p> <p>なお、自治会、自主防災組織等に避難行動要支援者の個人情報を提供するにあたり、使用目的（災害時、日ごろの見守り）以外で使 用しない旨の協定を結び、その情報管理に万全の注意を払うものとする。</p> <hr/> <p>文言修正 法改正により避難行動要支援者名簿について明記</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
161	風-2-42 ～43	<p>(3) <u>災害時要援護者避難支援プランの策定</u> 市は、自治会や自主防災組織など地域社会全体で一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な災害時要援護者避難支援プランの個別計画の策定に努める。</p> <p>(4) <u>災害時要援護者自身の備え</u> 災害時要援護者自身においても、平常時から、隣近所に顔を知ってもらい助け合える関係づくりに努めるとともに、水や食料等の備蓄対策、避難訓練への参加等、出来る範囲での自助の実施に努める。 (略)</p> <p>4 避難体制等の整備 (略)</p>	風-2-45 ～46	<p>(3) <u>個別計画の整備</u> 市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難支援等関係者と連携して一人ひとりの避難行動要支援者に対する支援方法や支援主体等を具体化した個別計画の作成を推進する。</p> <p>(4) <u>要配慮者自身の備え</u> 要配慮者自身においても、平常時から、隣近所に顔を知ってもらい助け合える関係づくりに努めるとともに、水や食料等の備蓄対策、避難訓練への参加等、出来る範囲での自助の実施に努める。 (略)</p> <p>4 避難体制等の整備 (1) <u>住宅の安全性向上</u> 高齢者や障がい者等にとって避難は容易でないため、要配慮者の住宅の安全性の向上を目的に、住宅の耐震診断・耐震改修等の制度について周知する。 また、家の中の安全対策として家具転倒防止金具等の設置は有効な手段であることから、金具等の設置について周知する。</p> <p>(2) <u>情報伝達・避難誘導</u> ア <u>情報の伝達</u> 震災発生直後の避難行動要支援者への情報伝達・安全の確認・避難誘導等は、迅速性が特に重要なので、近隣住民や自主防災組織が担う必要がある。自治会、自主防災組織、民生委員等が中心となり、日ごろより避難行動要支援者の保護を優先とした共助意識の向上に努め、確実な情報伝達を行う。 イ <u>伝達の手段</u> 情報の伝達手段は、電子メールや受信メールを読み上げる携帯電話、</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）				
		<p>(1) 防災設備の整備  <u>一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がい者等の安全を確保するため、次の設備の整備を検討する。</u></p> <p>■災害時要援護者要配慮者のための防災設備</p> <table border="1" data-bbox="331 1023 1019 1118"> <tr> <td>① 緊急通報システム</td> <td>③ 自動消火装置</td> </tr> <tr> <td>② 文字放送受信装置</td> <td>④ 火災報知器</td> </tr> </table> <p>(2) 避難施設等の整備  <u>災害時要援護者に対し特別な配慮をするために、福祉避難所を指定するとともに、避難所生活に必要な備品等の整備を図る。</u>  <u>ただし、個別の事情による医薬品等については、本人又は支援者で備える。</u>  <u>また、災害時に緊急入所が可能な社会福祉施設の整備を図るとともに、普段から入所可能状況等の把握に努める。</u></p>	① 緊急通報システム	③ 自動消火装置	② 文字放送受信装置	④ 火災報知器		<p><u>フリーハンド用機器を備えた携帯電話等、障がいの状況に応じた手段により伝達する。</u>  <u>なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動支援者宅を直接訪問して、情報を伝達する。</u></p> <p>ウ 避難の優先性  <u>避難の実施にあたっては、避難行動要支援者の避難を優先して行うが、特に①歩行や移動の困難な者、②介助が必要な高齢者、障がい者、病弱者、③乳幼児とその母親、妊婦、④高齢者、児童・生徒等といった順位で適宜判断して行う。</u></p> <p>エ 避難支援等関係者の安全措置  <u>避難支援等関係者の安全を確保するため、自治会、自主防災組織、民生委員等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性があること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める</u></p> <p>(3) 防災設備の整備  <u>ひとり暮らしや要介護等の高齢者・障がい者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を確実に行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努める。</u>  <u>また、在宅での安全性を高めるため、自動消火装置、火災報知器等の設置、点検の推進に努める。</u></p> <p>(4) 避難施設等の整備  <u>要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者・障がい者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備などの避難施設への配備に努める。</u>  <u>また、要配慮者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するよう努める。</u></p>
① 緊急通報システム	③ 自動消火装置							
② 文字放送受信装置	④ 火災報知器							

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>(略)</p> <p>■<u>災害時要援護者要配慮者のための備蓄</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① トイレ、成人用おむつ、おしりふき、ホワイトボード、紙、マジックペン、車椅子、簡易ベッド、ストーマ用装具等の障がい者・高齢者用備品の整備</p> <p>② 児童遊具、粉ミルク、ほ乳瓶、小児用おむつ、おしりふき、等乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備</p> </div> <p>(3) 防災知識の普及、防災訓練の<u>充実</u>  <u>災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識や避難方法等の普及を図るとともに、地域の防災訓練への参加を呼びかける。</u></p>		<p>(略)</p> <p>(5) 防災知識の普及、防災訓練の<u>実施等</u>  <u>要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識や避難方法等の普及を図るとともに、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を深められるよう努める。</u>  <u>また、自主防災組織が必要とされる避難行動要支援者のための防災資機材等の充実を図る。</u></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>文言修正  法改正により避難行動要支援者名簿について明記</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）				
162	風-2-43	<p>5 被災した<u>災害時要援護者</u>の生活支援</p> <p>(1) 被災した<u>災害時要援護者</u>への支援</p> <p>災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行うよう体制づくりを行う。</p> <p>また、<u>災害時要援護者</u>は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点異なるため、それぞれの特性を踏まえた体制づくりを行う。</p> <p>(2) 避難所などでの生活支援</p> <p>過去の災害から、避難生活が被災者の心身に大きな負担をかけることが明らかであり、特に<u>要援護者</u>は、適応力が十分でないことから、特別な配慮が必要となる。</p> <p>__また、避難できない状況があり、在宅での避難生活される場合も想定されることから、<u>要援護者</u>の避難状況やニーズを的確に把握し、避難生活の支援に努める。</p> <p>また、<u>要援護者</u>本人及び介護している家族の要望が、避難所運営や被災者支援に確実に反映される体制を構築する。</p> <p>■<u>災害時要援護者のケア</u></p> <table border="1" data-bbox="331 1161 1167 1249"> <tr> <td>① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施</td> </tr> <tr> <td>② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施	② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施	風-2-46	<p>5 被災した<u>要配慮者</u>の生活支援</p> <p>(1) 被災した<u>要配慮者</u>への支援</p> <p>災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び<u>指定</u>避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行うよう体制づくりを行う。</p> <p>また、<u>要配慮者</u>は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点異なるため、それぞれの特性を踏まえた体制づくりを行う。</p> <p>(2) <u>指定</u>避難所などでの生活支援</p> <p>過去の災害から、避難生活が被災者の心身に大きな負担をかけることが明らかであり、特に<u>要配慮者</u>は、適応力が十分でないことから、特別な配慮が必要となる。</p> <p>__また、避難できない状況があり、在宅での避難生活される場合も想定されることから、<u>要配慮者</u>の避難状況やニーズを的確に把握し、避難生活の支援に努める。</p> <p>また、<u>要配慮者</u>本人及び介護している家族の要望が、避難所運営や被災者支援に確実に反映される体制を構築する。</p> <p>■<u>要配慮者のケア</u></p> <table border="1" data-bbox="1346 1161 2181 1249"> <tr> <td>① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施</td> </tr> <tr> <td>② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>-----</p> <p>文言修正</p>	① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施	② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施
① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施								
② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施								
① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施								
② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施								

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
163	風-2-43 ～44	<p><b>第 2 社会福祉施設における防災対策</b></p> <p><b>1 施設の安全対策</b></p> <p>各社会福祉施設等の管理者は、施設自体の安全確保に努めるとともに、ライフライン等の停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。</p> <p>また、応急復旧や施設入居者の在宅酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備を整備する。</p> <p>（略）</p> <p><b>3 防災教育、防災訓練の充実</b></p> <p>各社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害知識や災害時の行動について、理解や関心を高めるため防災教育を実施する。</p> <p>また、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にし、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた訓練の実施に努める。</p> <p><b>【資料編】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 5 - 5 <u>災害時要援護者施設一覧</u></li> <li>・資料 5 - 6 <u>浸水想定区域内の災害時要援護者施設一覧</u></li> </ul> <p><b>第 3 外国人への対策</b></p> <p><b>1 防災知識の普及・防災訓練の実施</b></p> <p>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「<u>災害時要援護者</u>」として位置づけ、災害時に的確な対応ができるよう次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会を捉えて防災対策の周知に努める。</p>	風-2-47 ～48	<p><b>第 2 社会福祉施設における防災対策</b></p> <p><b>1 施設の安全対策</b></p> <p>各社会福祉施設等の管理者は、施設自体の安全確保に努めるとともに、ライフライン等の停止に備え、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。</p> <p>また、応急復旧や施設入居者等の在宅酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備を整備する。</p> <p>（略）</p> <p><b>3 防災教育、防災訓練の充実</b></p> <p>各社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者等が災害知識や災害時の行動について、理解や関心を高めるため防災教育を実施する。</p> <p>また、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にし、施設の構造や入所者等の行動能力等の実態に応じた訓練の実施に努める。</p> <p><b>【資料編】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 5 - 5 <u>要配慮者施設一覧</u></li> <li>・資料 5 - 6 <u>浸水想定区域内の要配慮者施設一覧</u></li> </ul> <p><b>第 3 外国人への対策</b></p> <p><b>1 防災知識の普及・防災訓練の実施</b></p> <p>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「<u>要配慮者</u>」として位置づけ、災害時に的確な対応ができるよう次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会を捉えて防災対策の周知に努める。</p> <p>（略）</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>■外国人への対策</p> <div data-bbox="331 248 965 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 多国語による避難所・避難路標識等の表示板の明示</li> <li>② 外国人を含めた防災訓練・防災教育の推進</li> <li>③ 多国語によるや簡単な表現、イラスト・挿絵やふりがな等を入れた防災パンフレット等の配布</li> <li>④ 避難所でのやさしい日本語の使用、イラスト・挿絵やふりがなの併記</li> </ul> </div> <p>避難所等における対応</p> <p>避難所等において外国人に対する情報の提供を行うため、通訳等に関して、市内の通訳者及び派遣ボランティア等の確保、県への語学ボランティアの派遣要請等を行える体制づくりを行う。</p> <p>また、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」及び「避難所運営マニュアル（鎌ヶ谷市）」に基づき、避難所等の整備に努める。</p>		<p>■外国人への対策</p> <div data-bbox="1346 248 1980 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難所・避難路標識等の多言語表示板の明示</li> <li>② 外国人を含めた防災訓練・防災教育の推進</li> <li>③ 多言語による簡単な表現、イラスト・挿絵やふりがな等を入れた防災パンフレット等の配布</li> <li>④ 指定避難所でのやさしい日本語の使用、イラスト・挿絵やふりがなの併記</li> </ul> </div> <p>指定避難所等における対応</p> <p>指定避難所等において外国人に対する情報の提供を行うため、通訳等に関して、市内の通訳者及び派遣ボランティア等の確保、県への語学ボランティアの派遣要請等を行える体制づくりを行う。</p> <p>また、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」及び「避難所運営マニュアル（鎌ヶ谷市）」に基づき、指定避難所等の整備に努める。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>文言修正</p>



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																																					
164	風-2-45	<p><b>第 10 節 ボランティア活動体制の整備</b></p> <p><b>第 1 ボランティア育成体制の整備</b> (略)</p> <p><b>2 ボランティア受入れ体制の整備</b> (略)</p> <p>■ボランティアの種類</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 災害時要援護者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) 高齢者や障がい者等災害時要援護者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 災害時要援護者等への生活支援、精神面の補助 避難所の運営補助 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第 2 ボランティアの養成</b> (略)</p> <p>(2) 日本赤十字社防災ボランティア養成・研修計画 (略)</p> <p>■日本赤十字社千葉県支部のボランティアの養成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ボランティア説明会</td> <td>一般市民</td> <td>防災ボランティアの概要</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア新規登録者研修会</td> <td>新規登録者</td> <td>防災ボランティア</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア研修会</td> <td>登録者全員</td> <td>グループワーク、講演等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア・リーダー養成講習会</td> <td>候補者</td> <td>ボランティアセンターの運営方法等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア地区リーダー養成講習会</td> <td>候補者</td> <td>地区におけるボランティアセンターの運営方法等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア・リーダー研修会</td> <td>リーダー</td> <td>グループワーク、研修会の運営等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会</td> <td>地区リーダー</td> <td>グループワーク、地区研修会の運営等</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略) 災害時要援護者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) 高齢者や障がい者等災害時要援護者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)	(略)	(略) 災害時要援護者等への生活支援、精神面の補助 避難所の運営補助 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） (略)	項目	対象	実施内容	防災ボランティア説明会	一般市民	防災ボランティアの概要	防災ボランティア新規登録者研修会	新規登録者	防災ボランティア	防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等	防災ボランティア・リーダー養成講習会	候補者	ボランティアセンターの運営方法等	防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等	防災ボランティア・リーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等	防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等	風-2-49 ~51	<p><b>第 10 節 ボランティア活動体制の整備</b></p> <p><b>第 1 ボランティア育成体制の整備</b> (略)</p> <p><b>2 ボランティア受入れ体制の整備</b> (略)</p> <p>■ボランティアの種類</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 要配慮者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) 高齢者や障がい者等要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 要配慮者への生活支援、精神面の補助 指定避難所の運営補助 指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第 2 ボランティアの養成</b> (略)</p> <p>(2) 日本赤十字社防災ボランティア養成・研修計画 (略)</p> <p>■日本赤十字社千葉県支部のボランティアの養成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ボランティア一般説明会</td> <td>一般市民</td> <td>防災ボランティアの概要</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア研修会</td> <td>登録者全員</td> <td>グループワーク、講演等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）</td> <td>候補者</td> <td>ボランティアセンターの運営方法等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア地区リーダー養成講習会</td> <td>候補者</td> <td>地区におけるボランティアセンターの運営方法等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティアリーダー研修会</td> <td>リーダー</td> <td>グループワーク、研修会の運営等</td> </tr> <tr> <td>防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会</td> <td>地区リーダー</td> <td>グループワーク、地区研修会の運営等</td> </tr> </tbody> </table> <p>文言修正</p>	(略)	(略) 要配慮者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) 高齢者や障がい者等要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)	(略)	(略) 要配慮者への生活支援、精神面の補助 指定避難所の運営補助 指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） (略)	項目	対象	実施内容	防災ボランティア一般説明会	一般市民	防災ボランティアの概要	防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等	防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等	防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等	防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等	防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等
(略)	(略) 災害時要援護者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) 高齢者や障がい者等災害時要援護者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)																																																								
(略)	(略) 災害時要援護者等への生活支援、精神面の補助 避難所の運営補助 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） (略)																																																								
項目	対象	実施内容																																																							
防災ボランティア説明会	一般市民	防災ボランティアの概要																																																							
防災ボランティア新規登録者研修会	新規登録者	防災ボランティア																																																							
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等																																																							
防災ボランティア・リーダー養成講習会	候補者	ボランティアセンターの運営方法等																																																							
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等																																																							
防災ボランティア・リーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等																																																							
防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等																																																							
(略)	(略) 要配慮者の介護（手話通訳、介護福祉士等） (略) 高齢者や障がい者等要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） (略)																																																								
(略)	(略) 要配慮者への生活支援、精神面の補助 指定避難所の運営補助 指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む） (略)																																																								
項目	対象	実施内容																																																							
防災ボランティア一般説明会	一般市民	防災ボランティアの概要																																																							
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等																																																							
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等																																																							
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等																																																							
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等																																																							
防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等																																																							

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																										
165	風-2-48	<p><b>第 1 1 節 帰宅困難者等対策</b></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">責任者：市民生活部長 担当：安全対策課、学校教育課、商工振興課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="4">責任者：市民生活部長 担当：安全対策課、生涯学習部全課、社会福祉課、障がい福祉課、子ども課、高齢者支援課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 災害時要援護者等の視点からの帰宅支援対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 一斉帰宅の抑制</p> <p>1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底</p> <p>台風等の暴風雨が continuing している場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。</p> <p>帰宅困難者等対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、<u>広報かまがや</u>、市ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。</p> <p>(略)</p>	項目		実施担当	(略)	(略)	責任者：市民生活部長 担当：安全対策課、学校教育課、商工振興課	(略)	(略)	(略)	責任者：市民生活部長 担当：安全対策課、生涯学習部全課、社会福祉課、障がい福祉課、子ども課、高齢者支援課	(略)	(略)	4 災害時要援護者等の視点からの帰宅支援対策	風-2-52	<p><b>第 1 1 節 帰宅困難者等対策</b></p> <p>◆項目と実施担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>実施担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">責任者：市民生活部長、生涯学習部長 担当：安全対策課、学校教育課、商工振興課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="4">責任者：市民生活部長、生涯学習部長 担当：安全対策課、生涯学習部全課、社会福祉課、障がい福祉課、子ども支援課、<u>幼児保育課</u>、高齢者支援課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 要配慮者等の視点からの帰宅支援対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 一斉帰宅の抑制</p> <p>1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底</p> <p>台風等の暴風雨が continuing している場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。</p> <p>帰宅困難者等対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、<u>広報紙</u>、市ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>-----</p> <p>文言修正及び追記</p>	項目		実施担当	(略)	(略)	責任者：市民生活部長、生涯学習部長 担当：安全対策課、学校教育課、商工振興課	(略)	(略)	(略)	責任者：市民生活部長、生涯学習部長 担当：安全対策課、生涯学習部全課、社会福祉課、障がい福祉課、子ども支援課、 <u>幼児保育課</u> 、高齢者支援課	(略)	(略)	4 要配慮者等の視点からの帰宅支援対策
項目		実施担当																												
(略)	(略)	責任者：市民生活部長 担当：安全対策課、学校教育課、商工振興課																												
	(略)																													
(略)	(略)	責任者：市民生活部長 担当：安全対策課、生涯学習部全課、社会福祉課、障がい福祉課、子ども課、高齢者支援課																												
	(略)																													
	(略)																													
	4 災害時要援護者等の視点からの帰宅支援対策																													
項目		実施担当																												
(略)	(略)	責任者：市民生活部長、生涯学習部長 担当：安全対策課、学校教育課、商工振興課																												
	(略)																													
(略)	(略)	責任者：市民生活部長、生涯学習部長 担当：安全対策課、生涯学習部全課、社会福祉課、障がい福祉課、子ども支援課、 <u>幼児保育課</u> 、高齢者支援課																												
	(略)																													
	(略)																													
	4 要配慮者等の視点からの帰宅支援対策																													
166	風-2-49	<p><b>第 2 帰宅困難者等への支援対策</b></p> <p>(略)</p> <p>4 <u>災害時要援護者等の視点からの帰宅支援対策</u></p> <p>帰宅困難者対策においても、<u>災害時要援護者</u>（特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人）や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要</p>	風-2-53	<p><b>第 2 帰宅困難者等への支援対策</b></p> <p>(略)</p> <p>4 <u>要配慮者等の視点からの帰宅支援対策</u></p> <p>帰宅困難者対策においても、<u>要配慮者</u>（特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人）や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要で</p>																										

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>要である。</p> <p>特に駅や大規模集客施設での利用者保護、一時滞在施設の運営、駅前滞留者対策における情報提供や誘導、代替輸送における優先順位などにおいて配慮する。</p>		<p>ある。</p> <p>特に駅や大規模集客施設での利用者保護、一時滞在施設の運営、駅前滞留者対策における情報提供や誘導、代替輸送における優先順位などにおいて配慮する。</p> <hr/> <p>文言修正</p>

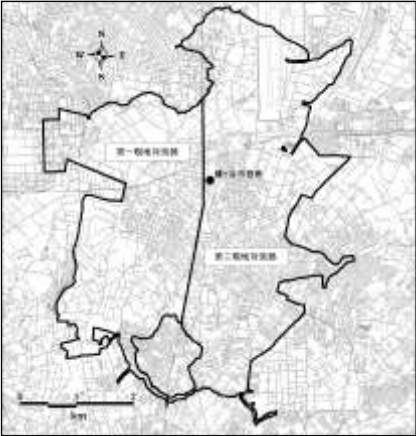
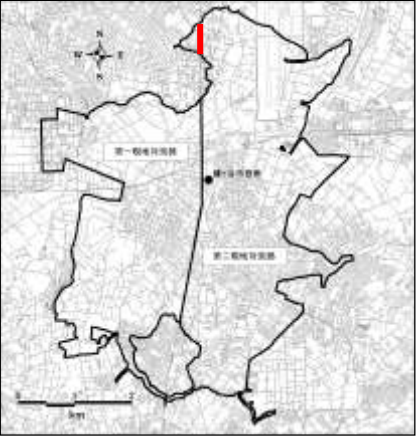
【第3編 風水害編 第3章】

No	頁	修正前（平成25年度）	頁	修正後（平成29年度）
167	風-3-1	<p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害体制の確立</b> (略)</p> <p><b>第1 災害警戒本部</b> (略)</p> <p><b>1 災害警戒本部の設置</b> (1) 設置・配備基準 市民生活部長（<u>災害警戒本部長</u>）は、次の配備基準に基づき、災害警戒本部を設置する。 本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、災害警戒本部長が指名した者をその代理者とする。</p>	風-3-1	<p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害体制の確立</b> (略)</p> <p><b>第1 災害警戒本部</b> (略)</p> <p><b>1 災害警戒本部の設置</b> (1) 設置・配備基準 市民生活部長は、次の配備基準に基づき、<u>災害警戒本部を設置し、災害警戒本部長となる。</u> 本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、災害警戒本部長が指名した者をその代理者とする。</p> <hr/> <p>文言修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																		
168	風-3-2	<p>■災害警戒本部の配備基準</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全対策課（部長の指示した者）</li> <li>・都市建設部（都市建設部長の指示した者）</li> </ul>           (略)         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部員（災害対策本部組織図 1 に係る本部員の内、部長の指示した者）</li> </ul>           (略)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部の内、おおむね 6 分の 1）</li> </ul>           (略)         </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(5) 各部の応援体制</p> <p>災害警戒本部長は、各区域の災害の状況から判断して、<u>現地対策部</u>相互の応援を各部長に指示することができる。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全対策課（部長の指示した者）</li> <li>・都市建設部（都市建設部長の指示した者）</li> </ul> (略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部員（災害対策本部組織図 1 に係る本部員の内、部長の指示した者）</li> </ul> (略) <ul style="list-style-type: none"> <li>・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部の内、おおむね 6 分の 1）</li> </ul> (略)	風-3-2	<p>■災害警戒本部の配備基準</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部事務局（安全対策課員の内、本部長の指示した者）</li> <li>・都市建設部（部長の指示した者）</li> </ul>           (略)         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部員（災害対策本部組織図 1 に係る本部員の内、本部長の指示した者）</li> </ul>           (略)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね 6 分の 1））</li> </ul>           (略)         </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(5) 各部の応援体制</p> <p>災害警戒本部長は、各区域の災害の状況から判断して、<u>各部相互</u>の応援を各部長に指示することができる。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部事務局（安全対策課員の内、本部長の指示した者）</li> <li>・都市建設部（部長の指示した者）</li> </ul> (略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部員（災害対策本部組織図 1 に係る本部員の内、本部長の指示した者）</li> </ul> (略) <ul style="list-style-type: none"> <li>・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね 6 分の 1））</li> </ul> (略)
(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全対策課（部長の指示した者）</li> <li>・都市建設部（都市建設部長の指示した者）</li> </ul> (略)																				
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部員（災害対策本部組織図 1 に係る本部員の内、部長の指示した者）</li> </ul> (略) <ul style="list-style-type: none"> <li>・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部の内、おおむね 6 分の 1）</li> </ul> (略)																				
(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部事務局（安全対策課員の内、本部長の指示した者）</li> <li>・都市建設部（部長の指示した者）</li> </ul> (略)																				
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部員（災害対策本部組織図 1 に係る本部員の内、本部長の指示した者）</li> </ul> (略) <ul style="list-style-type: none"> <li>・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね 6 分の 1））</li> </ul> (略)																				
				文言修正																		

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																								
169	風-3-3	<p>(略)</p> <p><b>第 2 災害対策本部</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 災害対策本部の設置</b></p> <p>(1) 設置・配備基準</p> <p>市長は、風水害等により被害が発生した場合は、災害対策本部を設置する。</p> <p>本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、市長が指名した者をその代理者とする。</p> <p>■災害対策本部の配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>配 備 要 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) ・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部の内おおむね 3 分の 1）都市建設部（部長が指示した者） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) ・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部の内おおむね 3 分の 2） ・都市建設部（部長が指示した者） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	配 備 要 員	(略)	(略)	(略) ・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部の内おおむね 3 分の 1）都市建設部（部長が指示した者） (略)	(略)	(略)	(略) ・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部の内おおむね 3 分の 2） ・都市建設部（部長が指示した者） (略)	(略)	(略)	(略)	風-3-3	<p>(略)</p> <p><b>第 2 災害対策本部</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 災害対策本部の設置</b></p> <p>(1) 設置・配備基準</p> <p>市長は、風水害等により被害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、本部長となる。</p> <p>本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、市長が指名した者をその代理者とする。</p> <p>■災害対策本部の配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>配 備 要 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) ・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね 3 分の 1）） ・都市建設部（部長の指示した者） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) ・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね 3 分の 2）） ・都市建設部（部長の指示した者） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	配 備 要 員	(略)	(略)	(略) ・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね 3 分の 1）） ・都市建設部（部長の指示した者） (略)	(略)	(略)	(略) ・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね 3 分の 2）） ・都市建設部（部長の指示した者） (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	配 備 要 員																										
(略)	(略)	(略) ・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部の内おおむね 3 分の 1）都市建設部（部長が指示した者） (略)																										
(略)	(略)	(略) ・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部の内おおむね 3 分の 2） ・都市建設部（部長が指示した者） (略)																										
(略)	(略)	(略)																										
(略)	(略)	配 備 要 員																										
(略)	(略)	(略) ・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね 3 分の 1）） ・都市建設部（部長の指示した者） (略)																										
(略)	(略)	(略) ・各現地対策部（災害対策本部組織図 1 に係る各現地対策部員の内、部長の指示した者（おおむね 3 分の 2）） ・都市建設部（部長の指示した者） (略)																										
(略)	(略)	(略)																										
				文言修正																								

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																																																				
170	風-3-7	<p><b>災害対策本部事務分掌</b>  <b>第 1 ・ 第 2 配 備 体 制</b>  (略)</p> <p>市域を 2 地区に分割（区域は別図 1 のとおり）し、各部の構成は、次のとおりとする。都市建設部、消防部は市内全域を担当する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第一現地対策部 西部地区</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第二現地対策部 東部地区</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		第一現地対策部 西部地区	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二現地対策部 東部地区	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		風-3-7	<p><b>災害対策本部事務分掌</b>  <b>第 1 ・ 第 2 配 備 体 制</b>  (略)</p> <p>市域を 2 地区に分割（区域は別図 1 のとおり）し、各部の構成は、次のとおりとする。都市建設部、消防部は市内全域を担当する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第一現地対策部 <u>西部地区</u></td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第二現地対策部 <u>東部地区</u></td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		第一現地対策部 <u>西部地区</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二現地対策部 <u>東部地区</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
第一現地対策部 西部地区	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																			
				(略)																																																																				
				(略)																																																																				
第二現地対策部 東部地区	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																			
				(略)																																																																				
				(略)																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
第一現地対策部 <u>西部地区</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																			
				(略)																																																																				
				(略)																																																																				
第二現地対策部 <u>東部地区</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																			
				(略)																																																																				
				(略)																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
				表記修正																																																																				

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																
171	風-3-8		風-3-8																	
		表の訂正																		
172	風-3-10	<p><b>■部の構成</b></p> <table border="1" data-bbox="315 810 1113 1145"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各現地対策部</td> <td>9 その他応急対策上必要な事項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	事務分掌	(略)	(略)	各現地対策部	9 その他応急対策上必要な事項	(略)	(略)	風-3-10	<p><b>■部の構成</b></p> <table border="1" data-bbox="1330 810 2128 1145"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各現地対策部</td> <td>9 <u>避難所の開設及び運営</u> 10 その他応急対策上必要な事項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	事務分掌	(略)	(略)	各現地対策部	9 <u>避難所の開設及び運営</u> 10 その他応急対策上必要な事項	(略)	(略)
部	事務分掌																			
(略)	(略)																			
各現地対策部	9 その他応急対策上必要な事項																			
(略)	(略)																			
部	事務分掌																			
(略)	(略)																			
各現地対策部	9 <u>避難所の開設及び運営</u> 10 その他応急対策上必要な事項																			
(略)	(略)																			
		文言追加																		



No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)							
173	風-3-11	<p>災害対策本部組織図 2</p> <p>第 3 配備体制</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="315 384 960 676"> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>           健康福祉 1 班 (社会福祉課)            健康福祉 2 班 (障がい福祉課)            避難所支援班 (こども課)             高齢者福祉班 (高齢者支援課)            衛生医療班 (健康増進課)         </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="315 724 949 1016"> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>           避難所 1 班 (教育総務課)            避難所 2 班 (学校教育課)            避難所 3 班 (生涯学習推進課)            避難所 4 班 (きらり鎌ヶ谷市民会館)            避難所 5 班 (文化・スポーツ課)         </td> </tr> </table>	健康福祉部	健康福祉 1 班 (社会福祉課) 健康福祉 2 班 (障がい福祉課) 避難所支援班 (こども課)  高齢者福祉班 (高齢者支援課) 衛生医療班 (健康増進課)	生涯学習部	避難所 1 班 (教育総務課) 避難所 2 班 (学校教育課) 避難所 3 班 (生涯学習推進課) 避難所 4 班 (きらり鎌ヶ谷市民会館) 避難所 5 班 (文化・スポーツ課)	<p>風-3-11</p> <p>災害対策本部組織図 2</p> <p>第 3 配備体制</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1330 384 1960 638"> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>           ○健康福祉 1 班 (社会福祉課)            ○健康福祉 2 班 (障がい福祉課)            ○避難所支援 1 班 (こども支援課)            ○避難所支援 2 班 (幼児保育課)            ○高齢者福祉班 (高齢者支援課)            ○衛生医療班 (健康増進課)         </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1330 683 1960 908"> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>           避難所 1 班 (教育総務課)            避難所 2 班 (学校教育課)            避難所 3 班 (生涯学習推進課)            避難所 4 班 (市民会館)            避難所 5 班 (文化・スポーツ課)         </td> </tr> </table> <p>組織改正による時点修正</p>	健康福祉部	○健康福祉 1 班 (社会福祉課) ○健康福祉 2 班 (障がい福祉課) ○避難所支援 1 班 (こども支援課) ○避難所支援 2 班 (幼児保育課) ○高齢者福祉班 (高齢者支援課) ○衛生医療班 (健康増進課)	生涯学習部	避難所 1 班 (教育総務課) 避難所 2 班 (学校教育課) 避難所 3 班 (生涯学習推進課) 避難所 4 班 (市民会館) 避難所 5 班 (文化・スポーツ課)
健康福祉部	健康福祉 1 班 (社会福祉課) 健康福祉 2 班 (障がい福祉課) 避難所支援班 (こども課)  高齢者福祉班 (高齢者支援課) 衛生医療班 (健康増進課)										
生涯学習部	避難所 1 班 (教育総務課) 避難所 2 班 (学校教育課) 避難所 3 班 (生涯学習推進課) 避難所 4 班 (きらり鎌ヶ谷市民会館) 避難所 5 班 (文化・スポーツ課)										
健康福祉部	○健康福祉 1 班 (社会福祉課) ○健康福祉 2 班 (障がい福祉課) ○避難所支援 1 班 (こども支援課) ○避難所支援 2 班 (幼児保育課) ○高齢者福祉班 (高齢者支援課) ○衛生医療班 (健康増進課)										
生涯学習部	避難所 1 班 (教育総務課) 避難所 2 班 (学校教育課) 避難所 3 班 (生涯学習推進課) 避難所 4 班 (市民会館) 避難所 5 班 (文化・スポーツ課)										

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																													
174	風-3-14	<p>災害対策本部事務分掌</p> <p>第 3 配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">健康福祉部 (健康福祉部長)</td> <td>健康福祉 1 班 (社会福祉課長)</td> <td>(略) 7 その他部内外の応援に関する事 こと</td> </tr> <tr> <td>健康福祉 2 班 (障がい福祉課長)</td> <td>(略) 2 災害時要援護者の支援に関する事 こと (略) 4 その他部内外の応援に関する事 こと</td> </tr> <tr> <td>避難所支援班 (こども課長)</td> <td>(略) 2 保育施設の被害状況調査及び保 全管理に関する事 こと (略) 4 避難所における災害時要援護者 等の支援に関する事 こと (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉班 (高齢者支援課長)</td> <td>(略) 3 災害時要援護者の支援に関する事 こと 4 その他部内外の応援に関する事 こと</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉 1 班 (社会福祉課長)	(略) 7 その他部内外の応援に関する事 こと	健康福祉 2 班 (障がい福祉課長)	(略) 2 災害時要援護者の支援に関する事 こと (略) 4 その他部内外の応援に関する事 こと	避難所支援班 (こども課長)	(略) 2 保育施設の被害状況調査及び保 全管理に関する事 こと (略) 4 避難所における災害時要援護者 等の支援に関する事 こと (略)			高齢者福祉班 (高齢者支援課長)	(略) 3 災害時要援護者の支援に関する事 こと 4 その他部内外の応援に関する事 こと	(略)	(略)	<p>風-3-14</p> <p>災害対策本部事務分掌</p> <p>第 3 配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">健康福祉部 (健康福祉部長)</td> <td>健康福祉 1 班 (社会福祉課長)</td> <td>(略) 7 要配慮者の支援に関する事 こと 8 その他部内外の応援に関する事 こと</td> </tr> <tr> <td>健康福祉 2 班 (障がい福祉課長)</td> <td>(略) 2 要配慮者の支援に関する事 こと (略) 4 福祉避難所の開設に関する事 こと 5 その他部内外の応援に関する事 こと</td> </tr> <tr> <td>避難所支援 1 班 (こども支援課長)</td> <td>(略) 2 児童施設の被害状況調査及び保 全管理に関する事 こと (略) 4 避難所における要配慮者等の支 援に関する事 こと (略)</td> </tr> <tr> <td>避難所支援 2 班 (幼児保育課長)</td> <td>1 園児の安全確保に関する事 こと 2 保育施設の被害状況調査及び保 全管理に関する事 こと 3 避難所における食料、飲料水、物 資の供給に関する事 こと 4 避難所における要配慮者等の支 援に関する事 こと 5 その他部内外の応援に関する事 こと</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉班 (高齢者支援課長)</td> <td>(略) 3 要支援者の支援に関する事 こと 4 福祉避難所の開設に関する事 こと 5 その他部内外の応援に関する事 こと</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>文言修正、文言追加、組織改正による時点修正</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉 1 班 (社会福祉課長)	(略) 7 要配慮者の支援に関する事 こと 8 その他部内外の応援に関する事 こと	健康福祉 2 班 (障がい福祉課長)	(略) 2 要配慮者の支援に関する事 こと (略) 4 福祉避難所の開設に関する事 こと 5 その他部内外の応援に関する事 こと	避難所支援 1 班 (こども支援課長)	(略) 2 児童施設の被害状況調査及び保 全管理に関する事 こと (略) 4 避難所における要配慮者等の支 援に関する事 こと (略)	避難所支援 2 班 (幼児保育課長)	1 園児の安全確保に関する事 こと 2 保育施設の被害状況調査及び保 全管理に関する事 こと 3 避難所における食料、飲料水、物 資の供給に関する事 こと 4 避難所における要配慮者等の支 援に関する事 こと 5 その他部内外の応援に関する事 こと	高齢者福祉班 (高齢者支援課長)	(略) 3 要支援者の支援に関する事 こと 4 福祉避難所の開設に関する事 こと 5 その他部内外の応援に関する事 こと	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
	(略)	(略)																																															
	(略)	(略)																																															
健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉 1 班 (社会福祉課長)	(略) 7 その他部内外の応援に関する事 こと																																															
	健康福祉 2 班 (障がい福祉課長)	(略) 2 災害時要援護者の支援に関する事 こと (略) 4 その他部内外の応援に関する事 こと																																															
	避難所支援班 (こども課長)	(略) 2 保育施設の被害状況調査及び保 全管理に関する事 こと (略) 4 避難所における災害時要援護者 等の支援に関する事 こと (略)																																															
	高齢者福祉班 (高齢者支援課長)	(略) 3 災害時要援護者の支援に関する事 こと 4 その他部内外の応援に関する事 こと																																															
	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
	(略)	(略)																																															
	(略)	(略)																																															
健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉 1 班 (社会福祉課長)	(略) 7 要配慮者の支援に関する事 こと 8 その他部内外の応援に関する事 こと																																															
	健康福祉 2 班 (障がい福祉課長)	(略) 2 要配慮者の支援に関する事 こと (略) 4 福祉避難所の開設に関する事 こと 5 その他部内外の応援に関する事 こと																																															
	避難所支援 1 班 (こども支援課長)	(略) 2 児童施設の被害状況調査及び保 全管理に関する事 こと (略) 4 避難所における要配慮者等の支 援に関する事 こと (略)																																															
	避難所支援 2 班 (幼児保育課長)	1 園児の安全確保に関する事 こと 2 保育施設の被害状況調査及び保 全管理に関する事 こと 3 避難所における食料、飲料水、物 資の供給に関する事 こと 4 避難所における要配慮者等の支 援に関する事 こと 5 その他部内外の応援に関する事 こと																																															
	高齢者福祉班 (高齢者支援課長)	(略) 3 要支援者の支援に関する事 こと 4 福祉避難所の開設に関する事 こと 5 その他部内外の応援に関する事 こと																																															
	(略)	(略)																																															

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																						
175	風-3-15	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班（班長）</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">都市建設部 (都市建設部長)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅班 (建築住宅課長)</td> <td>(略) 5 急傾斜地の安全対策に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班（班長）</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生涯学習部 (生涯学習部長)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所 4 班 (きらり鎌ヶ谷 市民会館長)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班（班長）	事務分掌	都市建設部 (都市建設部長)	(略)	(略)	住宅班 (建築住宅課長)	(略) 5 急傾斜地の安全対策に関すること (略)	(略)	(略)	部	班（班長）	事務分掌	生涯学習部 (生涯学習部長)	(略)	(略)	避難所 4 班 (きらり鎌ヶ谷 市民会館長)	(略)	(略)	風-3-15	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班（班長）</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">都市建設部 (都市建設部長)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅班 (建築住宅課長)</td> <td>(略) 5 急傾斜地の被害状況調査及び安全対策に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班（班長）</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生涯学習部 (生涯学習部長)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所 4 班 (市民会館長)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班（班長）	事務分掌	都市建設部 (都市建設部長)	(略)	(略)	住宅班 (建築住宅課長)	(略) 5 急傾斜地の被害状況調査及び安全対策に関すること (略)	(略)	(略)	部	班（班長）	事務分掌	生涯学習部 (生涯学習部長)	(略)	(略)	避難所 4 班 (市民会館長)	(略)	(略)
部	班（班長）	事務分掌																																								
都市建設部 (都市建設部長)	(略)	(略)																																								
	住宅班 (建築住宅課長)	(略) 5 急傾斜地の安全対策に関すること (略)																																								
	(略)	(略)																																								
部	班（班長）	事務分掌																																								
生涯学習部 (生涯学習部長)	(略)	(略)																																								
	避難所 4 班 (きらり鎌ヶ谷 市民会館長)																																									
	(略)	(略)																																								
部	班（班長）	事務分掌																																								
都市建設部 (都市建設部長)	(略)	(略)																																								
	住宅班 (建築住宅課長)	(略) 5 急傾斜地の被害状況調査及び安全対策に関すること (略)																																								
	(略)	(略)																																								
部	班（班長）	事務分掌																																								
生涯学習部 (生涯学習部長)	(略)	(略)																																								
	避難所 4 班 (市民会館長)																																									
	(略)	(略)																																								
		-----		文言修正、組織改正による時点修正																																						
176	風-3-18	<b>第 2 節 情報の収集・伝達</b> (略) <b>第 1 気象に関する情報の伝達</b> (1) 気象注意報・警報  銚子地方気象台は、次のような気象注意報・警報を発表する。	風-3-18	<b>第 2 節 情報の収集・伝達</b> (略) <b>第 1 気象に関する情報の伝達</b> (1) 気象注意報・警報  銚子地方気象台は、次のような気象注意報・警報・ <u>特別警報</u> を発表する。																																						
		-----		気象庁が発表する情報に特別警報を追加																																						

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																												
177	風-3-19	(略) <b>■注意報の基準値</b> (略) <b>■警報の基準値</b> <table border="1"> <tr> <td>暴風 (平均風速)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪 (平均風速)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨 (雨量)</td> <td>次の基準に到達することが予想される場合 (浸水害) 3時間雨量70mm以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準値が118以上</td> </tr> <tr> <td>洪水 (雨量)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雪 (24時間降雪の深さ)</td> <td>20cm以上</td> </tr> </table>	暴風 (平均風速)	(略)	暴風雪 (平均風速)	(略)	大雨 (雨量)	次の基準に到達することが予想される場合 (浸水害) 3時間雨量70mm以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準値が118以上	洪水 (雨量)	(略)	大雪 (24時間降雪の深さ)	20cm以上	風-3-19 ~20	(略) <b>■注意報の基準値</b> (略) <b>■警報の基準値</b> <table border="1"> <tr> <td>暴風 (平均風速)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪 (平均風速)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨 (雨量)</td> <td>次の基準に到達することが予想される場合 (浸水害) 3時間雨量70mm以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準値が106以上</td> </tr> <tr> <td>洪水 (雨量)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雪 (12時間降雪の深さ)</td> <td>10cm以上</td> </tr> </table> <b>■特別警報の基準値</b> <table border="1"> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 【数十年に一度の強度の台風】 中心気圧930hPa以下又は50m/s以上</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 【数十年に一度の降雨量】 48時間降水量が361mm以上、かつ、土壌雨量指数が241以上、又は3時間降水量が133mm以上、かつ、土壌雨量指数:241以上</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 【数十年に一度の降雪量】 積雪深23cm以上(積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値である)</td> </tr> </table> <p>注1) 各値は統計値であり、一の位まで厳密に評価する意味はない。</p> <p>注2) 各値は鎌ヶ谷市にかかる5Km格子の値の平均値をとったもの。</p>	暴風 (平均風速)	(略)	暴風雪 (平均風速)	(略)	大雨 (雨量)	次の基準に到達することが予想される場合 (浸水害) 3時間雨量70mm以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準値が106以上	洪水 (雨量)	(略)	大雪 (12時間降雪の深さ)	10cm以上	暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 【数十年に一度の強度の台風】 中心気圧930hPa以下又は50m/s以上	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 【数十年に一度の降雨量】 48時間降水量が361mm以上、かつ、土壌雨量指数が241以上、又は3時間降水量が133mm以上、かつ、土壌雨量指数:241以上	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 【数十年に一度の降雪量】 積雪深23cm以上(積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値である)
暴風 (平均風速)	(略)																															
暴風雪 (平均風速)	(略)																															
大雨 (雨量)	次の基準に到達することが予想される場合 (浸水害) 3時間雨量70mm以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準値が118以上																															
洪水 (雨量)	(略)																															
大雪 (24時間降雪の深さ)	20cm以上																															
暴風 (平均風速)	(略)																															
暴風雪 (平均風速)	(略)																															
大雨 (雨量)	次の基準に到達することが予想される場合 (浸水害) 3時間雨量70mm以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準値が106以上																															
洪水 (雨量)	(略)																															
大雪 (12時間降雪の深さ)	10cm以上																															
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 【数十年に一度の強度の台風】 中心気圧930hPa以下又は50m/s以上																															
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																															
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 【数十年に一度の降雨量】 48時間降水量が361mm以上、かつ、土壌雨量指数が241以上、又は3時間降水量が133mm以上、かつ、土壌雨量指数:241以上																															
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 【数十年に一度の降雪量】 積雪深23cm以上(積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値である)																															
		基準値の見直し、特別警報の基準を追加																														

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																								
178	風-3-21	<p>(略)</p> <p><b>第 2 被害情報の収集・調査・報告</b></p> <p><b>1 災害情報等の収集・整理</b></p> <p>(1) 被害情報の通報</p> <p>浸水被害、火災の発生、要救出者を発見した者、又は通報を受けた警察官等は、直ちに災害対策本部に伝達する。</p> <p>(2) 被害の概要把握</p> <p>被害が発生した場合、調査 1 班・2 班は市域を巡回し、被害状況を地区住民から聴取し、<u>市民生活部長</u>に伝達する。</p> <p>(略)</p>	風-3-21	<p>(略)</p> <p><b>第 2 被害情報の収集・調査・報告</b></p> <p><b>1 災害情報等の収集・整理</b></p> <p>(1) 被害情報の通報受理</p> <p><u>災害対策本部（災害警戒本部）は、浸水被害、火災の発生、要救出者を発見した者、又は通報を受けた警察官等からの通報を受理する。</u></p> <p>(2) 被害の概要把握</p> <p>被害が発生した場合、調査 1 班・2 班は市域を巡回し、被害状況を地区住民から聴取し、<u>総務企画部長</u>に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>-----</p> <p>文言修正、文言訂正</p>																																								
179	風-3-22	<p>■部門別調査の担当及び対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民生活 3 班</td> <td>コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済 1 班、経済 2 班</td> <td>農業作物、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害</td> </tr> <tr> <td>都市建設 2 班、都市建設 3 班</td> <td>河川、道路被害、橋梁被害</td> </tr> <tr> <td>住宅班</td> <td>急傾斜地、市営住宅被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉 1 班、健康福祉 2 班</td> <td>福祉施設被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	市民生活 3 班	コミュニティセンター	(略)	(略)	経済 1 班、経済 2 班	農業作物、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害	都市建設 2 班、都市建設 3 班	河川、道路被害、橋梁被害	住宅班	急傾斜地、市営住宅被害	(略)	(略)	健康福祉 1 班、健康福祉 2 班	福祉施設被害	(略)	(略)	(略)	(略)	風-3-23	<p>■部門別調査の担当及び対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民生活 3 班</td> <td>コミュニティセンター被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済 1 班、経済 2 班</td> <td>農業作物被害、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害</td> </tr> <tr> <td>都市建設 2 班、都市建設 3 班</td> <td>河川被害、道路被害、橋梁被害</td> </tr> <tr> <td>住宅班</td> <td>急傾斜地被害、市営住宅被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉 1 班、健康福祉 2 班、避難所 支援 1 班、避難所支援 2 班、高齢者 福祉班</td> <td>総合福祉保健センター被害、福祉施設被害</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>文言修正、組織改正による時点修正</p>	(略)	(略)	市民生活 3 班	コミュニティセンター被害	(略)	(略)	経済 1 班、経済 2 班	農業作物被害、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害	都市建設 2 班、都市建設 3 班	河川被害、道路被害、橋梁被害	住宅班	急傾斜地被害、市営住宅被害	(略)	(略)	健康福祉 1 班、健康福祉 2 班、避難所 支援 1 班、避難所支援 2 班、高齢者 福祉班	総合福祉保健センター被害、福祉施設被害	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)																																											
市民生活 3 班	コミュニティセンター																																											
(略)	(略)																																											
経済 1 班、経済 2 班	農業作物、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害																																											
都市建設 2 班、都市建設 3 班	河川、道路被害、橋梁被害																																											
住宅班	急傾斜地、市営住宅被害																																											
(略)	(略)																																											
健康福祉 1 班、健康福祉 2 班	福祉施設被害																																											
(略)	(略)																																											
(略)	(略)																																											
(略)	(略)																																											
市民生活 3 班	コミュニティセンター被害																																											
(略)	(略)																																											
経済 1 班、経済 2 班	農業作物被害、農業施設被害、林業被害 商業被害、工業被害																																											
都市建設 2 班、都市建設 3 班	河川被害、道路被害、橋梁被害																																											
住宅班	急傾斜地被害、市営住宅被害																																											
(略)	(略)																																											
健康福祉 1 班、健康福祉 2 班、避難所 支援 1 班、避難所支援 2 班、高齢者 福祉班	総合福祉保健センター被害、福祉施設被害																																											
(略)	(略)																																											
(略)	(略)																																											

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																																					
180	風-3-23	<p>■ 県への報告区分</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害緊急報告</td> <td>(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示灯の状況、避難所の開設状況等について報告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示灯の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>風-3-24</p> <p>■ 県への報告区分</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害緊急報告</td> <td>(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の開設状況等について報告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>字句訂正</p>	(略)	(略)	(略)	災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)																																							
災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示灯の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
	(略)	(略)																																							
	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
災害緊急報告	(略) 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の開設状況等について報告	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
	(略)	(略)																																							
	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
181	風-3-25	<p>第3 通信機能が使用不能となった場合の措置</p> <p>(略)</p> <p>■ 関東地方非常通信協議会構成機関 (※印は市内機関)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 東京電力(株)通信施設</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	⑥ 東京電力(株)通信施設	(略)	<p>風-3-26</p> <p>第3 通信機能が使用不能となった場合の措置</p> <p>(略)</p> <p>■ 関東地方非常通信協議会構成機関 (※印は市内機関)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 東京電力パワーグリッド(株)通信施設</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>時点修正</p>	(略)	⑥ 東京電力パワーグリッド(株)通信施設	(略)																																
(略)																																									
⑥ 東京電力(株)通信施設																																									
(略)																																									
(略)																																									
⑥ 東京電力パワーグリッド(株)通信施設																																									
(略)																																									

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																						
182	風-3-27	<p><b>第 3 節 災害広報・広聴活動</b></p> <p><b>第 1 災害広報活動</b></p> <p><b>1 災害時の広報</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急活動期の広報</p> <p>(略)</p> <p>■ 広報の手段と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>手 段</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) インターネット による指示</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) ④ 住民の取るべき防災対策 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	手 段	内 容	(略)	(略) インターネット による指示	(略)	(略)	(略)	(略) ④ 住民の取るべき防災対策 (略)	(略)	(略)	風-3-28	<p><b>第 3 節 災害広報・広聴活動</b></p> <p><b>第 1 災害広報活動</b></p> <p><b>1 災害時の広報</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急活動期の広報</p> <p>(略)</p> <p>■ 広報の手段と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>手 段</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) インターネット</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) ④ 住民の取るべき対策 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	手 段	内 容	(略)	(略) インターネット	(略)	(略)	(略)	(略) ④ 住民の取るべき対策 (略)	(略)	(略)
時 期	手 段	内 容																								
(略)	(略) インターネット による指示	(略)																								
(略)	(略)	(略) ④ 住民の取るべき防災対策 (略)																								
	(略)	(略)																								
時 期	手 段	内 容																								
(略)	(略) インターネット	(略)																								
(略)	(略)	(略) ④ 住民の取るべき対策 (略)																								
	(略)	(略)																								
				文言修正																						

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																																																							
183	風-3-28	<p><b>第 2 報道機関への対応</b></p> <p><b>1 記者発表</b></p> <p>(略)</p> <p>■報道機関一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報道機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話(NTT) FAX(NTT)</th> <th>e-mail</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>千葉テレビ放送(株)</td> <td>報道局報道部</td> <td>電話043-223-6681 FAX 043-231-4999</td> <td>press@chiba-tv.com</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市川記者クラブ*</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>船橋記者クラブ*</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>松戸記者クラブ*</td> <td>松戸市役所内</td> <td>電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-4622</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*朝日、毎日、読売、産経、東京、千葉日報の新聞社</p>	報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail	(略)	(略)	(略)	(略)	千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話043-223-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com	(略)	(略)	(略)	(略)	市川記者クラブ*	(略)	(略)	(略)	船橋記者クラブ*	(略)	(略)	(略)	松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-4622		<p>風-3-29</p> <p><b>第 2 報道機関への対応</b></p> <p><b>1 記者発表</b></p> <p>(略)</p> <p>■報道機関一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報道機関名</th> <th>担当部署</th> <th>電話(NTT) FAX(NTT)</th> <th>e-mail</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>千葉テレビ放送(株)</td> <td>報道局報道部</td> <td>電話043-233-6681 FAX 043-231-4999</td> <td>press@chiba-tv.com</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市川記者クラブ*★</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>船橋記者クラブ*◆</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>松戸記者クラブ*</td> <td>松戸市役所内</td> <td>電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*朝日、毎日、読売、産経、東京、千葉日報の新聞社 ★共同通信 ◆時事通信</p>	報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail	(略)	(略)	(略)	(略)	千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com	(略)	(略)	(略)	(略)	市川記者クラブ*★	(略)	(略)	(略)	船橋記者クラブ*◆	(略)	(略)	(略)	松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162	
報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話043-223-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
市川記者クラブ*	(略)	(略)	(略)																																																								
船橋記者クラブ*	(略)	(略)	(略)																																																								
松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-4622																																																									
報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
市川記者クラブ*★	(略)	(略)	(略)																																																								
船橋記者クラブ*◆	(略)	(略)	(略)																																																								
松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162																																																									
				時点修正																																																							



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）												
184	風-3-29	<p><b>第 3 被害者相談・広聴活動</b> (略)</p> <p><b>2 被災者相談・広聴活動</b> (略)</p> <p>■相談窓口の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) ⑫ 災害時要援護者相談窓口 (略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略) ⑫ 災害時要援護者相談窓口 (略)	風-3-30	<p><b>第 3 被害者相談・広聴活動</b> (略)</p> <p><b>2 被災者相談・広聴活動</b> (略)</p> <p>■相談窓口の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) ⑫ 要配慮者相談窓口 (略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略) ⑫ 要配慮者相談窓口 (略)				
(略)	(略)															
(略)	(略) ⑫ 災害時要援護者相談窓口 (略)															
(略)	(略)															
(略)	(略) ⑫ 要配慮者相談窓口 (略)															
		文言修正														
185	風-3-32	<p><b>第 4 節 応援派遣</b></p> <p><b>第 1 自衛隊の災害派遣</b></p> <p><b>1 災害派遣要請依頼</b> (略)</p> <p>■災害派遣要請依頼手続き</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要請事項</td> <td>① 災害の<u>情況</u>及び派遣を要請依頼する事由 (略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	要請事項	① 災害の <u>情況</u> 及び派遣を要請依頼する事由 (略)	風-3-32	<p><b>第 4 節 応援派遣</b></p> <p><b>第 1 自衛隊の災害派遣</b></p> <p><b>1 災害派遣要請依頼</b> (略)</p> <p>■災害派遣要請依頼手続き</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要請事項</td> <td>① 災害の<u>状況</u>及び派遣を要請依頼する事由 (略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	要請事項	① 災害の <u>状況</u> 及び派遣を要請依頼する事由 (略)
(略)	(略)															
(略)	(略)															
要請事項	① 災害の <u>情況</u> 及び派遣を要請依頼する事由 (略)															
(略)	(略)															
(略)	(略)															
要請事項	① 災害の <u>状況</u> 及び派遣を要請依頼する事由 (略)															
		文言訂正														

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）								
186	風-3-46	<p><b>第 6 節 応急医療救護</b></p> <p>◆項目と活動時期 (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野健康福祉センター（保健所）、鎌ヶ谷総合病院</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院</td> </tr> </table> <p><b>第 1 応急医療活動</b> (略)</p> <p><b>1 救護所の設置</b> (略)</p> <p>(2) 救護所の設置</p> <p>衛生医療班は、救護所となる施設に医療用資機材、電源等、応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。停電のときは、東京電力株式会社に早期復旧を要請する。断水しているときは、総務企画 1 班・2 班に給水を要請する。</p>	(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野健康福祉センター（保健所）、鎌ヶ谷総合病院	(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院	風-3-46	<p><b>第 6 節 応急医療救護</b></p> <p>◆項目と活動時期 (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野健康福祉センター（保健所）、鎌ヶ谷総合病院</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院</td> </tr> </table> <p><b>第 1 応急医療活動</b> (略)</p> <p><b>1 救護所の設置</b> (略)</p> <p>(2) 救護所の設置</p> <p>衛生医療班は、救護所となる施設に医療用資機材、電源等、応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。停電のときは、東京電力パワーグリッド株式会社に早期復旧を要請する。断水しているときは、総務企画 1 班・2 班に給水を要請する。</p> <p>-----</p> <p>時点修正</p>	(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野健康福祉センター（保健所）、鎌ヶ谷総合病院	(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院
(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野健康福祉センター（保健所）、鎌ヶ谷総合病院											
(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院											
(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野健康福祉センター（保健所）、鎌ヶ谷総合病院											
(略)	(略) 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院											

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
187	風-3-47	<p>(略)</p> <p><b>2 救護班の派遣</b></p> <p>衛生医療班は、鎌ヶ谷市医師会に対し「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき救護班の出動を要請し、鎌ヶ谷総合病院に対しては、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき救護班の設置を要請する。</p> <p>また、船橋歯科医師会に対し「災害時における歯科医師会の協力に関する協定書」、千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部に対し「災害時における接骨師会の協力に関する協定」、船橋薬剤師会に対し「災害時における薬剤師会の協力に関する協定」に基づき、救護所への派遣、協力を要請する。</p> <p>有線通信が途絶した場合には、無線を活用する。</p> <p>傷病者が多数発生した場合は、千葉県災害医療本部（DMAT調整本部）へDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p>	風-3-47	<p>(略)</p> <p><b>2 救護班の派遣</b></p> <p>衛生医療班は、鎌ヶ谷市医師会に対し「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき救護班の出動を要請し、鎌ヶ谷総合病院に対しては、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき救護班の設置を要請する。</p> <p>また、船橋歯科医師会に対し「災害時における歯科医師会の協力に関する協定書」、千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部に対し「災害時における接骨師会の協力に関する協定」、船橋薬剤師会に対し「災害時における薬剤師会の協力に関する協定」に基づき、救護所への派遣、協力を要請する。</p> <p>有線通信が途絶した場合には、無線を活用する。</p> <p>傷病者が多数発生した場合は、千葉県災害医療本部（DMAT調整本部）へDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>時点修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																				
188	風-3-48	<p><b>5 後方医療体制の確立</b></p> <p>■後方医療施設</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">市内病院</td> <td>初富保険病院、東邦鎌谷病院、秋本病院、第2北総病院、鎌ヶ谷総合病院、鎌ヶ谷総合病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害拠点病院</td> <td>基幹災害医療センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	市内病院		初富保険病院、東邦鎌谷病院、秋本病院、第2北総病院、鎌ヶ谷総合病院、鎌ヶ谷総合病院	災害拠点病院	基幹災害医療センター	(略)		(略)	(略)	(略)	風-3-48	<p><b>5 後方医療体制の確立</b></p> <p>■後方医療施設</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">市内病院</td> <td>初富保健病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、第2北総病院、鎌ヶ谷総合病院、鎌ヶ谷総合病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害拠点病院</td> <td>基幹災害医療センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>文言訂正</p>	市内病院		初富保健病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、第2北総病院、鎌ヶ谷総合病院、鎌ヶ谷総合病院	災害拠点病院	基幹災害医療センター	(略)		(略)	(略)	(略)
市内病院		初富保険病院、東邦鎌谷病院、秋本病院、第2北総病院、鎌ヶ谷総合病院、鎌ヶ谷総合病院																						
災害拠点病院	基幹災害医療センター	(略)																						
		(略)																						
	(略)	(略)																						
市内病院		初富保健病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、第2北総病院、鎌ヶ谷総合病院、鎌ヶ谷総合病院																						
災害拠点病院	基幹災害医療センター	(略)																						
		(略)																						
	(略)	(略)																						

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																														
189	風-3-49	<p>(略)</p> <p><b>第 2 被災者等への医療</b></p> <p><b>1 避難所での医療活動</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 巡回医療の実施</p> <p>衛生医療班は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部等に巡回医療班の編成を要請し、健康診断や精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。</p> <p>また、必要に応じて被災地の巡回活動を行う。</p> <p><b>2 心の医療活動</b></p> <p>衛生医療班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や災害時要援護者の精神的負担の軽減に努める。</p> <p>また、必要に応じて被災地の巡回活動を行う。</p> <p>なお、心のケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等に対しても必要となるため、メンタルケアを実施する。</p> <p>(略)</p>	風-3-49	<p>(略)</p> <p><b>第 2 被災者等への医療</b></p> <p><b>1 避難所での医療活動</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 巡回医療の実施</p> <p>衛生医療班は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部等に巡回医療班の編成を要請し、健康診断や精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。</p> <p>また、必要に応じて被災地の巡回活動を行う。</p> <p><b>2 心の医療活動</b></p> <p>衛生医療班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。</p> <p>また、必要に応じて被災地の巡回活動を行う。</p> <p>なお、心のケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等に対しても必要となるため、メンタルケアを実施する。</p> <p>(略)</p> <p>文言修正、時点修正</p>																														
190	風-3-50	<p><b>第 7 節 避難</b></p> <p>◆項目と活動時期</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)				風-3-50	<p><b>第 7 節 避難</b></p> <p>◆項目と活動時期</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					(略)			
	(略)	(略)	(略)	(略)																														
(略)	(略)																																	
	(略)																																	
	(略)	(略)	(略)	(略)																														
(略)	(略)																																	
	(略)																																	

No	頁	修正前（平成 25 年度）				頁	修正後（平成 29 年度）			
			(略)				(略)			
		(略)	(略)			(略)	(略)			
		(略)	(略)			(略)	(略)			
		(略)	4 災害時要援護者への配慮			(略)	4 要配慮者への配慮			
		(略)	(略)			(略)	(略)			
		(略)	(略)			(略)	(略)			
		(略)	(略)			(略)	(略)			
		(略)	(略)			(略)	(略)			
		(略)	(略)			(略)	(略)			
		◆実施担当					◆実施担当			
		(略)	(略)			(略)	(略)			
		(略)	責 任 者：市民生活部次長、生涯学習部長、健康福祉部長 担 当：事務局、避難所 1 班～5 班、避難所支援班班			(略)	責 任 者：市民生活部次長、生涯学習部長、健康福祉部長 担 当：事務局、避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班班			
		(略)	責 任 者：生涯学習部長、健康福祉部長 担 当：市民生活 3 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援班班、 担 当：健康福祉 2 班、高齢者福祉班			(略)	責 任 者：生涯学習部長、健康福祉部長 担 当：市民生活 3 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・ 担 当：2 班 担 当：健康福祉 2 班、高齢者福祉班			
		(略)	(略)			(略)	(略)			
		文言修正、組織改正による時点修正								

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
191	風-3-51	<p><b>第 1 避難活動</b></p> <p><b>1 避難準備情報・勧告・指示</b></p> <p>(1) 避難準備情報の発令</p> <p><u>災害時要援護者等</u>、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難指示の発令</p> <p>災害の前兆現象が確認された場合や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態又は、人的被害が発生した状態。</p> <p>「避難準備情報」及び「避難勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告等を尊重することを期待して避難の準備、立ち退きを勧め、又は促すものである。</p> <p>「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。</p> <p>■避難準備情報・避難勧告・指示をする場合のめやす</p> <p>(略)</p> <p>※ <u>河川、水路等の水位の上昇により浸水するおそれがあるとき</u>本部長は、別に定める基準を勘案し、必要があると認めたときはに則し、<u>避難準備情報、避難勧告・指示を発令する。</u></p>	風-3-51 ～52	<p><b>第 1 避難活動</b></p> <p><b>1 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）</b></p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令</p> <p><u>要配慮者等</u>、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難指示（緊急）</u></p> <p>災害の前兆現象が確認された場合や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態又は、人的被害が発生した状態。</p> <p>「避難準備・高齢者等避難開始」及び「避難勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告等を尊重することを期待して避難の準備、立ち退きや<u>屋内での退避等の安全確保措置</u>を勧め、又は促すものである。</p> <p>「<u>避難指示（緊急）</u>」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせる<u>等安全確保措置をとらせる</u>ものである。</p> <p>(4) <u>避難勧告等の発令基準</u></p> <p><u>本部長は、別に定める基準に則し、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。</u></p> <p>■<u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）</u>を発令する場合のめやす</p> <p>(略)</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																
		<p>■<u>土砂災害警戒区域の避難基準</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>① 近隣で土砂災害の前兆現象（A）が発見された場合 ② 土砂災害警戒情報が発表された場合</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>① 近隣で土砂災害の前兆現象（B）が発見された場合 ② 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>① 近隣で土砂災害の前兆現象（C）が発見された場合 ② 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※土砂災害警戒情報が発表された場合は、別に定める「災害発生時における土砂災害警戒区域・特別警戒区域等に係る対応方針」を勘案するとともに、斜面の状況や気象情報等から総合的に判断し、避難勧告等を発令する。</p> <p>■<u>土砂災害の前兆現象（急傾斜地の崩壊）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>2～3時間前（A）</th> <th>1～2時間前（B）</th> <th>直前（C）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>斜面の状況</td> <td>・湧水量の増加 ・表面流発生</td> <td>・小石がばらばら落下 ・新たな湧水発生 ・湧水の濁り</td> <td>・湧水の停止 ・湧水の吹き出し ・亀裂の発生 ・斜面のはらみだし ・小石がぼろぼろ落下 ・地鳴り</td> </tr> </tbody> </table> <p>■<u>避難の勧告・指示の発令権者及び内容</u> （略） (4) <u>避難の準備・勧告・指示の伝達</u> 事務局は、関係各班に<u>避難の準備情報・避難の勧告・指示</u>を伝達する。各班は次の方法で、<u>避難の準備・勧告・指示</u>を住民等に伝達する。</p>	避難情報	発令基準	避難準備情報	① 近隣で土砂災害の前兆現象（A）が発見された場合 ② 土砂災害警戒情報が発表された場合	避難勧告	① 近隣で土砂災害の前兆現象（B）が発見された場合 ② 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想される場合	避難指示	① 近隣で土砂災害の前兆現象（C）が発見された場合 ② 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想される場合	時間	2～3時間前（A）	1～2時間前（B）	直前（C）	斜面の状況	・湧水量の増加 ・表面流発生	・小石がばらばら落下 ・新たな湧水発生 ・湧水の濁り	・湧水の停止 ・湧水の吹き出し ・亀裂の発生 ・斜面のはらみだし ・小石がぼろぼろ落下 ・地鳴り		<p>■<u>避難勧告・避難指示（緊急）の発令権者及び内容</u> （略） (4) <u>避難勧告等の伝達</u> 事務局は、関係各班に<u>避難勧告等</u>を伝達する。各班は次の方法で、<u>避難勧告等</u>を住民等に伝達する。</p>
避難情報	発令基準																			
避難準備情報	① 近隣で土砂災害の前兆現象（A）が発見された場合 ② 土砂災害警戒情報が発表された場合																			
避難勧告	① 近隣で土砂災害の前兆現象（B）が発見された場合 ② 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想される場合																			
避難指示	① 近隣で土砂災害の前兆現象（C）が発見された場合 ② 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想される場合																			
時間	2～3時間前（A）	1～2時間前（B）	直前（C）																	
斜面の状況	・湧水量の増加 ・表面流発生	・小石がばらばら落下 ・新たな湧水発生 ・湧水の濁り	・湧水の停止 ・湧水の吹き出し ・亀裂の発生 ・斜面のはらみだし ・小石がぼろぼろ落下 ・地鳴り																	



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																								
				文言修正 屋内での退避等の安全確保措置を加筆【災対法第60条】 避難勧告等の発令基準を別に定めたことによる文言修正																								
192	風-3-53	<p><b>■避難の勧告・指示の方法及び伝達事項</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">担当・方法</td> <td>秘書広報班</td> <td>広報車、市ホームページ、ツイッター</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>防災行政無線（固定系） 緊急速報エリアメール、緊急速報メール かまがや安心eメール</td> </tr> <tr> <td>消防班</td> <td>広報車、ハンドスピーカー、サイレン、警鐘</td> </tr> <tr> <td>各施設管理者</td> <td>口頭、ハンドスピーカー</td> </tr> <tr> <td>伝達事項</td> <td>           ① 避難対象地域            ② 避難先            ③ 避難経路         </td> <td>           ④ 避難勧告・指示の理由            ⑤ 注意事項（戸締まり、携行品）等         </td> </tr> </table> <p>(5) 県への報告 事務局は、<u>避難の準備情報・勧告・指示</u>が発令された場合は、県にその旨を報告する。</p> <p>(6) 関係機関への連絡 事務局は、<u>避難の準備情報・避難の勧告・指示</u>が発令された場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。 (略)</p> <p>(7) 解除 本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、<u>避難の勧告・指示</u>を解除する。</p> <p><b>2 避難誘導</b></p> <p>(1) 避難誘導 避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、最も近い避難場所まで次のとおり行う。避難は原則として徒歩とする。できるだけ自主防災組</p>	担当・方法	秘書広報班	広報車、市ホームページ、ツイッター	事務局	防災行政無線（固定系） 緊急速報エリアメール、緊急速報メール かまがや安心eメール	消防班	広報車、ハンドスピーカー、サイレン、警鐘	各施設管理者	口頭、ハンドスピーカー	伝達事項	① 避難対象地域 ② 避難先 ③ 避難経路	④ 避難勧告・指示の理由 ⑤ 注意事項（戸締まり、携行品）等	風-3-52 ～53	<p><b>■避難勧告等の伝達方法及び伝達事項</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">担当・方法</td> <td>秘書広報班</td> <td>広報車、市ホームページ、ツイッター</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>防災行政無線（固定系） 緊急速報エリアメール、緊急速報メール かまがや安心eメール</td> </tr> <tr> <td>消防班</td> <td>広報車、ハンドスピーカー、サイレン、警鐘</td> </tr> <tr> <td>各施設管理者</td> <td>口頭、ハンドスピーカー</td> </tr> <tr> <td>伝達事項</td> <td>           ① 避難対象地域            ② 避難先            ③ 避難経路         </td> <td>           ④ 避難勧告等の発令理由            ⑤ 注意事項（戸締まり、携行品）等         </td> </tr> </table> <p>(5) 県への報告 事務局は、<u>避難勧告等</u>が発令された場合は、県にその旨を報告する。</p> <p>(6) 関係機関への連絡 事務局は、<u>避難勧告等</u>が発令された場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。 (略)</p> <p>(7) 解除 本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、<u>避難勧告等</u>を解除する。</p> <p><b>2 避難誘導</b></p> <p>(1) 避難誘導 避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、最も近い避難場所まで次のとおり行う。避難は原則として徒歩とする。できるだけ自主防災組</p>	担当・方法	秘書広報班	広報車、市ホームページ、ツイッター	事務局	防災行政無線（固定系） 緊急速報エリアメール、緊急速報メール かまがや安心eメール	消防班	広報車、ハンドスピーカー、サイレン、警鐘	各施設管理者	口頭、ハンドスピーカー	伝達事項	① 避難対象地域 ② 避難先 ③ 避難経路	④ 避難勧告等の発令理由 ⑤ 注意事項（戸締まり、携行品）等
担当・方法	秘書広報班	広報車、市ホームページ、ツイッター																										
	事務局	防災行政無線（固定系） 緊急速報エリアメール、緊急速報メール かまがや安心eメール																										
	消防班	広報車、ハンドスピーカー、サイレン、警鐘																										
	各施設管理者	口頭、ハンドスピーカー																										
伝達事項	① 避難対象地域 ② 避難先 ③ 避難経路	④ 避難勧告・指示の理由 ⑤ 注意事項（戸締まり、携行品）等																										
担当・方法	秘書広報班	広報車、市ホームページ、ツイッター																										
	事務局	防災行政無線（固定系） 緊急速報エリアメール、緊急速報メール かまがや安心eメール																										
	消防班	広報車、ハンドスピーカー、サイレン、警鐘																										
	各施設管理者	口頭、ハンドスピーカー																										
伝達事項	① 避難対象地域 ② 避難先 ③ 避難経路	④ 避難勧告等の発令理由 ⑤ 注意事項（戸締まり、携行品）等																										

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																				
		<p>織ごとの集団避難を行うものとし、<u>災害時要援護者の避難を優先する。</u></p> <p>■避難誘導者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難対象</th> <th>避難誘導担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民</td> <td>消防班、警察官、自主防災組織等 <u>在宅の災害時要援護者は、地域の住民の協力により行う。</u></td> </tr> <tr> <td>教育施設、保育施設、福祉施設</td> <td>施設管理者、教職員、施設職員</td> </tr> <tr> <td>事業所等</td> <td>施設の防火管理者及び管理責任者等</td> </tr> <tr> <td>交通施設</td> <td>施設管理者及び乗務員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) <u>災害時要援護者の誘導</u></p> <p>在宅の災害時要援護者の避難は、原則として地区の自治会、自主防災組織等が行うが、地域で避難支援が困難な場合は、高齢者福祉班が車両等を用いて輸送する。</p> <p>施設入所者は、施設の管理者が車両等を用いて輸送する。健康福祉 1 班・2 班は、車両等の手配など支援を行う。</p> <p>(略)</p>	避難対象	避難誘導担当者	住民	消防班、警察官、自主防災組織等 <u>在宅の災害時要援護者は、地域の住民の協力により行う。</u>	教育施設、保育施設、福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員	事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等	交通施設	施設管理者及び乗務員		<p>織ごとの集団避難を行うものとし、<u>要配慮者の避難を優先する。</u></p> <p><u>この時、避難誘導者（災害応急対策従事者）の安全確保を十分に図る。</u></p> <p>■避難誘導者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難対象</th> <th>避難誘導担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民</td> <td>消防班、警察官、自主防災組織等</td> </tr> <tr> <td>教育施設、保育施設、福祉施設</td> <td>施設管理者、教職員、施設職員</td> </tr> <tr> <td>事業所等</td> <td>施設の防火管理者及び管理責任者等</td> </tr> <tr> <td>交通施設</td> <td>施設管理者及び乗務員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) <u>要配慮者の誘導</u></p> <p>在宅の要配慮者の避難は、原則として地区の自治会、自主防災組織等が行うが、地域で避難支援が困難な場合は、高齢者福祉班が車両等を用いて輸送する。</p> <p>施設入所者は、施設の管理者が車両等を用いて輸送する。健康福祉 1 班・2 班は、車両等の手配など支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>文言修正 災害応急対策従事者の安全確保について加筆【<b>災対法第 5 0 条</b>】</p>	避難対象	避難誘導担当者	住民	消防班、警察官、自主防災組織等	教育施設、保育施設、福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員	事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等	交通施設	施設管理者及び乗務員
避難対象	避難誘導担当者																							
住民	消防班、警察官、自主防災組織等 <u>在宅の災害時要援護者は、地域の住民の協力により行う。</u>																							
教育施設、保育施設、福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員																							
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等																							
交通施設	施設管理者及び乗務員																							
避難対象	避難誘導担当者																							
住民	消防班、警察官、自主防災組織等																							
教育施設、保育施設、福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員																							
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等																							
交通施設	施設管理者及び乗務員																							

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
193	風-3-55	<p><b>第 2 避難所の開設</b> (略)</p> <p><b>2 避難者の受入れ</b> 避難所 1 班～ 5 班、避難所支援班は、職員を避難所に派遣し、施設管理者と協力して避難者の受入れを行う。 (略)</p> <p><b>第 3 避難所の運営</b> (略)</p> <p><b>1 避難所運営体制</b> (1) 避難所運営組織 避難所の運営は、避難所運営マニュアル（<u>鎌ヶ谷市</u>）に基づき実施するものとし、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織は、組織のリーダーからなる避難所自主運営組織を作り、自主的な運営を行う。その際、男女それぞれの要望や意見を反映させるため、男女双方が避難所運営組織に入るようにする。また、役割分担は、男女問わず出来る人が担当し、清掃や食事の準備等の役割において女性のみあるいは男性のみに負担を集中させないようにする。 避難所 1 班～ 5 班、避難所支援班は、避難所自主運営組織を確立し、自主防災組織やボランティア等との協議・調整を行う。</p>	風-3-54 ～55	<p><b>第 2 避難所の開設</b> (略)</p> <p><b>2 避難者の受入れ</b> 避難所 1 班～ 5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>は、職員を避難所に派遣し、施設管理者と協力して避難者の受入れを行う。 (略)</p> <p><b>第 3 避難所の運営</b> (略)</p> <p><b>1 避難所運営体制</b> (1) 避難所運営組織 避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき実施するものとし、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織は、組織のリーダーからなる避難所自主運営組織を作り、自主的な運営を行う。その際、男女それぞれの要望や意見を反映させるため、男女双方が避難所 <u>自主運営組織</u>に入るようにする。また、役割分担は、男女問わず出来る人が担当し、清掃や食事の準備等の役割において女性のみあるいは男性のみに負担を集中させないようにする。 避難所 1 班～ 5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>は、避難所自主運営組織を確立し、自主防災組織やボランティア等との協議・調整を行う。</p>
				文言修正、組織改正による時点修正

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)						
194	風-3-56	<p><b>■避難所運営担当者の役割</b></p> <table border="1"> <tr> <td> <input type="checkbox"/>避難所運営組織            ① 運営方法等の決定            ② 生活ルールの作成            ③ 避難者カード・名簿の作成            ④ 市からの連絡事項の伝達            ⑤ 食料・物資の配給            ⑥ ボランティア等との調整            ⑦ 避難者の要望等のとりまとめ         </td> <td> <input type="checkbox"/>職員            ① 災害対策本部との連絡            ② 広報            ③ 施設管理者、ボランティア等との調整            ④ 避難所運営記録         </td> </tr> </table> <p><b>■避難所における課題</b></p> <table border="1"> <tr> <td>           ① プライバシーの確保（パーティション、間仕切りによる）            ② 安全の確保、衛生管理            ③ 災害時要援護者への支援            ④ 女性への配慮            ⑤ ペット対策（同行避難に備えてペットの収容場所の確保やルールの作成）            ⑥ 季節対策（寒さ暑さ対策）等         </td> </tr> </table> <p>(2) 避難者の把握</p> <p>避難所 1 班～ 5 班、避難所支援班は、避難所自主運営組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。避難者名簿の取扱いについては、個人情報に配慮する。（例：DV 被害者等で本人が希望する場合には、避難者名簿を貼りだす場合に名前を載せない、外部からの問い合わせに応じない。）</p>	<input type="checkbox"/> 避難所運営組織 ① 運営方法等の決定 ② 生活ルールの作成 ③ 避難者カード・名簿の作成 ④ 市からの連絡事項の伝達 ⑤ 食料・物資の配給 ⑥ ボランティア等との調整 ⑦ 避難者の要望等のとりまとめ	<input type="checkbox"/> 職員 ① 災害対策本部との連絡 ② 広報 ③ 施設管理者、ボランティア等との調整 ④ 避難所運営記録	① プライバシーの確保（パーティション、間仕切りによる） ② 安全の確保、衛生管理 ③ 災害時要援護者への支援 ④ 女性への配慮 ⑤ ペット対策（同行避難に備えてペットの収容場所の確保やルールの作成） ⑥ 季節対策（寒さ暑さ対策）等	風-3-55	<p><b>■避難所運営担当者の役割</b></p> <table border="1"> <tr> <td> <input type="checkbox"/>避難所自主運営組織            ① 運営方法等の決定            ② 生活ルールの作成            ③ 避難者カード・名簿の作成            ④ 市からの連絡事項の伝達            ⑤ 食料・物資の配給            ⑥ ボランティア等との調整            ⑦ 避難者の要望等のとりまとめ         </td> <td> <input type="checkbox"/>職員            ① 災害対策本部との連絡            ② 広報            ③ 施設管理者、ボランティア等との調整            ④ 避難所運営記録         </td> </tr> </table> <p><b>■避難所における課題</b></p> <table border="1"> <tr> <td>           ① プライバシーの確保（パーティション、間仕切りによる）            ② 安全の確保、衛生管理            ③ 要配慮者への支援            ④ 女性への配慮            ⑤ ペット対策（同行避難に備えてペットの収容場所の確保やルールの作成）            ⑥ 季節対策（寒さ暑さ対策）等         </td> </tr> </table> <p>(2) 避難者の把握</p> <p>避難所 1 班～ 5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>は、避難所自主運営組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。避難者名簿の取扱いについては、個人情報に配慮する。（例：DV 被害者等で本人が希望する場合には、避難者名簿を貼りだす場合に名前を載せない、外部からの問い合わせに応じない。）</p> <hr/> <p>文言修正、組織改正による時点修正</p>	<input type="checkbox"/> 避難所自主運営組織 ① 運営方法等の決定 ② 生活ルールの作成 ③ 避難者カード・名簿の作成 ④ 市からの連絡事項の伝達 ⑤ 食料・物資の配給 ⑥ ボランティア等との調整 ⑦ 避難者の要望等のとりまとめ	<input type="checkbox"/> 職員 ① 災害対策本部との連絡 ② 広報 ③ 施設管理者、ボランティア等との調整 ④ 避難所運営記録	① プライバシーの確保（パーティション、間仕切りによる） ② 安全の確保、衛生管理 ③ 要配慮者への支援 ④ 女性への配慮 ⑤ ペット対策（同行避難に備えてペットの収容場所の確保やルールの作成） ⑥ 季節対策（寒さ暑さ対策）等
<input type="checkbox"/> 避難所運営組織 ① 運営方法等の決定 ② 生活ルールの作成 ③ 避難者カード・名簿の作成 ④ 市からの連絡事項の伝達 ⑤ 食料・物資の配給 ⑥ ボランティア等との調整 ⑦ 避難者の要望等のとりまとめ	<input type="checkbox"/> 職員 ① 災害対策本部との連絡 ② 広報 ③ 施設管理者、ボランティア等との調整 ④ 避難所運営記録									
① プライバシーの確保（パーティション、間仕切りによる） ② 安全の確保、衛生管理 ③ 災害時要援護者への支援 ④ 女性への配慮 ⑤ ペット対策（同行避難に備えてペットの収容場所の確保やルールの作成） ⑥ 季節対策（寒さ暑さ対策）等										
<input type="checkbox"/> 避難所自主運営組織 ① 運営方法等の決定 ② 生活ルールの作成 ③ 避難者カード・名簿の作成 ④ 市からの連絡事項の伝達 ⑤ 食料・物資の配給 ⑥ ボランティア等との調整 ⑦ 避難者の要望等のとりまとめ	<input type="checkbox"/> 職員 ① 災害対策本部との連絡 ② 広報 ③ 施設管理者、ボランティア等との調整 ④ 避難所運営記録									
① プライバシーの確保（パーティション、間仕切りによる） ② 安全の確保、衛生管理 ③ 要配慮者への支援 ④ 女性への配慮 ⑤ ペット対策（同行避難に備えてペットの収容場所の確保やルールの作成） ⑥ 季節対策（寒さ暑さ対策）等										

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
195	風-3-56	<p>(3) ボランティアへの協力要請</p> <p>避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請し、避難所において、ボランティアリーダーとの調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所運営記録の作成</p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1 日に 1 度、避難所 1 班から災害対策本部へ報告する。</p> <p>また、病人発生等、特別な事情のある時は、その<u>つど</u>必要に応じて報告する。</p> <p><b>2 食料・物資の供給</b></p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に請求する。食料、物資等を受け取ったときは、避難所自主運営組織、ボランティア等との協力により避難者に配給する。</p> <p><b>3 避難設備の整備</b></p> <p>避難所には、季節の特性に配慮し、生活環境を向上させるため、次の設備を整備する。避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、必要な設備を本部に要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 災害時要援護者への配慮</b></p> <p>(1) 避難所での配慮</p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、<u>災害時要援護者専用設備</u>の整</p>	風-3-56	<p>(3) ボランティアへの協力要請</p> <p>避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所 1 班～5 班、避難所支援<u>1 班・2 班</u>は、<u>災害ボランティアセンター</u>にボランティアの派遣を要請し、避難所において、ボランティアリーダーとの調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所運営記録の作成</p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援<u>1 班・2 班</u>は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1 日に 1 度、避難所 1 班から災害対策本部へ報告する。</p> <p>また、病人発生等、特別な事情のある時は、その<u>都度</u>必要に応じて報告する。</p> <p><b>2 食料・物資の供給</b></p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援<u>1 班・2 班</u>は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に請求する。食料、物資等を受け取ったときは、避難所自主運営組織、ボランティア等との協力により避難者に配給する。</p> <p><b>3 避難設備の整備</b></p> <p>避難所には、季節の特性に配慮し、生活環境を向上させるため、次の設備を整備する。避難所 1 班～5 班、避難所支援<u>1 班・2 班</u>は、必要な設備を本部に要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 要配慮者への配慮</b></p> <p>(1) 避難所での配慮</p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援<u>1 班・2 班</u>は、<u>要配慮者専用設備</u>の</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		備や介護ボランティア支援要請など行い、できる限り生活に支障とならないよう配慮する。また、 <u>災害時要援護者</u> の支援にあたっては、女性に配慮して行う。		整備や介護ボランティア支援要請など行い、できる限り生活に支障とならないよう配慮する。また、 <u>要配慮者</u> の支援にあたっては、女性に配慮して行う。
				文言修正、組織改正による時点修正

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
196	風-3-57	<p>■<u>避難所での災害時要援護者支援</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>災害時要援護者</u>用専用スペースや椅子等の設置</li> <li>② バリアフリー化（段差の解消や通路確保など）</li> <li>③ 間仕切り</li> <li>④ 多目的トイレの設置</li> <li>⑤ 介護ボランティアの支援要請</li> <li>⑥ 手話通訳、外国語通訳の要請</li> <li>⑦ 情報伝達方法の検討</li> <li>⑧ <u>災害時要援護者</u>の個別ニーズ、意見の把握体制の整備</li> <li>⑨ <u>災害時要援護者</u>相談窓口の設置</li> </ul> </div> <p>(2) 福祉避難所の開設</p> <p>健康福祉 2 班及び高齢者福祉班は、<u>災害時要援護者</u>等の避難状況等により必要な場合は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、<u>災害時要援護者</u>等を収容する。</p> <p><b>5 女性や子どもへの配慮</b></p> <p>市民生活 3 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、避難所における男女のニーズの違いに応じた支援や女性や子どもが犯罪等に巻き込まれないよう、避難所運営において女性や子どもへの配慮に努める。また、避難所の警察官等による巡回や暴力防止のための啓発や広報に努めるとともに、女性や子どもを対象とした巡回相談支援の早期開始に努める。</p> <p>（略）</p> <p><b>7 中・長期にわたる避難所生活への対応</b></p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援班、衛生医療班は、避難所生活が長期化する場合、必要な設備等を協定締結団体等から調達するとともに、必要なスペースの確保や支援を実施する。</p>	風-3-57	<p>■<u>避難所での要配慮者支援</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>要配慮者</u>用専用スペースや椅子等の設置</li> <li>② バリアフリー化（段差の解消や通路確保など）</li> <li>③ 間仕切り</li> <li>④ 多目的トイレの設置</li> <li>⑤ 介護ボランティアの支援要請</li> <li>⑥ 手話通訳、外国語通訳の要請</li> <li>⑦ 情報伝達方法の検討</li> <li>⑧ <u>要配慮者</u>の個別ニーズ、意見の把握体制の整備</li> <li>⑨ <u>要配慮者</u>相談窓口の設置</li> </ul> </div> <p>(2) 福祉避難所の開設</p> <p>健康福祉 2 班及び高齢者福祉班は、<u>要配慮者</u>等の避難状況等により必要な場合は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、<u>要配慮者</u>等を収容する。</p> <p><b>5 女性や子どもへの配慮</b></p> <p>市民生活 3 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>は、避難所における男女のニーズの違いに応じた支援や女性や子どもが犯罪等に巻き込まれないよう、避難所運営において女性や子どもへの配慮に努める。また、避難所の警察官等による巡回や暴力防止のための啓発や広報に努めるとともに、女性や子どもを対象とした巡回相談支援の早期開始に努める。</p> <p>（略）</p> <p><b>7 中・長期にわたる避難所生活への対応</b></p> <p>避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>、衛生医療班は、避難所生活が長期化する場合、必要な設備等を協定締結団体等から調達するとともに、必要なスペースの確保や支援を実施する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>文言修正、組織改正による時点修正</p>

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)
197	風-3-58	<p>(略)</p> <p>■中・長期化への対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活用品等の確保 (衣類、炊事設備、洗濯機、テレビ、冷暖房器具、カーペット等)</li> <li>② 入浴・洗濯支援</li> <li>③ プライバシーの保護</li> <li>④ 健康相談の実施 (体調や持病の悪化、エコノミークラス症候群、インフルエンザ等の感染症)</li> <li>⑤ 特に高齢者の身体機能低下の防止 (簡易ベッドの導入、移動トイレ等の生活環境改善、運動指導等)</li> <li>⑥ 食の栄養指導による避難者の健康管理及びアレルギーや糖尿病、高血圧等食事制限のある方への指導や支援の実施 (栄養士の避難所巡回により実施)</li> <li>⑦ 交流スペース等の確保 (避難者の交流スペース、子どもの遊戯・学習スペース) 等</li> </ul> </div> <p>8 ペット対策</p> <p>避難所でのペットの受入れは、避難所運営マニュアルに基づき実施する。</p> <p>また、各避難所のニーズを把握した上で、必要に応じて災害時のペット対策を専門とするNPO団体等に支援を要請する。</p> <p>なお、<u>要援護者</u>を支援する補助犬については、受け入れを前提として、避難所での生活環境に配慮する。</p> <p>■避難所でのペット対策 (災害時要援護者が必要とする補助犬は除外する。)</p> <p>(略)</p> <p>第4 避難所外避難者の把握及び支援</p> <p>1 避難所外にいる市内避難者への対応</p> <p>(略)</p>	風-3-57 ~58	<p>(略)</p> <p>■中・長期化への対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活用品等の確保 (衣類、炊事設備、洗濯機、テレビ、冷暖房器具、カーペット等)</li> <li>② 入浴・洗濯支援</li> <li>③ プライバシーの保護</li> <li>④ 健康相談の実施 (体調や持病の悪化、エコノミークラス症候群、インフルエンザ等の感染症)</li> <li>⑤ 特に高齢者の身体機能低下の防止 (簡易ベッドの導入、移動トイレ等の生活環境改善、運動指導等)</li> <li>⑥ 食の栄養指導による避難者の健康管理及びアレルギーや糖尿病、高血圧等食事制限のある方への指導や支援の実施 (栄養士の避難所巡回により実施)</li> <li>⑦ 交流スペース等の確保 (避難者の交流スペース、子どもの遊戯・学習スペース) 等</li> </ul> </div> <p>8 ペット対策</p> <p>避難所でのペットの受入れは、避難所運営マニュアルに基づき実施する。</p> <p>また、各避難所のニーズを把握した上で、必要に応じて災害時のペット対策を専門とするNPO団体等に支援を要請する。</p> <p>なお、<u>要配慮者</u>を支援する補助犬については、受け入れを前提として、避難所での生活環境に配慮する。</p> <p>■避難所でのペット対策 (要配慮者が必要とする補助犬は除外する。)</p> <p>(略)</p> <p>第4 避難所外避難者の把握及び支援</p> <p>1 避難所外にいる市内避難者、<u>車中泊避難者</u>への対応</p> <p>(略)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>字句訂正、文言修正、車中泊避難者について文言追加</p>



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																
198	風-3-60	<p><b>第 8 節 生活救援</b></p> <p>◆項目と活動時期 (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、 責任者：健康福祉部長 担当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 担当：総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、 担当：避難所支援班、衛生医療班 関係機関：関東農政局（農林水産省生産局）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 担当：総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、 責任者：健康福祉部長 担当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 担当：総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、 担当：避難所支援班、衛生医療班 関係機関：関東農政局（農林水産省生産局）	(略)	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 担当：総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援班	(略)	(略)	風-3-59	<p><b>第 8 節 生活救援</b></p> <p>◆項目と活動時期 (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、 責任者：健康福祉部長 担当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 責任者：総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、 責任者：避難所支援 1 班・2 班、衛生医療班 関係機関：農林水産省政策統括官</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 責任者：総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>組織改正による時点修正</p>	(略)	(略)	(略)	責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、 責任者：健康福祉部長 担当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 責任者：総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、 責任者：避難所支援 1 班・2 班、衛生医療班 関係機関：農林水産省政策統括官	(略)	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 責任者：総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班	(略)	(略)
(略)	(略)																			
(略)	責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、 責任者：健康福祉部長 担当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 担当：総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、 担当：避難所支援班、衛生医療班 関係機関：関東農政局（農林水産省生産局）																			
(略)	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 担当：総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援班																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
(略)	責任者：市民生活部長、会計管理者、総務企画部長、生涯学習部長、 責任者：健康福祉部長 担当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 責任者：総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、 責任者：避難所支援 1 班・2 班、衛生医療班 関係機関：農林水産省政策統括官																			
(略)	責任者：市民生活部長、総務企画部長、生涯学習部長、健康福祉部長、 担当：市民生活 1 班・2 班、経済 1 班・2 班、会計班、 責任者：総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班、避難所支援 1 班・2 班																			
(略)	(略)																			

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
199	風-3-60	<p><b>第 1 給水活動</b></p> <p><b>1 優先給水</b></p> <p>(1) 井戸付耐震性貯水槽の開設</p> <p>総務企画 1 班・2 班は、水道施設の破損等により断水した場合は、井戸付耐震性貯水槽を開設し、<u>市所有の資機材等で飲料水を供給する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>2 給水活動</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 給水活動</p> <p>災害当初の給水は、避難所を給水拠点として井戸付耐震性貯水槽から供給する。<u>給水拠点では、住民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。</u></p> <p>(略)</p>	風-3-59 ~60	<p><b>第 1 給水活動</b></p> <p><b>1 優先給水</b></p> <p>(1) 井戸付耐震性貯水槽の開設</p> <p>総務企画 1 班・2 班は、水道施設の破損等により断水した場合は、井戸付耐震性貯水槽を開設し、飲料水を供給する。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 給水活動</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 給水活動</p> <p>災害当初の給水は、避難所を給水拠点として井戸付耐震性貯水槽から供給する。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>地域防災計画に、給水手段についての具体的方法まで記載する必要はないと考えることから、文言削除</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
200	風-3-62	<p>(略)</p> <p><b>【資料編】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料 2-19 災害時における井戸の使用に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー）</li> <li>資料 2-22 災害時における井戸の使用に関する協定書（中央シェル石油販売株式会社）</li> <li>資料 2-24 災害時における井戸の使用に関する協定書（山屋食品株式会社）</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>第 2 食料の供給</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 食料の確保</b></p> <p>(略)</p> <p><b>■食料供給の対象者</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難指示等に基づき避難所に収容された人</li> <li>② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人</li> <li>③ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人</li> <li>④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者</li> <li>⑤ 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が可能となった人</li> <li>⑥ 災害応急活動従事者</li> </ul> </div> <p>(略)</p>	風-3-61	<p>(略)</p> <p><b>【資料編】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料 2-19 災害時における井戸の使用に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー）</li> <li>資料 2-24 災害時における井戸の使用に関する協定書（山屋食品株式会社）</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>第 2 食料の供給</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 食料の確保</b></p> <p>(略)</p> <p><b>■食料供給の対象者</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難勧告等に基づき避難所に避難された人</li> <li>② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人</li> <li>③ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人</li> <li>④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者</li> <li>⑤ 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が可能となった人</li> <li>⑥ 災害応急活動従事者</li> </ul> </div> <p>(略)</p> <p>廃止協定の削除、文言修正</p>

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)							
201	風-3-63	<p>■ 需要の把握</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所 1 班～5 班、 避難所支援班</td> <td>避難所等の被災者</td> </tr> <tr> <td>総務企画 1 班・2 班</td> <td>職員、応援者 (各担当班からの請求を一括)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 政府所有米穀の調達</p> <p>本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等給食に必要な政府所有米穀の数量を知事に申請する。知事は、農林水産省生産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行い、<u>局長</u>と売買契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。</p> <p>また、知事と連絡がつかない場合は、本部長は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて、直接農林水産省生産局長に政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。</p> <p>なお、政府から直接売却を受けて調達する場合は玄米引渡しであるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。</p>	避難所 1 班～5 班、 避難所支援班	避難所等の被災者	総務企画 1 班・2 班	職員、応援者 (各担当班からの請求を一括)	<p>風-3-61 ～63</p> <p>■ 需要の把握</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所 1 班～5 班、 避難所支援 1 班・2 班</td> <td>避難所等の被災者</td> </tr> <tr> <td>総務企画 1 班・2 班</td> <td>職員、応援者 (各担当班からの請求を一括)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 政府所有米穀の調達</p> <p>本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等給食に必要な政府所有米穀の数量を知事に申請する。知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行い、<u>政策統括官</u>と売買契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。</p> <p>また、知事と連絡がつかない場合は、本部長は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて、直接農林水産省政策統括官に政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。</p> <p>なお、政府から直接売却を受けて調達する場合は玄米引渡しであるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。</p> <p>【資料編】 ・資料 1-0-0 米穀緊急調達関係書類の様式</p>	避難所 1 班～5 班、 避難所支援 1 班・2 班	避難所等の被災者	総務企画 1 班・2 班	職員、応援者 (各担当班からの請求を一括)
避難所 1 班～5 班、 避難所支援班	避難所等の被災者										
総務企画 1 班・2 班	職員、応援者 (各担当班からの請求を一括)										
避難所 1 班～5 班、 避難所支援 1 班・2 班	避難所等の被災者										
総務企画 1 班・2 班	職員、応援者 (各担当班からの請求を一括)										

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><b>3 食料の供給</b> (略)</p> <p>(2) 食料の分配 避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等を通じて分配する。</p> <p><b>4 炊き出し</b> 避難所 1 班・2 班は、<u>学校給食協同調理場</u>にて炊き出しを行う。炊き出しに必要な食材は、総務企画 1 班・2 班が協定に基づき業者に要請する。 避難所にて炊き出しを行う場合は、自衛隊、ボランティア等と協力して行う。総務企画 1 班・2 班は、炊き出しに使用する調理器具、燃料、食材を準備する。</p>		<p><b>3 食料の供給</b> (略)</p> <p>(2) 食料の分配 避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等を通じて分配する。</p> <p><b>4 炊き出し</b> 避難所 1 班・2 班は、<u>必要に応じて</u>炊き出しを行う。炊き出しに必要な食材は、総務企画 1 班・2 班が協定に基づき業者に要請する。 避難所にて炊き出しを行う場合は、自衛隊、ボランティア等と協力して行う。総務企画 1 班・2 班は、炊き出しに使用する調理器具、燃料、食材を準備する。</p>
				組織改正による時点修正、文言修正
202	風-3-65	<p><b>3 物資の供給</b> (略)</p> <p>(3) 物資の分配 避難所 1 班～5 班、避難所支援班は、各避難所等を配給場所として、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等が分配する。 なお、物資配布時には女性スタッフを配置し、女性専用の物資（生理用品、女性用下着等）は、女性による配布とするよう努める。</p>	風-3-64	<p><b>3 物資の供給</b> (略)</p> <p>(3) 物資の分配 避難所 1 班～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>は、各避難所等を配給場所として、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに分配する。各戸に分配するときは、自治会、自主防災組織等が分配する。 なお、物資配布時には女性スタッフを配置し、女性専用の物資（生理用品、女性用下着等）は、女性による配布とするよう努める。</p>
				組織改正による時点修正

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)												
203	風-3-69	<p><b>第 9 節 交通対策・緊急輸送</b> (略)</p> <p><b>第 2 緊急輸送</b> (略)</p> <p><b>2 緊急輸送</b></p> <p>■緊急輸送の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>① 消防、救助救急、医療、救護のための要員、資機材</td> </tr> <tr> <td>② 医療救護を必要とする人 (傷病者等)</td> </tr> <tr> <td>③ 災害対策要員</td> </tr> <tr> <td>④ 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資</td> </tr> <tr> <td>⑤ 応急復旧用資機材</td> </tr> <tr> <td>⑥ 避難を要する災害時要援護者</td> </tr> </table>	① 消防、救助救急、医療、救護のための要員、資機材	② 医療救護を必要とする人 (傷病者等)	③ 災害対策要員	④ 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資	⑤ 応急復旧用資機材	⑥ 避難を要する災害時要援護者	風-3-69	<p><b>第 9 節 交通対策・緊急輸送</b> (略)</p> <p><b>第 2 緊急輸送</b> (略)</p> <p><b>2 緊急輸送</b></p> <p>■緊急輸送の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>① 消防、救助救急、医療、救護のための要員、資機材</td> </tr> <tr> <td>② 医療救護を必要とする人 (傷病者等)</td> </tr> <tr> <td>③ 災害対策要員</td> </tr> <tr> <td>④ 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資</td> </tr> <tr> <td>⑤ 応急復旧用資機材</td> </tr> <tr> <td>⑥ 避難を要する要配慮者</td> </tr> </table> <p>文言修正</p>	① 消防、救助救急、医療、救護のための要員、資機材	② 医療救護を必要とする人 (傷病者等)	③ 災害対策要員	④ 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資	⑤ 応急復旧用資機材	⑥ 避難を要する要配慮者
① 消防、救助救急、医療、救護のための要員、資機材																
② 医療救護を必要とする人 (傷病者等)																
③ 災害対策要員																
④ 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資																
⑤ 応急復旧用資機材																
⑥ 避難を要する災害時要援護者																
① 消防、救助救急、医療、救護のための要員、資機材																
② 医療救護を必要とする人 (傷病者等)																
③ 災害対策要員																
④ 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資																
⑤ 応急復旧用資機材																
⑥ 避難を要する要配慮者																
204	風-3-70	<p><b>第 1 1 節 土地・建物対策</b> (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>第 1 被災宅地危険度判定</td> <td>責 任 者：都市部長 担 当：住宅班</td> </tr> <tr> <td>第 2 応急仮設住宅等の設置</td> <td>責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設 1 班</td> </tr> <tr> <td>第 3 住宅の応急修理</td> <td>責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設 1 班</td> </tr> </table> <p><b>第 1 被災宅地危険度判定</b> (略)</p> <p><b>1 被災宅地危険度判定の準備</b></p>	第 1 被災宅地危険度判定	責 任 者：都市部長 担 当：住宅班	第 2 応急仮設住宅等の設置	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設 1 班	第 3 住宅の応急修理	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設 1 班	風-3-72	<p><b>第 1 1 節 土地・建物対策</b> (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>第 1 被災宅地危険度判定</td> <td>責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班</td> </tr> <tr> <td>第 2 応急仮設住宅等の設置</td> <td>責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉 1 班</td> </tr> <tr> <td>第 3 住宅の応急修理</td> <td>責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉 1 班</td> </tr> </table> <p><b>第 1 被災宅地危険度判定</b> (略)</p> <p><b>1 被災宅地危険度判定の準備</b></p>	第 1 被災宅地危険度判定	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班	第 2 応急仮設住宅等の設置	責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉 1 班	第 3 住宅の応急修理	責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉 1 班
第 1 被災宅地危険度判定	責 任 者：都市部長 担 当：住宅班															
第 2 応急仮設住宅等の設置	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設 1 班															
第 3 住宅の応急修理	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班、都市建設 1 班															
第 1 被災宅地危険度判定	責 任 者：都市建設部長 担 当：住宅班															
第 2 応急仮設住宅等の設置	責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉 1 班															
第 3 住宅の応急修理	責 任 者：都市建設部長、健康福祉部長 担 当：住宅班、健康福祉 1 班															

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		住宅班は、 <u>千葉県被災宅地危険度判定実施要領</u> に基づき、 <u>応急危険度判定体制</u> を確立する。		住宅班は、 <u>鎌ヶ谷市被災宅地危険度判定実施要綱</u> に基づき、 <u>被災宅地危険度判定体制</u> を確立する。
				組織改正による時点修正

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																																			
205	風-3-74	<p><b>第2 応急仮設住宅等の設置</b> (略)</p> <p><b>1 仮設住宅の建設</b> (略)</p> <p>(2) 仮設住宅の建設</p> <p>本部長は、仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、適当な土地を選定し、「応急仮設住宅建設マニュアル」(千葉県県土整備部住宅課)に基づき、仮設住宅の建設を要請する。仮設住宅の仕様は、原則として「応急仮設住宅仕様」による。</p> <p>なお、気象条件や災害時要援護者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。</p> <p>また、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等の事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を、福祉仮設住宅として建設する。</p>	風-3-73	<p><b>第2 応急仮設住宅等の設置</b> (略)</p> <p><b>1 仮設住宅の建設</b> (略)</p> <p>(2) 仮設住宅の建設</p> <p>本部長は、仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、適当な土地を選定し、「応急仮設住宅建設マニュアル」(千葉県県土整備部住宅課)に基づき、仮設住宅の建設を要請する。仮設住宅の仕様は、原則として「応急仮設住宅仕様」による。</p> <p>なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。</p> <p>また、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等の事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を、福祉仮設住宅として建設する。</p>																																			
文言修正																																							
206	風-3-75	<p>■応急仮設住宅の建設予定地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">① 市制記念公園</td> <td style="padding: 2px;">(60 棟)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② 第一新田公園</td> <td style="padding: 2px;">(13 棟)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③ 東初富公園</td> <td style="padding: 2px;">(10 棟)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">④ 新鎌ふれあい公園</td> <td style="padding: 2px;">(25 棟)</td> </tr> </table>	① 市制記念公園	(60 棟)	② 第一新田公園	(13 棟)	③ 東初富公園	(10 棟)	④ 新鎌ふれあい公園	(25 棟)	風-3-74	<p>■応急仮設住宅の建設予定地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">候補地の名称 (通称)</th> <th rowspan="2">所在地 (地名地番)</th> <th>建設可能区域</th> <th>建設可能戸数</th> </tr> <tr> <th>面積 (㎡)</th> <th>(戸)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>市制記念公園</td> <td>初富924-6他</td> <td>7,870</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第一新田公園</td> <td>東初富3-744-857</td> <td>1,050</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>東初富公園</td> <td>東初富3-783-1</td> <td>650</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>新鎌ふれあい公園</td> <td>新鎌ヶ谷2-20-1</td> <td>2,270</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>		候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	建設可能区域	建設可能戸数	面積 (㎡)	(戸)	①	市制記念公園	初富924-6他	7,870	100	②	第一新田公園	東初富3-744-857	1,050	13	③	東初富公園	東初富3-783-1	650	10	④	新鎌ふれあい公園	新鎌ヶ谷2-20-1	2,270	25
① 市制記念公園	(60 棟)																																						
② 第一新田公園	(13 棟)																																						
③ 東初富公園	(10 棟)																																						
④ 新鎌ふれあい公園	(25 棟)																																						
	候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	建設可能区域	建設可能戸数																																			
			面積 (㎡)	(戸)																																			
①	市制記念公園	初富924-6他	7,870	100																																			
②	第一新田公園	東初富3-744-857	1,050	13																																			
③	東初富公園	東初富3-783-1	650	10																																			
④	新鎌ふれあい公園	新鎌ヶ谷2-20-1	2,270	25																																			



No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)					
				⑤	くぬぎ山公園	くぬぎ山4-18-67他	1,125	12	
				⑥	井草橋公園	東鎌ヶ谷3-644-14	725	12	
				⑦	第二新田公園	東初富4-744-848	915	20	
				⑧	新鎌ヶ谷三丁目第一公園	新鎌ヶ谷3-100	830	12	
				⑨	藤台中央公園	西道野辺4-16-121	930	10	
				⑩	横下第1、第2公園	道野辺字横下1031, 1040	1,245	17	
				⑪	道野辺本町公園	道野辺本町1-106	384	8	
				⑫	川慈公園	丸山1-503-10他	1,247	18	
				⑬	東野少年野球場	東野806-15他	9,093	90	
				⑭	西本田公園	鎌ヶ谷8-448-43	525	8	
				⑮	貝柄山公園	初富本町2-1476-2他	800	12	
				⑯	民有地		3,650	38	
				⑰	鎌ヶ谷小学校	中央2-648-28	4,794	36	
				⑱	東部小学校	鎌ヶ谷8-392-1	2,520	20	
				⑲	北部小学校	栗野735-1他	3,300	24	
				⑳	南部小学校	中沢726-2他	2,597	16	
				㉑	西部小学校	初富110-1	2,244	20	
				㉒	中部小学校	道野辺中央3-982-1	1,840	16	
				㉓	初富小学校	東初富1-808-13他	2,340	24	
				㉔	道野辺小学校	東道野辺5-563	2,365	20	
				㉕	五本松小学校	南初富1-924-185、-187	2,109	12	
				㉖	鎌ヶ谷中学校	富岡1-617-1他	1,305	12	
				㉗	第二中学校	東道野辺4-522-8	4,650	30	
				応急仮設住宅の建設予定地改正					

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）												
207	風-3-77	<p><b>第 1 2 節 防疫・清掃</b> (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 5 動物対策</td> <td>責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(社) 千葉県獣医師会</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	第 5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(社) 千葉県獣医師会	風-3-77	<p><b>第 1 2 節 防疫・清掃</b> (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 5 動物対策</td> <td>責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(公社) 千葉県獣医師会</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	第 5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(公社) 千葉県獣医師会
(略)	(略)															
(略)	(略)															
第 5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(社) 千葉県獣医師会															
(略)	(略)															
(略)	(略)															
第 5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(公社) 千葉県獣医師会															
				時点修正												
208	風-3-82	<p>第 5 動物対策 (略)</p> <p><b>2 逸走動物への対応</b></p> <p>動物保護班は、習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(社) 千葉県獣医師会等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物本部及び動物救護センターを設置して動物救護活動を実施する。</p>	風-3-82	<p>第 5 動物対策 (略)</p> <p><b>2 逸走動物への対応</b></p> <p>動物保護班は、習志野健康福祉センター（保健所）、動物愛護センター、(公社) 千葉県獣医師会等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物本部及び動物救護センターを設置して動物救護活動を実施する。</p>												
				時点修正												

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）														
209	風-3-87	<p><b>第 1 4 節 公共施設等の応急復旧対策</b> (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>関係機関：県水道局、東京電力株式会社、 関係機関：京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、鎌ヶ谷郵便局</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	(略)	関係機関：県水道局、東京電力株式会社、 関係機関：京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、鎌ヶ谷郵便局	(略)	(略)		風-3-86	<p><b>第 1 4 節 公共施設等の応急復旧対策</b> (略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>関係機関：県水道局、東京電力パワーグリッド株式会社、 関係機関：京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、 鎌ヶ谷郵便局</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>時点修正</p>	(略)	(略)	(略)	関係機関：県水道局、東京電力パワーグリッド株式会社、 関係機関：京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、 鎌ヶ谷郵便局	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	関係機関：県水道局、東京電力株式会社、 関係機関：京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、鎌ヶ谷郵便局																
(略)	(略)																	
(略)	(略)	(略)	関係機関：県水道局、東京電力パワーグリッド株式会社、 関係機関：京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、 鎌ヶ谷郵便局															
(略)	(略)	(略)																
210	風-3-88	<p><b>第 1 ライフライン施設等</b> (略)</p> <p><b>3 電力施設</b></p> <p>東京電力（株）は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。</p> <p>(1) <u>応急対策方法</u></p> <p><u>災害時における応急対策は、次のとおりとする。</u></p> <p>① <u>目的</u></p> <p><u>台風、雪害、洪水、その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。</u></p> <p>② <u>非常態勢の組織</u></p> <p><u>ア 千葉支店非常災害対策本部（以下「本部」という。）を千葉支店内に置き、本部の下に情報班、復旧班、給電班、システム班、資材班、厚生班、カスタマーセンター班及び総務班の 8 班を置く。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本 部</th> <th>住 所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉支店</td> <td>千葉市中央区富士見2-9-5</td> <td>043-224-3111 (代)</td> </tr> </tbody> </table>	本 部	住 所	電話番号	千葉支店	千葉市中央区富士見2-9-5	043-224-3111 (代)	風-3-87 ～88	<p><b>第 1 ライフライン施設等</b> (略)</p> <p><b>3 電力施設</b></p> <p>東京電力 <u>パワーグリッド</u>(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。</p> <p>(1) <u>震災時の活動体制</u></p> <p><u>地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害対策本部を本社に設置、また支部を各支社に設置し、電力設備の応急対策が実施できる体制をとる。</u></p>								
本 部	住 所	電話番号																
千葉支店	千葉市中央区富士見2-9-5	043-224-3111 (代)																

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																			
		<p>イ 次の現業機関に非常対策支部（以下「支部」という。）を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本 部</th> <th>住 所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京葉支社</td> <td>船橋市湊町2-2-16</td> <td>047-433-5160 (代)</td> </tr> <tr> <td>東葛支社</td> <td>柏市新柏1-13-2</td> <td>04-7163-5606 (代)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 組織の運営</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 発 令</td> <td> <p>(7) 本（支）部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき体制区分にしたがい、第1～3非常体制を発令する。</p> <p>(1) 上部機関が非常体制に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。</p> <p>(9) 支社において非常体制を発令した場合は、支店長へその旨報告する。</p> </td> </tr> <tr> <td>イ 運 営</td> <td>非常体制が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。</td> </tr> <tr> <td>ウ 縮小・解除</td> <td> <p>本（支）部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常体制を縮小する。</p> <p>また、非常災害対策本（支）部を設置しておく必要がなくなった場合は非常体制を解除する。</p> </td> </tr> <tr> <td>エ その他</td> <td>エ その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 非常対策前の対策</p>	本 部	住 所	電話番号	京葉支社	船橋市湊町2-2-16	047-433-5160 (代)	東葛支社	柏市新柏1-13-2	04-7163-5606 (代)	項 目	内 容	ア 発 令	<p>(7) 本（支）部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき体制区分にしたがい、第1～3非常体制を発令する。</p> <p>(1) 上部機関が非常体制に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。</p> <p>(9) 支社において非常体制を発令した場合は、支店長へその旨報告する。</p>	イ 運 営	非常体制が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。	ウ 縮小・解除	<p>本（支）部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常体制を縮小する。</p> <p>また、非常災害対策本（支）部を設置しておく必要がなくなった場合は非常体制を解除する。</p>	エ その他	エ その他		
本 部	住 所	電話番号																					
京葉支社	船橋市湊町2-2-16	047-433-5160 (代)																					
東葛支社	柏市新柏1-13-2	04-7163-5606 (代)																					
項 目	内 容																						
ア 発 令	<p>(7) 本（支）部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき体制区分にしたがい、第1～3非常体制を発令する。</p> <p>(1) 上部機関が非常体制に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。</p> <p>(9) 支社において非常体制を発令した場合は、支店長へその旨報告する。</p>																						
イ 運 営	非常体制が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。																						
ウ 縮小・解除	<p>本（支）部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常体制を縮小する。</p> <p>また、非常災害対策本（支）部を設置しておく必要がなくなった場合は非常体制を解除する。</p>																						
エ その他	エ その他																						

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）					
		<p><u>非常災害の発生するおそれのある場合は、非常体制の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。</u></p> <p>⑤ <u>非常災害発生時の対策</u></p> <p><u>非常災害の発生した場合は、有効適切な処置を講じ万全を期するものとする。</u></p> <p>⑥ <u>被害復旧対策</u></p> <p><u>ア 復旧計画</u></p> <p><u>本部及び支部は、各施設の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。</u></p> <p><u>(7) 復旧応援隊の必要の有無</u></p> <p><u>(イ) 復旧作業隊の配置状況</u></p> <p><u>(ロ) 復旧資機材の調達</u></p> <p><u>(エ) 電力系統の復旧方法の検討</u></p> <p><u>(オ) 復旧作業の日程</u></p> <p><u>(カ) 仮復旧の完了見込み</u></p> <p><u>(キ) 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配</u></p> <p><u>(ク) その他必要対策</u></p> <p><u>イ 復旧順位</u></p> <p><u>各設備の復旧順位は、原則として下記によるものとするが、災害状況及び各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものより行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="362 1246 1149 1391"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>復旧順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(7) 送電設備</td> <td>a 全回線送電不能の主要線路</td> </tr> <tr> <td>b 全回線送電不能のその他の線路</td> </tr> </tbody> </table>	設備の種類	復旧順位	(7) 送電設備	a 全回線送電不能の主要線路	b 全回線送電不能のその他の線路		
設備の種類	復旧順位								
(7) 送電設備	a 全回線送電不能の主要線路								
	b 全回線送電不能のその他の線路								

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）								
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>c 一部回線送電不能の重要線路 d 一部回線送電不能のその他の線路</td> </tr> <tr> <td>(イ) 変電設備</td> <td>a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 b 都心部に送電する系統の送電用変電所 c 重要施設に供給する配電用変電所</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 通信設備</td> <td>a 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線 b 保守用回線 c 業務用回線</td> </tr> <tr> <td>(エ) 配電設備</td> <td>a この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、配水設備、県民センター（事務連絡）、官公署、警察消防、N T T、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。 b 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する</td> </tr> </table> <p>⑦ 復旧応援隊の組織及び運営 被害が多大で、当該非常災害対策本（支）部のみでは早期復旧が困難な場合には、「復旧応援隊の運営」に基づき復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。</p> <p>⑧ 復旧用資機材等の調達及び輸送 ア 非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに本部に要請し、復旧体制を整える。 イ 連絡不能等で、かつ早期復旧を要するためやむを得ず資機材を現地調達した場合は、事後速やかに所定の手続きを行う。 ウ 非常災害対策本（支）部は、復旧用資機材の陸上輸送が不可能</p>		c 一部回線送電不能の重要線路 d 一部回線送電不能のその他の線路	(イ) 変電設備	a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 b 都心部に送電する系統の送電用変電所 c 重要施設に供給する配電用変電所	(ウ) 通信設備	a 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線 b 保守用回線 c 業務用回線	(エ) 配電設備	a この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、配水設備、県民センター（事務連絡）、官公署、警察消防、N T T、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。 b 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する		
	c 一部回線送電不能の重要線路 d 一部回線送電不能のその他の線路											
(イ) 変電設備	a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 b 都心部に送電する系統の送電用変電所 c 重要施設に供給する配電用変電所											
(ウ) 通信設備	a 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線 b 保守用回線 c 業務用回線											
(エ) 配電設備	a この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、配水設備、県民センター（事務連絡）、官公署、警察消防、N T T、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。 b 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する											

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><u>な場合は、船舶及び航空機等による輸送を行う。</u></p> <p>⑨ <u>災害速報</u></p> <p><u>災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努める。</u></p> <p>(2) <u>復旧作業上の留意事項</u></p> <p>① <u>復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車に所定の標識を掲示して東京電力復旧作業隊であることを明示する。</u></p> <p>② <u>河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所での復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。</u></p> <p>③ <u>幹線道路は、復旧資機材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊、折損電柱等は、早期に取り除く。</u></p> <p>(3) <u>非常災害前の対策</u></p> <p>① <u>情報連絡</u></p> <p><u>ア 給電所、テレビ、ラジオ等を通じて台風の接近、風速、降雨量その他の情報入手に努め、「天気図」を作成する等動静の把握に万全を期するとともに、これらを各組織相互で緊密に連絡する。</u></p> <p><u>イ 災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疏通を確認しておく。なお、電話</u></p>		<p>(2) <u>震災時の応急措置</u></p> <p>① <u>資機材の調達</u></p> <p><u>第一線機関等においては、予備品、貯蔵品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかな確保に努める。</u></p> <p><u>ア 第一線機関等相互の流用</u></p> <p><u>イ 現地調達</u></p> <p><u>ウ 非常災害対策本部に対する応急資機材の請求</u></p> <p>② <u>人員の動員、連絡の徹底</u></p> <p><u>災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。</u></p> <p>③ <u>震災時における危険予防措置</u></p> <p><u>災害発生時、原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により送電が危険であり、事故を誘発するおそれがあると判断した場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じることがある。</u></p> <p>(3) <u>応急復旧対策</u></p> <p>① <u>被害状況の早期把握</u></p> <p><u>迅速な応急措置を行うため、被害状況の早期把握に努める。</u></p> <p>② <u>感電事故、漏電による出火を防止するため、広報車等により広報を行うほか、「鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書」に基づき、停電広報を依頼する。</u></p> <p>③ <u>電力施設の被害状況、復旧状況、復旧予定についての的確な広報を行う。</u></p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><u>の使用順位については、「通信設備及び電子施設保守運用規則」による。</u></p> <p><u>ウ 当社の保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT電話、警察電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。</u></p> <p>② 各設備の予防強化</p> <p>ア 業務設備</p> <p><u>既設の設備並びに建設中の設備の応急防災は、支店並びに第一線機関等の総務担当グループが他グループの応援を得て行うこととし、下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。</u></p> <p>(ア) 要員の確保</p> <p><u>非常災害の発生するおそれのある場合は、総務班員による社屋防護班を編成しておく。</u></p> <p>(イ) 防火、防水、救命用器などの点検整備</p> <p>(ロ) 非常時持出物品の搬出準備</p> <p>(ハ) 防火扉の開閉点検</p> <p>(ニ) 建物の補強</p> <p>(ホ) 建設中の設備及び資材等の補強並びに損害防止</p> <p>(ヘ) 排水設備の点検整備</p> <p>イ その他の設備（配電、給電、変電、送電、電子通信設備等）</p> <p><u>業務設備以外の応急防災対策については、前項に準じることとするが、特に下記事項について措置を講じておく。</u></p> <p>(ア) 洪水、高潮等の被害を受けるおそれのある事業所については、諸施設の災害予防について応急対策を強化する。なお、利根川及び荒川の洪水予報については、別途「利根川、荒川洪水予報伝達系統」の定めにより運用する。</p> <p>(イ) 配電、変電、送電、電子通信等の設備で工事中あるいは仮工</p>		



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><u>事のもの、速やかに本工事を完成するか補強処置を講ずる。</u></p> <p><u>(ウ) その他設備ごとに状況に応じて対策を立て強化を図る。</u></p> <p><u>(エ) 上記の対策を実施する場合は、請負会社を特命して応急工事を実施することができる。</u></p> <p><u>ウ 要員の動員、連絡の徹底</u></p> <p><u>(ア) 支店及び各第一線機関等は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成標示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。</u></p> <p><u>(イ) 支店及び第一線機関等は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。</u></p> <p><u>(ウ) 各構成員は、常に気象情報その他の情報に留意し、非常体制が発令された場合は速やかに担当業務を実施する。</u></p> <p><u>(エ) 所定勤務時間外における構成員の連絡方法については、あらかじめ定めておく。また構成員が交通途絶により動員に応じられないときは、その旨を速やかに連絡し指示を受けるか、あるいは最寄りの事業所に出動し、その長の指揮下に入る。</u></p> <p><u>(オ) 他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種体制に入り得るよう受入体制に配慮する。</u></p> <p><u>エ 工具、機動力、資機材等の整備確認</u></p> <p><u>あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し復旧工事に支障のないよう手配するものとする。</u></p> <p><u>オ 公衆感電障害事故防止</u></p> <p><u>新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR車、ビラ、その他適切</u></p>		

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><u>な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。</u></p> <p><u>(7) 無断昇柱、無断工事を禁止すること。</u></p> <p><u>(4) 不良箇所（電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。</u></p> <p><u>(ウ) 断線又は垂下している電線には絶対に触らないこと。</u></p> <p><u>(エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと。又、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。</u></p> <p><u>(4) 災害発生時の対策</u></p> <p><u>① 各設備の運転保守について</u></p> <p><u>ア 災害発生時といえども需要家サービス並びに治安維持のため、原則として送電を継続する。</u></p> <p><u>イ 浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能の予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>② 被害状況の収集、周知</u></p> <p><u>全般的な災害状況把握は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。</u></p> <p><u>ア 被害状況の収集</u></p> <p><u>(7) 本部</u></p> <p><u>a 電話連絡可能の場合は、各支部より状況報告を受け、速やかに被害全般を掌握する。</u></p> <p><u>b 電話連絡不可能の場合は、あらかじめ定められた方法によるほか、必要に応じて舟艇、航空機等を利用して連絡に努め</u></p>		

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><u>るとともに、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集などあらゆる方法を講じて速やかに被害の全般を掌握する。</u></p> <p>(イ) 支部</p> <p>a <u>各支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努める。</u></p> <p>b <u>被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努める。</u></p> <p>イ 被害状況の周知</p> <p>(ア) <u>本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、PR車、ビラ等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。</u></p> <p>(イ) <u>監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力方を要請する。</u></p>		
				時点修正
211	風-3-93	<p>(略)</p> <p><b>5 通信施設</b></p> <p>(1) 東日本電信電話株式会社</p> <p>(略)</p> <p>② 発災時の応急措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 応急措置</p> <p>災害により通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、応急措置を行う。</p> <p>(略)</p>	風-3-89	<p>(略)</p> <p><b>5 通信施設</b></p> <p>(1) 東日本電信電話株式会社</p> <p>(略)</p> <p>② 発災時の応急措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 応急措置</p> <p>災害により通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、応急措置を行う。</p> <p>(略)</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
				文言修正
212	風-3-94	<p>(略)</p> <p>(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (略)</p> <p>② 応急措置</p> <p>災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。</p>	風-3-89	<p>(略)</p> <p>(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (略)</p> <p>② 応急措置</p> <p>災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。</p>
				文言修正

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)
213	風-3-96	<p><b>第 2 交通施設等</b></p> <p><b>1 道路・橋梁</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路の復旧対策 (略)</p>	<p>風-3-91 ~92</p> <p><b>第 2 交通施設等</b></p> <p><b>1 道路・橋梁</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>緊急車両の通行ルートの確保</u></p> <p><u>都市建設 2 班～4 班は、道路上に放置車両や立ち往生した車両が発生した場合に災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急車両の通行を確保するために緊急の必要があると認められるときは、災害対策基本法に基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p>① <u>放置車両対策</u></p> <p><u>あらかじめ区間を指定して以下を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転手等に対して移動を命令。</u></li> <li>・<u>運転者不在時等は、道路管理者が自ら車両を移動。(やむを得ない限度で破損することができる。)</u></li> </ul> <p>② <u>土地の一時使用</u></p> <p><u>①の措置のためやむを得ない場合、道路管理者は沿道等の他人の土地の一時使用、及び、竹木その他の障害物の処分ができる。</u></p> <p>③ <u>国・県との連携・調整</u></p> <p><u>災害対策基本法に基づき、国・県からの指示を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ道路管理者等に対し道路啓開を要請する。</u></p> <p>(4) 道路の復旧対策 (略)</p> <p>道路管理者による放置車両及び立ち往生車両対策について追加 【災対法第 7 6 条の 6】</p>	

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)												
214	風-3-98	<p><b>第 15 節 文教・保育対策</b></p> <p>(略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援班	(略)	(略)	(略)	(略)	風-3-94	<p><b>第 15 節 文教・保育対策</b></p> <p>(略)</p> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援1班・2班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>組織改正による時点修正</p>	(略)	責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援1班・2班	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援班															
(略)	(略)															
(略)	(略)															
(略)	責 任 者：健康福祉部長 担 当：避難所支援1班・2班															
(略)	(略)															
(略)	(略)															

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
215	風-3-98	<p>(略)</p> <p><b>4 応急保育等の実施</b></p> <p>避難所支援班は、施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育園を設け、応急保育等を実施する。</p> <p>交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育することができる。</p> <p>また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。</p> <p><b>第 2 応急教育</b></p> <p><b>1 児童・生徒の安全確保</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 保護者への引き渡し</p> <p>児童・生徒は、災害発生後又は発生するおそれのある場合、各学校の危機管理マニュアルに基づき、学校にて保護者に引き渡す。保護者への引渡しが出来なかつたり、<u>帰宅経路の安全が確保できない場合は、学校待機等を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 避難所開設への協力</b></p> <p>避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、災害があった場合は、避難所を開設し、避難者を体育館等へ案内する。</p> <p>また、施設の職員等は、避難所 1 班～ 5 班、避難所支援班と連携して避難所の運営に協力する。</p>	風-3-95	<p>(略)</p> <p><b>4 応急保育等の実施</b></p> <p>避難所支援<u>2</u>班は、施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育園を設け、応急保育等を実施する。</p> <p>交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育することができるよう体制の構築を図る。</p> <p>また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。</p> <p><b>第 2 応急教育</b></p> <p><b>1 児童・生徒の安全確保</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 保護者への引き渡し</p> <p>児童・生徒は、災害発生後又は発生するおそれのある場合、各学校の危機管理マニュアルに基づき、学校にて保護者に引き渡す。保護者への引渡しが出来ない、<u>又は帰宅経路の安全が確保できない場合は、学校待機等を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 避難所開設への協力</b></p> <p>避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、災害があった場合は、避難所を開設し、避難者を体育館等へ案内する。</p> <p>また、施設の職員等は、避難所 1 班～ 5 班、避難所支援<u>1</u>班・<u>2</u>班と連携して避難所の運営に協力する。</p>
				組織改正による時点修正、文言修正

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																																																																								
216	風-3-102	<p><b>第 16 節 災害時要援護者対策</b></p> <p>◆項目と活動時期</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 1 在宅災害時要援護者 への対応</td> <td>1 災害時要援護者の安全確認</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 災害時要援護者への在宅での支援</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>第 1 在宅災害時要援護者への対応</td> <td>責 任 者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班、秘書広報班、総務企画 1 班・2 班、 担 当：避難所 1 班～5 班 関係機関：社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班 関係機関：社会福祉協議会、社会福祉施設</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	第 1 在宅災害時要援護者 への対応	1 災害時要援護者の安全確認			(略)			3 災害時要援護者への在宅での支援			(略)	(略)			(略)	(略)			(略)	(略)			(略)	(略)			第 1 在宅災害時要援護者への対応	責 任 者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班、秘書広報班、総務企画 1 班・2 班、 担 当：避難所 1 班～5 班 関係機関：社会福祉協議会	(略)	責 任 者：健康福祉部長 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班 関係機関：社会福祉協議会、社会福祉施設	(略)	(略)	風-3-98 ～99	<p><b>第 16 節 要配慮者対策</b></p> <p>◆項目と活動時期</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 1 要配慮者への 対応</td> <td>1 在宅要配慮者の安全確認</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 要配慮者への在宅での支援</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>第 1 要配慮者への対応</td> <td>責 任 者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担 当：健康福祉 1 班、健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班、 高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、 総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班 関係機関：社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班 関係機関：社会福祉協議会、社会福祉施設</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	第 1 要配慮者への 対応	1 在宅要配慮者の安全確認			(略)			3 要配慮者への在宅での支援			(略)	(略)			(略)	(略)			(略)	(略)			(略)	(略)			第 1 要配慮者への対応	責 任 者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担 当：健康福祉 1 班、健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班、 高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、 総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班 関係機関：社会福祉協議会	(略)	責 任 者：健康福祉部長 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班 関係機関：社会福祉協議会、社会福祉施設	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																									
第 1 在宅災害時要援護者 への対応	1 災害時要援護者の安全確認																																																																											
	(略)																																																																											
	3 災害時要援護者への在宅での支援																																																																											
(略)	(略)																																																																											
(略)	(略)																																																																											
(略)	(略)																																																																											
(略)	(略)																																																																											
第 1 在宅災害時要援護者への対応	責 任 者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班、秘書広報班、総務企画 1 班・2 班、 担 当：避難所 1 班～5 班 関係機関：社会福祉協議会																																																																											
(略)	責 任 者：健康福祉部長 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班 関係機関：社会福祉協議会、社会福祉施設																																																																											
(略)	(略)																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																									
第 1 要配慮者への 対応	1 在宅要配慮者の安全確認																																																																											
	(略)																																																																											
	3 要配慮者への在宅での支援																																																																											
(略)	(略)																																																																											
(略)	(略)																																																																											
(略)	(略)																																																																											
(略)	(略)																																																																											
第 1 要配慮者への対応	責 任 者：健康福祉部長、総務企画部長、生涯学習部長 担 当：健康福祉 1 班、健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班、 高齢者福祉班、衛生医療班、秘書広報班、 総務企画 1 班・2 班、避難所 1 班～5 班 関係機関：社会福祉協議会																																																																											
(略)	責 任 者：健康福祉部長 担 当：健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班、高齢者福祉班、 担 当：衛生医療班 関係機関：社会福祉協議会、社会福祉施設																																																																											
(略)	(略)																																																																											



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p><b>第 1 <u>在宅災害時要援護者への対応</u></b></p> <p><b>1 <u>災害時要援護者の安全確認</u></b></p> <p>(1) 安否確認</p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、自治会、自主防災組織及び福祉関係団体等と協力して、浸水や土砂災害等の災害危険被災地区の<u>災害時要援護者</u>の安否確認を行う。災害状況によっては、移送の要否等を検討する。</p> <p>(2) 避難誘導</p> <p><u>災害時要援護者の避難は、原則として</u>地区の自治会、自主防災組織等が誘導する。</p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、<u>高齢者・幼児・傷病者等</u>が避難困難な状況にある場合、市有車両等で輸送する。</p>		<p><b>第 1 <u>要配慮者への対応</u></b></p> <p><b>1 <u>在宅要配慮者の安全確認</u></b></p> <p>(1) 安否確認</p> <p><u>健康福祉 1 班、健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、自治会、自主防災組織及び福祉関係団体等と協力して、浸水や土砂災害等の災害危険被災地区の要配慮者の安否確認を行う。災害状況によっては、移送の要否等を検討する。</u></p> <p>(2) 避難誘導</p> <p><u>在宅要配慮者の避難は、家族、近隣住民及び</u>地区の自治会、自主防災組織等が誘導する。</p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、<u>要配慮者等</u>が避難困難な状況にある場合、市有車両等で輸送する。</p> <p>(3) <u>被災した要配慮者への支援</u></p> <p><u>市は県及び関係機関等と協力し、被災した要配慮者について速やかに適切な支援を実施する。</u></p> <p><u>ア 市内での対応が困難な場合、国、県又は近隣市の施設等へ緊急入所等の要請</u></p> <p><u>イ 身内による引取り等の対応</u></p> <p><u>ウ 介護ボランティアを活用したケア体制の確保と実施</u></p> <hr/> <p>文言修正、組織改正による時点修正</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）												
217	風-3-103	<p>(略)</p> <p><b>2 避難所等での支援</b></p> <p>(1) 避難所における援護対策</p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援班は、避難所において、避難所 1 班～5 班と連携し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次にあげる対策を行う。</p> <p>■<u>避難所における災害時要援護者への支援</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者専用スペースの確保</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2) 広報活動への配慮</p> <p>秘書広報班は、総務企画 1 班・2 班に対し手話ボランティアや移動等介助ボランティア等の派遣を要請し、避難所にて視聴覚障がい者に対し手話等で広報活動を行う。</p> <p>また、避難所運営組織やボランティア等を介して、直接、<u>災害時要援護者</u>等に情報を伝達するなど配慮する。</p> <p>(3) 巡回ケアサービス等の実施</p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、衛生医療班は、避難所の<u>災害時要援護者</u>に対して、医師や保健師等による巡回ケアサービスを行うとともに、ヘルパー、ボランティア等による相談、介助等を行う。</p> <p>(4) 相談窓口の設置</p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班、衛生医療班は、<u>災害時要援護者</u>のための相談窓口を設置し、保健、福祉等総合的な相談に応じる。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	災害時要援護者専用スペースの確保	(略)	風-3-99 ～100	<p>(略)</p> <p><b>2 避難所等での支援</b></p> <p>(1) 避難所における援護対策</p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>は、避難所において、避難所 1 班～5 班と連携し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次にあげる対策を行う。</p> <p>■<u>避難所における要配慮者への支援</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者専用スペースの確保</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2) 広報活動への配慮</p> <p>秘書広報班は、総務企画 1 班・2 班に対し手話ボランティアや移動等介助ボランティア等の派遣を要請し、避難所にて視聴覚障がい者に対し手話等で広報活動を行う。</p> <p>また、避難所運営組織やボランティア等を介して、直接、<u>要配慮者</u>等に情報を伝達するなど配慮する。</p> <p>(3) 巡回ケアサービス等の実施</p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>、高齢者福祉班、衛生医療班は、避難所の<u>要配慮者</u>に対して、医師や保健師等による巡回ケアサービスを行うとともに、ヘルパー、ボランティア等による相談、介助等を行う。</p> <p>(4) 相談窓口の設置</p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>、高齢者福祉班、衛生医療班は、<u>要配慮者</u>のための相談窓口を設置し、保健、福祉等総合的な相談に応じる。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	要配慮者専用スペースの確保	(略)
(略)	(略)															
(略)	(略)															
災害時要援護者専用スペースの確保	(略)															
(略)	(略)															
(略)	(略)															
要配慮者専用スペースの確保	(略)															

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<p>(5) 社会福祉施設等への入所</p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、社会福祉施設等を福祉避難所に指定し、避難所で介護等が困難な<u>災害時要援護者</u>を可能な限り入所させる。</p> <p>(6) <u>災害時要援護者</u>の特性を踏まえた支援の実施</p> <p><u>災害時要援護者</u>は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点が異なる。集団で生活を営むことが困難な<u>災害時要援護者</u>に対しては空き教室を利用する等の対応をとり、新生児・乳児・妊産婦へは保健師の巡回によるきめ細やかな支援を行う等、それぞれの特徴を踏まえた対応及び支援を行う。</p> <p>また、廃用性症候群の予防など、避難所生活における<u>災害時要援護者</u>の身体機能の低下を防ぐための対応及び支援についても配慮する。</p>		<p>(5) 社会福祉施設等への入所</p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、社会福祉施設等を福祉避難所に指定し、避難所で介護等が困難な<u>要配慮者</u>を可能な限り入所させる。</p> <p>(6) <u>要配慮者</u>の特性を踏まえた支援の実施</p> <p><u>要配慮者</u>は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点が異なる。集団で生活を営むことが困難な<u>要配慮者</u>に対しては空き教室を利用する等の対応をとり、新生児・乳児・妊産婦へは保健師の巡回によるきめ細やかな支援を行う等、それぞれの特徴を踏まえた対応及び支援を行う。</p> <p>また、廃用性症候群の予防など、避難所生活における<u>要配慮者</u>の身体機能の低下を防ぐための対応及び支援についても配慮する。</p>
				文言修正、組織改正による時点修正
218	風-3-104	<p><b>3 災害時要援護者要配慮者の在宅での支援</b></p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、災害によるショック及び被災生活の長期化に対応するため、被災地等において、<u>災害時要援護者</u>に対し、ケースワーカー、ケアマネージャー、ホームヘルパー等による居宅生活支援による巡回相談等に努める。</p> <p><b>4 仮設住宅での支援</b></p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援班、高齢者福祉班は、仮設住宅においても、巡回ケアサービス、広報活動等を行い、<u>災害時要援護者</u>の生活を支援する。</p> <p>また、仮設住宅にサポートセンターを併設し、交流スペースの確保や孤独死を防ぐための見守り体制を構築し、支援に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 社会福祉施設入所者への対策</b></p>	風-3-100	<p><b>3 在宅での支援</b></p> <p>健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、災害によるショック及び被災生活の長期化に対応するため、<u>要配慮者</u>に対し、ケースワーカー、ケアマネージャー、ホームヘルパー等による居宅生活支援による巡回相談等に努める。</p> <p><b>4 仮設住宅での支援</b></p> <p>健康福祉 2 班、避難所支援 1 班・2 班、高齢者福祉班は、仮設住宅においても、巡回ケアサービス、広報活動等を行い、<u>要配慮者</u>の生活を支援する。</p> <p>また、仮設住宅にサポートセンターを併設し、交流スペースの確保や孤独死を防ぐための見守り体制を構築し、支援に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 社会福祉施設入所者等への対策</b></p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）				
		<p><b>1 災害発生時の安全確保</b></p> <p>社会福祉施設の管理者及び健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、入所者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。</p> <p>また、火災が発生した場合、社会福祉施設の職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。</p>		<p><b>1 災害発生時の安全確保</b></p> <p>社会福祉施設の管理者及び健康福祉 2 班、高齢者福祉班は、入所者等の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。</p> <p>また、火災が発生した場合、社会福祉施設の職員は消防署に通報するとともに初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。</p>				
		文言修正、組織改正による時点修正						
219	風-3-106	<p><b>第 17 節 災害ボランティアへの協力</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 ボランティアの受入れ</b></p> <p>1 活動拠点の設置</p> <p>総務企画 1 班・2 班は、社会福祉協議会と協力して、総合福祉保健センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付け、登録を行う。</p> <p>また、市又は県で登録をせずに、直接、避難所で申し出のあるボランティアは、ボランティア活動センターに誘導する。</p> <p>なお、専門ボランティアについては、各活動担当が中心となって対応する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 ボランティアへの活動支援</b></p> <p>1 ボランティア活動</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">活動内容</td> </tr> </table>	区分	活動内容	風-3-102 ~103 s	<p><b>第 17 節 災害ボランティアへの協力</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 ボランティアの受入れ</b></p> <p>1 活動拠点の設置</p> <p>総務企画 1 班・2 班は、社会福祉協議会と協力して、総合福祉保健センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付け、登録を行う。</p> <p>また、市又は県で登録をせずに、直接、避難所で申し出のあるボランティアは、災害ボランティアセンターに誘導する。</p> <p>なお、専門ボランティアについては、各活動担当が中心となって対応する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 ボランティアへの活動支援</b></p> <p>1 ボランティア活動</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">活動内容</td> </tr> </table>	区分	活動内容
区分	活動内容							
区分	活動内容							

No	頁	修正前（平成 25 年度）		頁	修正後（平成 29 年度）	
		(略)	(略) ③ 災害時要援護者の介護（手話通訳、介護士） (略) ⑨ 高齢者や障がい者等災害時要援護者要配慮者の介護（社会福祉士、介護福祉士等） ⑩ その他専門的知識、技能を要する活動等		(略)	(略) ③ 要配慮者の介護（社会福祉士、介護士） (略) ⑨ 通訳（手話通訳、外国語通訳等） ⑩ その他専門的知識、技能を要する活動等
		(略)	(略) ④ 災害時要援護者の介護、生活支援、精神面の補助 (略)		(略)	(略) ④ 要配慮者の介護、生活支援、精神面の補助 (略)
		(略)			(略)	
						文言修正

No	頁	修正前 (平成 25 年度)	頁	修正後 (平成 29 年度)																																																								
220	風-3-109	<p><b>第 18 節 帰宅困難者等対策</b></p> <p>◆項目と活動時期</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 災害時要援護者等の視点からの対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>責任者：市民生活部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所 1 班～ 5 班、避難所支援班、 関係機関：防災関係機関</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)			(略)			(略)	(略)			(略)			3 災害時要援護者等の視点からの対策			(略)	(略)	(略)	責任者：市民生活部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所 1 班～ 5 班、避難所支援班、 関係機関：防災関係機関	風-3-105	<p><b>第 18 節 帰宅困難者等対策</b></p> <p>◆項目と活動時期</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 要配慮者等の視点からの対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◆実施担当</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>責任者：市民生活部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所 1 班～ 5 班、避難所支援 1 班・ 2 班 関係機関：防災関係機関</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>文言修正、組織改正による時点修正</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)			(略)			(略)	(略)			(略)			3 要配慮者等の視点からの対策			(略)	(略)	(略)	責任者：市民生活部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所 1 班～ 5 班、避難所支援 1 班・ 2 班 関係機関：防災関係機関
(略)	(略)	(略)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																											
	(略)																																																											
	(略)																																																											
(略)	(略)																																																											
	(略)																																																											
	3 災害時要援護者等の視点からの対策																																																											
(略)	(略)																																																											
(略)	責任者：市民生活部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所 1 班～ 5 班、避難所支援班、 関係機関：防災関係機関																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																									
(略)	(略)																																																											
	(略)																																																											
	(略)																																																											
(略)	(略)																																																											
	(略)																																																											
	3 要配慮者等の視点からの対策																																																											
(略)	(略)																																																											
(略)	責任者：市民生活部長 担当：事務局、秘書広報班、避難所 1 班～ 5 班、避難所支援 1 班・ 2 班 関係機関：防災関係機関																																																											

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
221	風-3-110	<p>(略)</p> <p><b>第 2 帰宅困難者等に対する支援</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 一時滞在施設への誘導</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 一時滞在施設の運営</p> <p>避難所 1～5 班、避難所支援班は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。</p> <p>帰宅困難者等の一時滞在施設は、市の指定避難所が含まれるため、スペースの割当てや物資提供についてあらかじめ「避難所運営マニュアル」に位置づけ、女性や子どもの安全確保や避難した市民とのトラブルが発生しないよう配慮する。</p> <p>また、帰宅困難者等に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。</p>	風-3-106	<p>(略)</p> <p><b>第 2 帰宅困難者等に対する支援</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 一時滞在施設への誘導</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 一時滞在施設の運営</p> <p>避難所 1～5 班、避難所支援 <u>1 班・2 班</u>は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。</p> <p>帰宅困難者等の一時滞在施設は、市の指定避難所が含まれるため、スペースの割当てや物資提供についてあらかじめ「避難所運営マニュアル」に位置づけ、女性や子どもの安全確保や避難した市民とのトラブルが発生しないよう配慮する。</p> <p>また、帰宅困難者等に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。</p> <p>-----</p> <p>組織改正による時点修正</p>
222	風-3-111	<p><b>3 災害時要援護者等の視点からの対策</b></p> <p>帰宅困難者対策においても、<u>災害時要援護者（特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人）</u>や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。</p>	風-3-106	<p><b>3 要配慮者等の視点からの対策</b></p> <p>帰宅困難者対策においても、<u>特に要配慮者</u>や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。</p> <p>-----</p> <p>文言修正</p>

【第3編 風水害編 第4章】

No	頁	修正前（平成25年度）	頁	修正後（平成29年度）
223	風-4-2	<p>・(4) 被災者生活再建<u>資金</u></p> <p>社会福祉課は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。</p>	風-4-2	<p>・(4) 被災者生活再建<u>支援金</u></p> <p>社会福祉課は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。</p> <p>・(5) 千葉県被災者生活再建支援金</p> <p><u>社会福祉課は、同一の災害による住宅の全壊被害が10世帯に満たないなど、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない場合で、原則として、練炭した市町村の区域内の被害が合計10世帯において、被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。</u></p> <p><u>支援金の内容は、(4) 被災者生活再建支援金に準ずる。</u></p> <p>-----</p> <p>新規創設された千葉県の支援金を追記</p>
224	風-4-2	<p>■被災者生活再建<u>資金</u>の内容</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">(表略)</div>	風-4-3	<p>■被災者生活再建<u>支援金</u>の内容</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">(表略)</div> <p>-----</p> <p>文言修正</p>
No	頁	修正前（平成25年度）	頁	修正後（平成29年度）



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）																		
225	風-4-5	<p>■税の減免の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税 目</th> <th>減免の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税</td> <td>被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。</td> </tr> <tr> <td>固定資産税・都市計画税</td> <td>災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。</td> </tr> <tr> <td>特別土地保有税</td> <td>災害により著しく価値を減じた土地について行う。</td> </tr> </tbody> </table>	税 目	減免の内容	市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。	固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。	軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。	特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。	風-4-6	<p>■税の減免の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税 目</th> <th>減免の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税</td> <td>被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。</td> </tr> <tr> <td>固定資産税・都市計画税</td> <td>災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>課税対象及び新規課税がなくなったため削除。</p>	税 目	減免の内容	市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。	固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。	軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
税 目	減免の内容																					
市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。																					
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。																					
軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。																					
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。																					
税 目	減免の内容																					
市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。																					
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。																					
軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。																					

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
226	風-4-9	<p><b>第 4 章 災害復旧計画</b> (略)</p> <p><b>第 3 節 災害復興</b> <b>第 1 基本的な考え方</b></p> <p>大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携することなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとし、併せて、障がい者等<u>災害時要援護者</u>の参画を促進する。</p> <p>また、復興に当っては、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組み、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</p>	風-4-9	<p><b>第 4 章 災害復旧計画</b> (略)</p> <p><b>第 3 節 災害復興</b> <b>第 1 基本的な考え方</b></p> <p>大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携することなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。</p> <p>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとし、併せて、障がい者等<u>要配慮者</u>の参画を促進する。</p> <p>また、復興に当っては、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組み、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</p> <hr/> <p>文言修正</p>

【第4編 大規模事故編】

No	頁	修正前（平成25年度）	頁	修正後（平成29年度）
227	大-1-1	<p><b>第1章 総論</b></p> <p><b>第1節 基本的考え方</b></p> <p><b>第1 計画の目的</b> (略)</p> <p><b>2 対象とする災害</b></p> <p>大規模事故として対象となる災害は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する大規模な事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与えるものである。</p> <p>なお、下記に想定されていない災害で、大規模事故に類する災害についても、この計画に定められた規定を準用する。 (略)</p>	大-1-1	<p><b>第1章 総論</b></p> <p><b>第1節 基本的考え方</b></p> <p><b>第1 計画の目的</b> (略)</p> <p><b>2 対象とする災害</b></p> <p>大規模事故として対象となる災害は、災害対策基本法第2条第1号及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する大規模な事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与えるものである。</p> <p>なお、下記に想定されていない災害で、大規模事故に類する災害についても、この計画に定められた規定を準用する。 (略)</p> <hr/> <p>文言修正</p> <p>※災害対策基本法第2条は用語の定義としているが、「災害」については、第2条第1号に規定しているため第1号を追記。</p>
228	大-2-2	<p><b>第2章 大規模火災等対策</b></p> <p><b>第1節 大規模火災対策</b> (略)</p> <p><b>第2 予防計画</b> (略)</p> <p><b>2 消防体制の充実</b> (略)</p> <p>(2) 建築物の防火対策 (略)</p>	大-2-2	<p><b>第2章 大規模火災等対策</b></p> <p><b>第1節 大規模火災対策</b> (略)</p> <p><b>第2 予防計画</b> (略)</p> <p><b>2 消防体制の充実</b> (略)</p> <p>(2) 建築物の防火対策 (略)</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           (略)            ② 消火、通報、避難等の訓練            ③ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施            ④ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施            (略)         </div> <p>(略)</p> <p><b>第 3 応急対策計画</b></p> <p><b>4 避難</b></p> <p>事務局は、火災が拡大し危険な区域に対し、<u>避難の勧告又は避難の指示</u>を発令し、安全な地域の避難所開設を指示する。</p> <p>避難所 1 班～5 班は、避難所に職員を派遣して開設する。</p> <p>消防班は、避難誘導にあたっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。</p> <p>なお、詳細は、地震編 第 3 章応急対策計画第 7 節「避難」参照。</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           (略)            ② 消火、通報、避難等の実践的かつ定期的な訓練の実施            ③ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備による機能維持            ④ 収容人員及び火気使用等に関する防火管理監督業務の実施            (略)         </div> <p>(略)</p> <p><b>第 3 応急対策計画</b></p> <p><b>4 避難</b></p> <p>事務局は、火災が拡大し危険な区域に対し、<u>避難勧告等（避難勧告、避難指示（緊急））</u>を発令し、安全な地域の避難所開設を指示する。</p> <p>避難所 1 班～5 班は、<u>指定避難所</u>に職員を派遣して開設する。</p> <p>消防班は、避難誘導にあたっては、<u>指定避難所</u>、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。</p> <p>なお、詳細は、地震編 第 3 章応急対策計画第 7 節「避難」参照。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>文言追加          屋内での退避等の安全確保措置を加筆【<u>災対法第 6 0 条</u>】</p>
229	大-2-4	<p><b>第 2 節 危険物災害対策</b></p> <p><b>第 1 基本方針</b></p> <p>危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。</p> <p>なお、危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。</p> <p>(略)</p>	大-2-4	<p><b>第 2 節 危険物災害対策</b></p> <p><b>第 1 基本方針</b></p> <p>危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。</p> <p>なお、危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」、<u>その他危害を生ずるおそれのある物品等</u>をいう。</p> <p>(略)</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
				文言修正 ※指定数量以内であっても危険であることから追記とする。
230	大-2-5	<p><b>第 3 応急対策計画</b> (略)</p> <p><b>4 避難</b> 事務局は、危険物災害により影響を受ける区域の住民に対し、<u>避難の勧告又は避難の指示</u>を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。</p> <p>避難所 1 班～ 5 班は、避難所に職員を派遣して開設する。 消防班は、避難誘導にあたっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。 なお、詳細は、地震編 第 3 章応急対策計画第 7 節「避難」参照。 (略)</p>	大-2-5	<p><b>第 3 応急対策計画</b> (略)</p> <p><b>4 避難</b> 事務局は、危険物災害により影響を受ける区域の住民に対し、<u>避難勧告等（避難勧告、避難指示（緊急））</u>を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。</p> <p>避難所 1 班～ 5 班は、<u>指定避難所</u>に職員を派遣して開設する。 消防班は、避難誘導にあたっては、<u>指定避難所</u>、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。 なお、詳細は、地震編 第 3 章応急対策計画第 7 節「避難」参照。 (略)</p> <hr/> <p>文言修正 屋内での退避等の安全確保措置を加筆【災対法第 6 0 条】</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
231	大-3-1	<p><b>第 3 章 公共交通等事故対策</b></p> <p><b>第 1 節 航空機災害対策</b></p> <p>（略）</p> <p>第 3 応急対策計画</p> <p><b>2 消火・救助・救急活動</b></p> <p>消防班は、<u>化学消防車</u>、化学消火薬剤等による消火活動を行う。</p> <p>また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。</p> <p>（略）</p> <p>衛生医療班は、災害現場に救護所を設置する。</p> <p>負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部、県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームが実施するが、緊急を要する場合又は不足する場合は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、千葉県<u>接骨師会</u>船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院に応援を要請する。</p> <p>（略）</p>	大-3-1	<p><b>第 3 章 公共交通等事故対策</b></p> <p><b>第 1 節 航空機災害対策</b></p> <p>（略）</p> <p>第 3 応急対策計画</p> <p><b>2 消火・救助・救急活動</b></p> <p>消防班は、化学消火薬剤等による消火活動を行う。</p> <p>また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。</p> <p>（略）</p> <p>衛生医療班は、災害現場に救護所を設置する。</p> <p>負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部、県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームが実施するが、緊急を要する場合又は不足する場合は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、<u>船橋薬剤師会</u>、<u>千葉県柔道整復師会</u>船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院に応援を要請する。</p> <p>（略）</p> <hr/> <p>文言修正、時点修正</p> <p>※化学消防車という名称は、中央消防署のみに配備されている車両であり、他署の水槽付消防ポンプ自動車等でも化学消火薬剤を使用した消火活動ができるため削除とする。</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
232	大-3-2	<p><b>5 避難</b></p> <p>事務局は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対し、<u>避難の勧告又は避難の指示</u>を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。</p> <p>避難所 1 班～ 5 班は、所管する避難所に職員を派遣して開設する。 なお詳細は、地震編 第 3 章応急対策計画第 7 節「避難」参照。</p> <p>（略）</p> <p><b>7 広報</b></p> <p>秘書広報班は、広報車、防災行政無線又は報道機関等を通じて、住民等に対し次の内容の広報を行う。</p> <p>■広報内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市及び関係機関が実施する応急対策の概要</li> <li>② <u>避難の指示、勧告及び避難先の指示</u></li> <li>③ 地域住民等への協力依頼</li> <li>④ その他必要な事項</li> </ul> </div>	大-3-2	<p><b>5 避難</b></p> <p>事務局は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対し、避難勧告等（避難勧告、避難指示（緊急））を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。</p> <p>避難所 1 班～ 5 班は、所管する<u>指定</u>避難所に職員を派遣して開設する。</p> <p>なお詳細は、地震編 第 3 章応急対策計画第 7 節「避難」参照。</p> <p>（略）</p> <p><b>7 広報</b></p> <p>秘書広報班は、広報車、防災行政無線又は報道機関等を通じて、住民等に対し次の内容の広報を行う。</p> <p>■広報内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市及び関係機関が実施する応急対策の概要</li> <li>② <u>避難勧告等（避難勧告、避難指示（緊急））及び避難先の指示</u></li> <li>③ 地域住民等への協力依頼</li> <li>④ その他必要な事項</li> </ul> </div>
				<p>文言修正</p> <p>屋内での退避等の安全確保措置を加筆【災対法第 6 0 条】</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
233	大-3-5	<p><b>第 2 節 鉄道災害対策</b> （略）</p> <p><b>第 3 応急対策計画</b> （略）</p> <p><b>4 避難</b></p> <p>事務局は、鉄道災害により影響を受ける区域の住民に対し、<u>避難の勧告又は避難の指示</u>避難の勧告又は避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。</p> <p>避難所 1 班～ 5 班は、所管する避難所に職員を派遣して開設する。また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い避難所を開設する。</p> <p>消防班等は、避難誘導にあたっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。</p> <p>なお、詳細は、地震編 第 3 章応急対策計画第 7 節「避難」参照。</p>	大-3-5	<p><b>第 2 節 鉄道災害対策</b> （略）</p> <p><b>第 3 応急対策計画</b> （略）</p> <p><b>4 避難</b></p> <p>事務局は、鉄道災害により影響を受ける区域の住民に対し、<u>避難勧告等（避難勧告、避難指示（緊急））</u>を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。</p> <p>避難所 1 班～ 5 班は、所管する<u>指定避難所</u>に職員を派遣して開設する。また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い避難所を開設する。</p> <p>消防班等は、避難誘導にあたっては、<u>指定避難所</u>、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。</p> <p>なお、詳細は、地震編 第 3 章応急対策計画第 7 節「避難」参照。</p>
				<p>文言修正 屋内での退避等の安全確保措置を加筆【災対法第 6 0 条】</p>



No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
234	大-3-7	<p><b>第 3 節 道路災害対策</b> （略）</p> <p><b>第 3 応急対策計画</b> （略）</p> <p>5 避難</p> <p>事務局は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、<u>避難の勧告又は避難の指示</u>避難の勧告又は避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。避難所 1 班～ 5 は、避難所に職員を派遣して開設する。</p> <p>消防班等は、避難誘導にあたっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。</p> <p>なお、詳細は、地震編 第 3 章応急対策計画第 7 節「避難」参照。</p> <p>6 広報</p> <p>秘書広報班は、<u>地域住民等の民心安定のため</u>、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難の勧告等を踏まえた警戒情報を広報する。</p>	大-3-7	<p><b>第 3 節 道路災害対策</b> （略）</p> <p><b>第 3 応急対策計画</b> （略）</p> <p>5 避難</p> <p>事務局は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、<u>避難勧告等（避難勧告、避難指示（緊急））</u>避難の勧告又は避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。避難所 1 班～ 5 は、<u>指定避難所</u>に職員を派遣して開設する。</p> <p>消防班等は、避難誘導にあたっては、<u>指定避難所</u>、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。</p> <p>なお、詳細は、地震編 第 3 章応急対策計画第 7 節「避難」参照。</p> <p>6 広報</p> <p>秘書広報班は、地域住民等に対し、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難の勧告等を踏まえた警戒情報を広報する。</p>
		<p>文言修正</p> <p>屋内での退避等の安全確保措置を加筆【災対法第 6 0 条】</p>		

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
235	大-4-1	<p><b>第 4 章 放射性物質事故対策</b></p> <p><b>第 1 節 基本方針</b></p> <p>（略）</p> <p>しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質事故対策の経験から、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、本計画に放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定めることとする。</p> <p>（略）</p>	大-4-1	<p><b>第 4 章 放射性物質事故対策</b></p> <p><b>第 1 節 基本方針</b></p> <p>（略）</p> <p>しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質事故対策の経験から、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、本計画に放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定めることとする。</p> <p>（略）</p>
				文言修正 ※大文字から小文字へ

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
236	大-4-2	<p><b>第 3 節 予防対策</b> （略）</p> <p><b>4 応急活動体制の整備</b> （略）</p> <p><b>(3) 防護資機材等の整備</b> 市は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。</p> <p><b>5 退避誘導体制の整備</b> 市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、特に放射性物質の影響を受けやすい、乳幼児、妊産婦、子ども、<u>少年少女</u>、また、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、その他の災害時要援護者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。</p>	大-4-2	<p><b>第 3 節 予防対策</b> （略）</p> <p><b>4 応急活動体制の整備</b> （略）</p> <p><b>(3) 防護資器材等の整備</b> 市は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする<u>化学防護服</u>や防塵マスクなどの防護資器材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。</p> <p><b>5 退避誘導体制の整備</b> 市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、特に<u>放射線</u>の影響を受けやすい、乳幼児、妊産婦、子ども、また、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、その他の<u>要配慮者</u>及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、<u>要配慮者</u>に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。</p> <hr/> <p>文言修正 ※「資機材」を「資器材」に修正 「子ども」と明記しているため、「少年少女」は削除 「放射性物質」は放射線を出す物質そのものを指すため、「放射線」に修正。</p>

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
237	大-4-3 ～ 大-4-5	<p><b>第 4 節 応急対策</b> (略)</p> <p><b>4 避難等の防護対策</b> 市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、国や県の指示等に基づき、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。 なお、特に放射性物質の影響を受けやすい、乳幼児、妊産婦、子ども、青少年少女への配慮（放射線の影響の少ない避難施設や避難環境の優先提供、安全な水・食料の優先提供など）が必要である。 (略)</p> <p><b>7 消防活動</b> 放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。 消防本部は、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、<u>消火活動方法</u>を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。</p> <p><b>8 広報相談活動</b> (略) (1) 広報活動 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、市ホームページ、かまがや安心 e メール、ツイッター等により行う。</p>	大-4-3 ～ 大-4-5	<p><b>第 4 節 応急対策</b> (略)</p> <p><b>4 避難等の防護対策</b> 市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、国や県の指示等に基づき、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。 なお、特に放射線の影響を受けやすい、乳幼児、妊産婦、子どもへの配慮（放射線の影響の少ない避難施設や避難環境の優先提供、安全な水・食料の優先提供など）が必要である。 (略)</p> <p><b>7 消防活動</b> 放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。 消防本部は、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、<u>活動方針</u>を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。</p> <p><b>8 広報相談活動</b> (略) (1) 広報活動 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、市ホームページ、かまがや安心 e メール、ツイッター、<u>フェイスブック</u>等により行う。</p>
				文言修正

No	頁	修正前（平成 25 年度）	頁	修正後（平成 29 年度）
238	大-4-6	<p><b>第 5 節 復旧対策</b> （略）</p> <p><b>5 風評被害対策</b> 国や県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。</p> <p><b>6 廃棄物等の適正な処理</b> 国や県等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。</p>	大-4-6	<p><b>第 5 節 復旧対策</b> （略）</p> <p><b>5 風評被害対策</b> 国や県等と連携し、各種モニタリング結果や放射性物質に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。</p> <p><b>6 廃棄物等の適正な処理</b> 国や県等と連携し、放射線により、汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。</p>
				<p>文言修正 ※「放射能」は、放射性物質が放射線を出す能力のことを指すため、「放射性物質」に修正。</p>